

2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>

1) 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 <Q1-1(1)>

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1573 団体（回答団体全体の 47.6%）である。

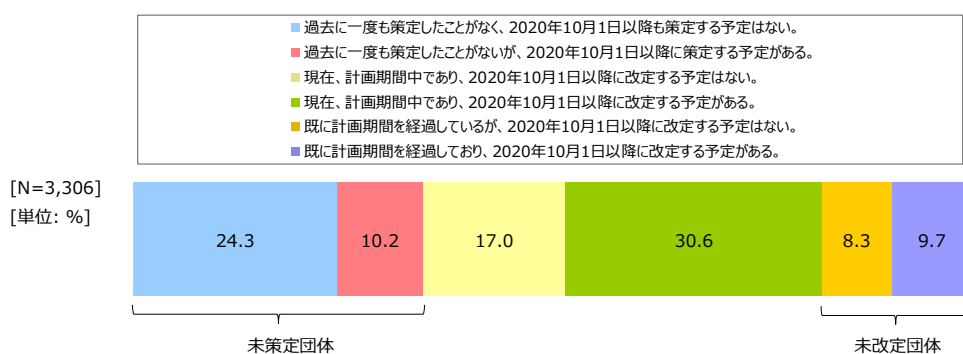
実行計画（事務事業編）を過去に一度も策定したことの無い“未策定団体”は 1,140 団体（同 34.5%）であり、うち 338 団体（同 10.2%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”である。

また、計画期間を経過している“未改定団体”は 593 団体（同 18.0%）であり、うち 320 団体（同 9.7%）は今後の改定予定がある“改定予定団体”である。

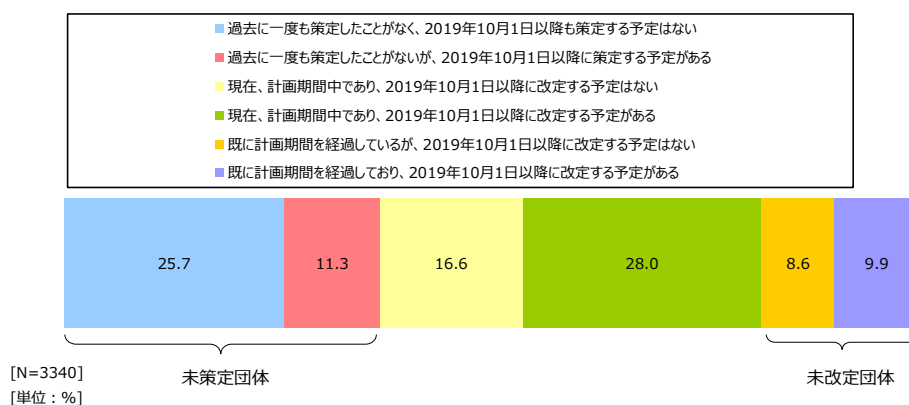
実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での 2,104 団体から 2,166 団体に増加した。

なお、基礎自治体においては、実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1130 団体（64.9%）となっている。

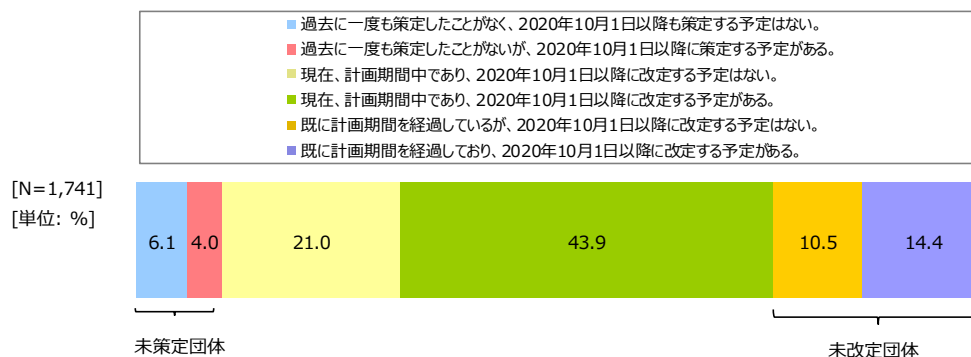
図表 36 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 37 令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】

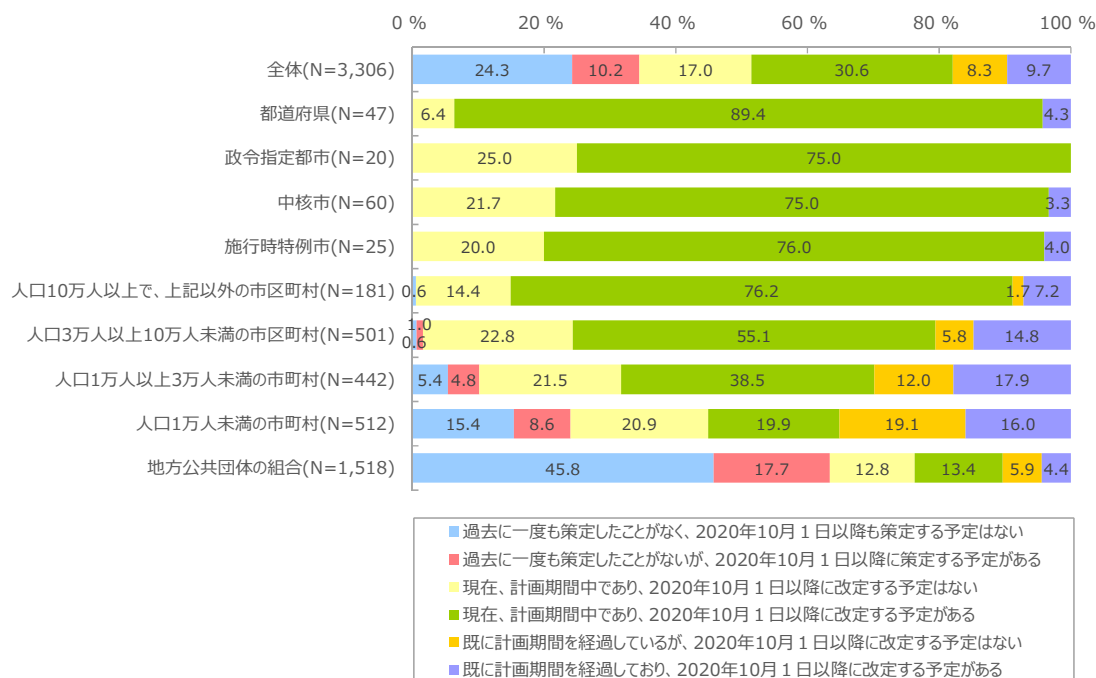


図表 38 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【基礎自治体】



	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定はない。	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定がある。	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない。	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある。	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない。	既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある。	合計
全体	107	70	365	765	183	251	1,741
比率	6.1	4.0	21.0	43.9	10.5	14.4	

図表 39 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】

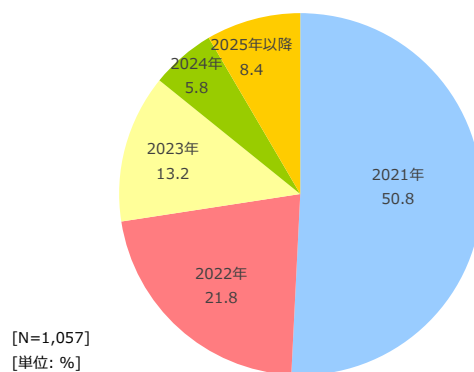


	過去、一度も策定する予定はないこと以降	過去、一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある	2020年度も策定する予定はないこと以降	2020年度も策定する予定がある	2020年度も策定する予定はないこと以降	2020年度も策定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定がある	合計
回答数	全体	802	338	563	1,010	273	320	3,306	
	都道府県	0	0	3	42	0	2	47	
	政令指定都市	0	0	5	15	0	0	20	
	中核市	0	0	13	45	0	2	60	
	施行時特例市	0	0	5	19	0	1	25	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	26	138	3	13	181	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	5	114	276	29	74	501	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	24	21	95	170	53	79	442	
	人口1万人未満の市町村	79	44	107	102	98	82	512	
	地方公共団体の組合	695	268	195	203	90	67	1,518	
比率 (%)	全体(N=3,306)	24.3	10.2	17.0	30.6	8.3	9.7		
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	6.4	89.4	0.0	4.3		
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0		
	中核市(N=60)	0.0	0.0	21.7	75.0	0.0	3.3		
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	20.0	76.0	0.0	4.0		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	0.0	14.4	76.2	1.7	7.2		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.6	1.0	22.8	55.1	5.8	14.8		
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	5.4	4.8	21.5	38.5	12.0	17.9		
	人口1万人未満の市町村(N=512)	15.4	8.6	20.9	19.9	19.1	16.0		
	地方公共団体の組合(N=1,518)	45.8	17.7	12.8	13.4	5.9	4.4		

2) 事務事業編の策定・改定予定年度 <Q1-1(1)>

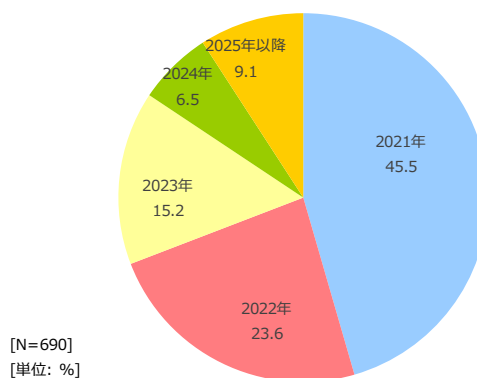
事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2021年度」(50.8%)が最も多く、「2022年度」(21.8%)、「2023年度」(13.2%)と続く。

図表 40 事務事業編の策定・改定予定年度



	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	537	230	140	61	89	1,057
比率 (%)	50.8	21.8	13.2	5.8	8.4	

図表 41 事務事業編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



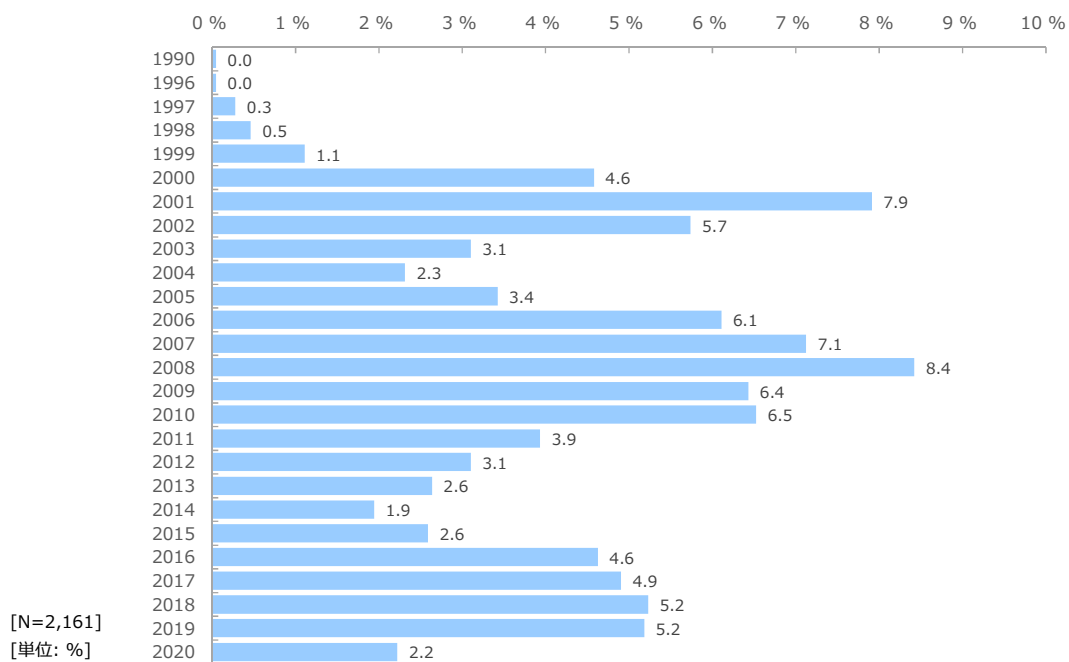
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	314	163	105	45	63	690
比率 (%)	45.5	23.6	15.2	6.5	9.1	

3) 事務事業編の当初策定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

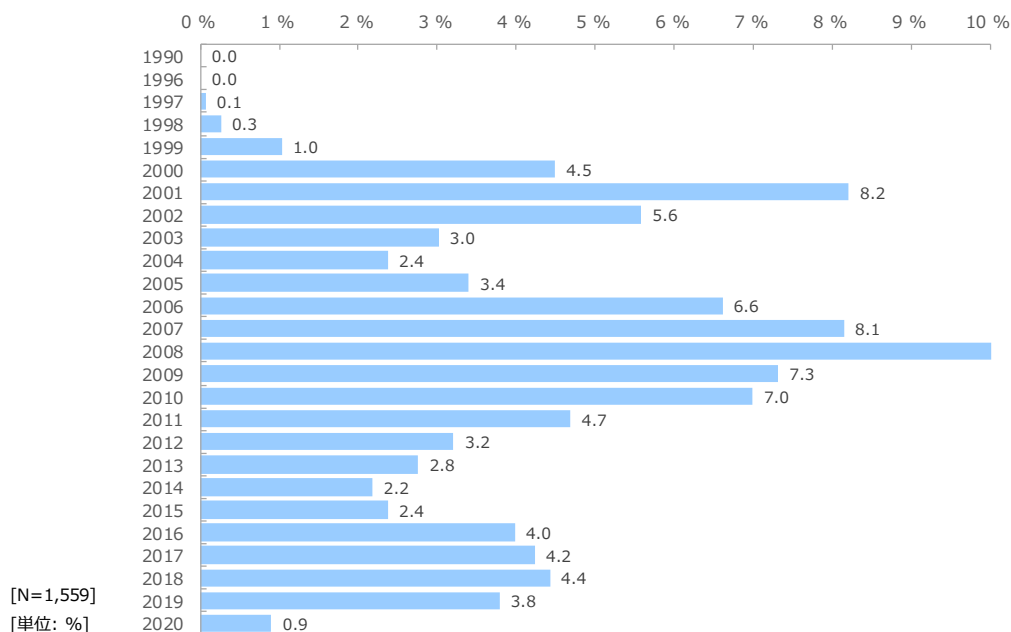
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「2008年度」(8.4%)、「2001年度」(7.9%)、「2007年度」(7.1%)が多い。

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「5年」(74.1%)が多い。

図表 42 事務事業編の当初策定年度



図表 43 事務事業編の当初策定年度【基礎自治体】

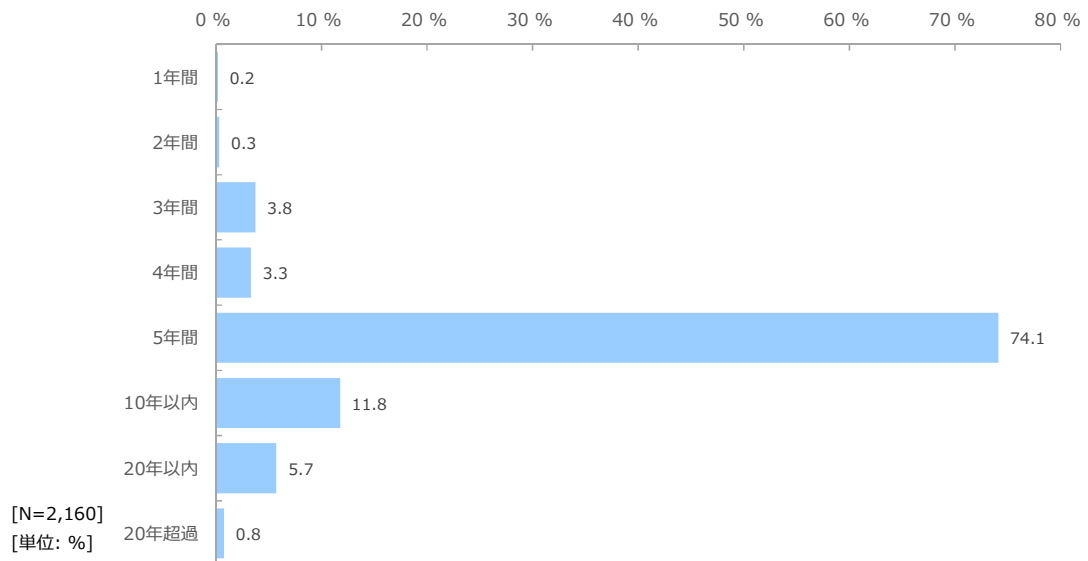


図表 44 事務事業編の当初策定年度【団体区分別】

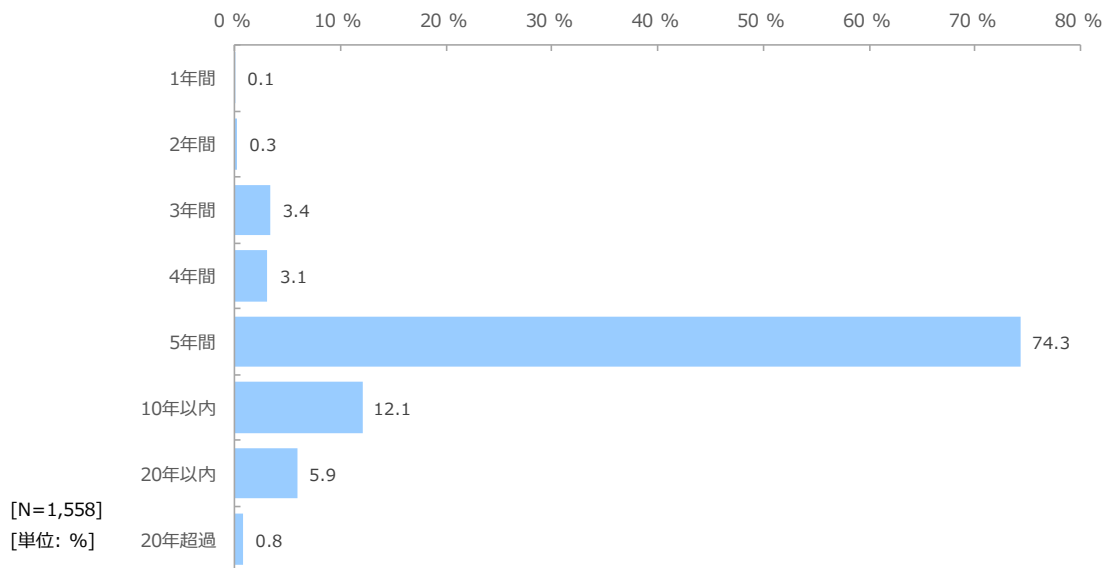
	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体(N=2,161)	0.0	0.0	0.3	0.5	1.1	4.6	7.9	5.7	3.1	2.3	3.4	6.1	7.1	8.4
都道府県(N=47)	0.0	2.1	10.6	12.8	8.5	29.8	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	2.1
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	20.0	15.0	10.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	0.0	0.0	1.7	6.7	1.7	16.7	20.0	8.3	1.7	3.3	3.3	1.7	0.0	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	8.0	8.0	4.0	4.0	0.0	0.0	4.0	4.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	12.8	12.8	6.7	2.2	2.8	5.6	8.3	3.9	6.7
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	4.5	8.5	6.1	4.3	3.3	2.8	7.7	9.8	10.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.8	7.8	4.0	2.5	1.8	3.3	6.3	8.8	12.6
人口1万人未満の市町村(N=386)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.8	3.6	4.9	2.1	1.6	3.4	6.0	9.3	10.6
地方公共団体の組合(N=555)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.7	2.7	7.2	6.7	3.6	2.2	3.8	5.2	4.9	4.5

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=2,161)	6.4	6.5	3.9	3.1	2.6	1.9	2.6	4.6	4.9	5.2	5.2	2.2
都道府県(N=47)	4.3	6.4	6.4	4.3	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	1.7	3.3	10.0	5.0	1.7	0.0	5.0	1.7	1.7	1.7	0.0	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	20.0	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	8.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	4.4	3.3	5.0	1.1	3.9	2.8	1.7	4.4	2.2	2.2	2.8	0.6
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	7.3	5.9	3.0	3.3	1.8	1.4	1.4	5.1	5.7	3.5	2.6	0.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	8.6	9.6	4.3	3.0	2.0	1.3	3.3	3.5	4.0	4.8	5.1	1.3
人口1万人未満の市町村(N=386)	9.1	7.8	4.7	4.4	4.4	4.1	2.6	2.8	4.1	6.7	5.4	1.3
地方公共団体の組合(N=555)	4.1	5.2	1.6	2.7	2.5	1.3	3.4	6.7	7.2	7.9	9.5	6.1

図表 45 当初計画の計画期間



図表 46 当初計画の計画期間【基礎自治体】



図表 47 当初計画の計画期間【団体区別】

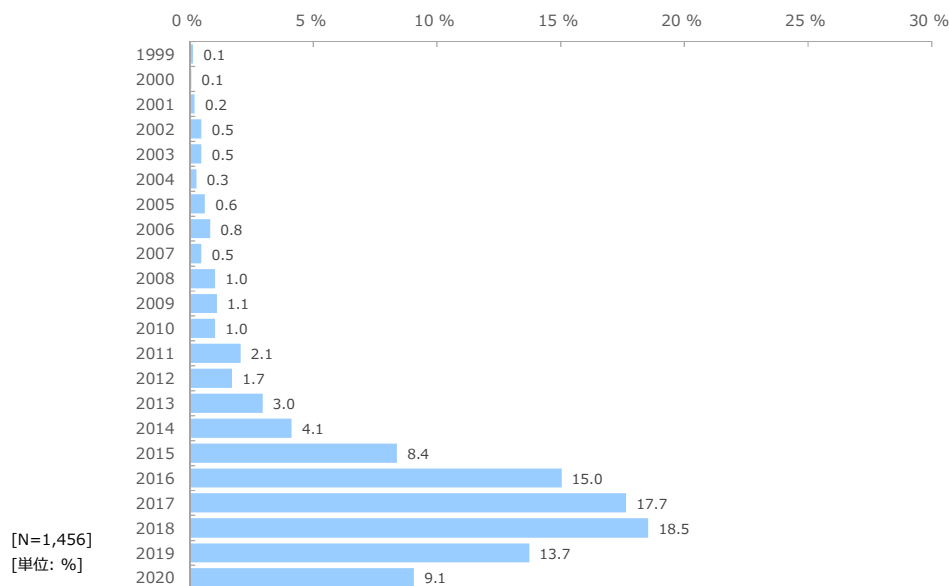
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過
全体(N=2,160)	0.2	0.3	3.8	3.3	74.1	11.8	5.7	0.8
都道府県(N=47)	0.0	4.3	8.5	17.0	51.1	17.0	2.1	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	20.0	10.0	30.0	30.0	10.0	0.0
中核市(N=60)	0.0	0.0	3.3	1.7	65.0	21.7	6.7	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	48.0	52.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.6	4.4	5.0	67.8	16.7	5.6	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	0.2	0.4	3.9	3.5	72.4	13.2	5.5	1.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=395)	0.0	0.3	2.8	2.8	80.0	7.1	5.6	1.5
人口1万人未満の市町村(N=386)	0.0	0.0	2.3	2.3	79.5	8.5	7.0	0.3
地方公共団体の組合(N=555)	0.5	0.2	4.3	2.7	75.5	10.5	5.6	0.7

4) 事務事業編の最終改定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

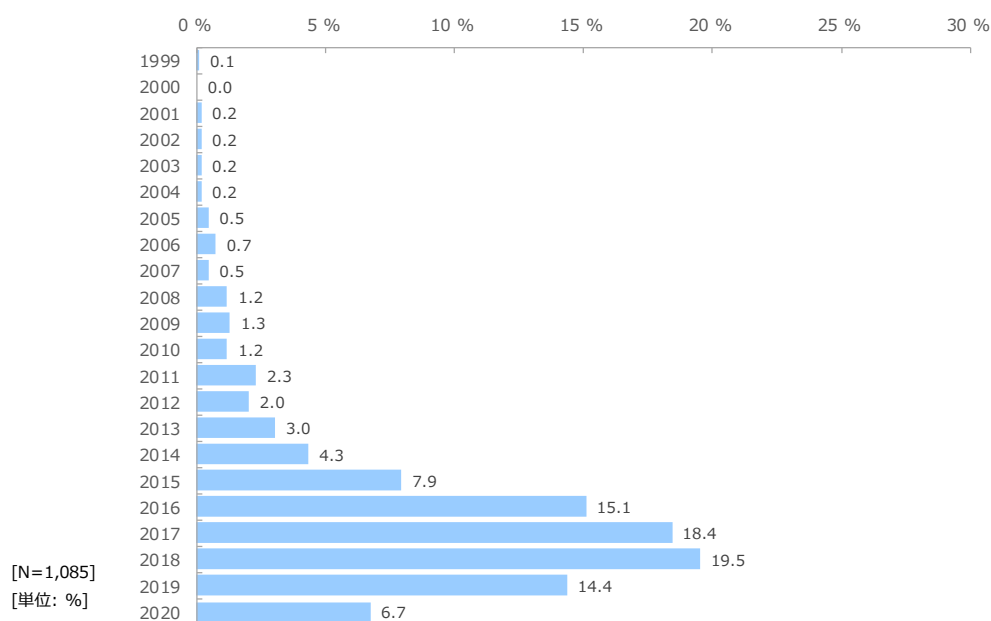
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2018年度」(18.5%)、「2017年度」(17.7%)と近年に集中している。

また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(65.5%)が多い。

図表 48 事務事業編の最終改定年度



図表 49 事務事業編の最終改定年度【基礎自治体】

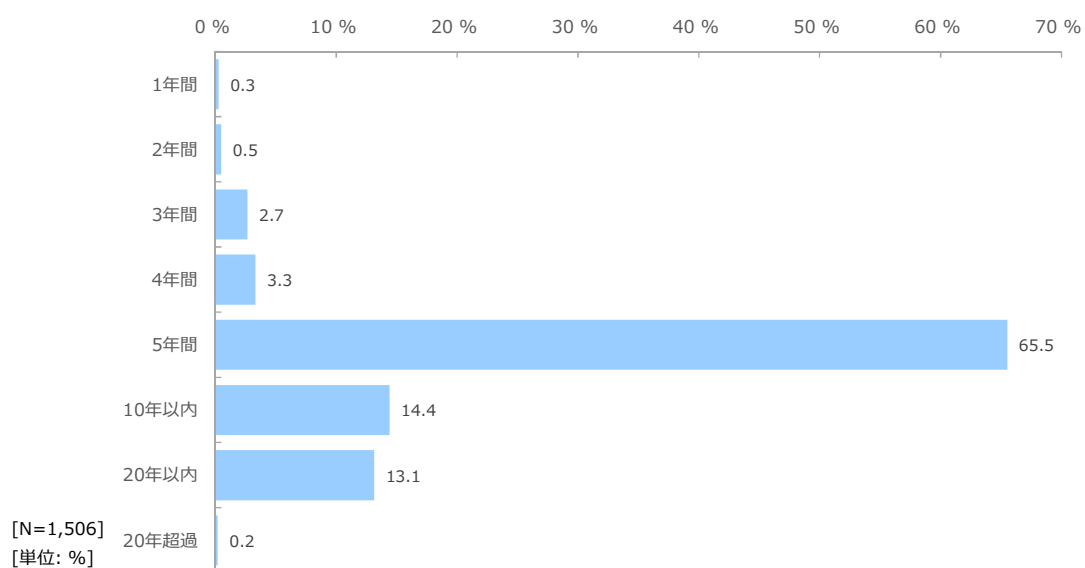


図表 50 事務事業編の最終改定年度【団体区分別】

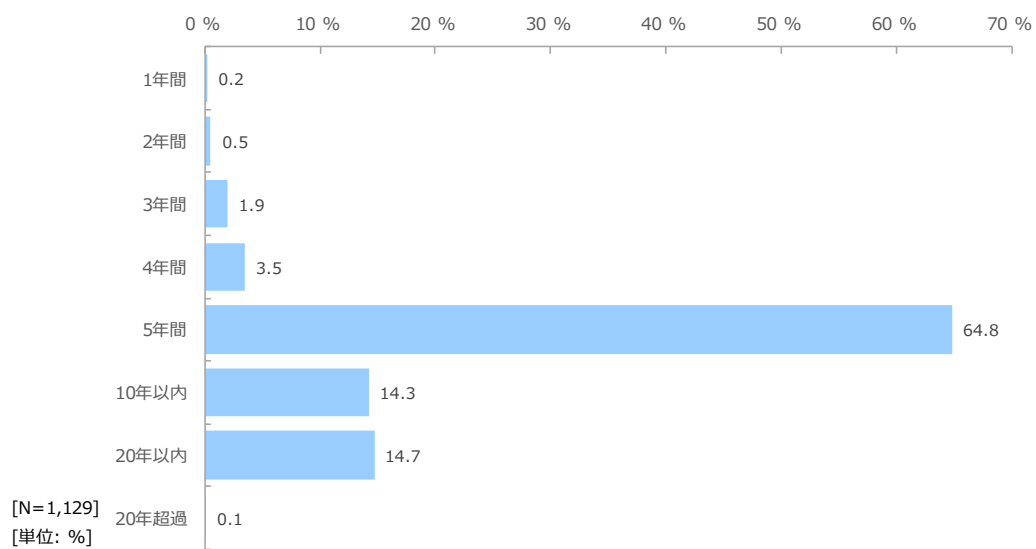
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体(N=1,456)	0.1	0.1	0.2	0.5	0.5	0.3	0.6	0.8	0.5	1.0	1.1	1.0
都道府県(N=44)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=51)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
施行時特例市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=153)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.3
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=378)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	1.1	1.6	0.5
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=263)	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	0.0	0.8	1.1	0.8	1.5	0.4	1.9
人口1万人未満の市町村(N=202)	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5	0.0	0.5	1.0	1.5	2.5	2.0	1.5
地方公共団体の組合(N=327)	0.3	0.3	0.3	1.5	1.5	0.6	1.2	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=1,456)	2.1	1.7	3.0	4.1	8.4	15.0	17.7	18.5	13.7	9.1
都道府県(N=44)	0.0	0.0	2.3	4.5	36.4	27.3	11.4	6.8	6.8	4.5
政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	5.6	16.7	11.1	22.2	5.6	22.2	16.7	0.0
中核市(N=51)	2.0	2.0	0.0	7.8	25.5	13.7	13.7	19.6	5.9	7.8
施行時特例市(N=20)	5.0	0.0	0.0	5.0	5.0	20.0	20.0	25.0	5.0	10.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=153)	3.3	1.3	2.0	2.0	9.8	20.3	20.3	17.6	13.1	7.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=378)	1.3	1.6	3.7	3.7	6.9	13.8	21.2	20.4	15.6	6.9
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=263)	2.7	2.7	2.3	4.2	6.5	14.1	19.0	18.6	16.0	6.5
人口1万人未満の市町村(N=202)	3.0	3.0	4.5	5.4	5.9	14.4	13.4	19.8	13.9	6.4
地方公共団体の組合(N=327)	1.5	0.9	2.8	3.4	6.1	13.1	15.9	16.8	12.5	17.4

図表 51 改定後の最新計画の計画期間



図表 52 改定後の最新計画の計画期間【基礎自治体】



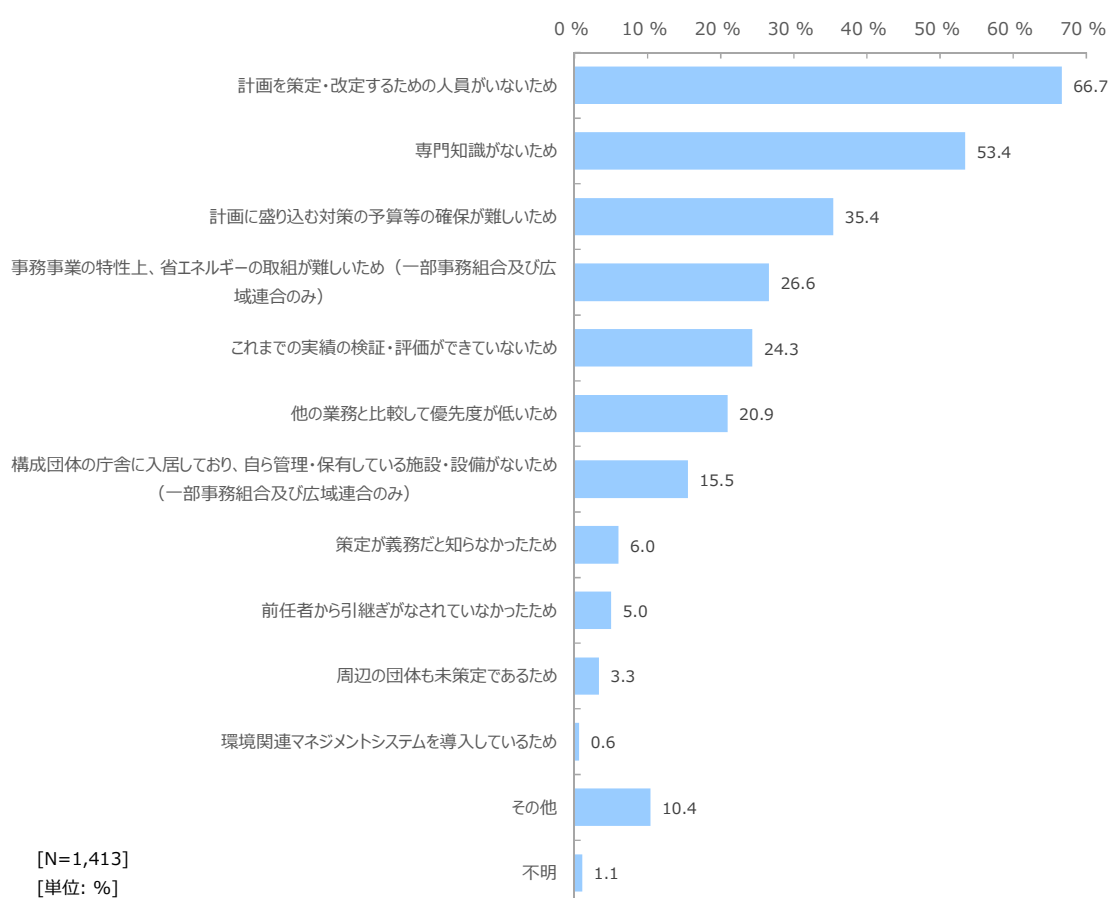
図表 53 改定後の最新計画の計画期間【団体区分別】

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過
全体(N=1,506)	0.3	0.5	2.7	3.3	65.5	14.4	13.1	0.2
都道府県(N=44)	0.0	0.0	2.3	13.6	52.3	22.7	9.1	0.0
政令指定都市(N=17)	0.0	5.9	0.0	5.9	5.9	58.8	23.5	0.0
中核市(N=52)	0.0	0.0	3.8	1.9	46.2	19.2	28.8	0.0
施行時特例市(N=20)	0.0	0.0	15.0	5.0	40.0	25.0	15.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=156)	0.0	0.6	3.2	7.7	46.2	21.2	21.2	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=387)	0.5	1.0	1.3	3.4	65.6	12.4	15.8	0.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=273)	0.0	0.0	1.8	1.5	74.0	11.0	11.4	0.4
人口1万人未満の市町村(N=224)	0.0	0.0	0.9	3.1	76.3	11.2	8.5	0.0
地方公共団体の組合(N=333)	0.6	0.3	5.1	1.5	69.7	13.8	8.4	0.6

5) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎて未改定の理由 <Q1-1(3)>

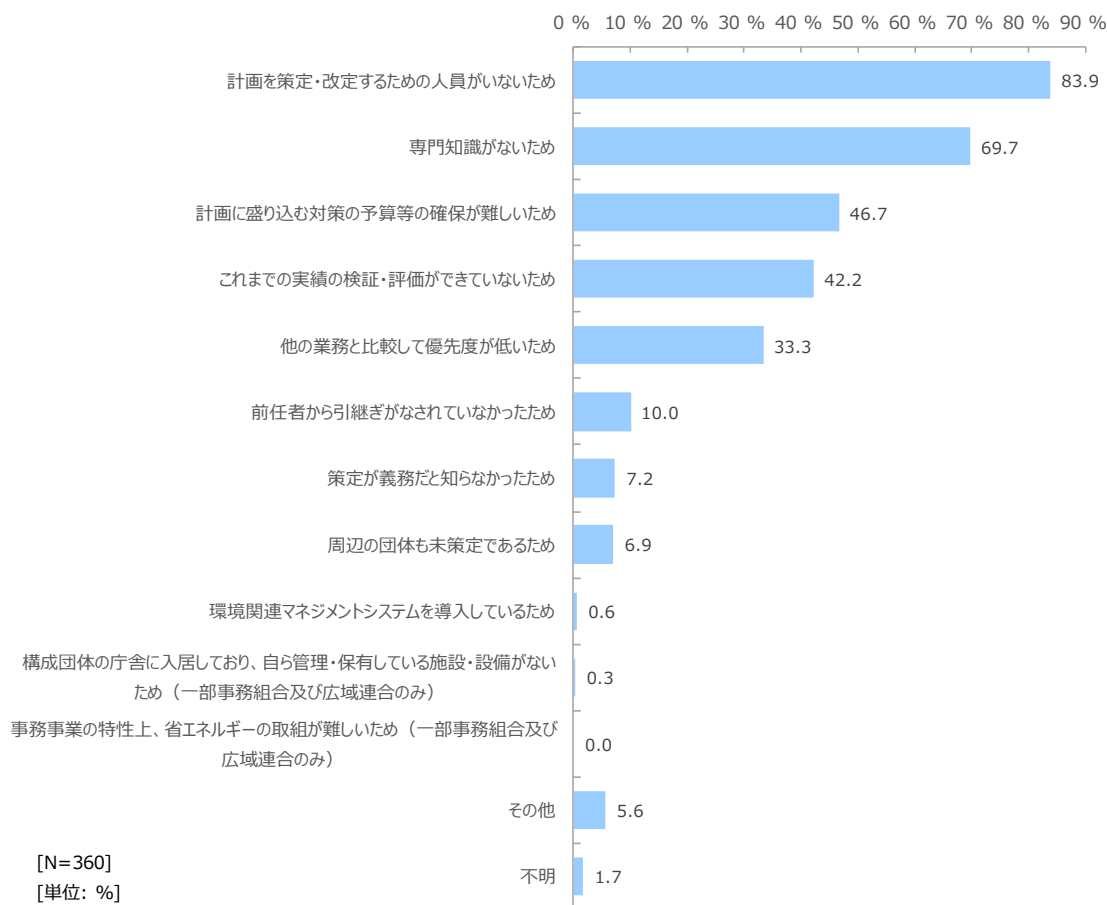
実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がないため」（66.7%）が最も多く、「専門知識がないため」（53.4%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」（35.4%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）」（26.6%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため」（24.3%）と続く。

図表 54 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



基礎自治体においても、「計画を策定・改定するための人員がないため」(83.9%)が最も多く、「専門知識がないため」(69.7%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(46.7%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため」(42.2%)と続く。

図表 55 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【基礎自治体】

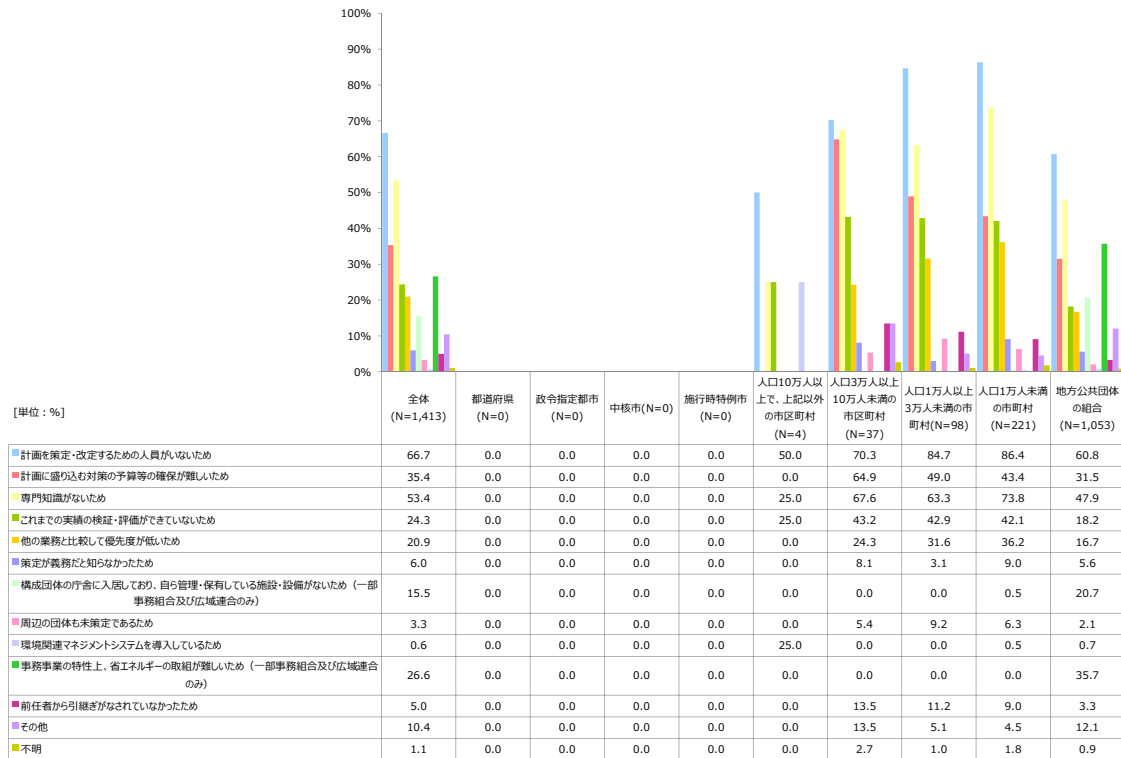


	計画を策定・改定するための人員がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低いため	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされていなかったため	その他	不明	合計
全体	302	168	251	152	120	26	1	25	2	0	36	20	6	360
比率	83.9	46.7	69.7	42.2	33.3	7.2	0.3	6.9	0.6	0.0	10.0	5.6	1.7	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がないため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 56 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

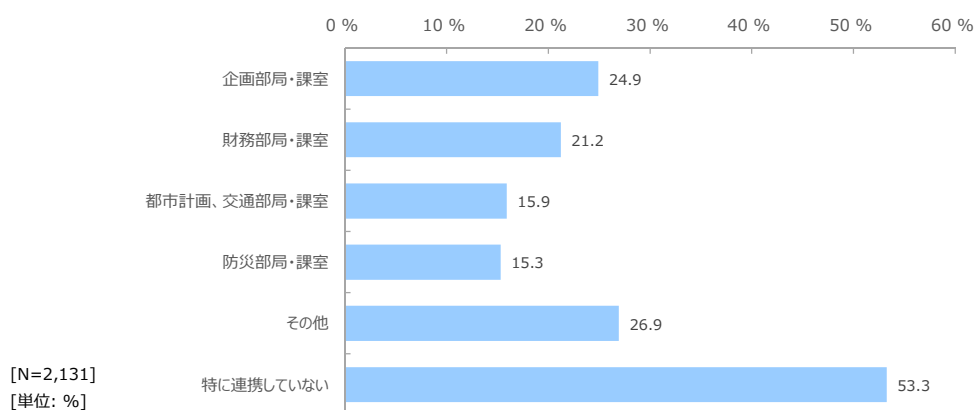


	計画を策定・改定するための人員がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされなかったため	その他	不明	合計
回答数	942	500	755	344	296	85	219	47	9	376	71	147	15	1,413
全体 (N=1,413)	66.7	35.4	53.4	24.3	20.9	6.0	15.5	3.3	0.6	26.6	5.0	10.4	1.1	
都道府県 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特例市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=4)	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=37)	70.3	64.9	67.6	43.2	24.3	8.1	0.0	5.4	0.0	0.0	13.5	13.5	2.7	
人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=98)	84.7	49.0	63.3	42.9	31.6	3.1	0.0	9.2	0.0	0.0	11.2	5.1	1.0	
人口1万人未満の市区町村 (N=221)	86.4	43.4	73.8	42.1	36.2	9.0	0.5	6.3	0.5	0.0	9.0	4.5	1.8	
地方公共団体の組合 (N=1,053)	60.8	31.5	47.9	18.2	16.7	5.6	20.7	2.1	0.7	35.7	3.3	12.1	0.9	

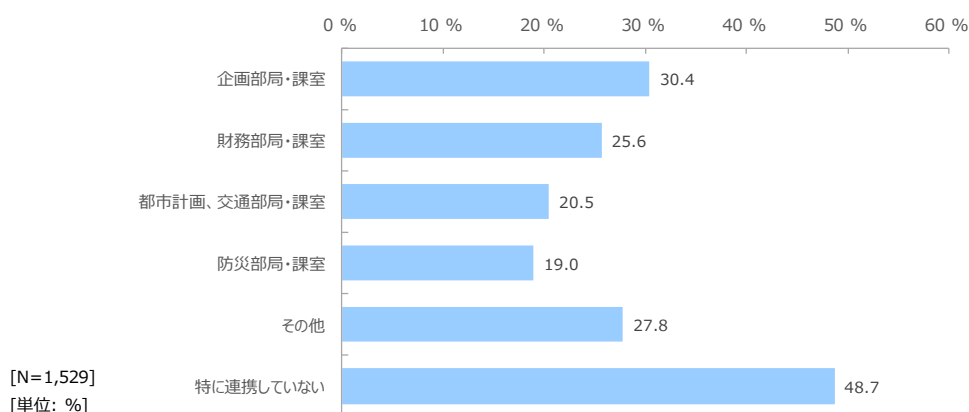
6) 事務事業編策定・改定において連携している部署 <Q1-1(4)>

実行計画の策定・改定に向けて連携している部署としては企画部局・課室、財務部局・課室が多い。また、人口3万人未満の小規模市区町村においては50%以上の団体が「特に連携していない」を回答しており、他部局を巻き込んだ計画策定に至っていない。

図表 57 事務事業編策定・改定において連携している部署

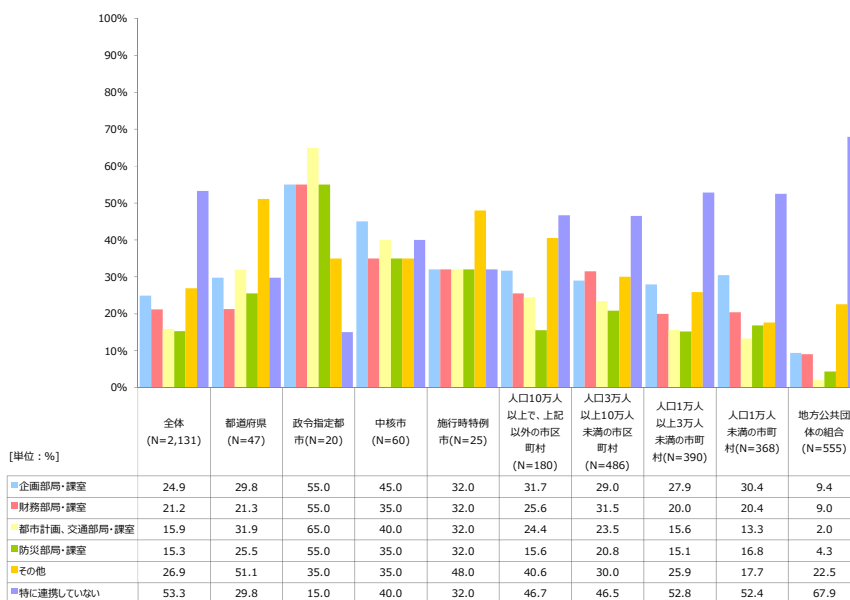


図表 58 事務事業編策定・改定において連携している部署【基礎自治体】



	企画部局・課室	財務部局・課室	都市計画、交通部局・課室	防災部局・課室	その他	特に連携していない	合計
全体	465	392	313	290	425	744	1,529
比率	30.4	25.6	20.5	19.0	27.8	48.7	

図表 59 事務事業編策定・改定において連携している部署
【団体区分別】



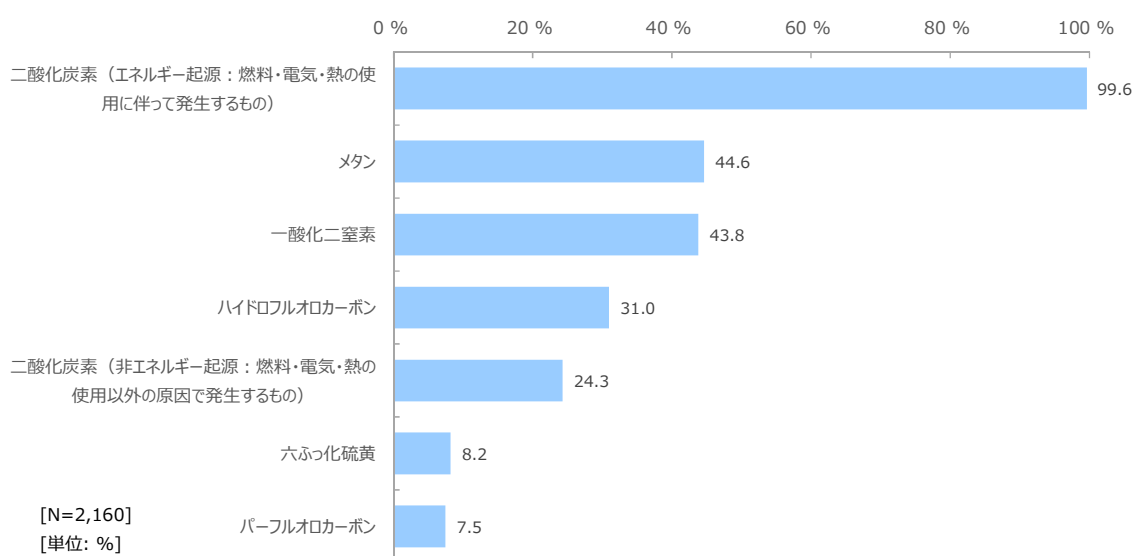
		企画部局・課室	財務部局・課室	都市計画、交通部局・課室	防災部局・課室	その他	特に連携していない	合計
回答数	全体	531	452	339	326	574	1,135	2,131
	都道府県	14	10	15	12	24	14	47
	政令指定都市	11	11	13	11	7	3	20
	中核市	27	21	24	21	21	24	60
	施行時特例市	8	8	8	8	12	8	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	57	46	44	28	73	84	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	141	153	114	101	146	226	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	109	78	61	59	101	206	390
	人口1万人未満の市町村	112	75	49	62	65	193	368
地方公共団体の組合	52	50	11	24	125	377	555	
比率 (%)	全体(N=2,131)	24.9	21.2	15.9	15.3	26.9	53.3	
	都道府県(N=47)	29.8	21.3	31.9	25.5	51.1	29.8	
	政令指定都市(N=20)	55.0	55.0	65.0	55.0	35.0	15.0	
	中核市(N=60)	45.0	35.0	40.0	35.0	35.0	40.0	
	施行時特例市(N=25)	32.0	32.0	32.0	32.0	48.0	32.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	31.7	25.6	24.4	15.6	40.6	46.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	29.0	31.5	23.5	20.8	30.0	46.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	27.9	20.0	15.6	15.1	25.9	52.8	
	人口1万人未満の市町村(N=368)	30.4	20.4	13.3	16.8	17.7	52.4	
	地方公共団体の組合(N=555)	9.4	9.0	2.0	4.3	22.5	67.9	

7) 排出量算定の対象としているガスの種類 <Q1-1(5)>

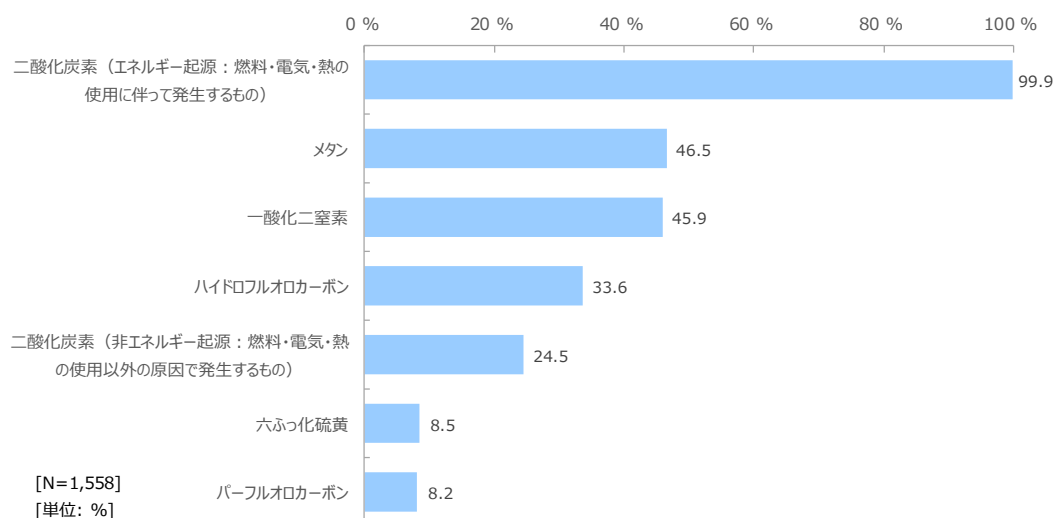
事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.6%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている（基礎自治体においては99.9%）。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（44.6%）、「一酸化二窒素」（43.8%）は、事務事業編を策定済みの団体の約40%が排出量算定の対象としている。

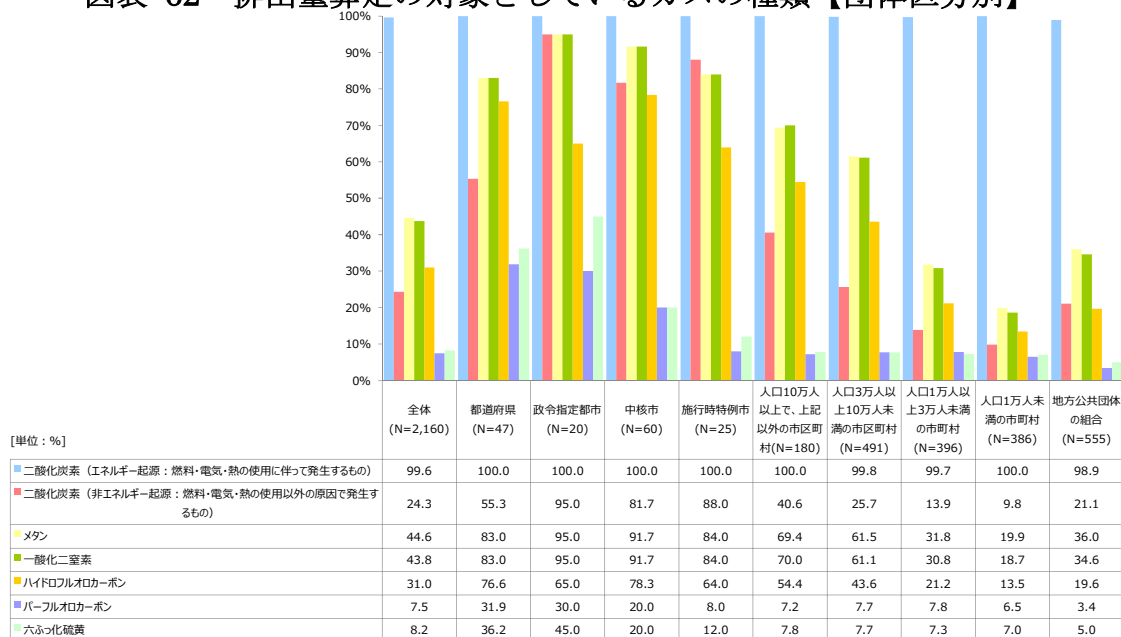
図表 60 排出量算定の対象としているガスの種類



図表 61 排出量算定の対象としているガスの種類【基礎自治体】



図表 62 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



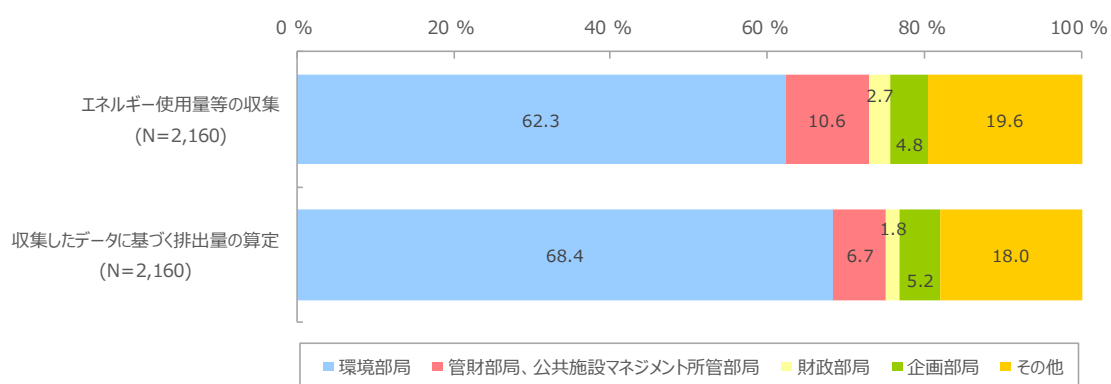
		源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの 二酸化炭素（エネルギー起源）	源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの 二酸化炭素（非エネルギー起源）	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	全体	2,152	525	964	946	669	161	177	2,160
	都道府県	47	26	39	39	36	15	17	47
	政令指定都市	20	19	19	19	13	6	9	20
	中核市	60	49	55	55	47	12	12	60
	施行時特例市	25	22	21	21	16	2	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	180	73	125	126	98	13	14	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	490	126	302	300	214	38	38	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	395	55	126	122	84	31	29	396
	人口1万人未満の市町村	386	38	77	72	52	25	27	386
地方公共団体の組合	549	117	200	192	109	19	28	555	
比率（％）	全体(N=2,160)	99.6	24.3	44.6	43.8	31.0	7.5	8.2	
	都道府県(N=47)	100.0	55.3	83.0	83.0	76.6	31.9	36.2	
	政令指定都市(N=20)	100.0	95.0	95.0	95.0	65.0	30.0	45.0	
	中核市(N=60)	100.0	81.7	91.7	91.7	78.3	20.0	20.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	88.0	84.0	84.0	64.0	8.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	100.0	40.6	69.4	70.0	54.4	7.2	7.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	99.8	25.7	61.5	61.1	43.6	7.7	7.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	99.7	13.9	31.8	30.8	21.2	7.8	7.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	100.0	9.8	19.9	18.7	13.5	6.5	7.0	
	地方公共団体の組合(N=555)	98.9	21.1	36.0	34.6	19.6	3.4	5.0	

8) 排出量算定の担当部署 <Q1-1(6)>

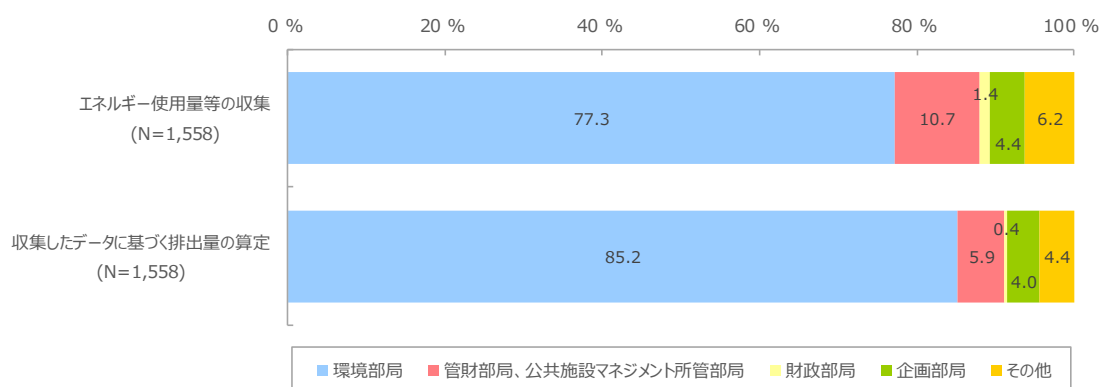
事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」(62.3%)、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」(68.4%)が最も多い。

エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

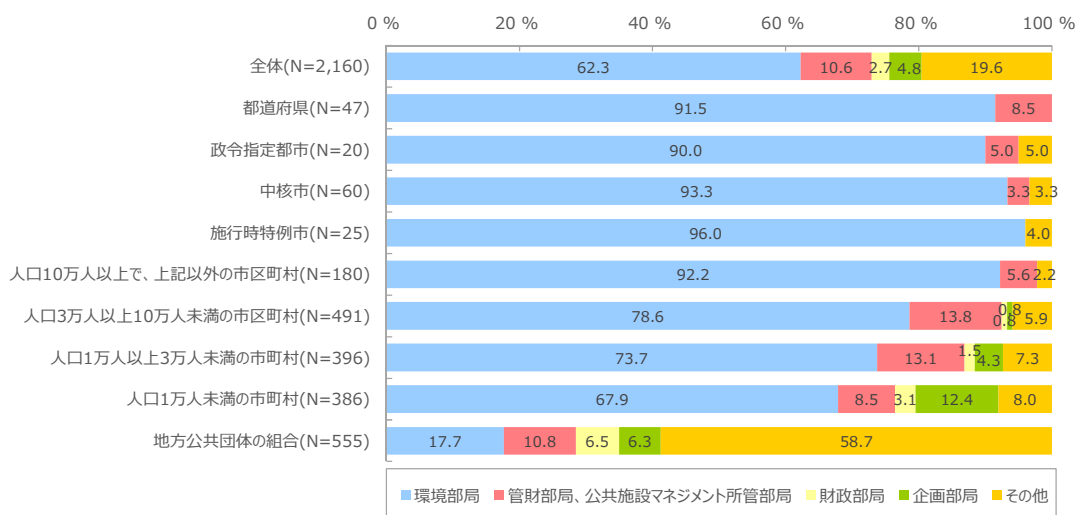
図表 63 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署



図表 64 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署
【基礎自治体】

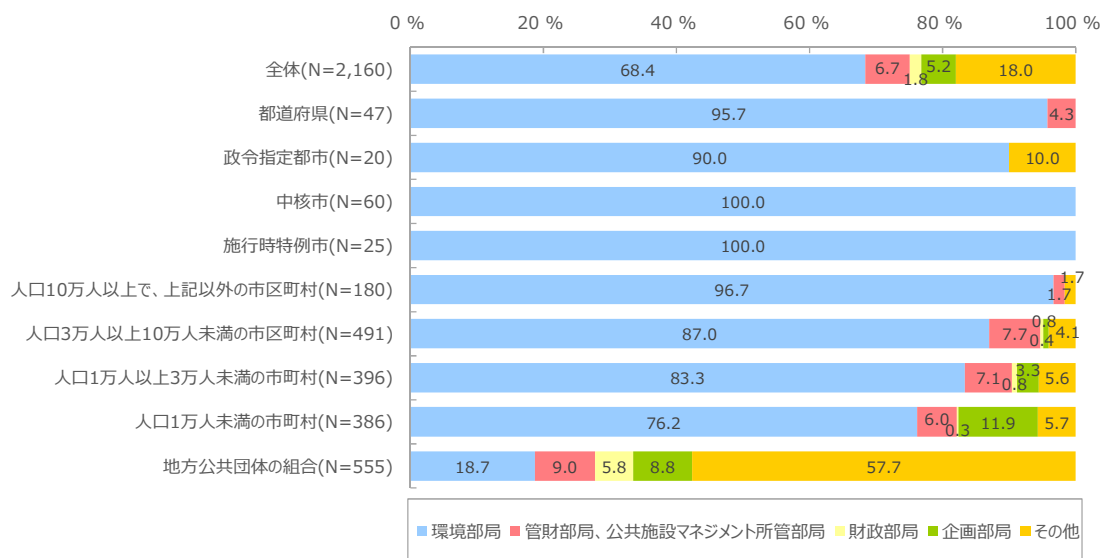


図表 65 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署
【団体区分別】



		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,345	230	58	104	423	2,160
	都道府県	43	4	0	0	0	47
	政令指定都市	18	1	0	0	1	20
	中核市	56	2	0	0	2	60
	施行時特例市	24	0	0	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	166	10	0	0	4	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	386	68	4	4	29	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	292	52	6	17	29	396
	人口1万人未満の市町村	262	33	12	48	31	386
地方公共団体の組合	98	60	36	35	326	555	
比率 (%)	全体(N=2,160)	62.3	10.6	2.7	4.8	19.6	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=60)	93.3	3.3	0.0	0.0	3.3	
	施行時特例市(N=25)	96.0	0.0	0.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	92.2	5.6	0.0	0.0	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	78.6	13.8	0.8	0.8	5.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	73.7	13.1	1.5	4.3	7.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	67.9	8.5	3.1	12.4	8.0	
地方公共団体の組合(N=555)	17.7	10.8	6.5	6.3	58.7		

図表 66 排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

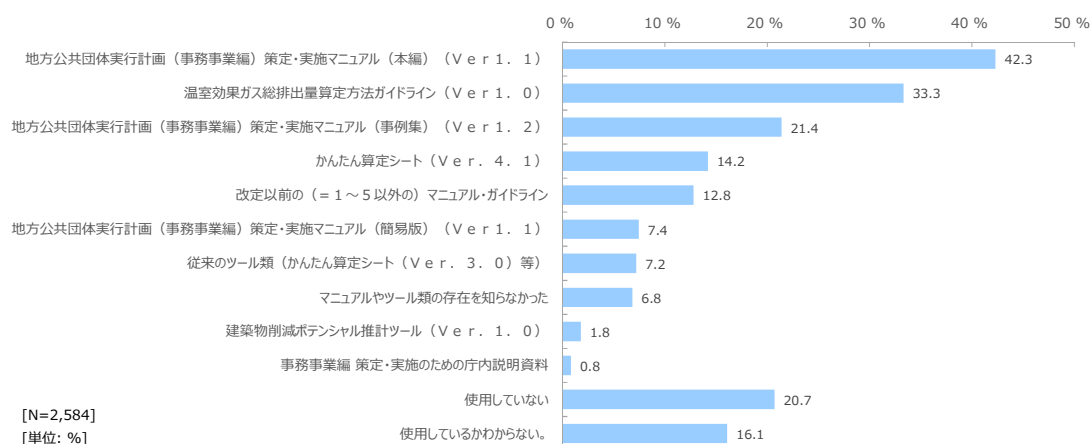


	回答数	環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,477	144	38	112	389	2,160
	都道府県	45	2	0	0	0	47
	政令指定都市	18	0	0	0	2	20
	中核市	60	0	0	0	0	60
	施行時特例市	25	0	0	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	174	3	0	0	3	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	427	38	2	4	20	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	330	28	3	13	22	396
	人口1万人未満の市町村	294	23	1	46	22	386
地方公共団体の組合	104	50	32	49	320	555	
比率 (%)	全体(N=2,160)	68.4	6.7	1.8	5.2	18.0	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	
	中核市(N=60)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	96.7	1.7	0.0	0.0	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	87.0	7.7	0.4	0.8	4.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	83.3	7.1	0.8	3.3	5.6	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	76.2	6.0	0.3	11.9	5.7	
地方公共団体の組合(N=555)	18.7	9.0	5.8	8.8	57.7		

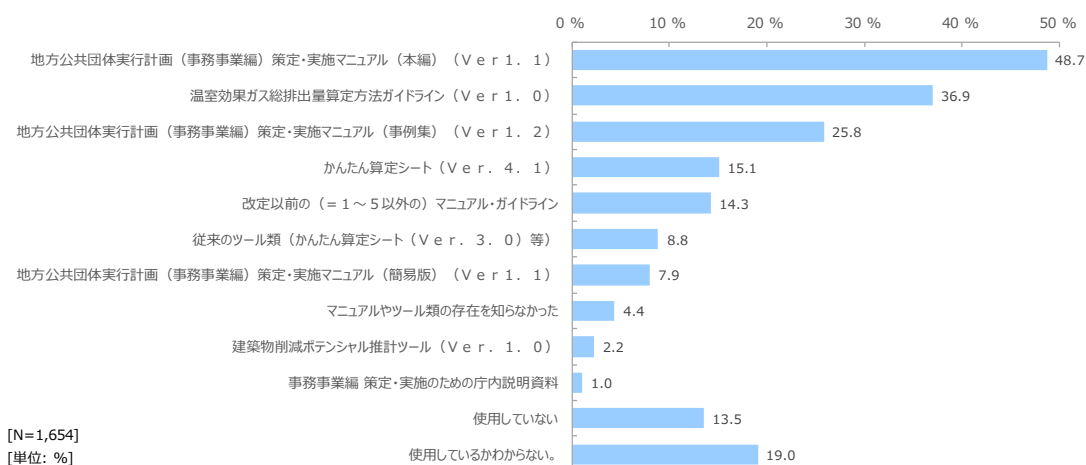
9) マニュアルやツール類のうち、使用したもの <Q1-1(7)>

事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.1）」（42.3%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（33.3%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.2）」（21.4%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 67 マニュアルやツール類のうち、使用したもの

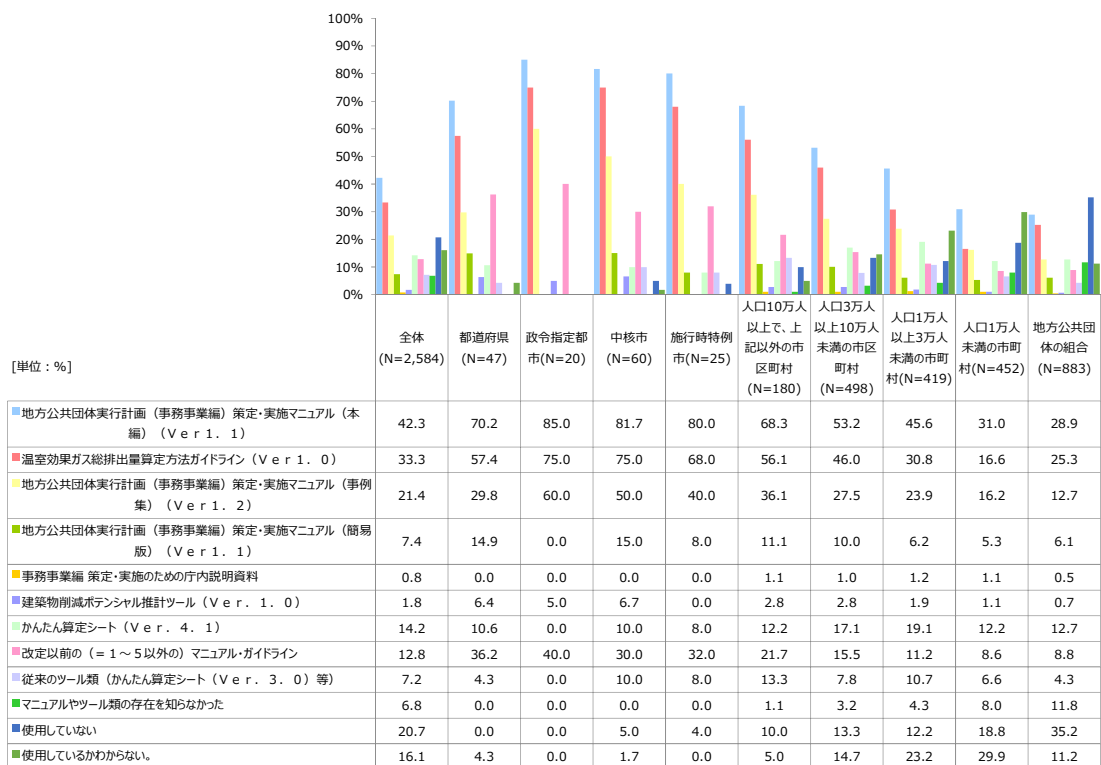


図表 68 マニュアルやツール類のうち、使用したもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 69 マニュアルやツール類のうち、使用したもの
【団体区分別】



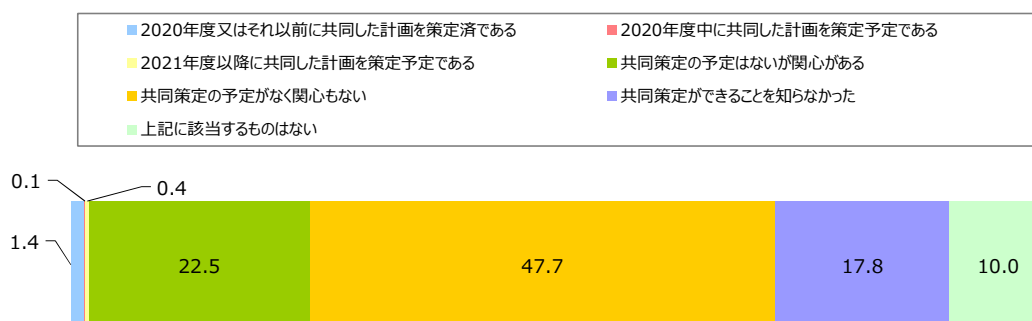
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	比率 (%)	全体 (N=2,584)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=60)	施行時特例市 (N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=498)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=419)	人口1万人未満の市町村 (N=452)	地方公共団体の組合 (N=883)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver.1.1）	1,093	861	553	192	21	46	367	331	186	176	42.3	70.2	85.0	81.7	80.0	68.3	53.2	45.6	31.0	28.9	
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver.1.0）	33	27	14	7	0	3	5	17	2	0	33.3	57.4	75.0	75.0	68.0	56.1	46.0	30.8	16.6	25.3	
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver.1.2）	17	15	12	0	0	1	0	8	0	0	21.4	29.8	60.0	50.0	40.0	36.1	27.5	23.9	16.2	12.7	
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）（Ver.1.1）	49	45	30	9	0	4	6	18	6	0	7.4	14.9	0.0	15.0	8.0	11.1	10.0	6.2	5.3	6.1	
事務事業編 策定・実施のための庁内説明資料	20	17	10	2	0	0	2	8	2	0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.0	1.2	1.1	0.5	
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver.1.0）	123	101	65	20	2	5	22	39	24	2	1.8	6.4	5.0	6.7	0.0	2.8	2.8	1.9	1.1	0.7	
かんたん算定シート（Ver.4.1）	265	229	137	50	5	14	85	77	39	16	14.2	10.6	0.0	10.0	8.0	12.2	17.1	19.1	12.2	12.7	
改定以前の（＝1～5以外の）マニュアル・ガイドライン	191	129	100	26	5	8	80	47	45	18	12.8	36.2	40.0	30.0	32.0	21.7	15.5	11.2	8.6	8.8	
従来ツール類（かんたん算定シート（Ver.3.0）等）	140	75	73	24	5	5	55	39	30	36	7.2	4.3	0.0	10.0	8.0	13.3	7.8	10.7	6.6	4.3	
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	255	223	112	54	4	6	112	78	38	104	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.2	4.3	8.0	11.8	
使用していない	1,093	861	553	192	21	46	367	331	186	176	20.7	0.0	0.0	5.0	4.0	10.0	13.3	12.2	18.8	35.2	
使用しているかわからない。	1,491	1,058	641	200	24	52	434	345	213	187	16.1	4.3	0.0	1.7	0.0	5.0	14.7	23.2	29.9	11.2	

10) 事務事業編の共同策定の検討状況 <Q1-1(8)>

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」(47.7%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(22.5%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(17.8%)と続く。事務事業編を共同策定していると回答した団体は46団体で、昨年度調査の37団体から9団体増加した。

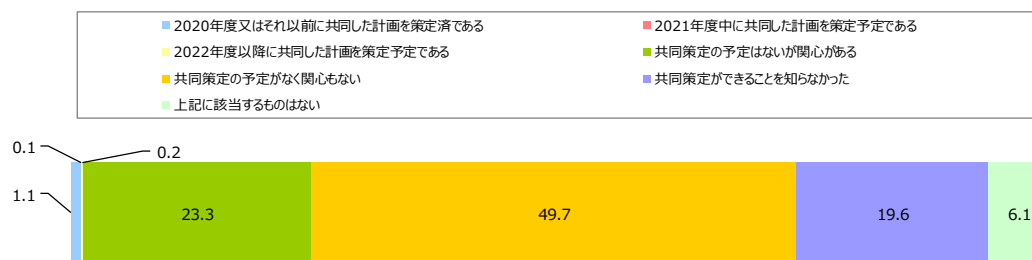
基礎自治体においても、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答している団体は405団体(23.3%)確認されている。

図表 70 事務事業編の共同策定の検討状況



[N=3,306]
[単位: %]

図表 71 事務事業編の共同策定の検討状況【基礎自治体】

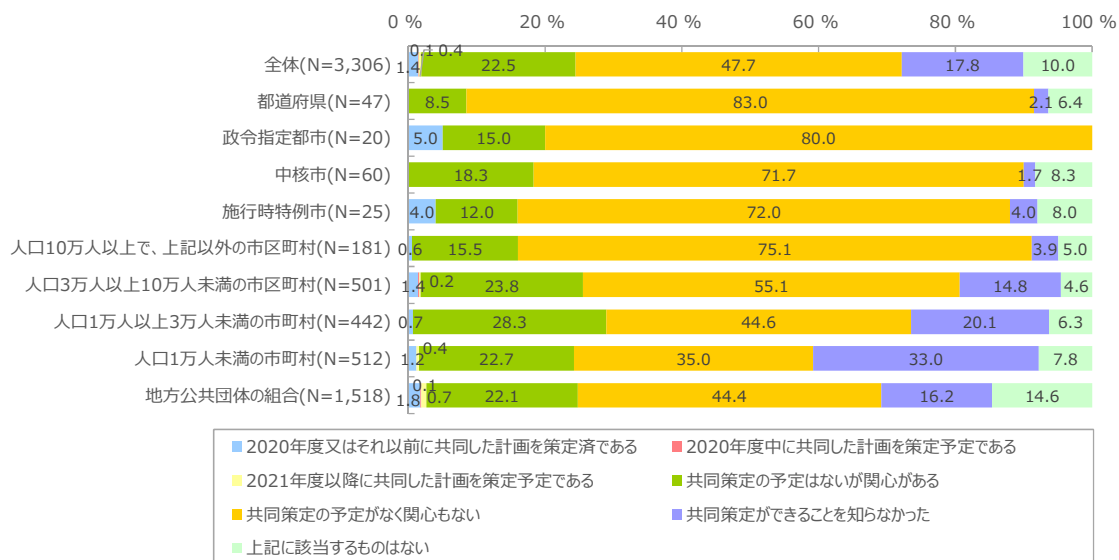


[N=1,741]
[単位: %]

	2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度中に共同した計画を策定予定である	2022年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定がなく関心もない	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	19	1	3	405	865	341	107	1,741
比率	1.1	0.1	0.2	23.3	49.7	19.6	6.1	

地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は20%以上存在している。

図表 72 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

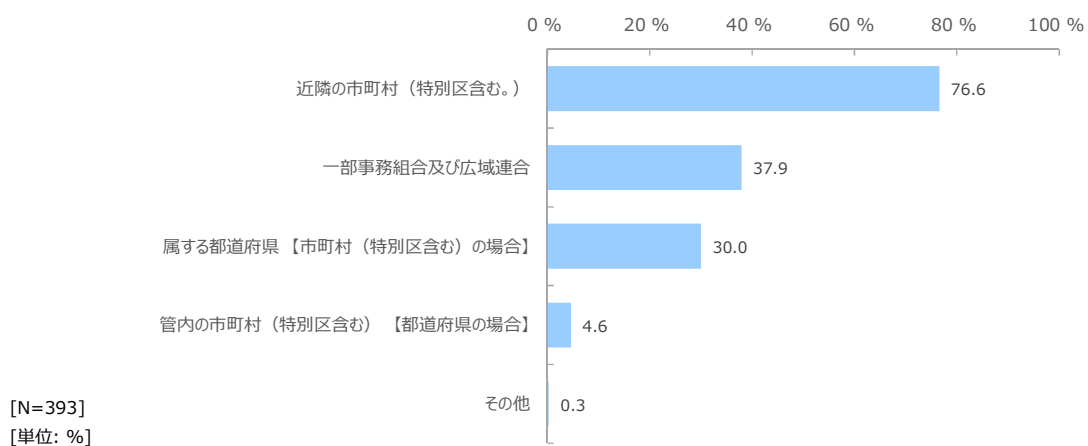


回答数	以前2年度に共同策定済であった計画はそれを	した2年度に策定中である	した2年度に策定予定である	共同策定の予定はない	共同策定の予定がなく関心もない	共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	46	3	14	745	1,578	588	332	3,306
都道府県	0	0	0	4	39	1	3	47
政令指定都市	1	0	0	3	16	0	0	20
中核市	0	0	0	11	43	1	5	60
施行時特例市	1	0	0	3	18	1	2	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	0	28	136	7	9	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	1	1	119	276	74	23	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	125	197	89	28	442
人口1万人未満の市町村	6	0	2	116	179	169	40	512
地方公共団体の組合	27	2	11	336	674	246	222	1,518
比率 (%)	1.4	0.1	0.4	22.5	47.7	17.8	10.0	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	8.5	83.0	2.1	6.4	
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	15.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	0.0	0.0	0.0	18.3	71.7	1.7	8.3	
施行時特例市(N=25)	4.0	0.0	0.0	12.0	72.0	4.0	8.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	0.0	0.0	15.5	75.1	3.9	5.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.4	0.2	0.2	23.8	55.1	14.8	4.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.7	0.0	0.0	28.3	44.6	20.1	6.3	
人口1万人未満の市町村(N=512)	1.2	0.0	0.4	22.7	35.0	33.0	7.8	
地方公共団体の組合(N=1,518)	1.8	0.1	0.7	22.1	44.4	16.2	14.6	

1 1) <組合以外>共同したい相手先 <Q1-1(8)>

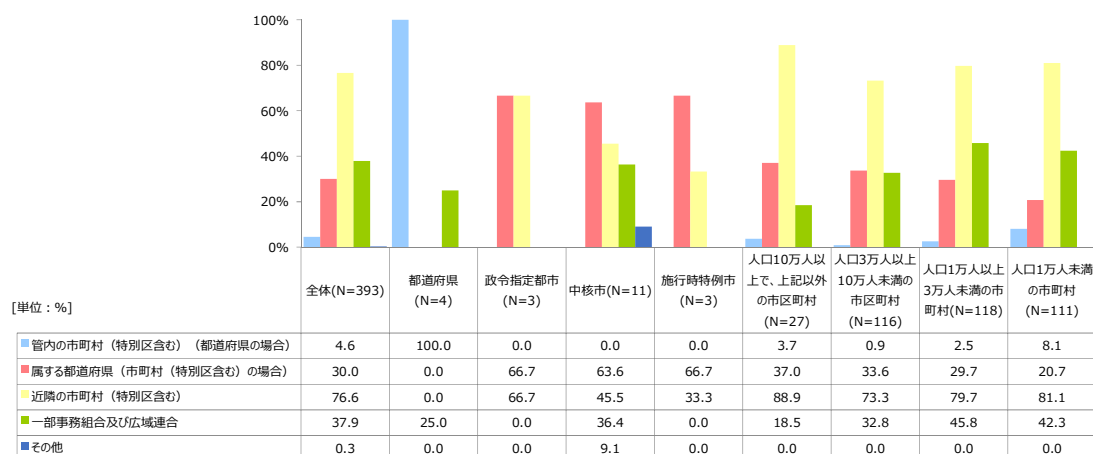
共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村(特別区含む。)において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村(特別区含む。)」(76.6%)が最も多い。

図表 73 <組合以外>共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 74 <組合以外>共同したい相手先【団体区分別】

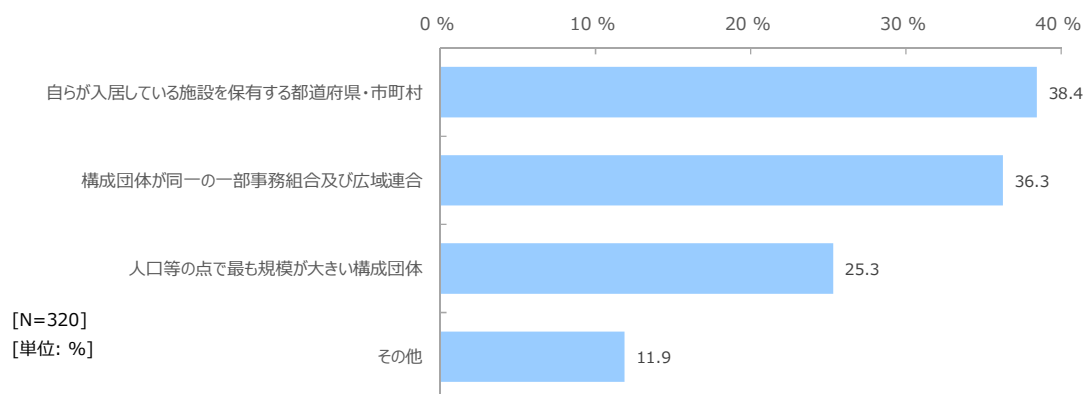


	管内の市町村 (特別区含む) (都道府県の場合)	属する都道府県 (特別区含む) (市町村の場合)	近隣の市町村 (特別区含む)	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
回答数	18	118	301	149	1	393
全体	4.6	30.0	76.6	37.9	0.3	
都道府県	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	
政令指定都市	0.0	66.7	66.7	0.0	0.0	
中核市	0.0	63.6	45.5	36.4	9.1	
施行時特例市	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3.7	37.0	88.9	18.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0.9	33.6	73.3	32.8	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村	2.5	29.7	79.7	45.8	0.0	
人口1万人未満の市町村	8.1	20.7	81.1	42.3	0.0	

12) <組合>共同したい相手先 <Q1-1(8)>

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」(38.4%)と「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」(36.3%)が多い。

図表 75 <組合>共同したい相手先

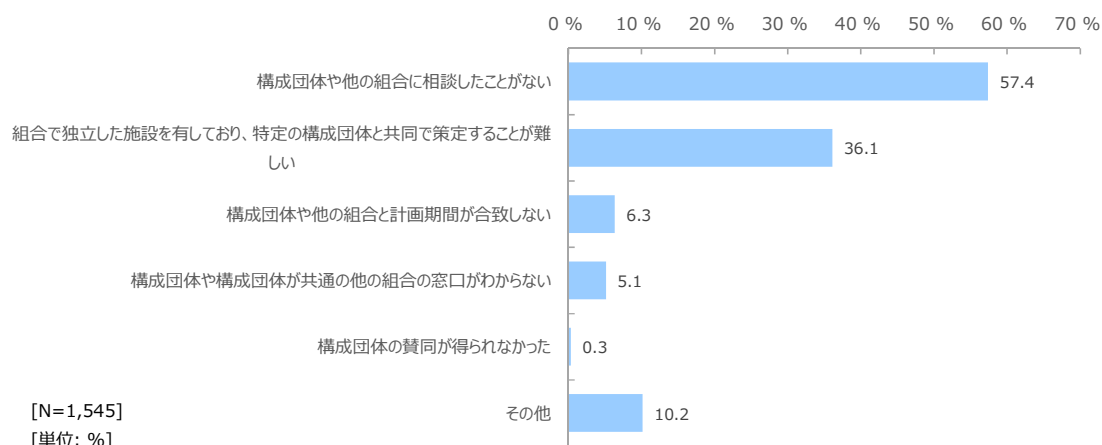


	都道府県・市町村 自らが入居している施設を保有する	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
全体	123	81	116	38	320
比率 (%)	38.4	25.3	36.3	11.9	

13) <組合>共同策定に関心がない理由 <Q1-1(8)>

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「構成団体や他の組合に相談したことがない」(57.4%)、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい」(36.1%)が多い。

図表 76 <組合>共同策定に関心がない理由



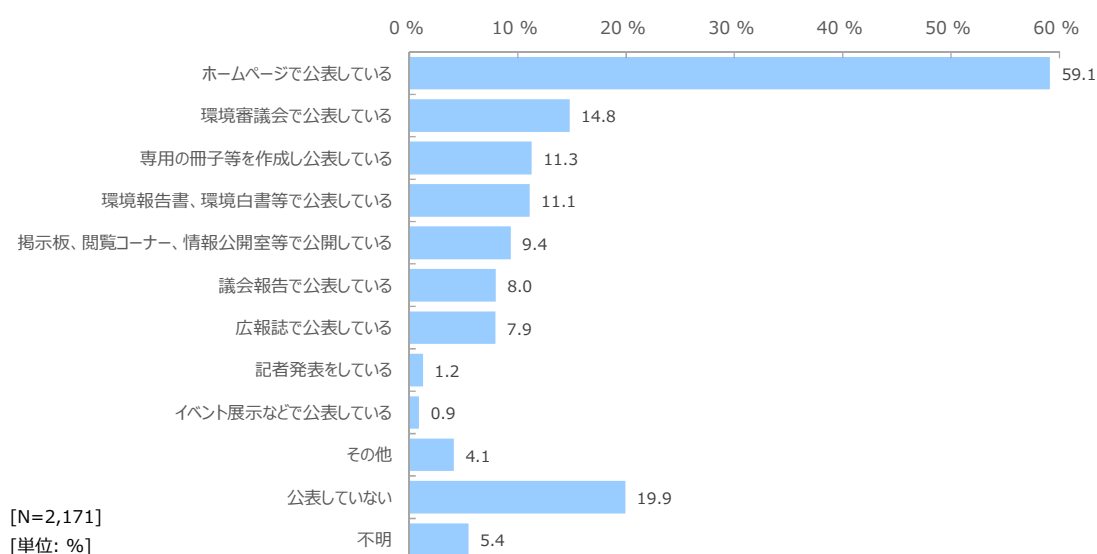
	お組合 で策 定す るこ とが 難し い	組 合で 独立 した 施設 を有 し共 同	他 の組 合や 窓 口が わか らな い	構 成団 体や 他の 組合 に相 談し たこ とが ない	構 成団 体や 他の 組合 と計 画期 間 が合 致し ない	構 成団 体の 賛同 が得 られ な か った	そ の 他	合 計
全体	558	79	887	98	5	157	1,545	
比率 (%)	36.1	5.1	57.4	6.3	0.3	10.2		

14) 事務事業編の公表方法 <Q1-1(9)>

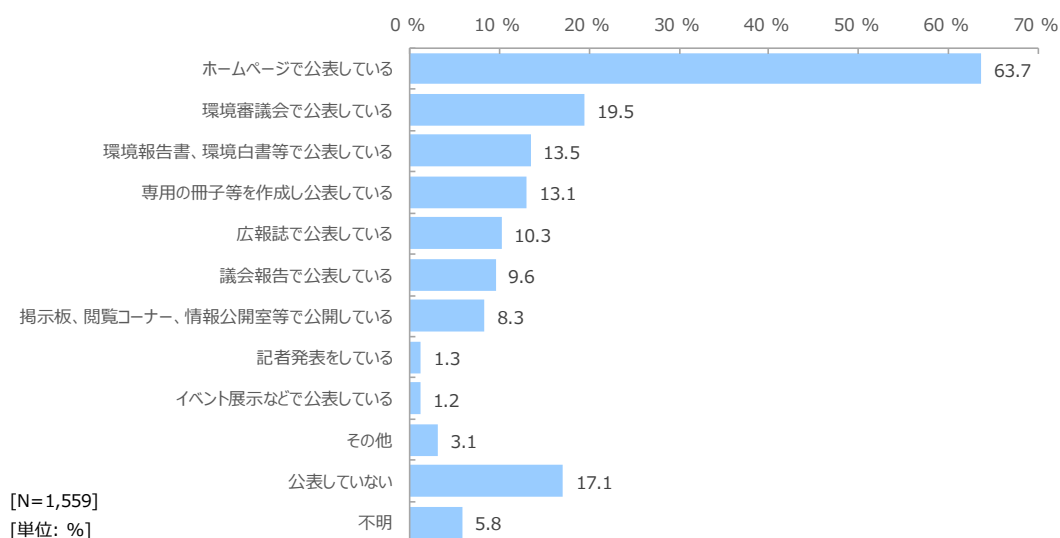
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」(59.1%)が最も多く、「環境審議会で公表している。」(14.8%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(11.3%)と続く。「公表していない」団体も19.9%存在する。

基礎自治体においては、「ホームページで公表している。」と回答した団体は63.7%、「公表していない」と回答した団体は17.1%となっている。

図表 77 事務事業編の公表方法

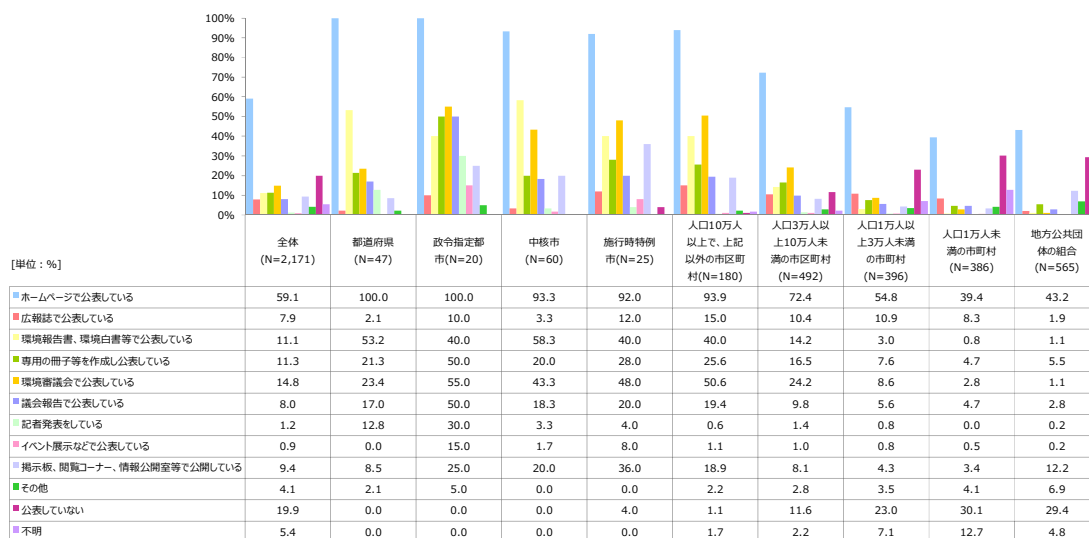


図表 78 事務事業編の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 79 事務事業編の公表方法【団体区分別】



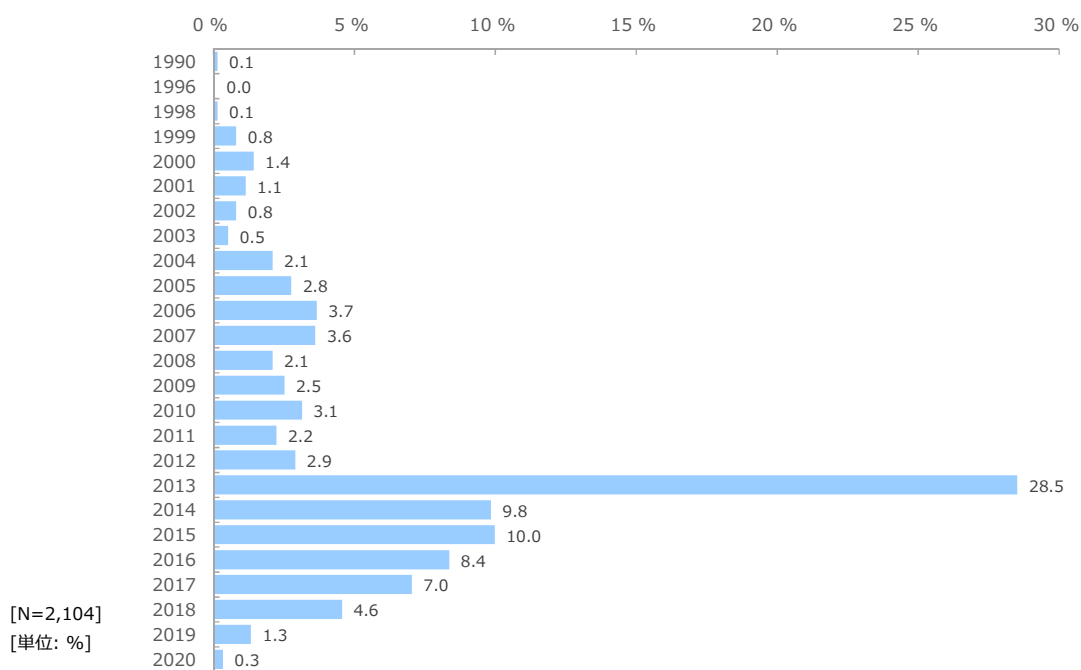
	ホームページで公表している	広報紙で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	1,284	172	241	245	321	173	27	19	203	89	433	118	2,171
全体	47	1	25	10	11	8	6	0	4	1	0	0	47
都道府県	20	2	8	10	11	10	6	3	5	1	0	0	20
政令指定都市	56	2	35	12	26	11	2	1	12	0	0	0	60
中核市	23	3	10	7	12	5	1	2	9	0	1	0	25
施行時特例市	169	27	72	46	91	35	1	2	34	4	2	3	180
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	356	51	70	81	119	48	7	5	40	14	57	11	492
人口3万人以上10万人未満の市区町村	217	43	12	30	34	22	3	3	17	14	91	28	396
人口1万人以上3万人未満の市町村	152	32	3	18	11	18	0	2	13	16	116	49	386
人口1万人未満の市町村	244	11	6	31	6	16	1	1	69	39	166	27	565
地方公共団体の組合	59.1	7.9	11.1	11.3	14.8	8.0	1.2	0.9	9.4	4.1	19.9	5.4	
全体(N=2,171)	100.0	2.1	53.2	21.3	23.4	17.0	12.8	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	
都道府県(N=47)	100.0	10.0	40.0	50.0	55.0	50.0	30.0	15.0	25.0	5.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	93.3	3.3	58.3	20.0	43.3	18.3	3.3	1.7	20.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	92.0	12.0	40.0	28.0	48.0	20.0	4.0	8.0	36.0	0.0	4.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	93.9	15.0	40.0	25.6	50.6	19.4	0.6	1.1	18.9	2.2	1.1	1.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	72.4	10.4	14.2	16.5	24.2	9.8	1.4	1.0	8.1	2.8	11.6	2.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	54.8	10.9	3.0	7.6	8.6	5.6	0.8	0.8	4.3	3.5	23.0	7.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	39.4	8.3	0.8	4.7	2.8	4.7	0.0	0.5	3.4	4.1	30.1	12.7	
人口1万人未満の市町村(N=386)	43.2	1.9	1.1	5.5	1.1	2.8	0.2	0.2	12.2	6.9	29.4	4.8	
地方公共団体の組合(N=565)													

(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>

1) 温室効果ガス総排出量：基準年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（28.5%）が最も多い。

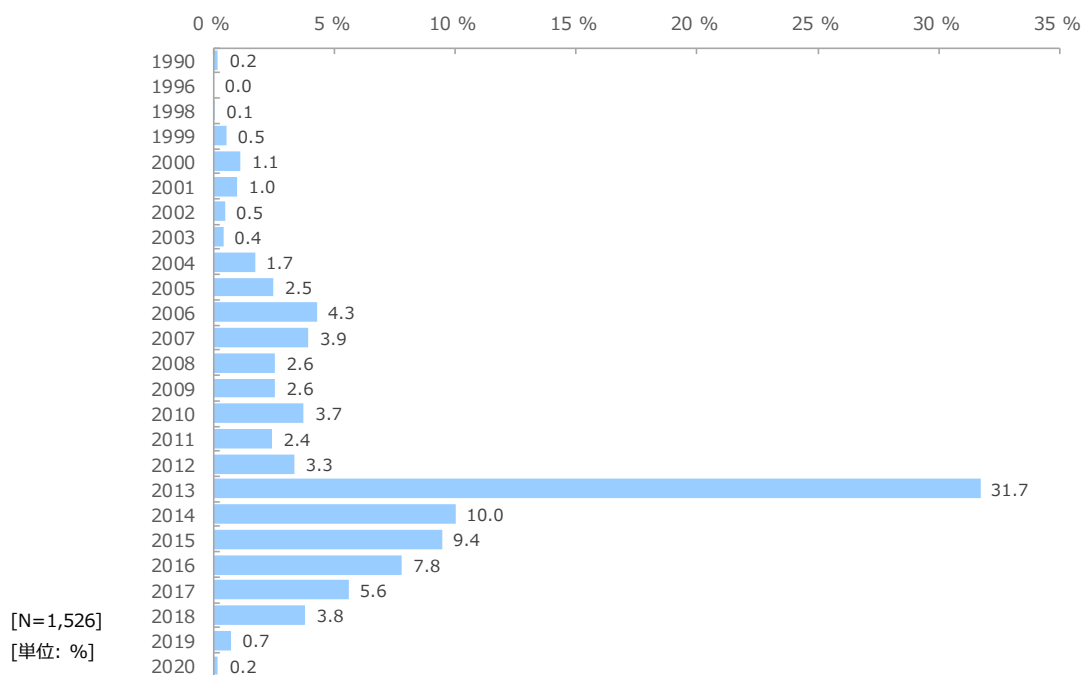
図表 80 温室効果ガス総排出量：基準年度



	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	3	1	3	17	30	24	17	11	44	58	77	76	44
比率 (%)	0.1	0.0	0.1	0.8	1.4	1.1	0.8	0.5	2.1	2.8	3.7	3.6	2.1

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	53	66	47	61	600	207	210	176	148	96	28	7	2,104
比率 (%)	2.5	3.1	2.2	2.9	28.5	9.8	10.0	8.4	7.0	4.6	1.3	0.3	

図表 81 温室効果ガス総排出量：基準年度【基礎自治体】



	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	3	0	1	8	17	15	7	6	26	38	65	60	39
比率 (%)	0.2	0.0	0.1	0.5	1.1	1.0	0.5	0.4	1.7	2.5	4.3	3.9	2.6

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	39	57	37	51	484	153	144	119	85	58	11	3	1526
比率 (%)	2.6	3.7	2.4	3.3	31.7	10.0	9.4	7.8	5.6	3.8	0.7	0.2	

図表 82 温室効果ガス総排出量：基準年度【団体区分別】

	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体(N=2,104)	0.1	0.0	0.1	0.8	1.4	1.1	0.8	0.5	2.1	2.8	3.7	3.6	2.1	2.5	3.1
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	2.1	0.0	4.3	2.1
政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	5.3
中核市(N=59)	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	5.1	1.7	1.7	5.1
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	12.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1	0.0	0.0	0.6	2.2	2.2	0.0	1.1	2.8	3.9
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	0.0	0.0	0.2	0.8	1.2	0.0	0.2	0.6	0.6	1.4	3.9	4.7	1.9	1.0	2.9
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	0.3	0.0	0.0	0.0	1.3	2.1	0.0	0.5	2.6	2.6	5.1	2.6	2.6	3.6	3.8
人口1万人未満の市町村(N=369)	0.3	0.0	0.0	0.8	1.1	1.1	1.6	0.3	3.0	4.1	6.0	6.5	4.6	3.0	3.8
地方公共団体の組合(N=531)	0.0	0.2	0.4	1.7	2.3	1.7	1.9	0.9	3.4	3.4	2.3	2.8	0.9	2.3	1.5

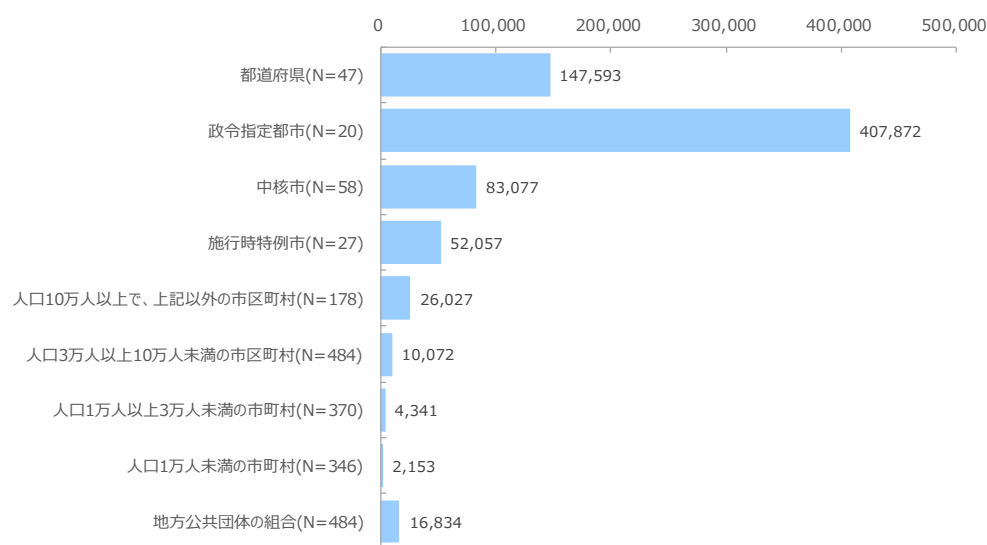
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=2,104)	2.2	2.9	28.5	9.8	10.0	8.4	7.0	4.6	1.3	0.3
都道府県(N=47)	4.3	2.1	44.7	27.7	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	63.2	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=59)	0.0	3.4	45.8	16.9	8.5	5.1	0.0	3.4	0.0	0.0
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	48.0	20.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	1.7	3.4	39.1	14.5	8.9	11.2	4.5	2.2	0.0	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	1.9	3.7	34.4	10.1	13.0	8.0	6.4	2.7	0.2	0.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	3.6	1.3	28.5	9.5	8.7	9.0	5.6	5.4	1.5	0.0
人口1万人未満の市町村(N=369)	3.0	5.4	23.0	6.8	6.8	6.0	6.2	4.9	1.1	0.8
地方公共団体の組合(N=531)	1.5	1.7	17.9	7.7	11.9	10.7	11.9	7.2	3.2	0.8

2) 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量 <Q1-2(1)>

地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（407,872t）が最も多く、都道府県（147,593t）、中核市（83,077t）と続く。

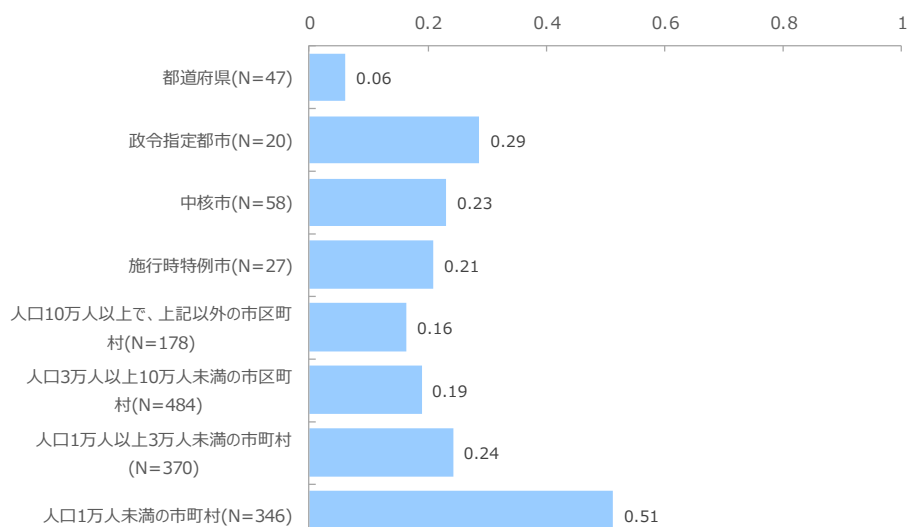
一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.51t/人）、政令指定都市（0.29t/人）と続く。

図表 83 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別総排出量平均値】



[単位：t]

図表 84 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】

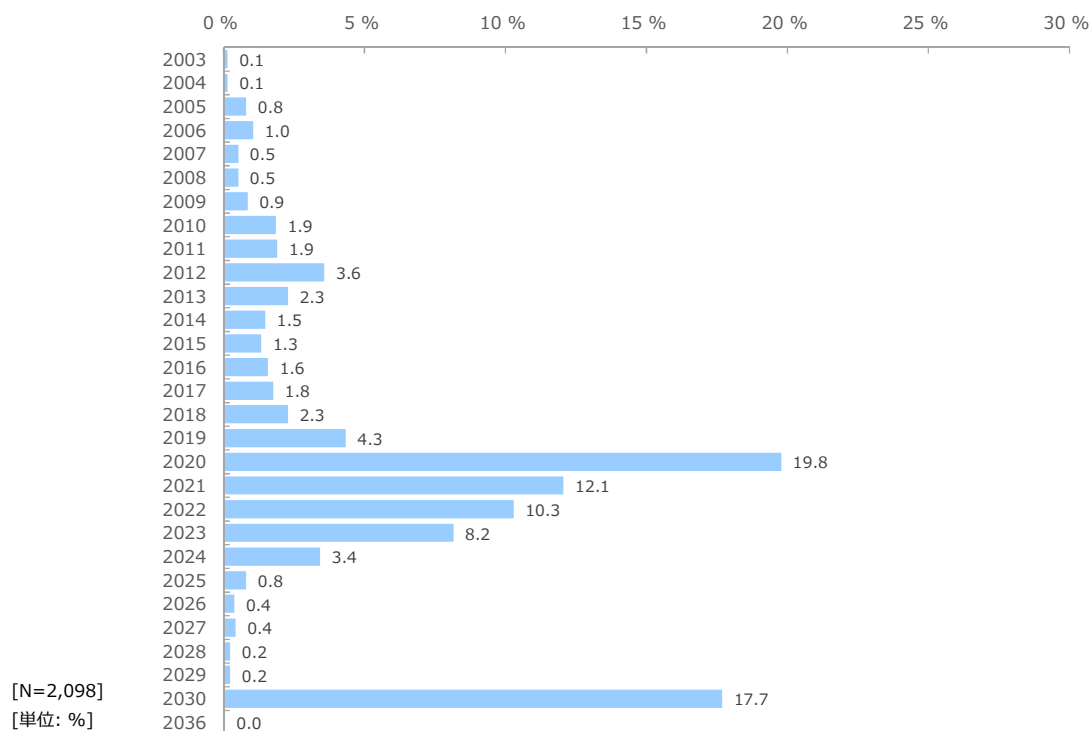


[単位：t/人]

3) 温室効果ガス総排出量：目標年度 <Q1-2(1)>

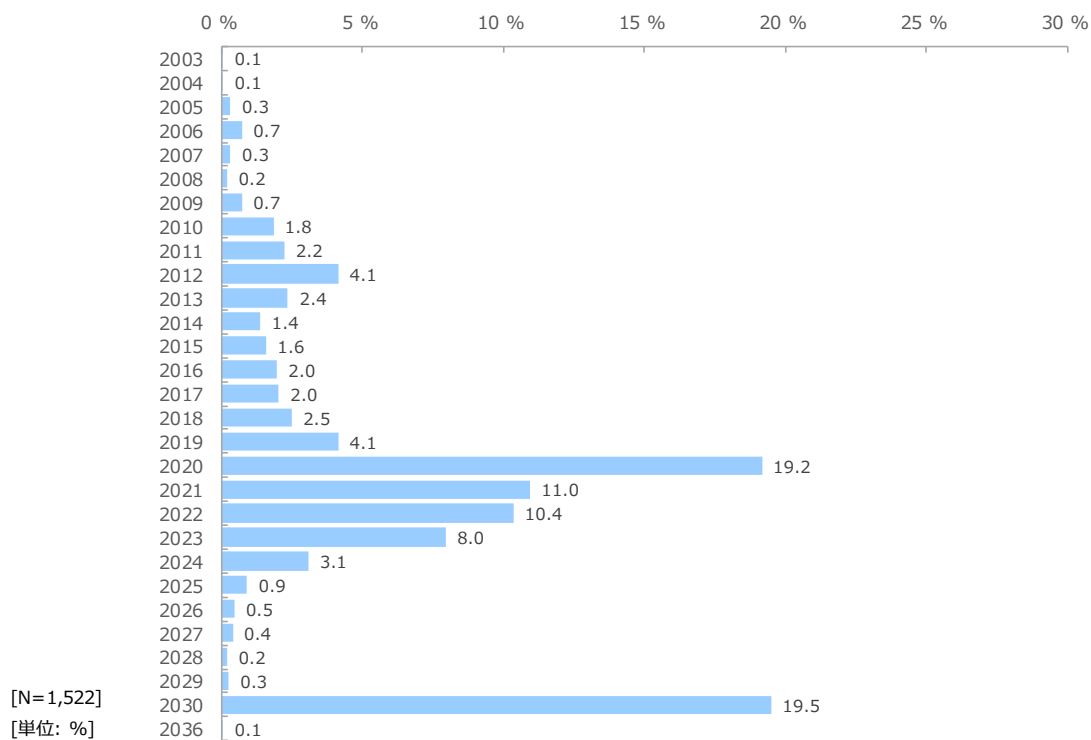
事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2020 年度」（19.8%）が最も多く、「2030 年度」（17.7%）が続く。

図表 85 温室効果ガス総排出量：目標年度



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	3	3	17	22	11	11	18	39	40	75
比率 (%)	0.1	0.1	0.8	1.0	0.5	0.5	0.9	1.9	1.9	3.6
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	48	31	28	33	37	48	91	415	253	216
比率 (%)	2.3	1.5	1.3	1.6	1.8	2.3	4.3	19.8	12.1	10.3
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2036	合計
全体	171	72	17	8	9	5	5	371	1	2,098
比率 (%)	8.2	3.4	0.8	0.4	0.4	0.2	0.2	17.7	0.0	

図表 86 温室効果ガス総排出量：目標年度【基礎自治体】



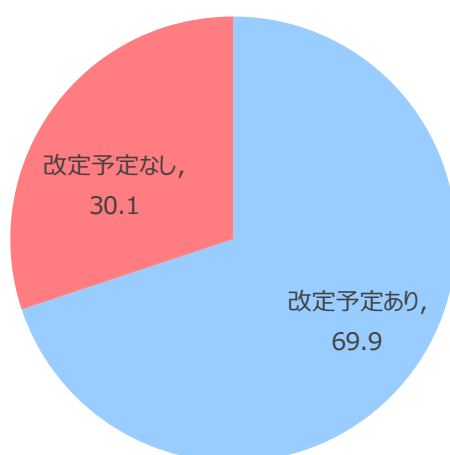
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	1	1	5	11	5	3	11	28	34	63
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.7	0.3	0.2	0.7	1.8	2.2	4.1

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	36	21	24	30	31	38	63	292	167	158
比率 (%)	2.4	1.4	1.6	2.0	2.0	2.5	4.1	19.2	11.0	10.4

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2036	合計
全体	121	47	14	7	6	3	4	297	1	1522
比率 (%)	8.0	3.1	0.9	0.5	0.4	0.2	0.3	19.5	0.1	

なお、目標年度が2020年以前となっている団体における今後の実行計画改定予定についてみると、69.9%が「改定予定あり」回答している。

図表 87 目標年度が2020年以前の団体における実行計画改定予定



[N-970]

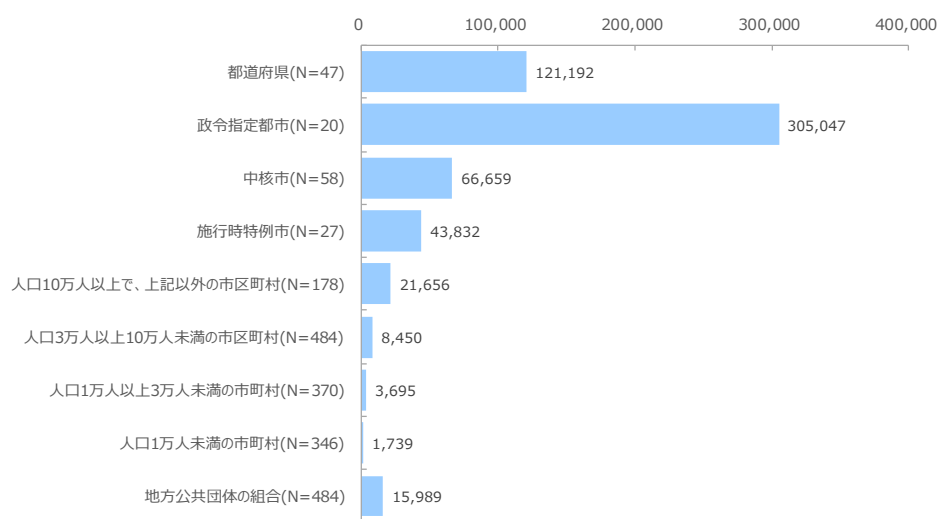
[単位：%]

4) 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量 <Q1-2(1)>

地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（目標年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（305,047t）が最も多く、都道府県（121,192t）、中核市（66,659t）と続く。

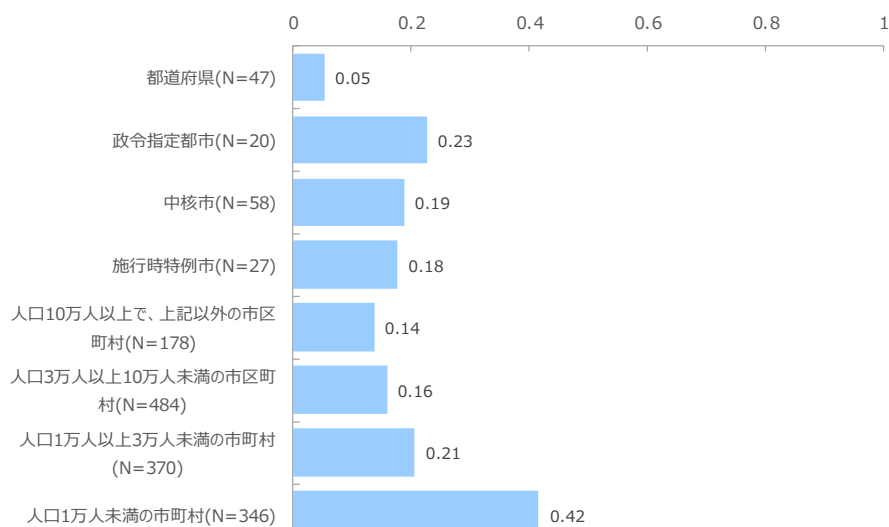
一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.42t/人）、政令指定都市（0.23t/人）と続く。

図表 88 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区別総排出量平均値】



[単位：t]

図表 89 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区別一人当たり排出量平均値】

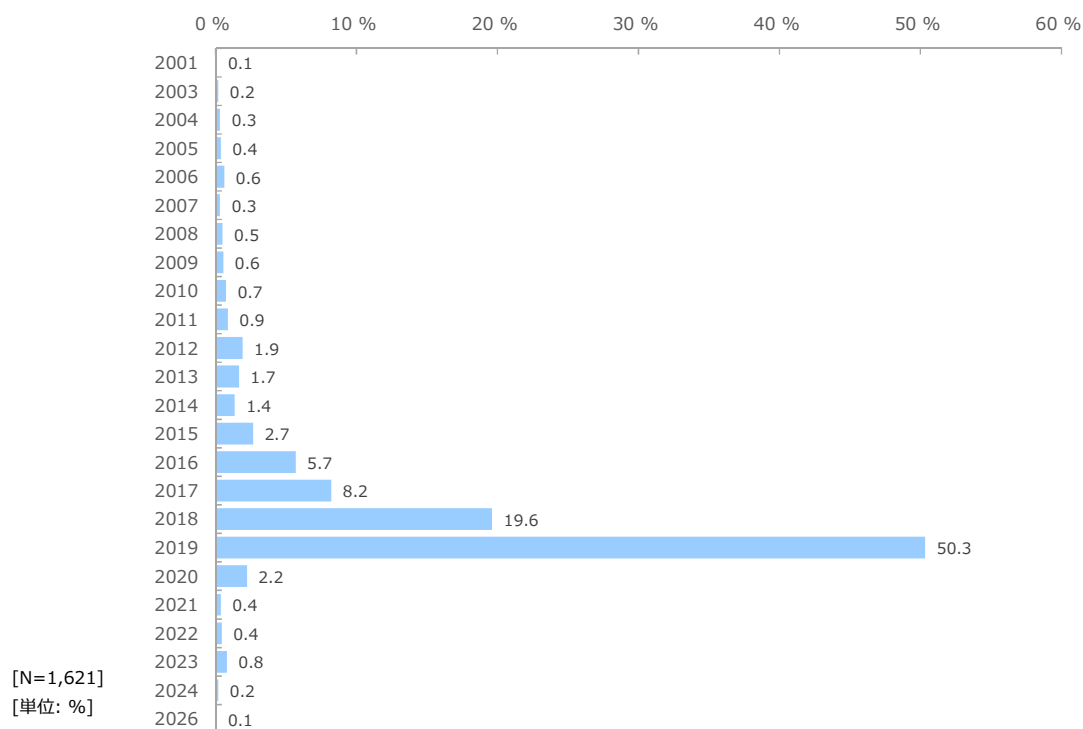


[単位：t/人]

5) 温室効果ガス総排出量：点検年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、点検年度は、「2019年度」(50.3%)が最も多く、「2018年度」(19.6%)が続く。

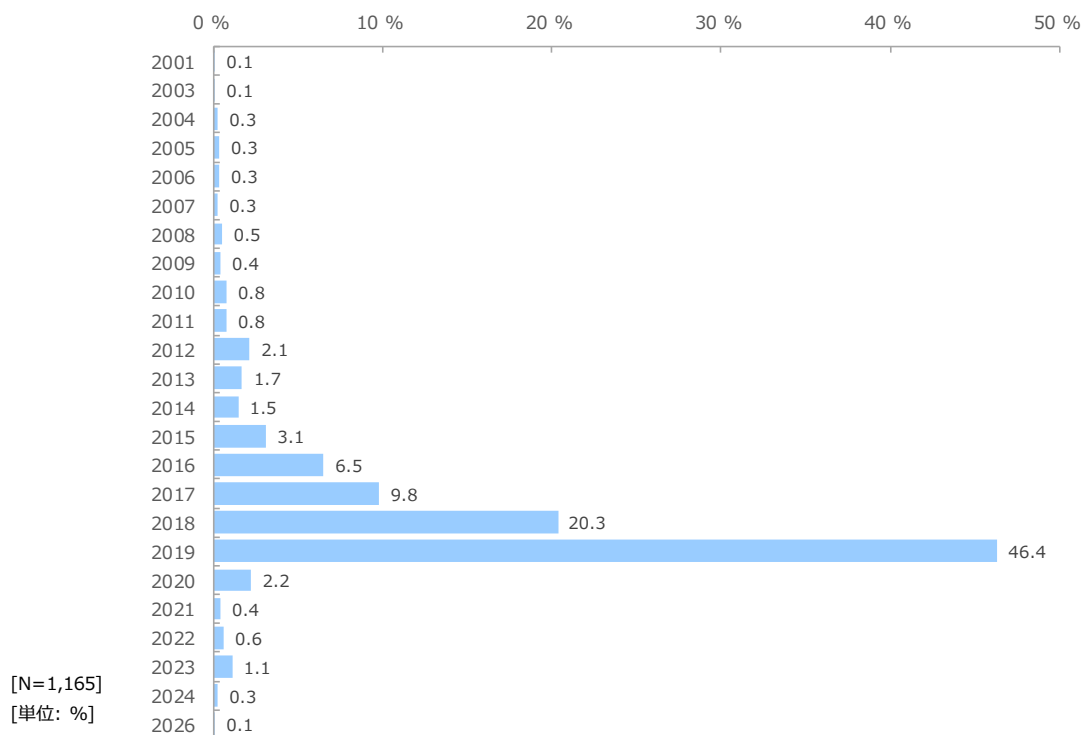
図表 90 温室効果ガス総排出量：点検年度



	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	3	5	6	10	5	8	9	12	14	31	27	22
比率 (%)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.9	1.7	1.4

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2026	合計
全体	43	92	133	318	816	36	6	7	13	3	1	1,621
比率 (%)	2.7	5.7	8.2	19.6	50.3	2.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.1	

図表 91 温室効果ガス総排出量：点検年度【基礎自治体】



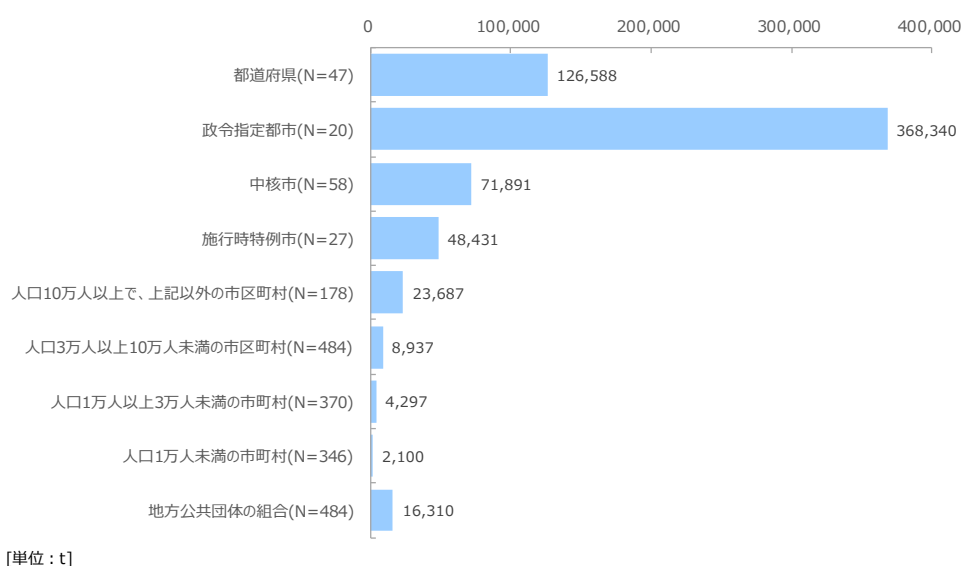
	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体	1	1	3	4	4	3	6	5	9	9	25	20
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4	0.8	0.8	2.1	1.7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2026	合計
全体	36	76	114	237	540	26	5	7	13	3	1	1165
比率 (%)	3.1	6.5	9.8	20.3	46.4	2.2	0.4	0.6	1.1	0.3	0.1	

6) 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量 <Q1-2(1)>

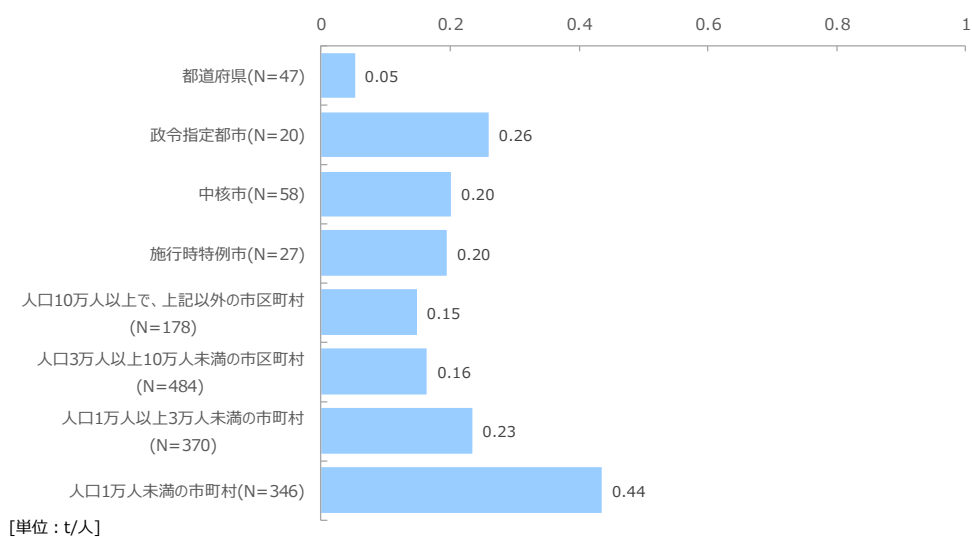
地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（点検年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（368,340t）が最も多く、都道府県（126,588t）、中核市（71,891t）と続く。

一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.44t/人）、政令指定都市（0.26t/人）と続く。

図表 92 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別総排出量平均値】



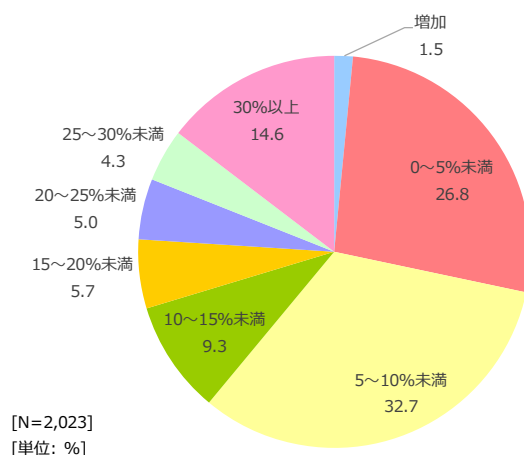
図表 93 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】



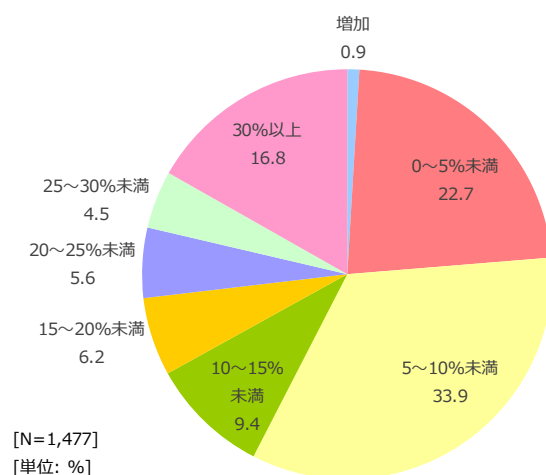
7) 温室効果ガス総排出量：目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率
<Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（32.7%）が最も多い（基礎自治体においては33.9%）。

図表 94 目標年度排出量の基準年度からの削減率



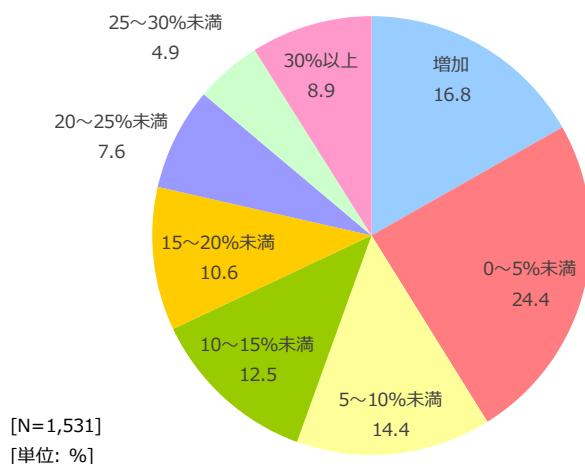
図表 95 目標年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



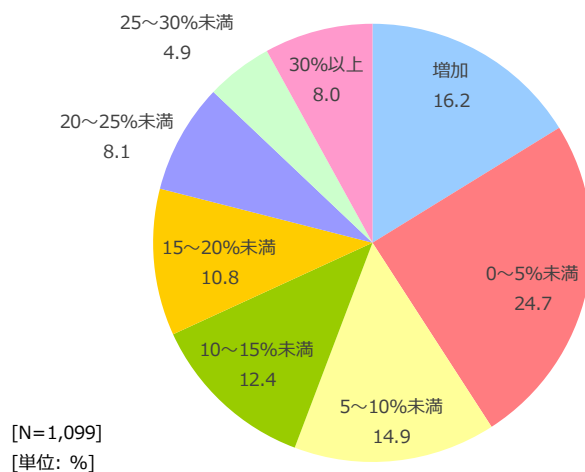
	増加	0~5%未 満	5~10%未 満	10~15% 未満	15~20% 未満	20~25% 未満	25~30% 未満	30%以上	合計
全体	14	336	500	139	91	82	67	248	1,477
比率	0.9	22.7	33.9	9.4	6.2	5.6	4.5	16.8	

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（24.4%）が最も多く、次いで「増加」（16.8%）が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 96 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



図表 97 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】

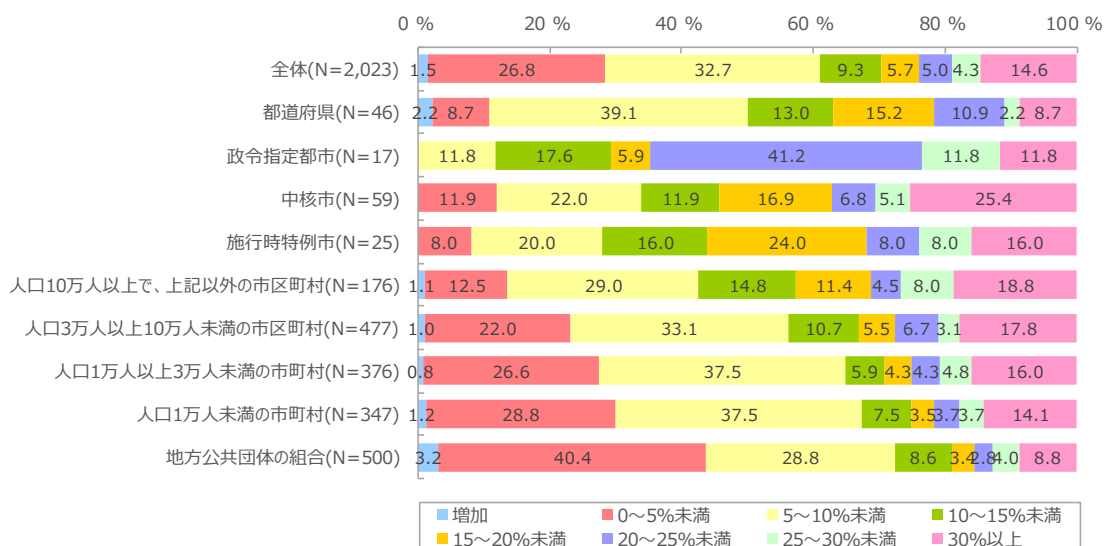


	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	178	271	164	136	119	89	54	88	1,099
比率	16.2	24.7	14.9	12.4	10.8	8.1	4.9	8.0	

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

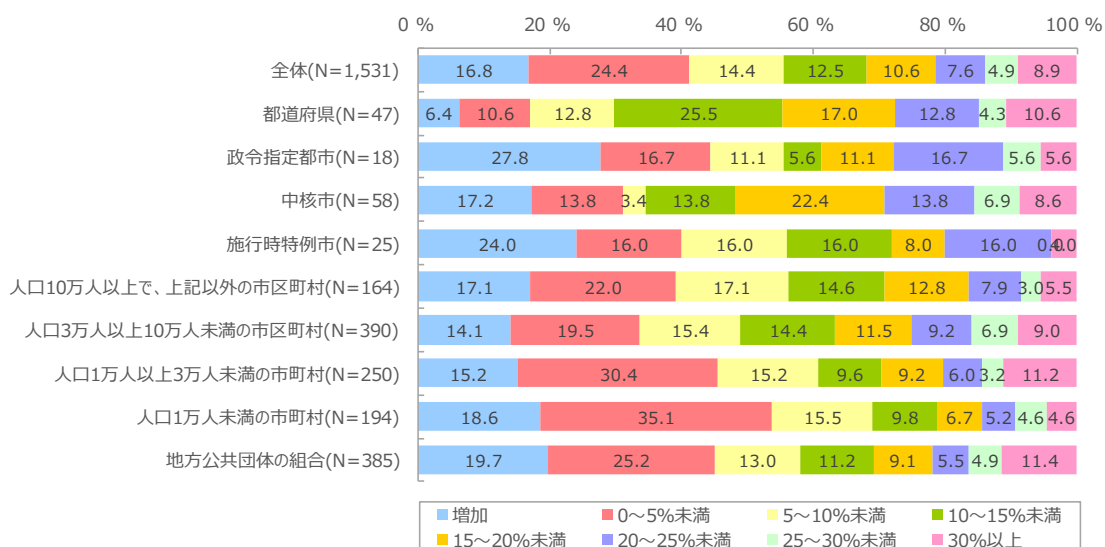
一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 98 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
回答数									
全体	31	542	662	188	115	101	88	296	2,023
都道府県	1	4	18	6	7	5	1	4	46
政令指定都市	0	0	2	3	1	7	2	2	17
中核市	0	7	13	7	10	4	3	15	59
施行時特別市	0	2	5	4	6	2	2	4	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	22	51	26	20	8	14	33	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	105	158	51	26	32	15	85	477
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	100	141	22	16	16	18	60	376
人口1万人未満の市町村	4	100	130	26	12	13	13	49	347
地方公共団体の組合	16	202	144	43	17	14	20	44	500
比率 (%)									
全体(N=2,023)	1.5	26.8	32.7	9.3	5.7	5.0	4.3	14.6	
都道府県(N=46)	2.2	8.7	39.1	13.0	15.2	10.9	2.2	8.7	
政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	11.8	17.6	5.9	41.2	11.8	11.8	
中核市(N=59)	0.0	11.9	22.0	11.9	16.9	6.8	5.1	25.4	
施行時特別市(N=25)	0.0	8.0	20.0	16.0	24.0	8.0	8.0	16.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	1.1	12.5	29.0	14.8	11.4	4.5	8.0	18.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	1.0	22.0	33.1	10.7	5.5	6.7	3.1	17.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=376)	0.8	26.6	37.5	5.9	4.3	4.3	4.8	16.0	
人口1万人未満の市町村(N=347)	1.2	28.8	37.5	7.5	3.5	3.7	3.7	14.1	
地方公共団体の組合(N=500)	3.2	40.4	28.8	8.6	3.4	2.8	4.0	8.8	

図表 99 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】

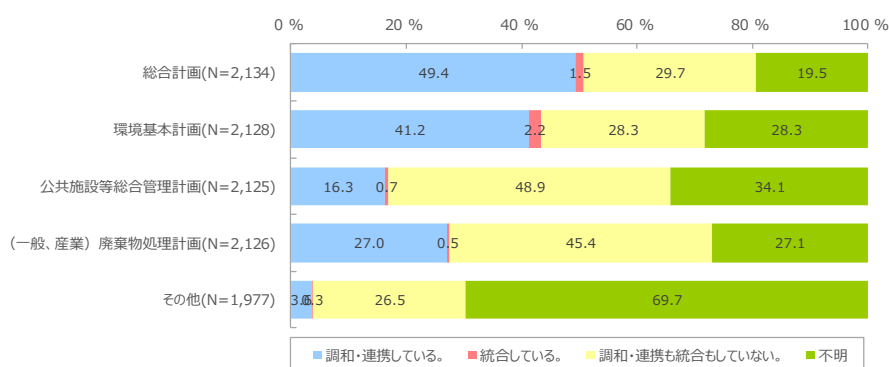


		増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
回答数	全体	257	373	220	191	162	116	75	137	1,531
	都道府県	3	5	6	12	8	6	2	5	47
	政令指定都市	5	3	2	1	2	3	1	1	18
	中核市	10	8	2	8	13	8	4	5	58
	施行時特例市	6	4	4	4	2	4	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	36	28	24	21	13	5	9	164
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	76	60	56	45	36	27	35	390
	人口1万人以上3万人未満の市町村	38	76	38	24	23	15	8	28	250
	人口1万人未満の市町村	36	68	30	19	13	10	9	9	194
	地方公共団体の組合	76	97	50	43	35	21	19	44	385
比率 (%)	全体(N=1,531)	16.8	24.4	14.4	12.5	10.6	7.6	4.9	8.9	
	都道府県(N=47)	6.4	10.6	12.8	25.5	17.0	12.8	4.3	10.6	
	政令指定都市(N=18)	27.8	16.7	11.1	5.6	11.1	16.7	5.6	5.6	
	中核市(N=58)	17.2	13.8	3.4	13.8	22.4	13.8	6.9	8.6	
	施行時特例市(N=25)	24.0	16.0	16.0	16.0	8.0	16.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=164)	17.1	22.0	17.1	14.6	12.8	7.9	3.0	5.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=390)	14.1	19.5	15.4	14.4	11.5	9.2	6.9	9.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=250)	15.2	30.4	15.2	9.6	9.2	6.0	3.2	11.2	
	人口1万人未満の市町村(N=194)	18.6	35.1	15.5	9.8	6.7	5.2	4.6	4.6	
	地方公共団体の組合(N=385)	19.7	25.2	13.0	11.2	9.1	5.5	4.9	11.4	

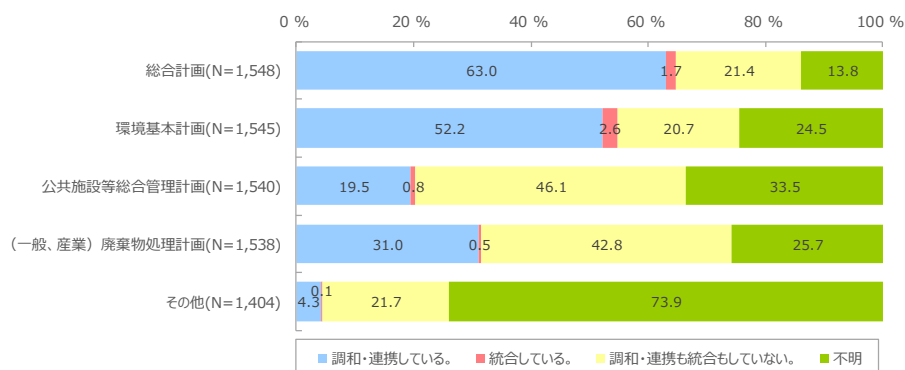
8) 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況 <Q1-2(2)>

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と既存行政計画との調和・連携又は統合の状況について、調和・連携している団体割合が最も大きいのは総合計画（49.4%）が最も多く、環境基本計画（41.2%）、廃棄物処理計画（27.0%）と続く。基礎自治体においては、総合計画と調和・連携している団体は63.0%、環境基本計画と調和・連携している団体は52.2%となっている。

図表 100 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況



図表 101 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況【基礎自治体】

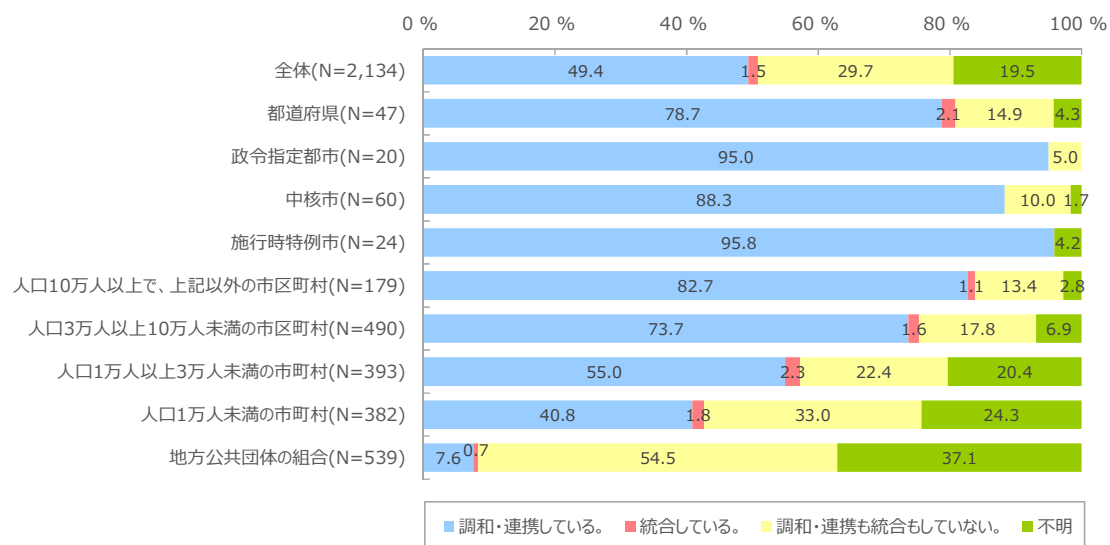


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	総合計画	976	26	332	214	1,548
	環境基本計画	806	40	320	379	1,545
	公共施設等総合管理計画	301	13	710	516	1,540
	(一般、産業) 廃棄物処理計画	477	7	658	396	1,538
	その他	60	2	304	1,038	1,404
比率	総合計画(N=1,548)	63.0	1.7	21.4	13.8	
	環境基本計画(N=1,545)	52.2	2.6	20.7	24.5	
	公共施設等総合管理計画(N=1,540)	19.5	0.8	46.1	33.5	
	(一般、産業) 廃棄物処理計画(N=1,538)	31.0	0.5	42.8	25.7	
	その他(N=1,404)	4.3	0.1	21.7	73.9	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 49.4%となっている。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 102 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】

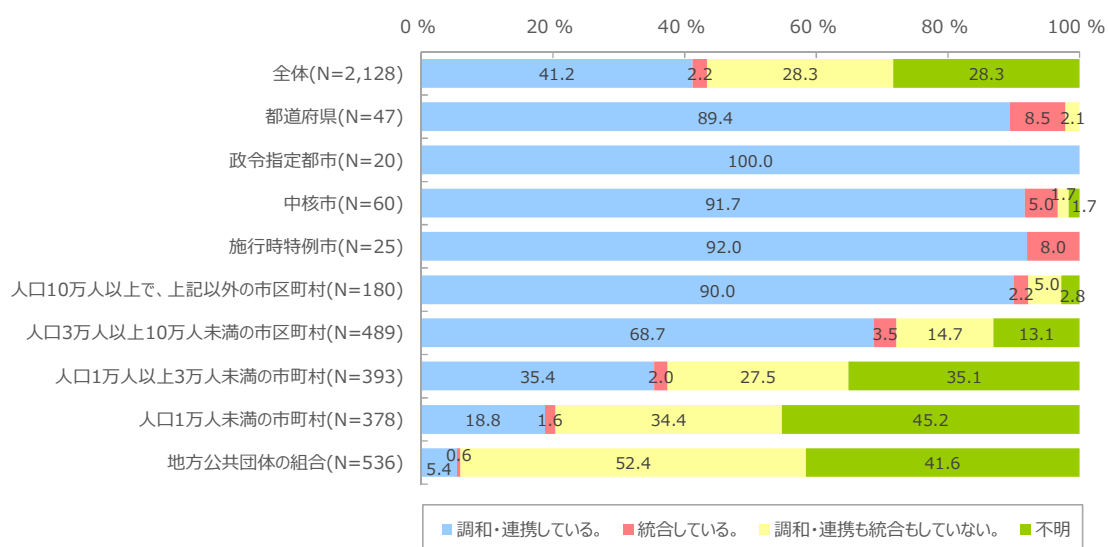


		し 調 て 和 い ・ る 連 。 携	統 合 し て い る。	て も 調 い 統 な 和 い な い も し 連 携	不 明	合 計
全体	全体	1,054	31	633	416	2,134
	都道府県	37	1	7	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	53	0	6	1	60
	施行時特例市	23	0	0	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	148	2	24	5	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	361	8	87	34	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	216	9	88	80	393
	人口1万人未満の市町村	156	7	126	93	382
	地方公共団体の組合	41	4	294	200	539
比率	全体(N=2,134)	49.4	1.5	29.7	19.5	
	都道府県(N=47)	78.7	2.1	14.9	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	88.3	0.0	10.0	1.7	
	施行時特例市(N=24)	95.8	0.0	0.0	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	82.7	1.1	13.4	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	73.7	1.6	17.8	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=393)	55.0	2.3	22.4	20.4	
	人口1万人未満の市町村(N=382)	40.8	1.8	33.0	24.3	
	地方公共団体の組合(N=539)	7.6	0.7	54.5	37.1	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が41.2%である。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高くなる傾向がある。

図表 103 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

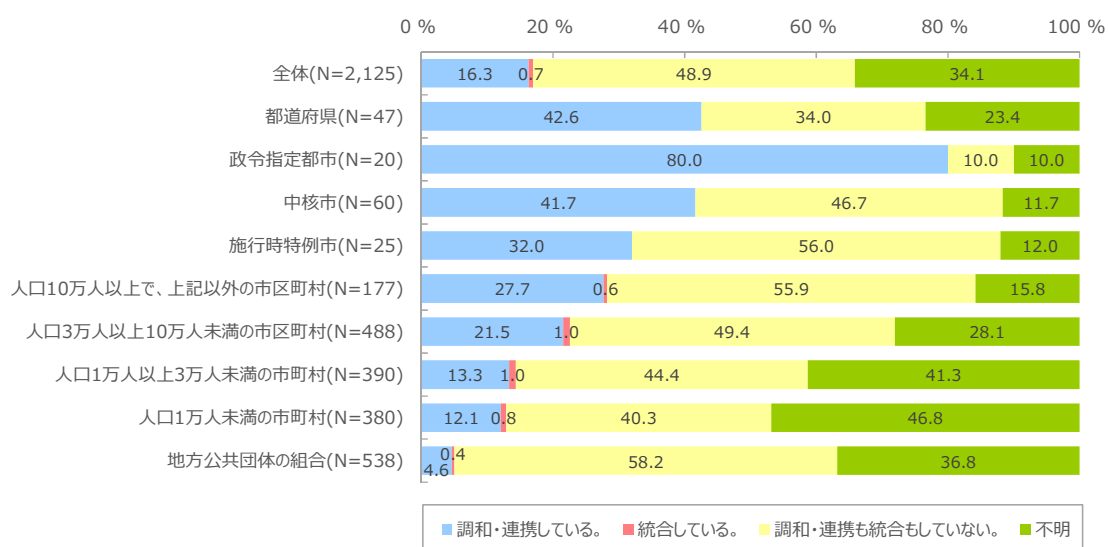


		し 調 て 和 い ・ る 。 連 携	統 合 し て い る	て も 調 い 統 な 合 い な ・ い も し 連 携	不 明	合 計
全体	全体	877	47	602	602	2,128
	都道府県	42	4	1	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	55	3	1	1	60
	施行時特例市	23	2	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	162	4	9	5	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	336	17	72	64	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	139	8	108	138	393
	人口1万人未満の市町村	71	6	130	171	378
	地方公共団体の組合	29	3	281	223	536
比率	全体(N=2,128)	41.2	2.2	28.3	28.3	
	都道府県(N=47)	89.4	8.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	91.7	5.0	1.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	92.0	8.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	90.0	2.2	5.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	68.7	3.5	14.7	13.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=393)	35.4	2.0	27.5	35.1	
	人口1万人未満の市町村(N=378)	18.8	1.6	34.4	45.2	
	地方公共団体の組合(N=536)	5.4	0.6	52.4	41.6	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 16.3%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 104 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

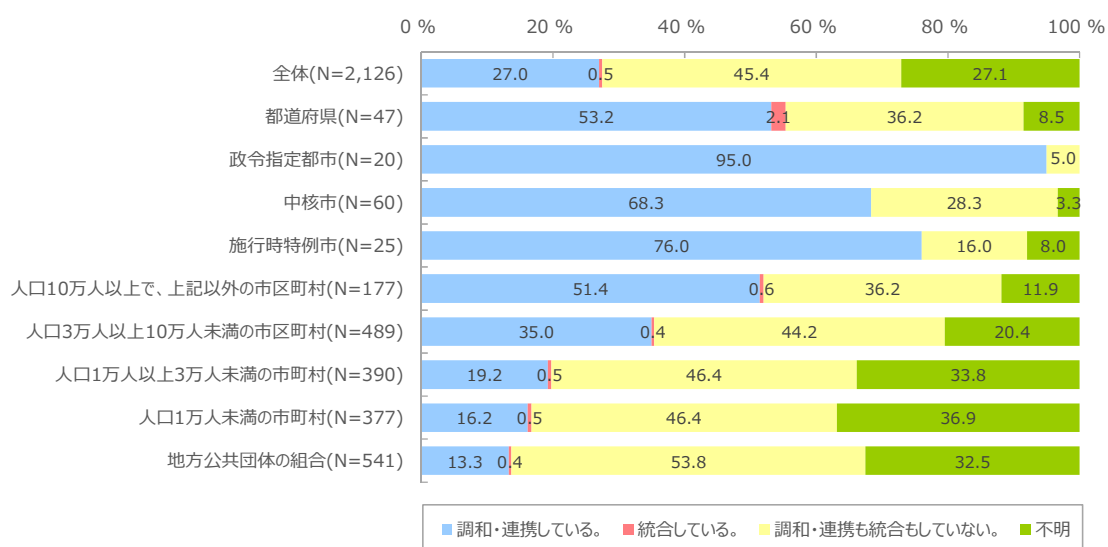


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	346	15	1,039	725	2,125
	都道府県	20	0	16	11	47
	政令指定都市	16	0	2	2	20
	中核市	25	0	28	7	60
	施行時特例市	8	0	14	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	49	1	99	28	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	105	5	241	137	488
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	4	173	161	390
	人口1万人未満の市町村	46	3	153	178	380
	地方公共団体の組合	25	2	313	198	538
比率	全体(N=2,125)	16.3	0.7	48.9	34.1	
	都道府県(N=47)	42.6	0.0	34.0	23.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	0.0	10.0	10.0	
	中核市(N=60)	41.7	0.0	46.7	11.7	
	施行時特例市(N=25)	32.0	0.0	56.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	27.7	0.6	55.9	15.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=488)	21.5	1.0	49.4	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	13.3	1.0	44.4	41.3	
	人口1万人未満の市町村(N=380)	12.1	0.8	40.3	46.8	
	地方公共団体の組合(N=538)	4.6	0.4	58.2	36.8	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している」団体が27.0%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 105 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】



		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	574	10	966	576	2,126
	都道府県	25	1	17	4	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	41	0	17	2	60
	施行時特例市	19	0	4	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	91	1	64	21	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	171	2	216	100	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	75	2	181	132	390
	人口1万人未満の市町村	61	2	175	139	377
	地方公共団体の組合	72	2	291	176	541
比率	全体(N=2,126)	27.0	0.5	45.4	27.1	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	36.2	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	68.3	0.0	28.3	3.3	
	施行時特例市(N=25)	76.0	0.0	16.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	51.4	0.6	36.2	11.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	35.0	0.4	44.2	20.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	19.2	0.5	46.4	33.8	
	人口1万人未満の市町村(N=377)	16.2	0.5	46.4	36.9	
	地方公共団体の組合(N=541)	13.3	0.4	53.8	32.5	

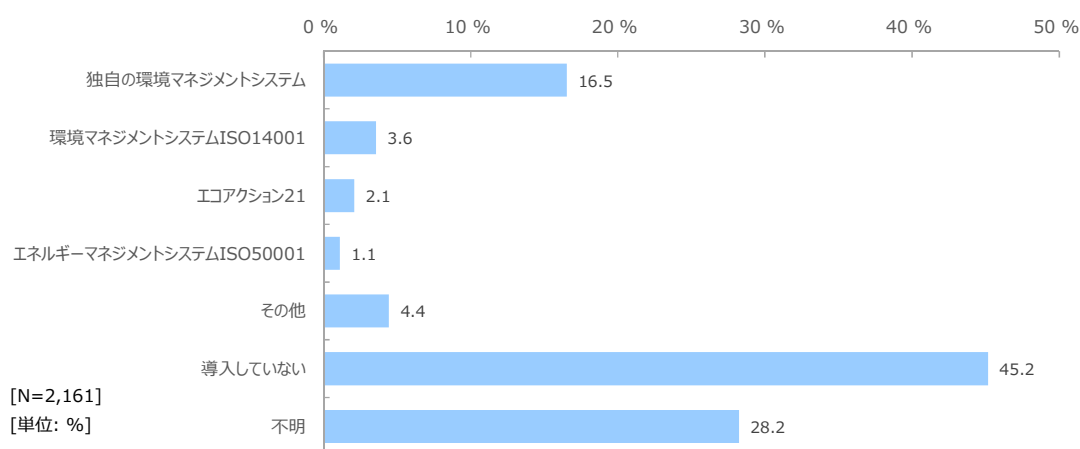
(3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>

1) 導入している環境関連マネジメントシステム <Q1-3(1)>

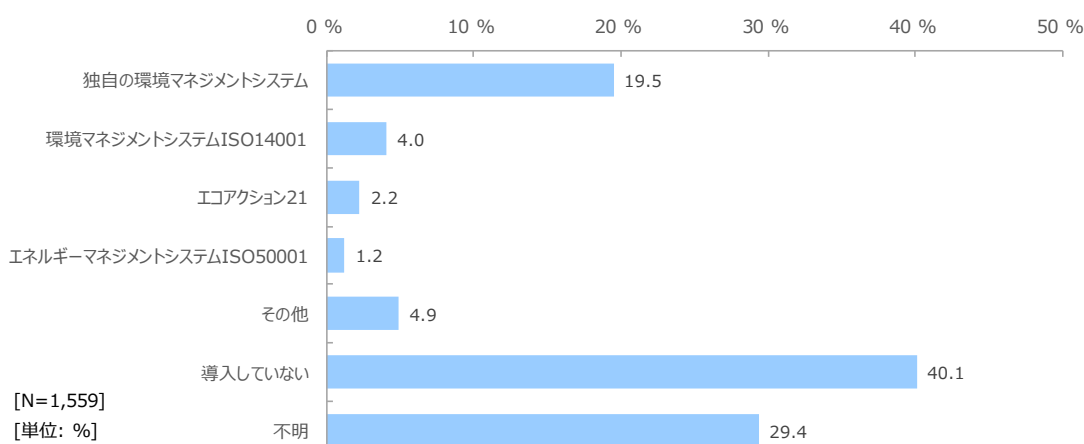
事務事業編を策定済みの団体において導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」(16.5%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(3.6%)と続く。「導入していない」団体も 45.2%存在する。

基礎自治体に限ってみても、「独自の環境マネジメントシステム」(19.5%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(4.0%)と続き、「導入していない」団体も 40.1%確認される。

図表 106 導入している環境関連マネジメントシステム



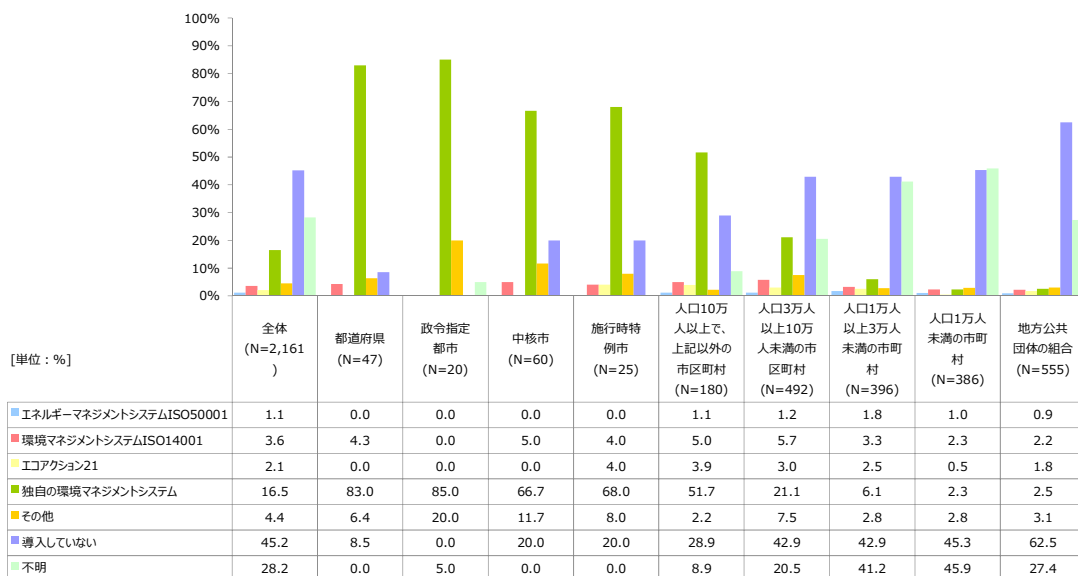
図表 107 導入している環境関連マネジメントシステム【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 108 導入している環境関連マネジメントシステム
【団体区分別】

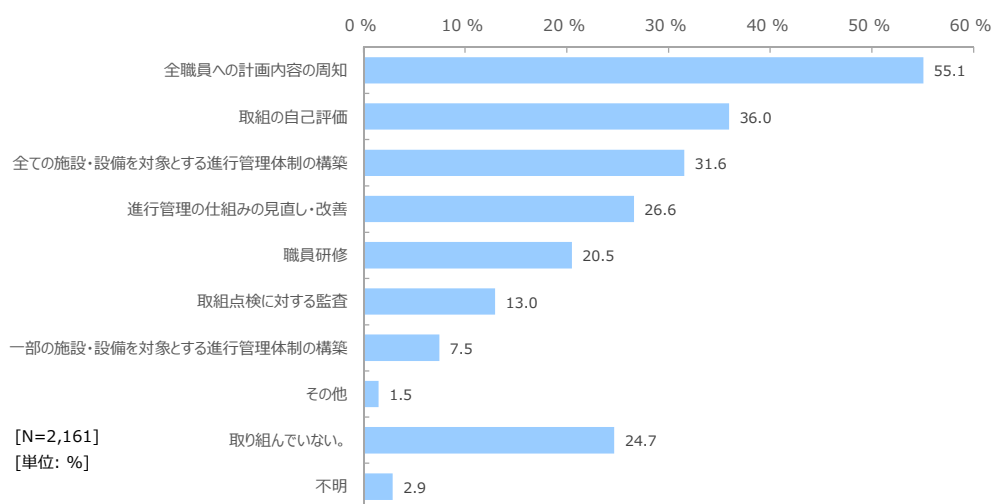


	ISO50001	エネルギーマネジメントシステム	環境マネジメントシステム	エコアクション21	独自の環境マネジメントシステム	その他	導入していない	不明	合計
回答数									
全体	24	77	45	357	96	976	610	2,161	
都道府県	0	2	0	39	3	4	0	47	
政令指定都市	0	0	0	17	4	0	1	20	
中核市	0	3	0	40	7	12	0	60	
施行時特例市	0	1	1	17	2	5	0	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	7	93	4	52	16	180	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	28	15	104	37	211	101	492	
人口1万人以上3万人未満の市町村	7	13	10	24	11	170	163	396	
人口1万人未満の市町村	4	9	2	9	11	175	177	386	
地方公共団体の組合	5	12	10	14	17	347	152	555	
比率 (%)									
全体(N=2,161)	1.1	3.6	2.1	16.5	4.4	45.2	28.2		
都道府県(N=47)	0.0	4.3	0.0	83.0	6.4	8.5	0.0		
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	85.0	20.0	0.0	5.0		
中核市(N=60)	0.0	5.0	0.0	66.7	11.7	20.0	0.0		
施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	4.0	68.0	8.0	20.0	0.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	5.0	3.9	51.7	2.2	28.9	8.9		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	1.2	5.7	3.0	21.1	7.5	42.9	20.5		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	1.8	3.3	2.5	6.1	2.8	42.9	41.2		
人口1万人未満の市町村(N=386)	1.0	2.3	0.5	2.3	2.8	45.3	45.9		
地方公共団体の組合(N=555)	0.9	2.2	1.8	2.5	3.1	62.5	27.4		

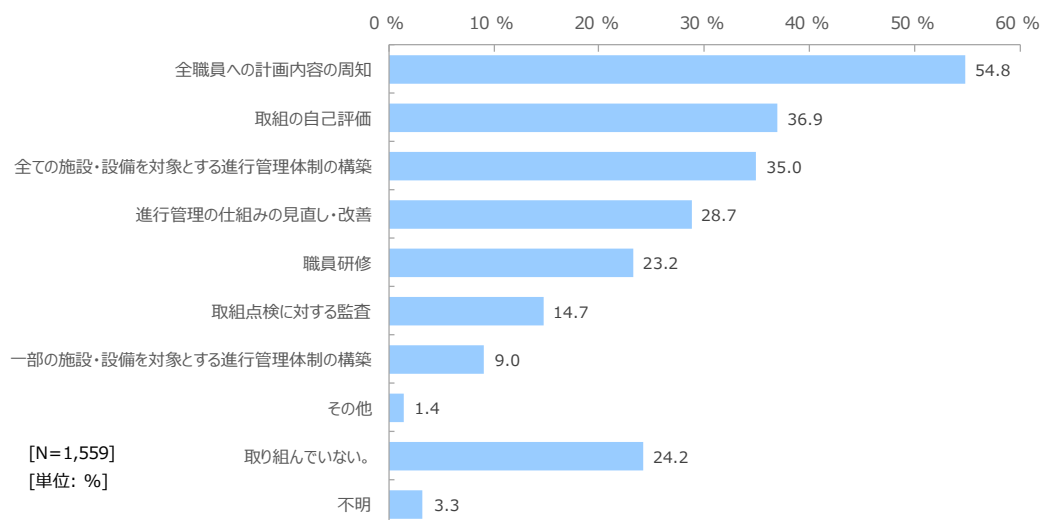
2) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの <Q1-3(2)>

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(55.1%)が最も多く、「取組の自己評価」(36.0%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(31.6%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.6%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 109 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの

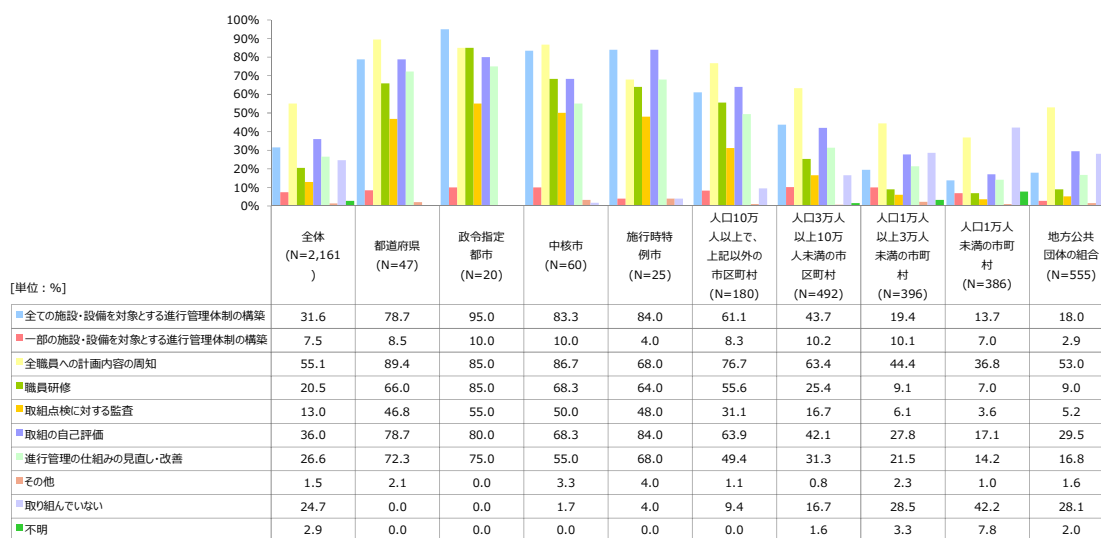


図表 110 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 111 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの【団体区分別】



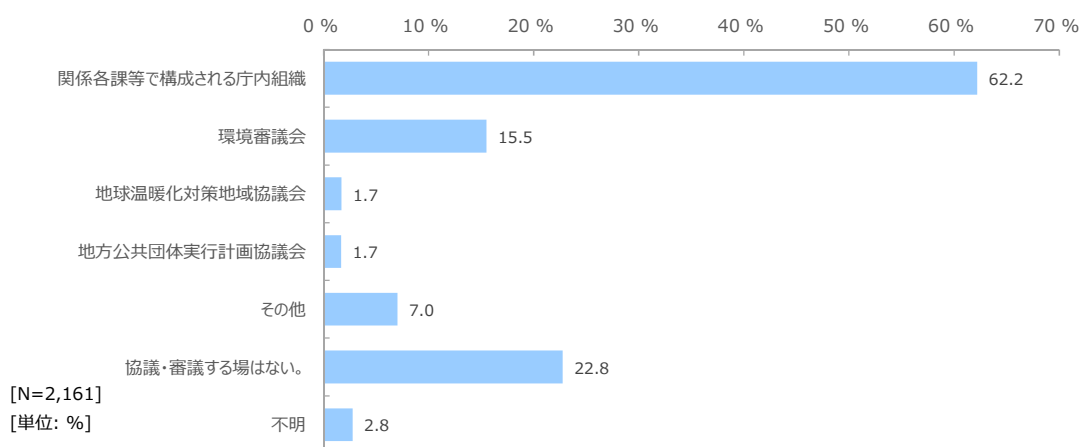
項目	と全 ての 進 行 管 理 体 制 を の 対 象	と一 部 の 進 行 管 理 体 制 を の 対 象	全 職 員 へ の 計 画 内 容 の 周 知	職 員 研 修	取 組 点 検 に 対 する 監 査	取 組 の 自 己 評 価	進 行 管 理 の 仕 組 み の 見 直 し・ 改 善	そ の 他	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
回答数	682	161	1,190	443	280	777	575	32	533	62	2,161
	37	4	42	31	22	37	34	1	0	0	47
	19	2	17	17	11	16	15	0	0	0	20
	50	6	52	41	30	41	33	2	1	0	60
	21	1	17	16	12	21	17	1	1	0	25
	110	15	138	100	56	115	89	2	17	0	180
	215	50	312	125	82	207	154	4	82	8	492
	77	40	176	36	24	110	85	9	113	13	396
	53	27	142	27	14	66	55	4	163	30	386
	100	16	294	50	29	164	93	9	156	11	555
比率 (%)	31.6	7.5	55.1	20.5	13.0	36.0	26.6	1.5	24.7	2.9	
	78.7	8.5	89.4	66.0	46.8	78.7	72.3	2.1	0.0	0.0	
	95.0	10.0	85.0	85.0	55.0	80.0	75.0	0.0	0.0	0.0	
	83.3	10.0	86.7	68.3	50.0	68.3	55.0	3.3	1.7	0.0	
	84.0	4.0	68.0	64.0	48.0	84.0	68.0	4.0	4.0	0.0	
	61.1	8.3	76.7	55.6	31.1	63.9	49.4	1.1	9.4	0.0	
	43.7	10.2	63.4	25.4	16.7	42.1	31.3	0.8	16.7	1.6	
	19.4	10.1	44.4	9.1	6.1	27.8	21.5	2.3	28.5	3.3	
	13.7	7.0	36.8	7.0	3.6	17.1	14.2	1.0	42.2	7.8	
	18.0	2.9	53.0	9.0	5.2	29.5	16.8	1.6	28.1	2.0	

3) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場 <Q1-3(3)>

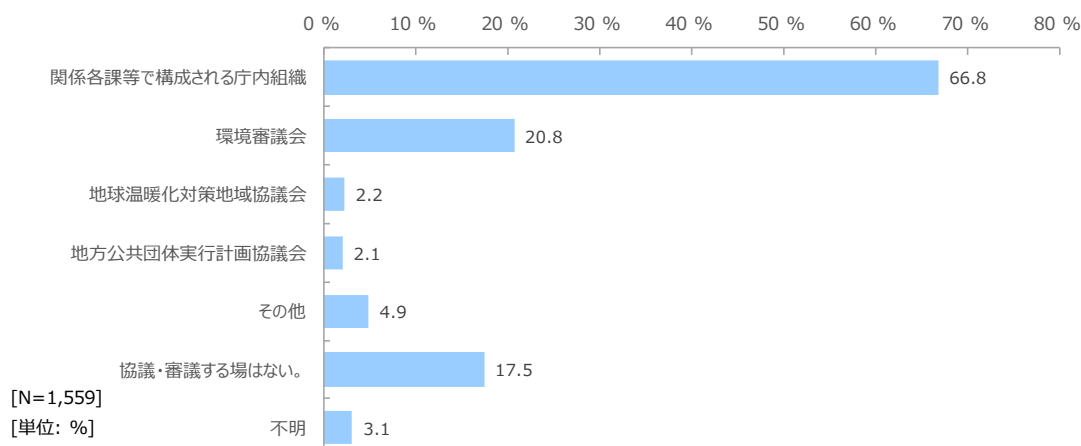
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(62.2%)が最も多く、「環境審議会」(15.5%)と続く。「協議・審議する場はない」と回答している団体も22.8%確認されている。

基礎自治体においては、「関係各課等で構成される庁内組織」が66.8%、「環境審議会」が20.8%で、「協議・審議する場はない」と回答している団体は17.5%。

図表 112 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

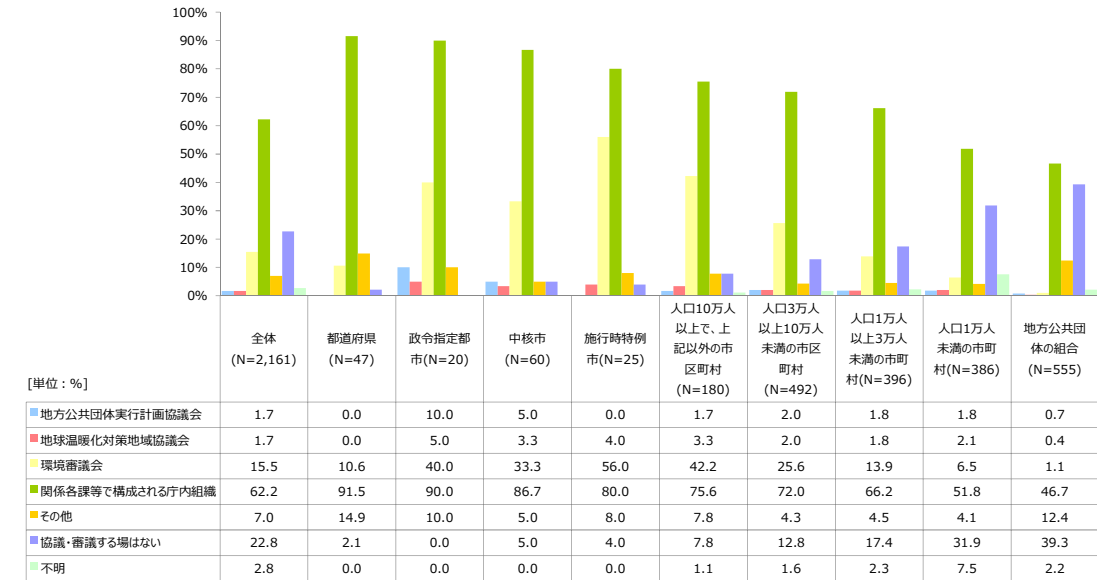


図表 113 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 114 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場
【団体区分別】



		地方公共団体 実行計画協議会	地球 温暖 化対 策 地 域 協 議 会	環 境 審 議 会	関 係 各 課 等 で 組 成 さ れ る 庁 内 組 織	そ の 他	協 議 ・ 審 議 す る 場 は な い	不 明	合 計
回答数	全体	36	37	335	1,344	152	492	60	2,161
	都道府県	0	0	5	43	7	1	0	47
	政令指定都市	2	1	8	18	2	0	0	20
	中核市	3	2	20	52	3	3	0	60
	施行時特例市	0	1	14	20	2	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	6	76	136	14	14	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	10	126	354	21	63	8	492
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	7	55	262	18	69	9	396
	人口1万人未満の市町村	7	8	25	200	16	123	29	386
	地方公共団体の組合	4	2	6	259	69	218	12	555
比率 (%)	全体(N=2,161)	1.7	1.7	15.5	62.2	7.0	22.8	2.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	10.6	91.5	14.9	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	40.0	90.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	5.0	3.3	33.3	86.7	5.0	5.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	56.0	80.0	8.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.7	3.3	42.2	75.6	7.8	7.8	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	2.0	2.0	25.6	72.0	4.3	12.8	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	1.8	1.8	13.9	66.2	4.5	17.4	2.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	1.8	2.1	6.5	51.8	4.1	31.9	7.5	
	地方公共団体の組合(N=555)	0.7	0.4	1.1	46.7	12.4	39.3	2.2	

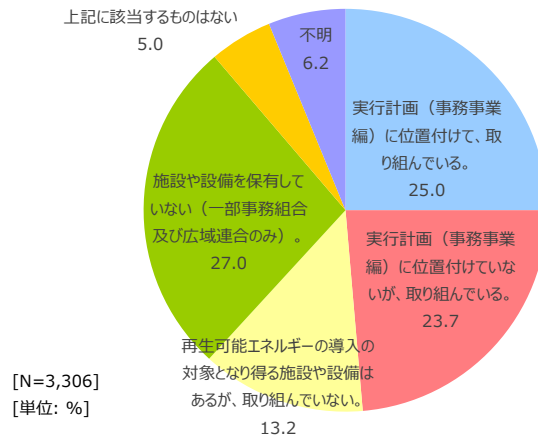
(4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 <Q1-4>

1) 再生可能エネルギー導入の取組状況 <Q1-4(1)>

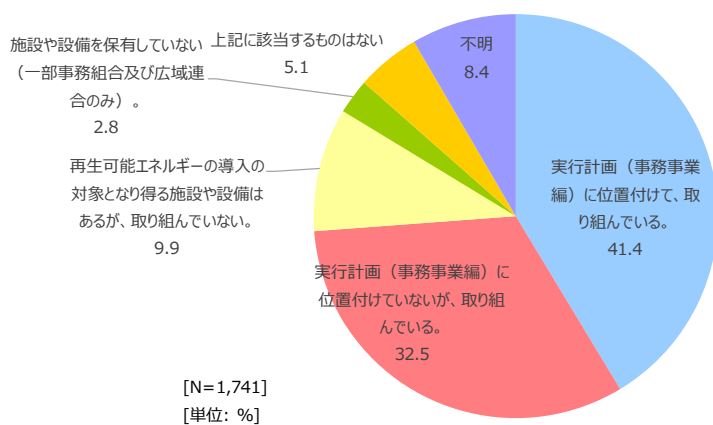
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.0%、「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.7%である。

基礎自治体に限ってみると、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 41.4%、「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 32.5%である。

図表 115 再生可能エネルギー導入の取組状況



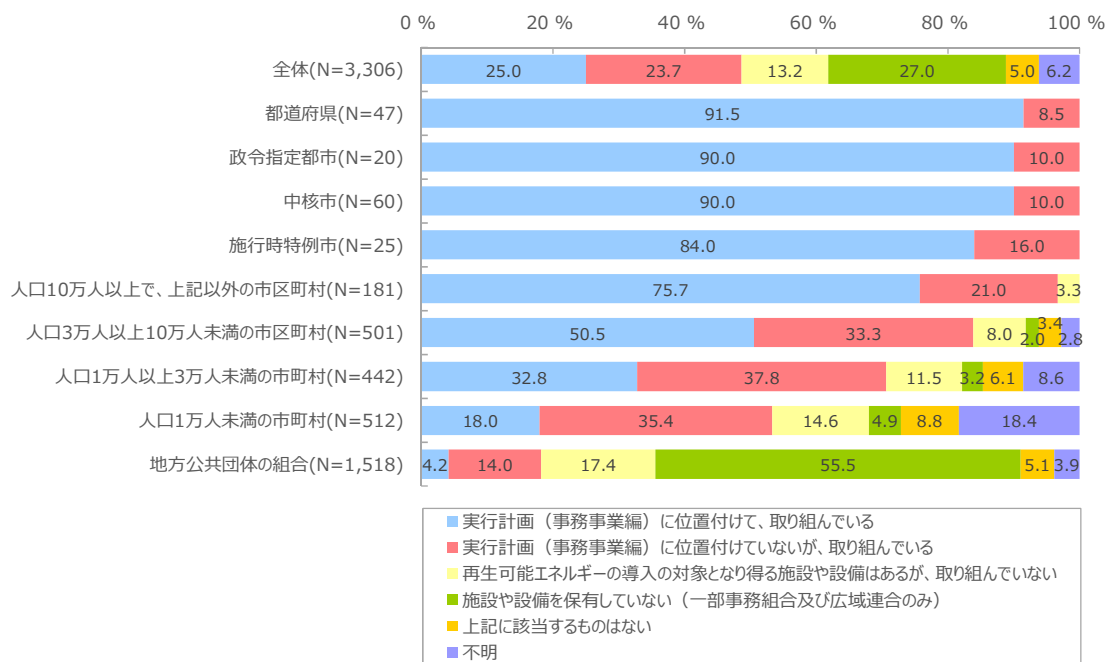
図表 116 再生可能エネルギー導入の取組状況【基礎自治体】



	実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない。	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	720	565	172	49	89	146	1,741
比率	41.4	32.5	9.9	2.8	5.1	8.4	

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 117 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

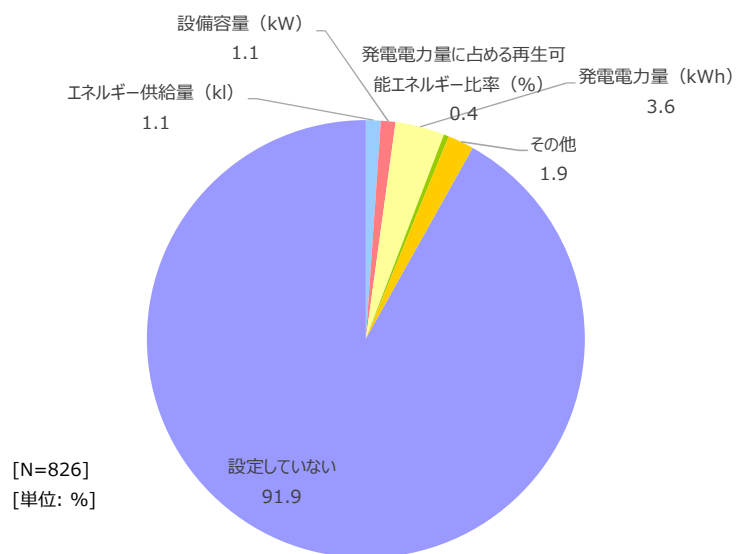


	実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	826	782	436	891	166	205	3,306
全体							
都道府県	43	4	0	0	0	0	47
政令指定都市	18	2	0	0	0	0	20
中核市	54	6	0	0	0	0	60
施行時特例市	21	4	0	0	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	137	38	6	0	0	0	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	253	167	40	10	17	14	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	145	167	51	14	27	38	442
人口1万人未満の市町村	92	181	75	25	45	94	512
地方公共団体の組合	63	213	264	842	77	59	1,518
比率							
全体(N=3,306)	25.0	23.7	13.2	27.0	5.0	6.2	
都道府県(N=47)	91.5	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	84.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	75.7	21.0	3.3	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	50.5	33.3	8.0	2.0	3.4	2.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	32.8	37.8	11.5	3.2	6.1	8.6	
人口1万人未満の市町村(N=512)	18.0	35.4	14.6	4.9	8.8	18.4	
地方公共団体の組合(N=1,518)	4.2	14.0	17.4	55.5	5.1	3.9	

2) 再生可能エネルギー導入量目標、計測方法 <Q1-4(2)>

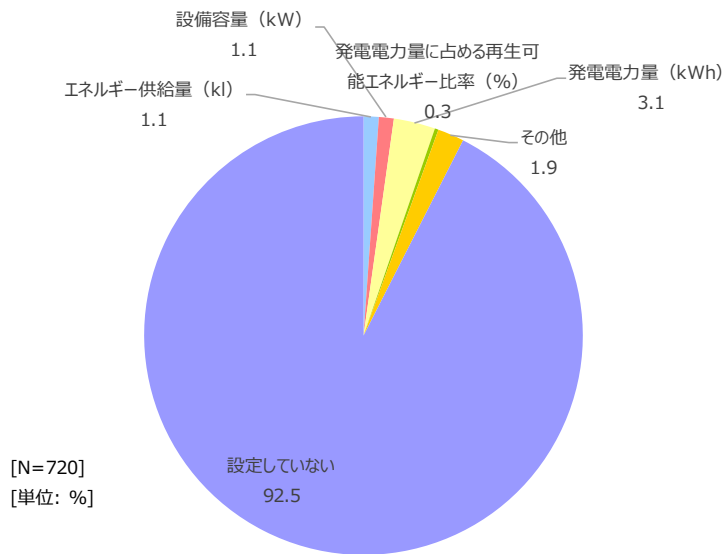
再生可能エネルギー導入の取組状況について「実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる」団体のうち、再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体は 8.1%（51 団体）。

図表 118 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標



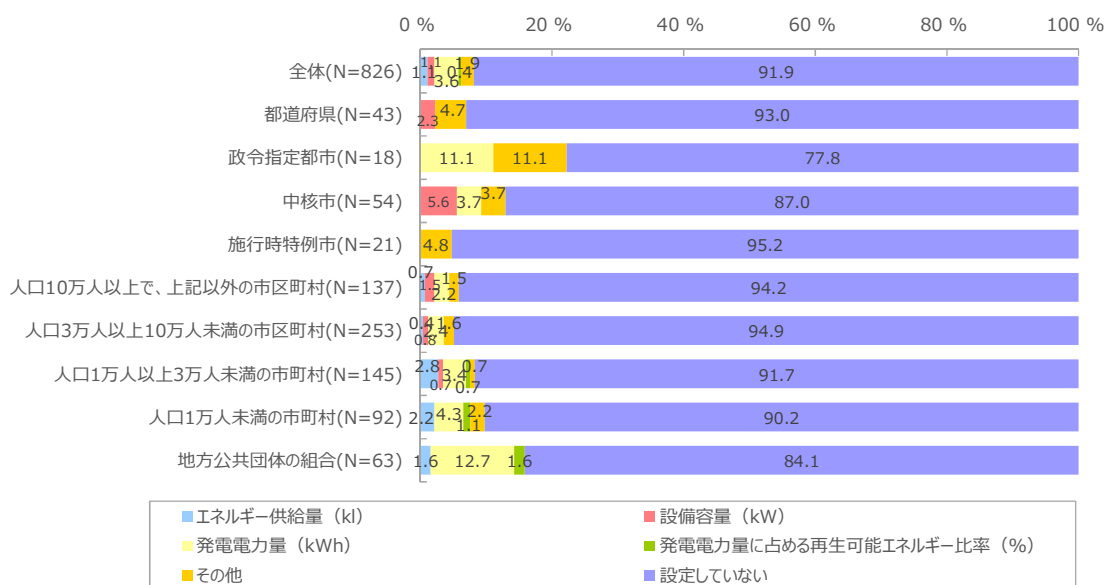
※再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体については、目標設定単位を回答

図表 119 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標
【基礎自治体】



	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力 (kWh)	発電電力に占める再生 可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	8	8	22	2	14	666	720
比率	1.1	1.1	3.1	0.3	1.9	92.5	

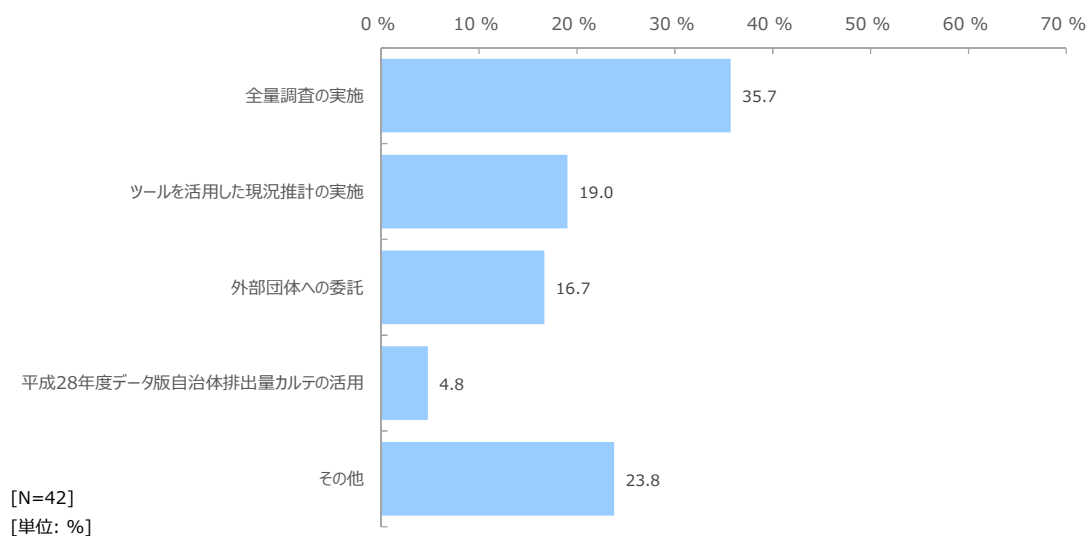
図表 120 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標
【団体区分別】



		エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	再生可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	全体	9	9	30	3	16	759	826
	都道府県	0	1	0	0	2	40	43
	政令指定都市	0	0	2	0	2	14	18
	中核市	0	3	2	0	2	47	54
	施行時特例市	0	0	0	0	1	20	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	2	3	0	2	129	137
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	2	6	0	4	240	253
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	5	1	1	133	145
	人口1万人未満の市町村	2	0	4	1	2	83	92
地方公共団体の組合	1	0	8	1	0	53	63	
比率	全体(N=826)	1.1	1.1	3.6	0.4	1.9	91.9	
	都道府県(N=43)	0.0	2.3	0.0	0.0	4.7	93.0	
	政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	77.8	
	中核市(N=54)	0.0	5.6	3.7	0.0	3.7	87.0	
	施行時特例市(N=21)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	95.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=137)	0.7	1.5	2.2	0.0	1.5	94.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=253)	0.4	0.8	2.4	0.0	1.6	94.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=145)	2.8	0.7	3.4	0.7	0.7	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=92)	2.2	0.0	4.3	1.1	2.2	90.2	
	地方公共団体の組合(N=63)	1.6	0.0	12.7	1.6	0.0	84.1	

再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体における導入量計測方法は、「全量調査の実施」が最も多く（35.7%）、ツールを活用した現況推計の実施（19.0%）、外部団体への委託（16.7%）と続く。「その他」には設備容量（kW）や支援件数を導入量の目標設定している団体の回答が含まれている。

図表 121 再生可能エネルギー導入量の計測方法

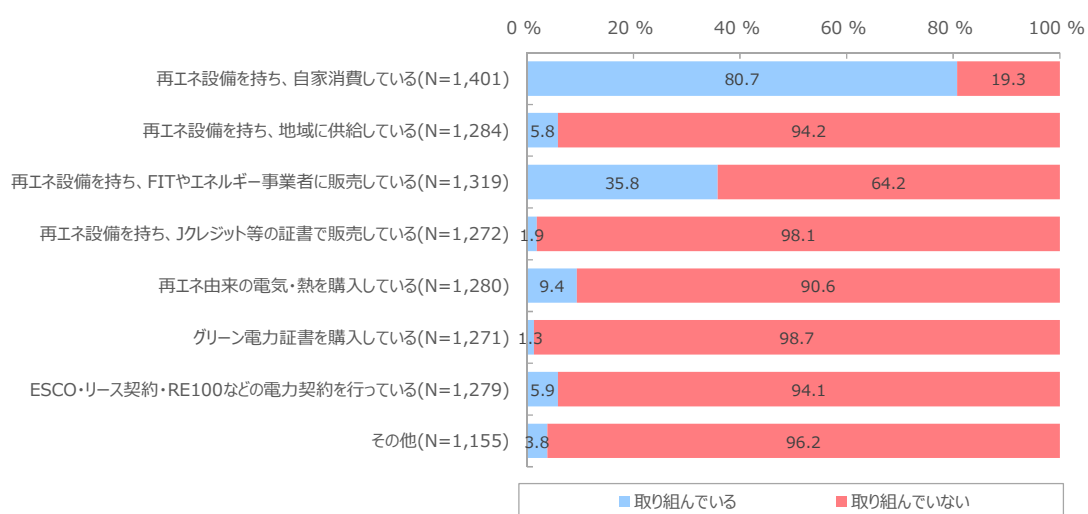


	平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用	ツールを活用した現況推計の実施	全量調査の実施	外部団体への委託	その他	合計
全体	2	8	15	7	10	42
比率	4.8	19.0	35.7	16.7	23.8	

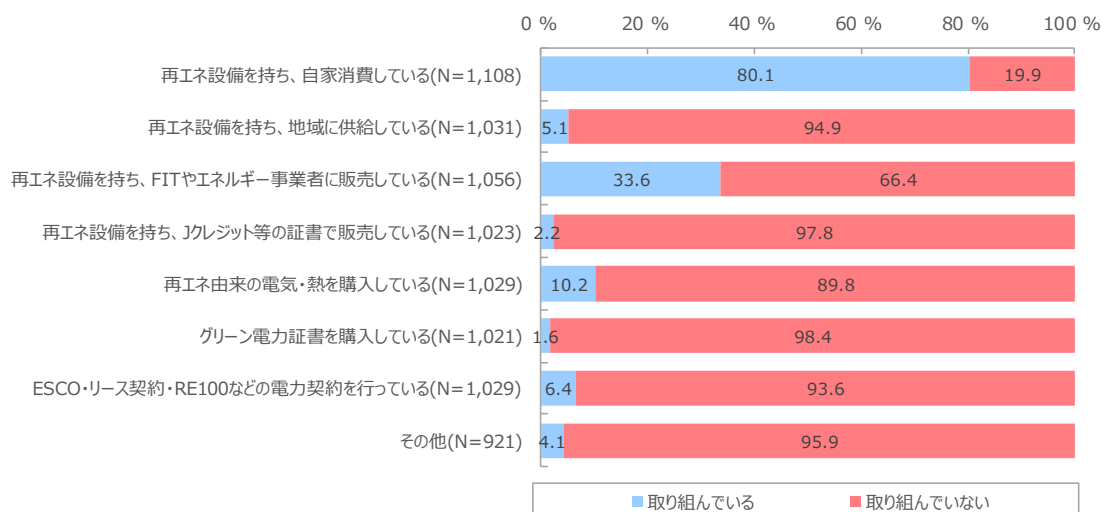
3) 再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況 <Q1-4(3)>

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況について、「再エネ設備を持ち、自家消費している」と回答した割合は80.7%で最も多く、「再エネ設備を持ち、FITやエネルギー事業者に販売している」(35.8%)、「再エネ由来の電気・熱を購入している」(9.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 122 再生可能エネルギー導入の取組内容



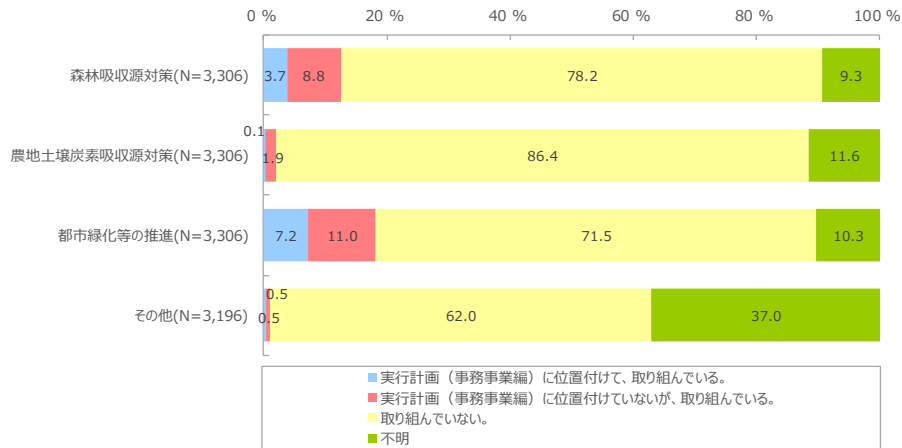
図表 123 再生可能エネルギー導入の取組内容【基礎自治体】



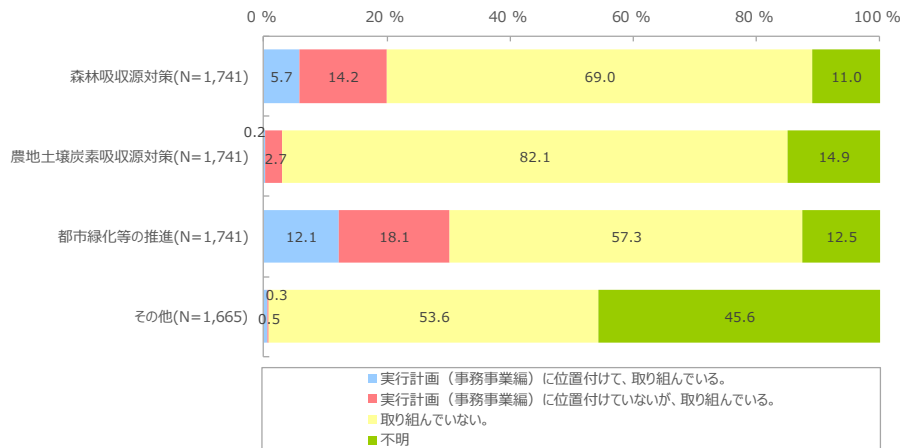
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>

事務事業に関する吸収源対策の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる」取組は都市緑化等の推進（7.2%）が最も多く（基礎自治体においては12.1%）、森林吸収源対策（3.7%）と続く（基礎自治体においては5.7%）。

図表 124 吸収源対策の取組状況



図表 125 吸収源対策の取組状況【基礎自治体】

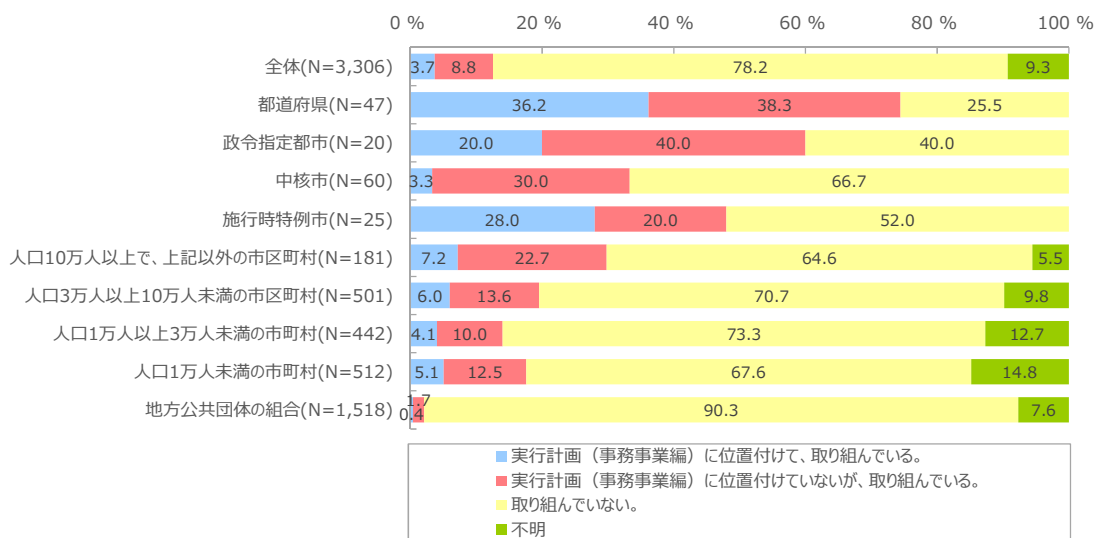


		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	森林吸収源対策	100	248	1,202	191	1,741
	農地土壌炭素吸収源対策	4	47	1,430	260	1,741
	都市緑化等の推進	211	315	997	218	1,741
	その他	9	5	892	759	1,665
比率	森林吸収源対策(N=1,741)	5.7	14.2	69.0	11.0	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=1,741)	0.2	2.7	82.1	14.9	
	都市緑化等の推進(N=1,741)	12.1	18.1	57.3	12.5	
	その他(N=1,665)	0.5	0.3	53.6	45.6	

1) 森林吸収源対策 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、取り組んでいる団体は 12.5%。都道府県、政令指定都市では 60%以上の団体が取り組んでいる。

図表 126 吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策
【団体区別別】



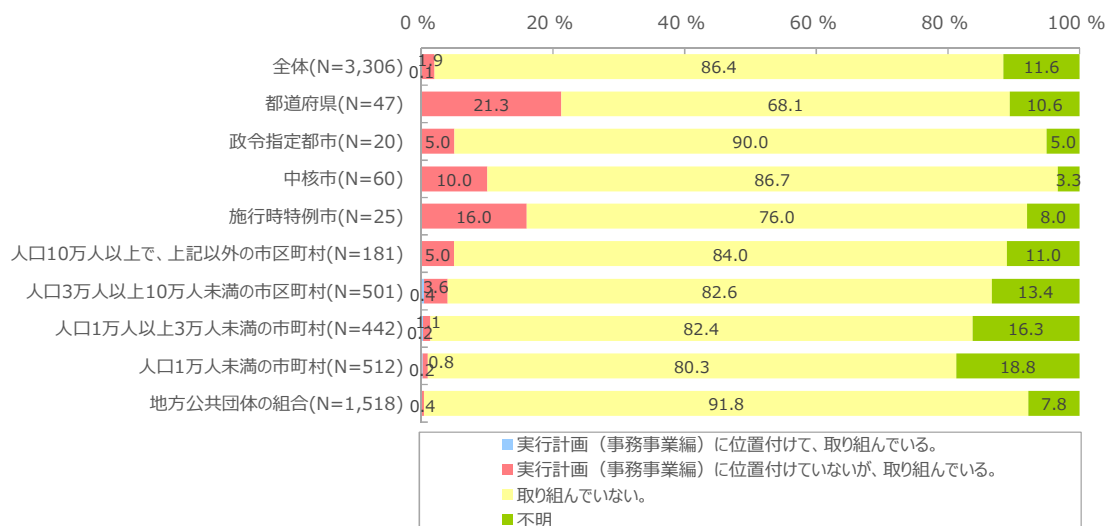
		付事 んけ業 で行 いて いる 。取 組 む に 位 置 務	が、 付 け て い な い 。取 組 む に 位 置 務	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	123	292	2,584	307	3,306
	都道府県	17	18	12	0	47
	政令指定都市	4	8	8	0	20
	中核市	2	18	40	0	60
	施行時特例市	7	5	13	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	41	117	10	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	68	354	49	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	44	324	56	442
	人口1万人未満の市町村	26	64	346	76	512
	地方公共団体の組合	6	26	1,370	116	1,518
比率	全体(N=3,306)	3.7	8.8	78.2	9.3	
	都道府県(N=47)	36.2	38.3	25.5	0.0	
	政令指定都市(N=20)	20.0	40.0	40.0	0.0	
	中核市(N=60)	3.3	30.0	66.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	28.0	20.0	52.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	7.2	22.7	64.6	5.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	6.0	13.6	70.7	9.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	4.1	10.0	73.3	12.7	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	5.1	12.5	67.6	14.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.4	1.7	90.3	7.6	

2) 農地土壌炭素吸収源対策 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいる団体は 2.0%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、施行時特例市である。ただし、事務事業編に位置付けていない団体がほとんどである。

図表 127 吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】



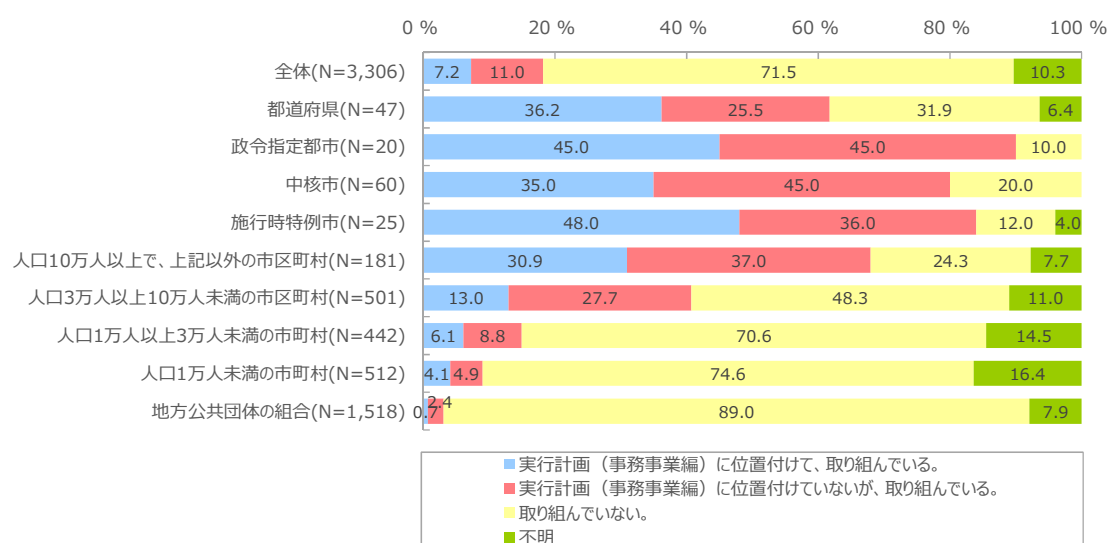
		付 事 実 ん け 業 行 で て、 計 画 る 取 り 組 に 位 置 務 づ け て い な い が、 取 り 組 ん で い る。	事 実 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） に 位 置 づ け て い な い。	取 り 組 ん で い な い。	不 明	合 計
全体	全体	4	63	2,856	383	3,306
	都道府県	0	10	32	5	47
	政令指定都市	0	1	18	1	20
	中核市	0	6	52	2	60
	施行時特例市	0	4	19	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	9	152	20	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	18	414	67	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	5	364	72	442
	人口1万人未満の市町村	1	4	411	96	512
	地方公共団体の組合	0	6	1,394	118	1,518
比率	全体(N=3,306)	0.1	1.9	86.4	11.6	
	都道府県(N=47)	0.0	21.3	68.1	10.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	90.0	5.0	
	中核市(N=60)	0.0	10.0	86.7	3.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	16.0	76.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	5.0	84.0	11.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.4	3.6	82.6	13.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	1.1	82.4	16.3	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	0.8	80.3	18.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.0	0.4	91.8	7.8	

3) 都市緑化等の推進 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は18.2%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 128 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進
【団体区分別】



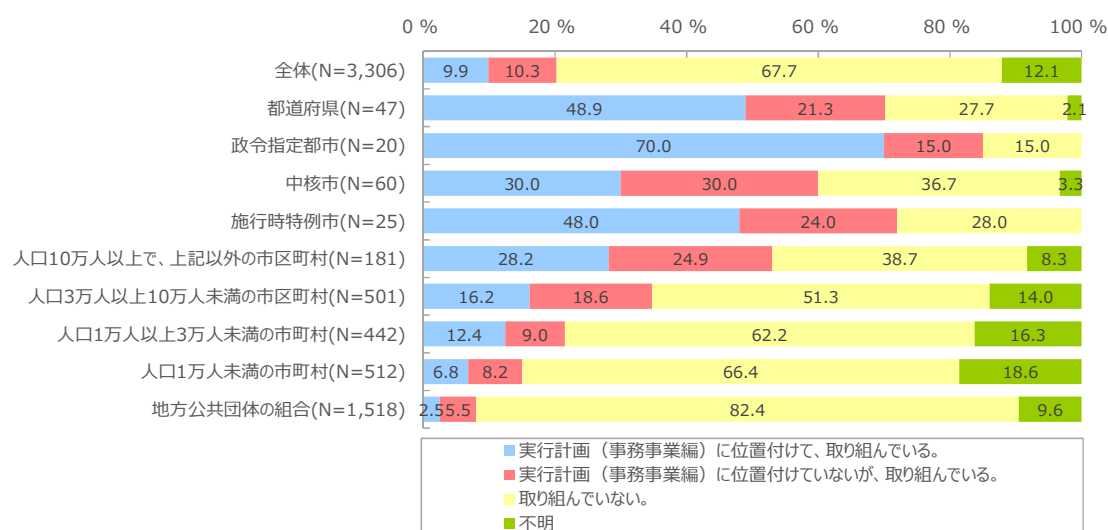
		て業実 取(編 組)計 る。位(画 ん置事 で付務 いけ事	て業実 組い編 い(編 でい計 いが位(画 る、置 。取付務 りけ事	取 組 い 。取 組 ん で い な	不 明	合 計
全体	全体	239	363	2,363	341	3,306
	都道府県	17	12	15	3	47
	政令指定都市	9	9	2	0	20
	中核市	21	27	12	0	60
	施行時特例市	12	9	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	56	67	44	14	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	139	242	55	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	27	39	312	64	442
	人口1万人未満の市町村	21	25	382	84	512
	地方公共団体の組合	11	36	1,351	120	1,518
比率	全体(N=3,306)	7.2	11.0	71.5	10.3	
	都道府県(N=47)	36.2	25.5	31.9	6.4	
	政令指定都市(N=20)	45.0	45.0	10.0	0.0	
	中核市(N=60)	35.0	45.0	20.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	48.0	36.0	12.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	30.9	37.0	24.3	7.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	13.0	27.7	48.3	11.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	6.1	8.8	70.6	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	4.1	4.9	74.6	16.4	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.7	2.4	89.0	7.9	

4) 環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は20.2%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 129 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】



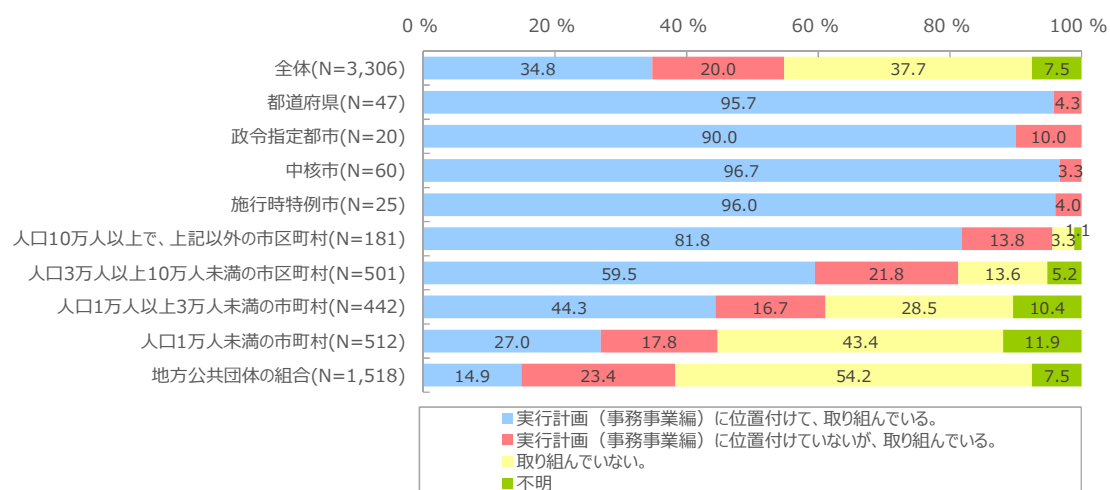
全体	比率	て業実 取（編 組）計 。組に画 位（ん置 ん置事 で付務 いけ事	て業実 組い編 んな）計 でい画 が位（ る、置 。取付務 りけ事	取 り 組 ん で い な	不 明	合 計
全体	全体	327	341	2,238	400	3,306
	都道府県	23	10	13	1	47
	政令指定都市	14	3	3	0	20
	中核市	18	18	22	2	60
	施行時特例市	12	6	7	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	51	45	70	15	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	93	257	70	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	55	40	275	72	442
	人口1万人未満の市町村	35	42	340	95	512
	地方公共団体の組合	38	84	1,251	145	1,518
比率	全体(N=3,306)	9.9	10.3	67.7	12.1	
	都道府県(N=47)	48.9	21.3	27.7	2.1	
	政令指定都市(N=20)	70.0	15.0	15.0	0.0	
	中核市(N=60)	30.0	30.0	36.7	3.3	
	施行時特例市(N=25)	48.0	24.0	28.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	28.2	24.9	38.7	8.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	16.2	18.6	51.3	14.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	12.4	9.0	62.2	16.3	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	6.8	8.2	66.4	18.6	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	2.5	5.5	82.4	9.6	

5) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が54.8%と過半数を超えている。

施行時特例市以上の市区町村及び都道府県では、全ての団体に取り組んでいる。

図表 130 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進【団体区分別】



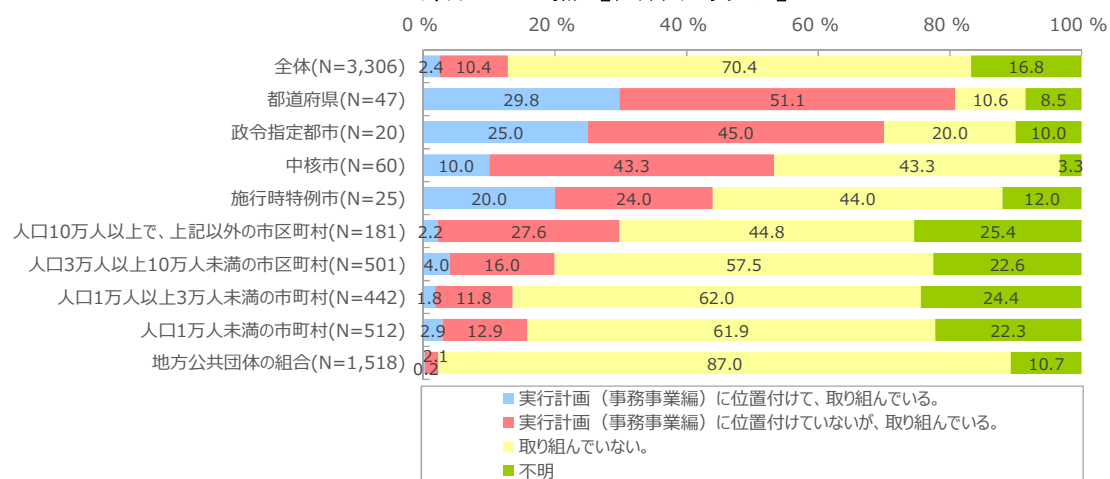
	付事業編計画に位置付けている取組状況	付事業編計画に位置付けていないが、取り組んでいる	付事業編計画に位置付けていない	不明	合計	
全体	全体	1,151	661	1,245	249	3,306
	都道府県	45	2	0	0	47
	政令指定都市	18	2	0	0	20
	中核市	58	2	0	0	60
	施行時特例市	24	1	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	148	25	6	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	298	109	68	26	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	196	74	126	46	442
	人口1万人未満の市町村	138	91	222	61	512
	地方公共団体の組合	226	355	823	114	1,518
比率	全体(N=3,306)	34.8	20.0	37.7	7.5	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	96.7	3.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	96.0	4.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	81.8	13.8	3.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	59.5	21.8	13.6	5.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	44.3	16.7	28.5	10.4	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	27.0	17.8	43.4	11.9	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	14.9	23.4	54.2	7.5	

6) 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、取り組んでいる団体が12.8%である。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 131 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく
公共建築物の整備【団体区分別】



	付事業 で、取 組んで いる。	実行 計画 （事務 事業編） に位置 付けて いない が、取 組んで いる。	実行 計画 （事務 事業編） に位置 付けて いない 。	取 り 組 ん で い な い。	不 明	合 計
全体	80	345	2,326	555	3,306	
都道府県	14	24	5	4	47	
政令指定都市	5	9	4	2	20	
中核市	6	26	26	2	60	
施行時特例市	5	6	11	3	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	50	81	46	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	20	80	288	113	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	8	52	274	108	442	
人口1万人未満の市町村	15	66	317	114	512	
地方公共団体の組合	3	32	1,320	163	1,518	
比率						
全体(N=3,306)	2.4	10.4	70.4	16.8		
都道府県(N=47)	29.8	51.1	10.6	8.5		
政令指定都市(N=20)	25.0	45.0	20.0	10.0		
中核市(N=60)	10.0	43.3	43.3	3.3		
施行時特例市(N=25)	20.0	24.0	44.0	12.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.2	27.6	44.8	25.4		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	4.0	16.0	57.5	22.6		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	1.8	11.8	62.0	24.4		
人口1万人未満の市町村(N=512)	2.9	12.9	61.9	22.3		
地方公共団体の組合(N=1,518)	0.2	2.1	87.0	10.7		

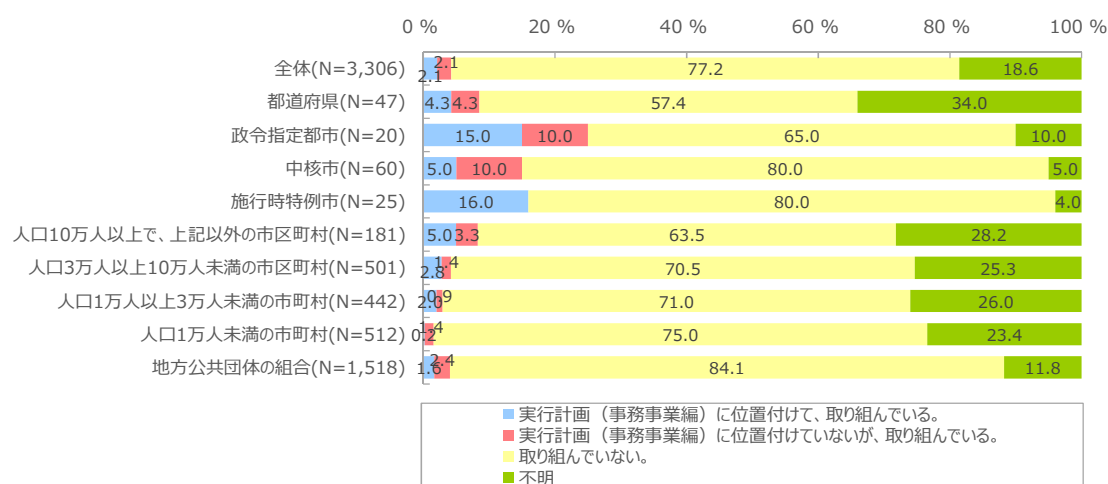
7) BATの積極的な導入 <Q1-5(3)>

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「BATの積極的な導入」の取組状況については、取り組んでいる団体が4.2%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 132 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4)BATの積極的な導入
【団体区分別】



	付事業行 で、編計 取に（事 組置務	が、付 け、取 り組 んで いる。	事 業 行 計 画 （ 事 務 編 ） に 位 置 付 け て い な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	70	71	2,551	614	3,306	
全体	2	2	27	16	47	
都道府県	3	2	13	2	20	
政令指定都市	3	6	48	3	60	
中核市	4	0	20	1	25	
施行時特例市	9	6	115	51	181	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	7	353	127	501	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	4	314	115	442	
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	384	120	512	
人口1万人未満の市町村	25	37	1,277	179	1,518	
地方公共団体の組合	2.1	2.1	77.2	18.6		
全体(N=3,306)	4.3	4.3	57.4	34.0		
都道府県(N=47)	15.0	10.0	65.0	10.0		
政令指定都市(N=20)	5.0	10.0	80.0	5.0		
中核市(N=60)	16.0	0.0	80.0	4.0		
施行時特例市(N=25)	5.0	3.3	63.5	28.2		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.8	1.4	70.5	25.3		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	2.0	0.9	71.0	26.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	1.4	75.0	23.4		
人口1万人未満の市町村(N=512)	1.6	2.4	84.1	11.8		
地方公共団体の組合(N=1,518)						

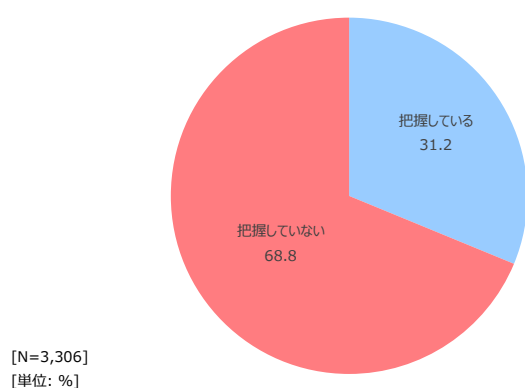
(6) 実行計画（事務事業編）の措置実施状況 <Q1-6>

1) 事務局による個別措置の把握状況 <Q1-6(1)>

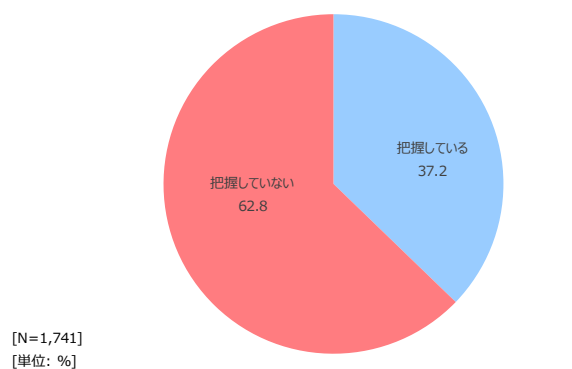
温室効果ガス削減に向けた、施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）内容の把握状況について、「把握している」団体は 31.2%（基礎自治体においては 37.2%）。

団体区分別にみると、人口 1 万人未満の市区町村や組合においては把握している団体割合は 20%程度に留まる。

図表 133 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況

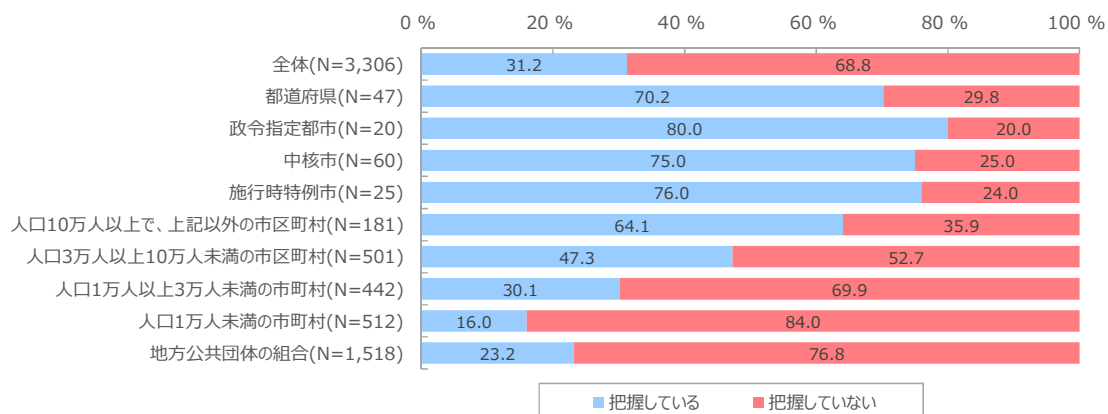


図表 134 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況
【基礎自治体】



	把握している	把握していない	合計
全体	648	1,093	1,741
比率	37.2	62.8	

図表 135 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況
【団体区分別】

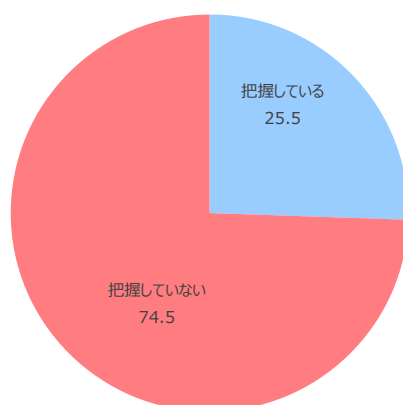


		把握している	把握していない	合計
全体	全体	1,033	2,273	3,306
	都道府県	33	14	47
	政令指定都市	16	4	20
	中核市	45	15	60
	施行時特例市	19	6	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	116	65	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	237	264	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	133	309	442
	人口1万人未満の市町村	82	430	512
	地方公共団体の組合	352	1,166	1,518
比率	全体(N=3,306)	31.2	68.8	
	都道府県(N=47)	70.2	29.8	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	
	中核市(N=60)	75.0	25.0	
	施行時特例市(N=25)	76.0	24.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	64.1	35.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	47.3	52.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	30.1	69.9	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	16.0	84.0	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	23.2	76.8	

温室効果ガス削減に向けた、施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）の点検・評価状況の把握状況について、「把握している」団体は25.5%（基礎自治体においては29.2%）。

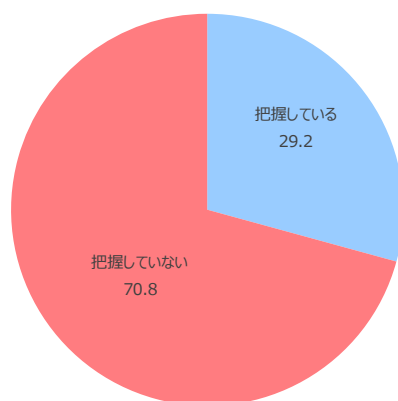
団体区分別にみると、人口1万人未満の市区町村や組合においては把握している団体割合は20%程度に留まる。

図表 136 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況



[N=3,306]
[単位: %]

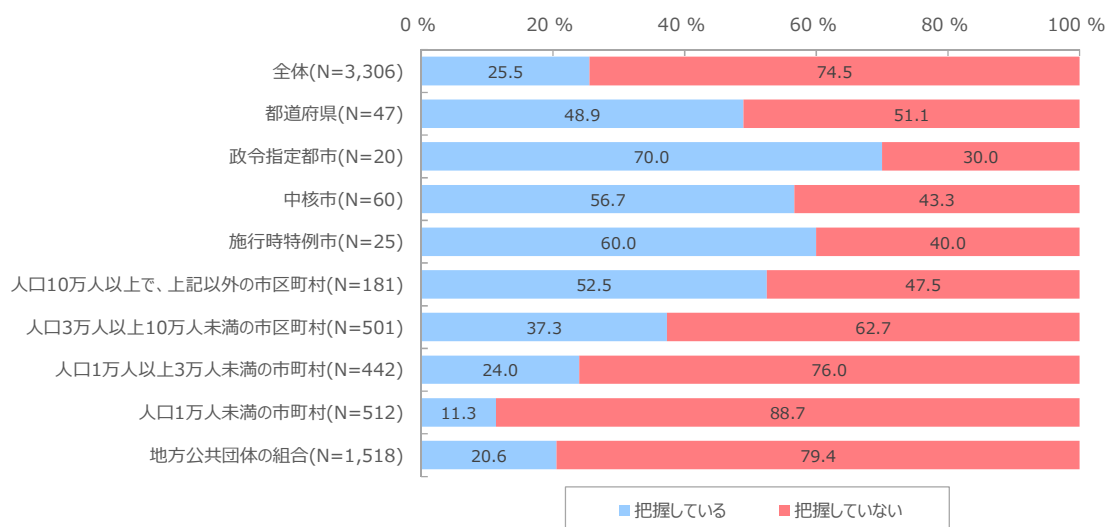
図表 137 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況【基礎自治体】



[N=1,741]
[単位: %]

	て把握するし	て把握なし	合計
全体	509	1,232	1,741
比率	29.2	70.8	

図表 138 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況【団体区分別】



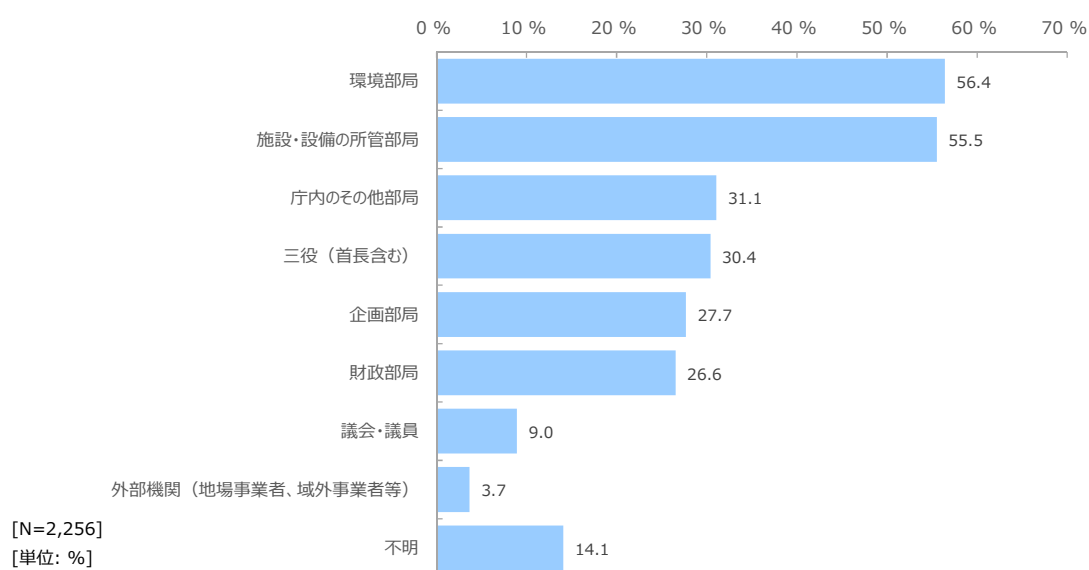
		把握している	把握していない	合計
全体	全体	844	2,462	3,306
	都道府県	23	24	47
	政令指定都市	14	6	20
	中核市	34	26	60
	施行時特例市	15	10	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	95	86	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	187	314	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	106	336	442
	人口1万人未満の市町村	58	454	512
	地方公共団体の組合	312	1,206	1,518
比率	全体(N=3,306)	25.5	74.5	
	都道府県(N=47)	48.9	51.1	
	政令指定都市(N=20)	70.0	30.0	
	中核市(N=60)	56.7	43.3	
	施行時特例市(N=25)	60.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	52.5	47.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	37.3	62.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	24.0	76.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	11.3	88.7	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	20.6	79.4	

2) 措置の検討・実施主体 <Q1-6(2)>

温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）の検討・実施主体について、環境部局、施設・設備の所管部局が関与している団体は50%以上で、三役（首長含む）も30.4%の団体において関与している。

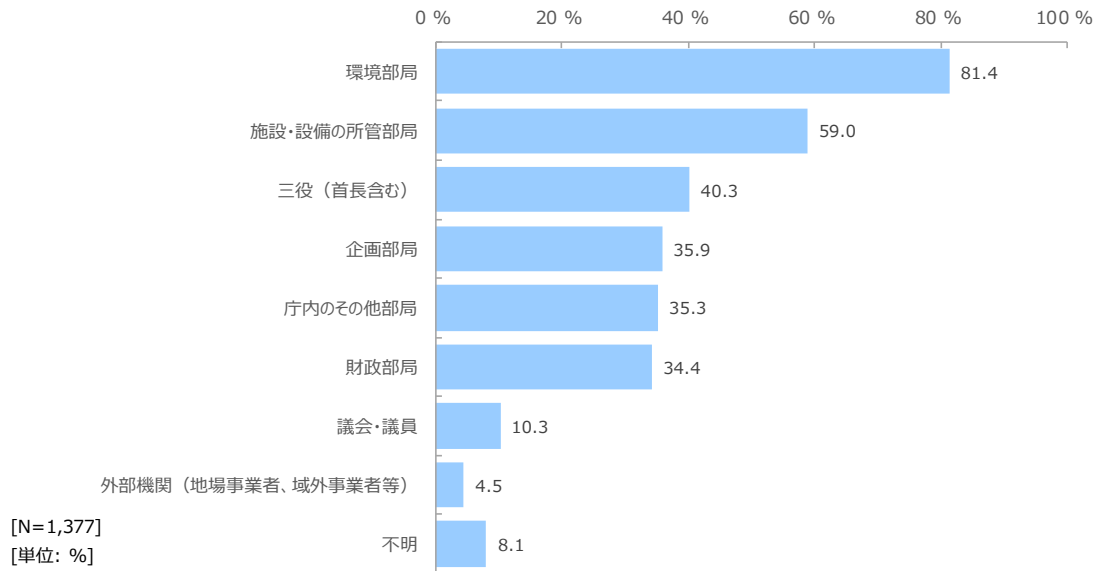
基礎自治体に限ってみると、環境部局が関与している団体が81.4%、施設・設備の所管部局が関与している団体は59.0%となっている。

図表 139 措置（対策・施策）の検討において関与する主体（すべて）



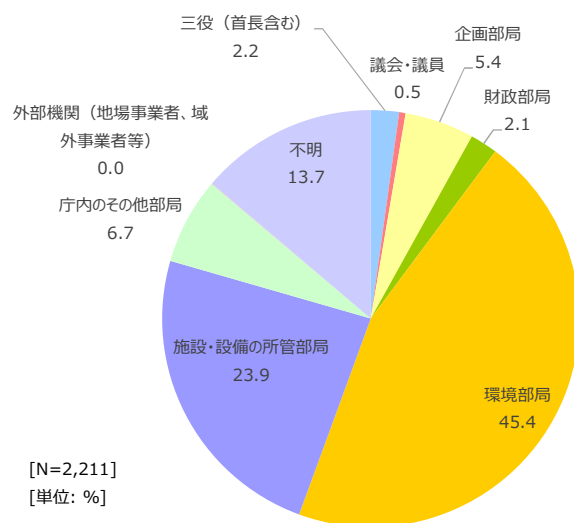
	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部事業者、域外事業者等	不明	合計
全体	686	202	625	599	1,273	1,253	701	83	318	2,256
比率	30.4	9.0	27.7	26.6	56.4	55.5	31.1	3.7	14.1	

図表 140 措置（対策・施策）の検討において関与する主体（すべて）
【基礎自治体】



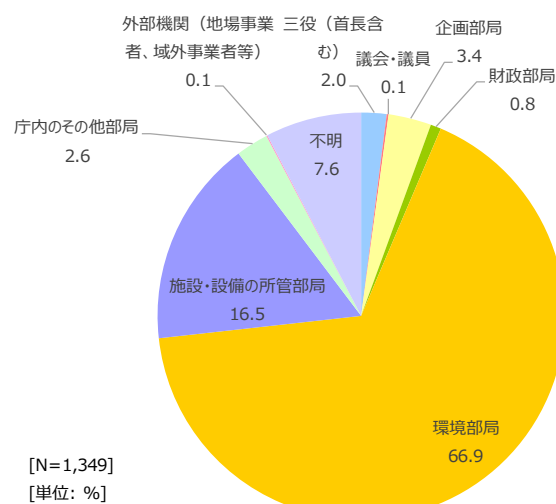
	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	555	142	495	473	1,121	812	486	62	111	1,377
比率	40.3	10.3	35.9	34.4	81.4	59.0	35.3	4.5	8.1	

図表 141 措置（対策・施策）の検討において主導する主体



	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	48	11	119	47	1,004	528	149	1	304	2,211
比率 (%)	2.2	0.5	5.4	2.1	45.4	23.9	6.7	0.0	13.7	

図表 142 措置（対策・施策）の検討において主導する主体【基礎自治体】



	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	27	2	46	11	902	222	35	1	103	1,349
比率 (%)	2.0	0.1	3.4	0.8	66.9	16.5	2.6	0.1	7.6	

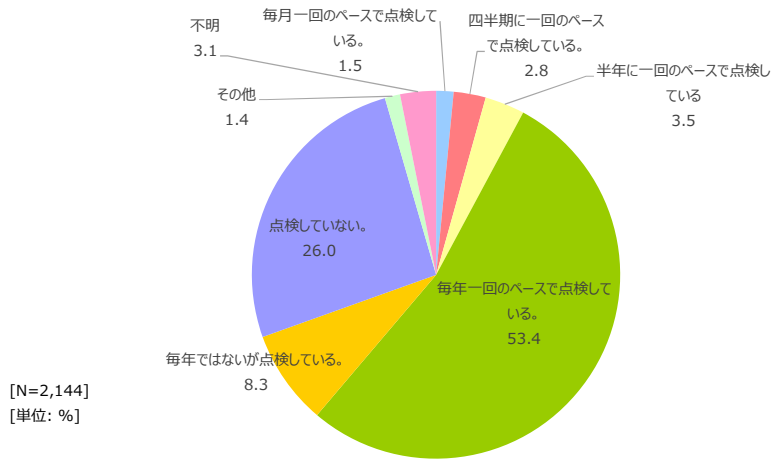
(7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-7>

1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング <Q1-7(1)>

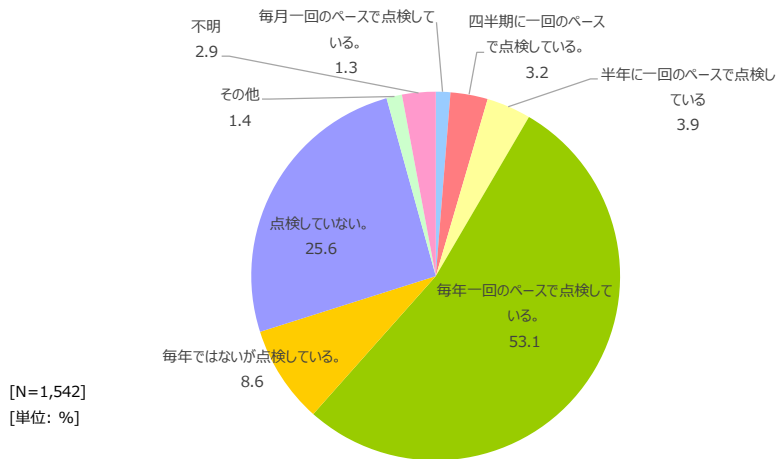
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(53.4%)が最も多く、「点検していない。」(26.0%)、「毎年ではないが点検している。」(8.3%)と続く。

基礎自治体において「毎年一回のペースで点検している。」団体は53.1%。

図表 143 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



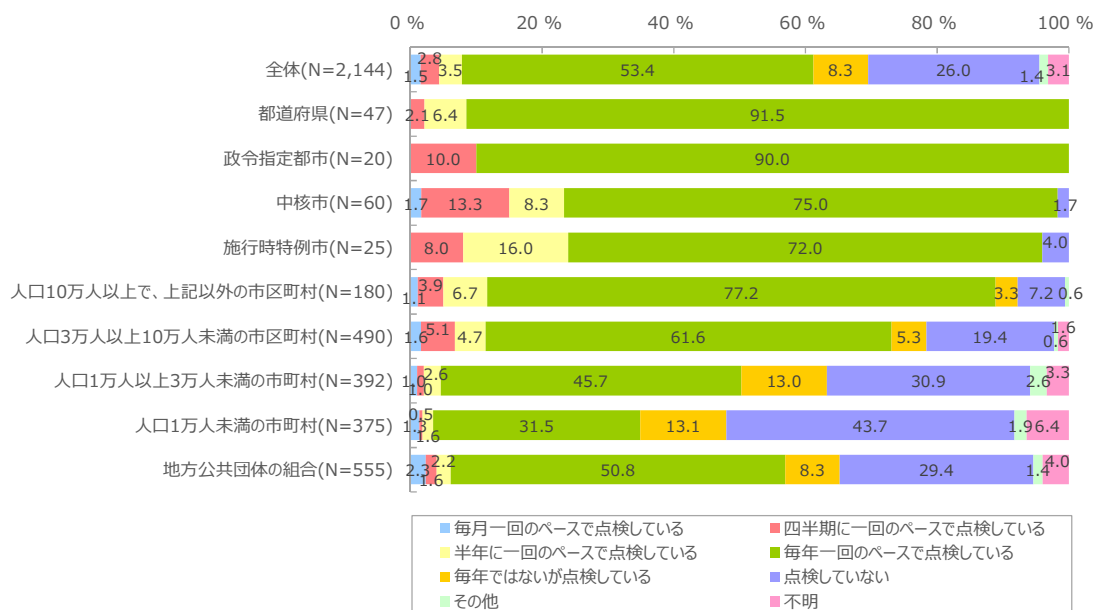
図表 144 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング【基礎自治体】



	毎月一回のペースで点検している。	四半期に一回のペースで点検している。	半年に一回のペースで点検している。	毎年一回のペースで点検している。	毎年ではないが点検している。	点検していない。	その他	不明	合計
全体	20	50	60	819	132	395	21	45	1,542
比率	1.3	3.2	3.9	53.1	8.6	25.6	1.4	2.9	

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が
多いが、人口3万人未満の市町村では「点検していない。」と回答した団体も30%
以上存在する。

図表 145 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



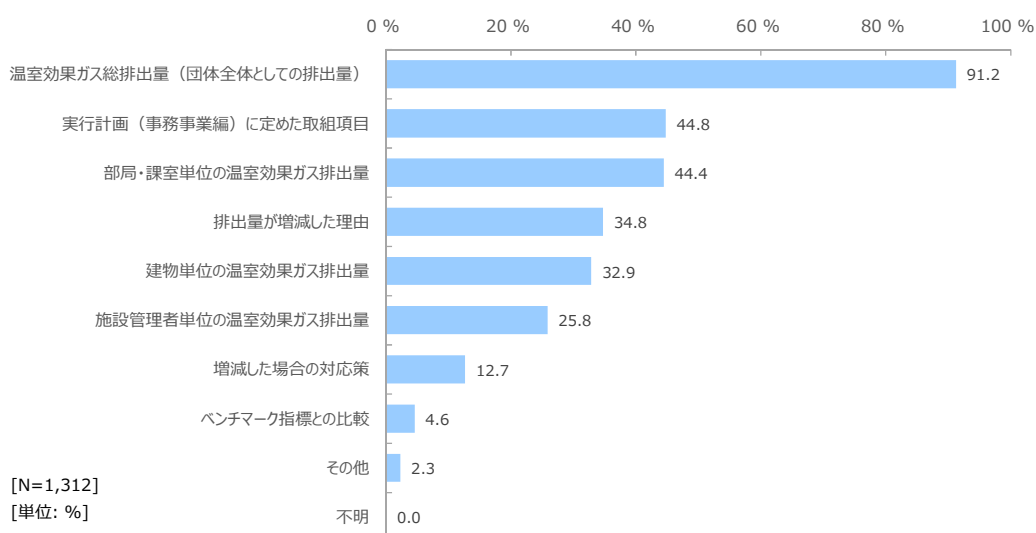
	毎月一回のペースで点検している	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している	点検していない	不明	合計
全体	33	60	75	1,144	178	558
都道府県	0	1	3	43	0	0
政令指定都市	0	2	0	18	0	0
中核市	1	8	5	45	0	1
施行時特別市	0	2	4	18	0	1
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	7	12	139	6	13
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	25	23	302	26	95
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	4	10	179	51	121
人口1万人未満の市町村	5	2	6	118	49	164
地方公共団体の組合	13	9	12	282	46	163
比率	1.5	2.8	3.5	53.4	8.3	26.0
都道府県(N=47)	0.0	2.1	6.4	91.5	0.0	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	10.0	0.0	90.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	1.7	13.3	8.3	75.0	0.0	1.7
施行時特別市(N=25)	0.0	8.0	16.0	72.0	0.0	4.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	3.9	6.7	77.2	3.3	7.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	1.6	5.1	4.7	61.6	5.3	19.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	1.0	1.0	2.6	45.7	13.0	30.9
人口1万人未満の市町村(N=375)	1.3	0.5	1.6	31.5	13.1	43.7
地方公共団体の組合(N=555)	2.3	1.6	2.2	50.8	8.3	29.4

2) 事務事業編における点検の対象 <Q1-7(2)>

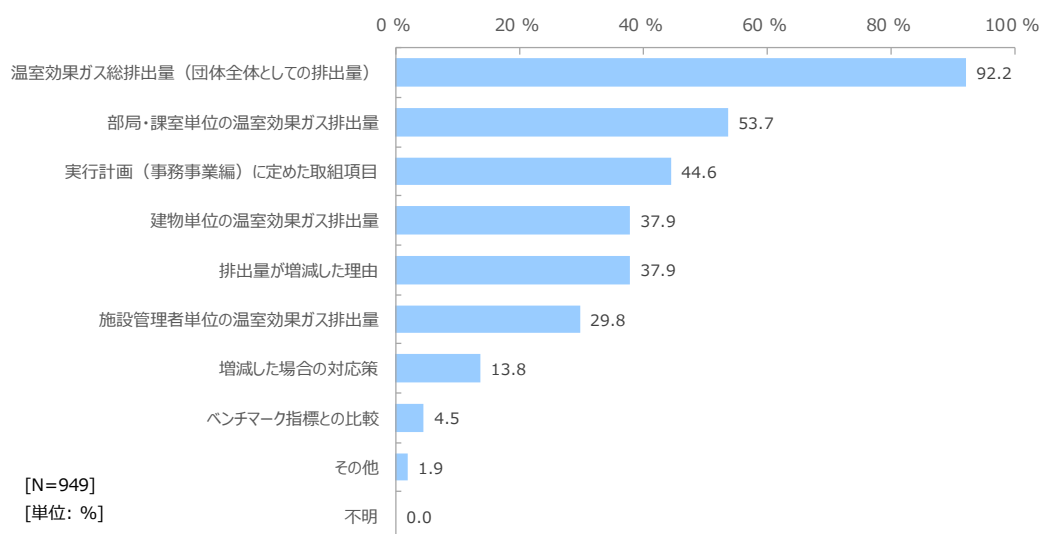
事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（91.2%）が最も多く、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.8%）、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（44.4%）、「排出量が増減した理由」（34.8%）と続く。

基礎自治体に限ってみると、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（92.2%）、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（53.7%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.6%）と続く。

図表 146 事務事業編における点検の対象

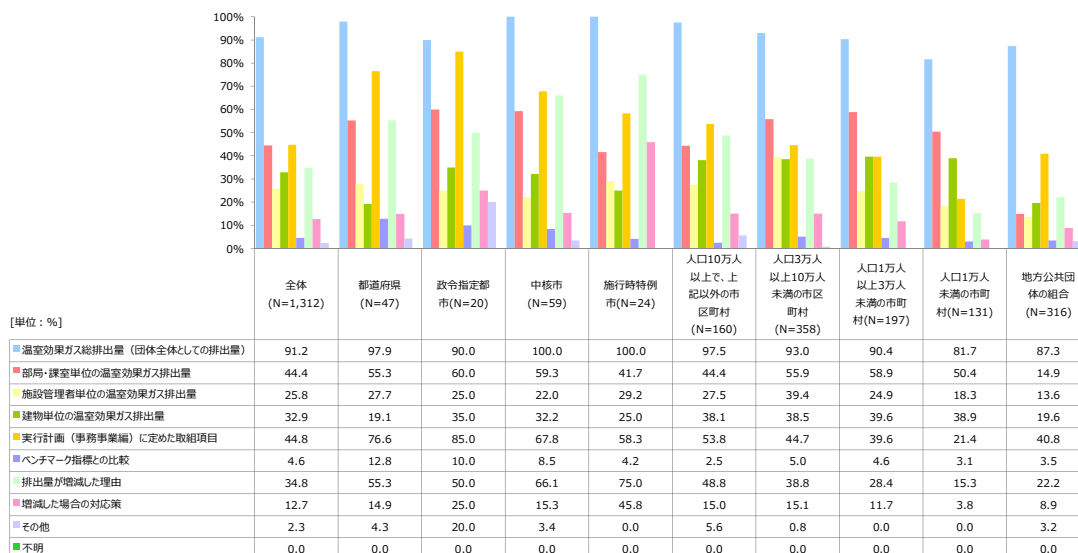


図表 147 事務事業編における点検の対象【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。

図表 148 事務事業編における点検の対象【団体区分別】

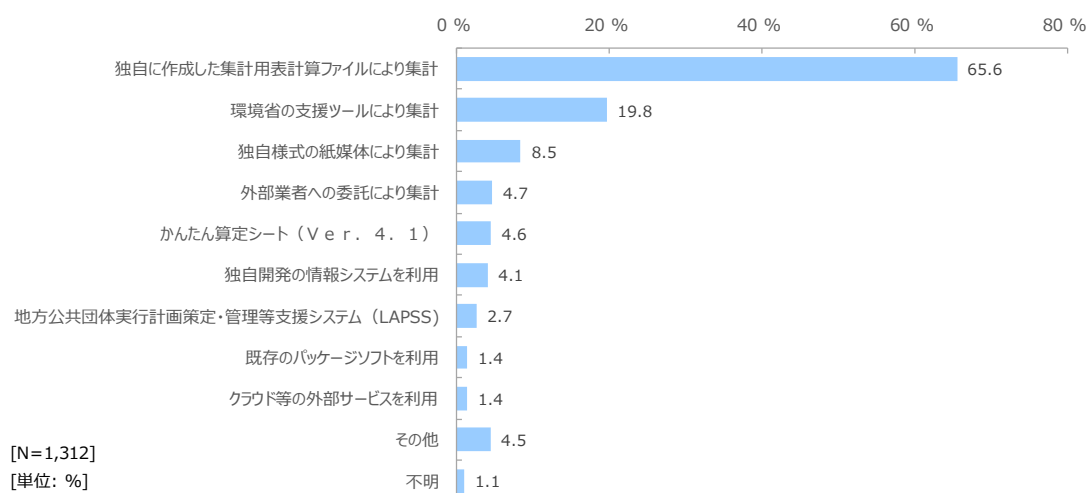


	温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	部局・課室単位の温室効果ガス排出量	施設管理者単位の温室効果ガス排出量	建物単位の温室効果ガス排出量	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	ベンチマーク指標との比較	排出量が増減した理由	増減した場合の対応策	その他	不明	合計	
回答数	全体	1,197	583	339	431	588	60	456	166	30	0	1,312
	都道府県	46	26	13	9	36	6	26	7	2	0	47
	政令指定都市	18	12	5	7	17	2	10	5	4	0	20
	中核市	59	35	13	19	40	5	39	9	2	0	59
	施行時特例市	24	10	7	6	14	1	18	11	0	0	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	156	71	44	61	86	4	78	24	9	0	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	333	200	141	138	160	18	139	54	3	0	358
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	178	116	49	78	78	9	56	23	0	0	197
	人口1万人未満の市区町村	107	66	24	51	28	4	20	5	0	0	131
	地方公共団体の組合	276	47	43	62	129	11	70	28	10	0	316
比率 (%)	全体(N=1,312)	91.2	44.4	25.8	32.9	44.8	4.6	34.8	12.7	2.3	0.0	
	都道府県(N=47)	97.9	55.3	27.7	19.1	76.6	12.8	55.3	14.9	4.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	60.0	25.0	35.0	85.0	10.0	50.0	25.0	20.0	0.0	
	中核市(N=59)	100.0	59.3	22.0	32.2	67.8	8.5	66.1	15.3	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=24)	100.0	41.7	29.2	25.0	58.3	4.2	75.0	45.8	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=160)	97.5	44.4	27.5	38.1	53.8	2.5	48.8	15.0	5.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=358)	93.0	55.9	39.4	38.5	44.7	5.0	38.8	15.1	0.8	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=197)	90.4	58.9	24.9	39.6	39.6	4.6	28.4	11.7	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=131)	81.7	50.4	18.3	38.9	21.4	3.1	15.3	3.8	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=316)	87.3	14.9	13.6	19.6	40.8	3.5	22.2	8.9	3.2	0.0	

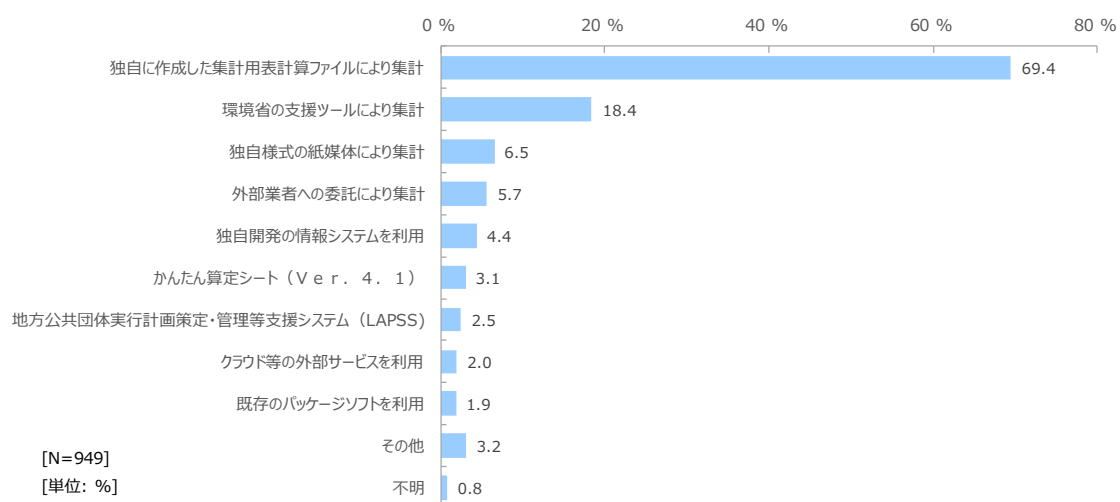
3) 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法 <Q1-7(3)>

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」(65.6%)が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」(19.8%)、「独自様式の紙媒体により集計」(8.5%)、「外部業者への委託により集計」(4.7%)と続く。基礎自治体限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 149 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

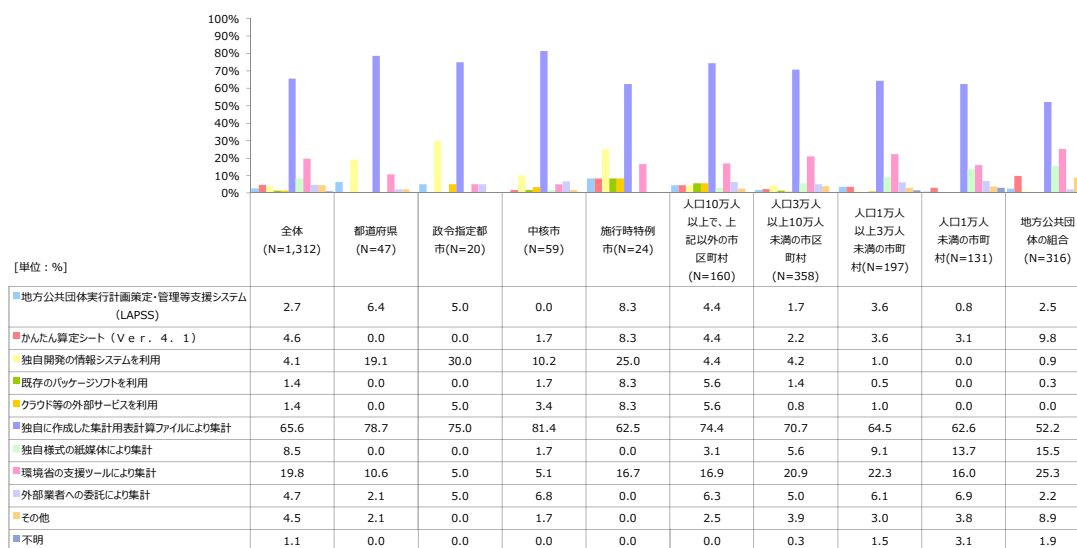


図表 150 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 151 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法
【団体区分別】



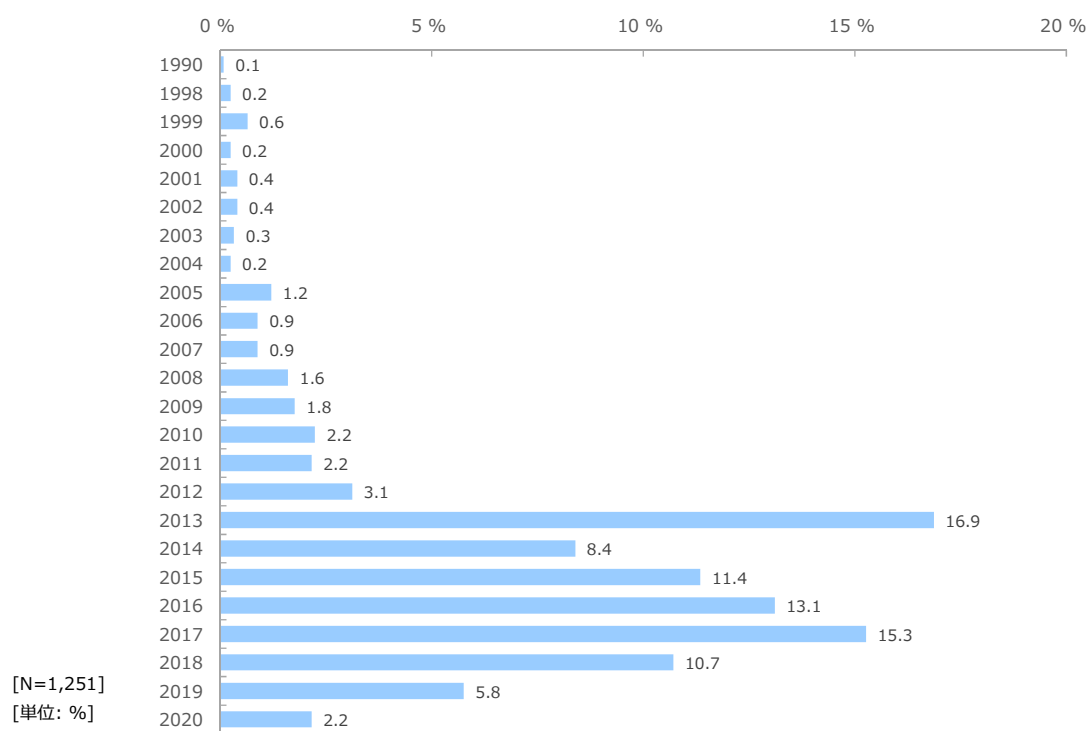
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特別市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	地方公共団体の組合
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)	35	3	1	0	2	2	6	7	1	8
かんたん算定シート (Ver. 4.1)	60	0	0	1	6	7	8	7	4	31
独自開発の情報システムを利用	54	9	6	6	2	2	15	2	0	3
既存のパッケージソフトを利用	19	0	0	1	2	2	5	1	0	1
クラウド等の外部サービスを利用	19	0	1	2	2	9	3	2	0	0
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	861	37	15	48	15	119	253	127	82	165
独自様式の紙媒体により集計	111	0	0	1	0	5	20	18	18	49
環境省の支援ツールにより集計	260	5	1	3	4	27	75	44	21	80
外部業者への委託により集計	62	1	1	4	0	10	18	12	9	7
その他	59	1	0	1	0	4	14	6	5	28
不明	14	1	0	0	0	4	1	3	4	6
合計	1,312	47	20	59	24	160	358	197	131	316
比率 (%)	全体 (N=1,312)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=59)	施行時特別市 (N=24)	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=160)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=358)	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=197)	人口1万人未満の市区町村 (N=131)	地方公共団体の組合 (N=316)
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)	2.7	6.4	5.0	0.0	8.3	4.4	1.7	3.6	0.8	2.5
かんたん算定シート (Ver. 4.1)	4.6	0.0	0.0	1.7	8.3	4.4	2.2	3.6	3.1	9.8
独自開発の情報システムを利用	4.1	19.1	30.0	10.2	25.0	4.4	4.2	1.0	0.0	0.9
既存のパッケージソフトを利用	1.4	0.0	0.0	1.7	8.3	5.6	1.4	0.5	0.0	0.3
クラウド等の外部サービスを利用	1.4	0.0	5.0	3.4	8.3	5.6	0.8	1.0	0.0	0.0
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	65.6	78.7	75.0	81.4	62.5	74.4	70.7	64.5	62.6	52.2
独自様式の紙媒体により集計	8.5	0.0	0.0	1.7	0.0	3.1	5.6	9.1	13.7	15.5
環境省の支援ツールにより集計	19.8	10.6	5.0	5.1	16.7	16.9	20.9	22.3	16.0	25.3
外部業者への委託により集計	4.7	2.1	5.0	6.8	0.0	6.3	5.0	6.1	6.9	2.2
その他	4.5	2.1	0.0	1.7	0.0	2.5	3.9	3.0	3.8	8.9
不明	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.5	3.1	1.9

4) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数 <Q1-7(3)>

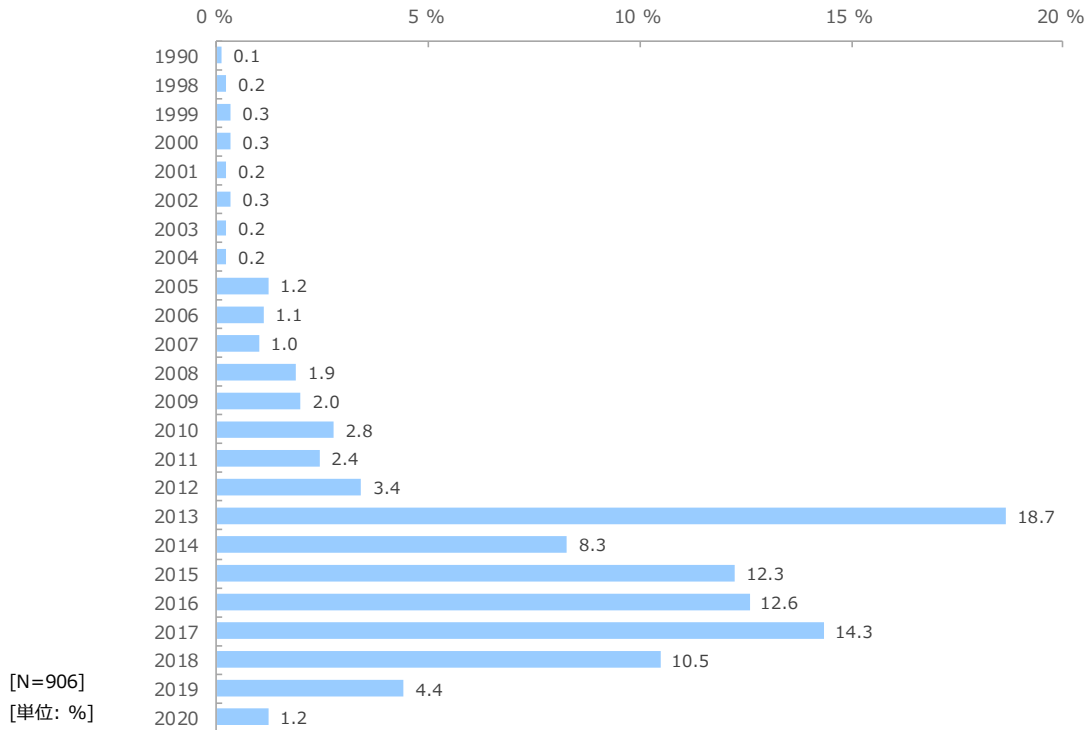
事務事業編の策定を行っていると回答した団体における温室効果ガスの排出量算定に用いている策定時の排出係数の年度は「2013年度」(16.9%)が最も多く、「2017年度」(15.3%)と続く。

点検時に用いている排出係数の年度は「2019年度」(45.1%)が最も多く、「2018年度」(25.8%)と続く。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 152 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時】



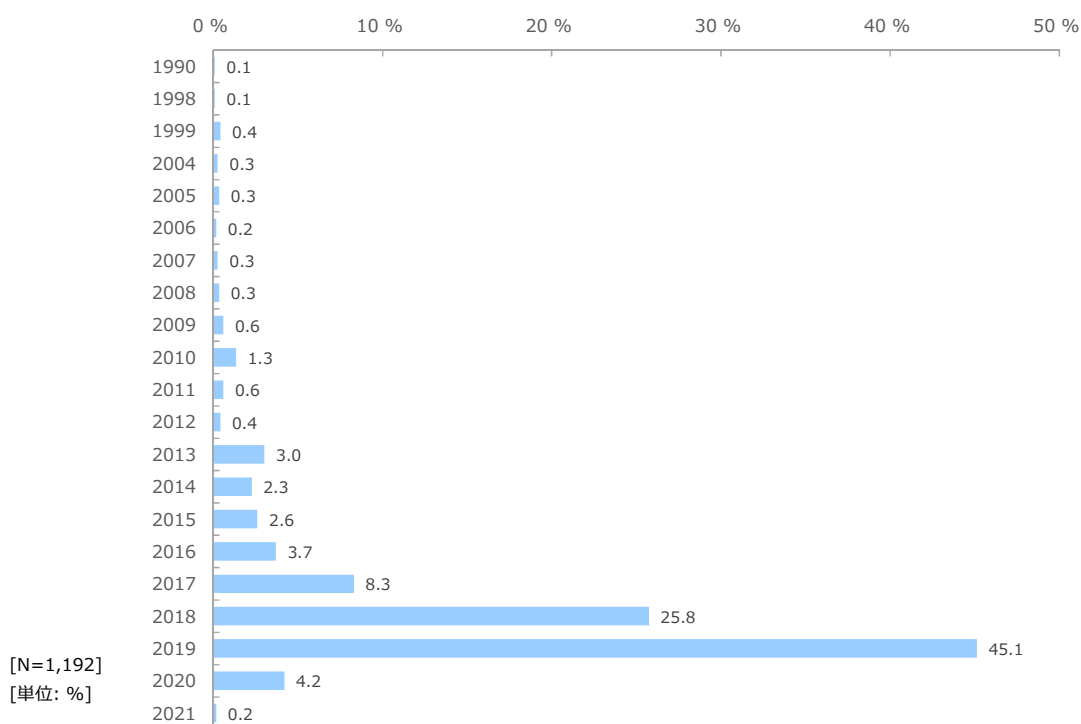
図表 153 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時/基礎自治体】



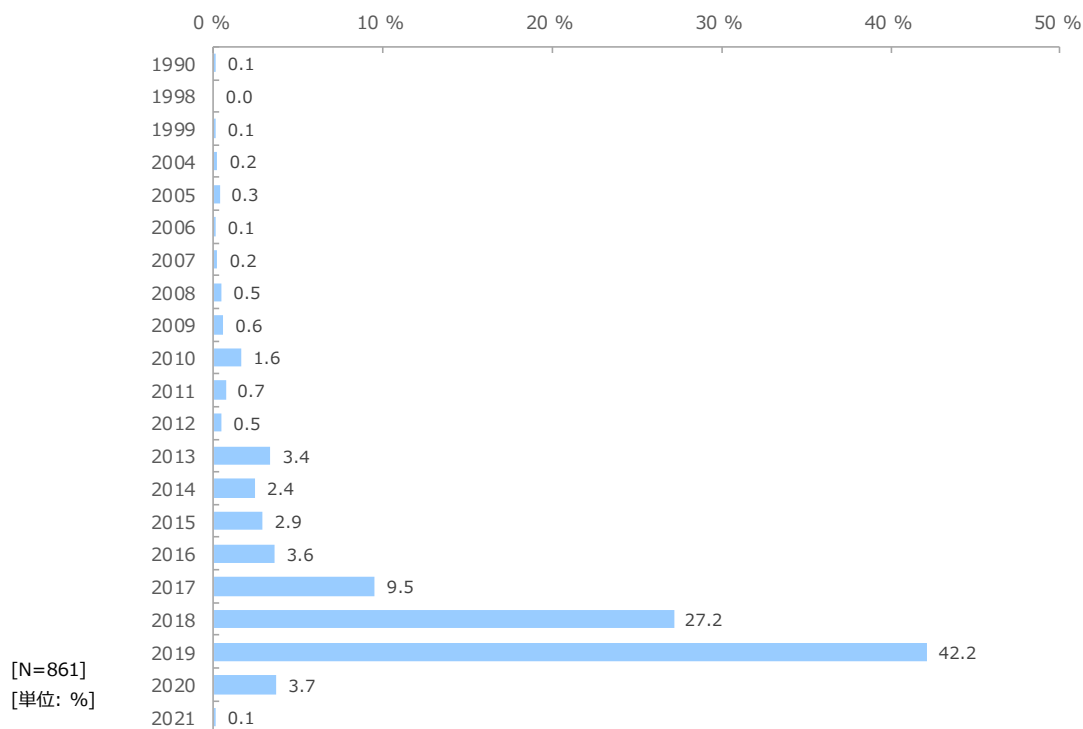
図表 154 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時/計画策定年別】

策定年度	排出係数年度																							
	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=1,251)	0.1	0.2	0.6	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2	1.2	0.9	0.9	1.6	1.8	2.2	2.2	3.1	16.9	8.4	11.4	13.1	15.3	10.7	5.8	2.2
1990(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
1996(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1997(N=5)	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
1998(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	40.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0
1999(N=17)	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	35.3	5.9	11.8	0.0	5.9	5.9	11.8	0.0
2000(N=77)	1.3	2.6	1.3	2.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	1.3	6.5	22.1	11.7	16.9	11.7	11.7	3.9	1.3	1.3
2001(N=108)	0.0	0.0	1.9	0.9	1.9	0.0	0.0	0.0	2.8	0.9	0.9	0.0	0.9	3.7	0.9	3.7	15.7	13.0	18.5	9.3	11.1	12.0	1.9	0.0
2002(N=60)	0.0	0.0	3.3	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	1.7	3.3	1.7	0.0	5.0	5.0	1.7	5.0	15.0	5.0	11.7	10.0	18.3	5.0	1.7	0.0
2003(N=37)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7	0.0	0.0	13.5	0.0	13.5	16.2	16.2	18.9	2.7	5.4	
2004(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	4.5	4.5	4.5	13.6	18.2	4.5	4.5	4.5	18.2	13.6	4.5	0.0
2005(N=41)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	4.9	14.6	17.1	9.8	14.6	9.8	9.8	4.9	4.9
2006(N=71)	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	2.8	1.4	4.2	0.0	0.0	0.0	7.0	5.6	0.0	12.7	12.7	14.1	16.9	8.5	5.6	4.2	1.4
2007(N=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	5.6	1.4	0.0	0.0	5.6	2.8	15.5	2.8	11.3	19.7	16.9	9.9	2.8	1.4
2008(N=80)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	12.5	1.3	0.0	1.3	2.5	17.5	1.3	5.0	13.8	21.3	18.8	2.5	1.3	
2009(N=64)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.1	4.7	0.0	7.8	1.6	1.6	0.0	17.2	12.5	1.6	6.3	9.4	18.8	10.9	3.1
2010(N=81)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	4.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	16.0	13.6	14.8	14.8	4.9	6.2	6.2	1.2
2011(N=49)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	6.1	4.1	6.1	8.2	4.1	18.4	8.2	18.4	12.2	10.2	0.0	0.0	0.0
2012(N=36)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	2.8	0.0	0.0	5.6	5.6	8.3	11.1	5.6	2.8	16.7	13.9	11.1	8.3	2.8	0.0
2013(N=32)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	6.3	6.3	3.1	37.5	0.0	3.1	6.3	12.5	12.5	3.1	3.1
2014(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	9.1	18.2	9.1	9.1	0.0	22.7	13.6	4.5
2015(N=34)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.5	29.4	14.7	2.9	5.9	2.9	11.8	5.9
2016(N=72)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	15.3	20.8	19.4	34.7	2.8	0.0	2.8	0.0
2017(N=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	0.0	18.3	21.1	36.6	1.4	0.0	0.0
2018(N=81)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	9.9	0.0	3.7	18.5	35.8	28.4	1.2	0.0
2019(N=77)	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	16.9	0.0	0.0	0.0	27.3	20.8	32.5	0.0
2020(N=31)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	3.2	3.2	3.2	12.9	12.9	16.1	38.7

図表 155 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時】



図表 156 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時/基礎自治体】



図表 157 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時/点検年度別】

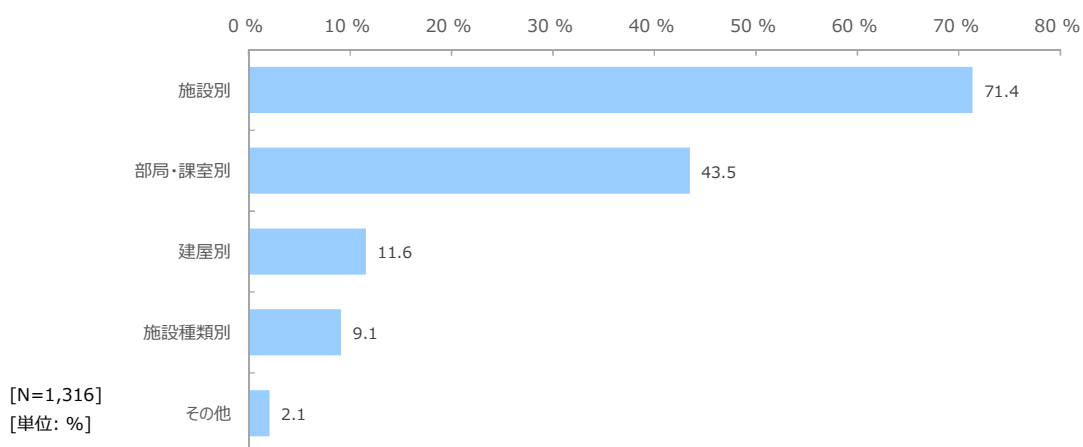
点検年度	排出係数年度																				
	1990	1998	1999	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
全体(N=1,120)	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.6	1.3	0.5	0.4	2.7	2.4	2.7	3.6	8.3	25.5	45.8	4.0	
2006(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2011(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2012(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
2013(N=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2014(N=5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	
2015(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	
2016(N=30)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	0.0	
2017(N=73)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	30.0	13.3	26.7	20.0	0.0	
2018(N=240)	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	4.1	0.0	2.7	2.7	42.5	21.9	16.4	0.0	
2019(N=708)	0.0	0.4	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.8	1.7	2.5	0.0	0.4	2.5	2.5	3.8	3.3	8.8	52.5	17.9	0.0	
2020(N=26)	0.0	0.0	0.7	0.3	0.4	0.1	0.4	0.1	0.3	1.1	0.7	0.4	2.4	3.0	2.1	2.4	4.7	17.1	59.9	0.0	
2021(N=3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	15.4	46.2	3.3	
2022(N=6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	5.5	
2023(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	50.0	2.1	
2024(N=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	30.0	20.0	40.0	3.8	

5) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 <Q1-7(3)>

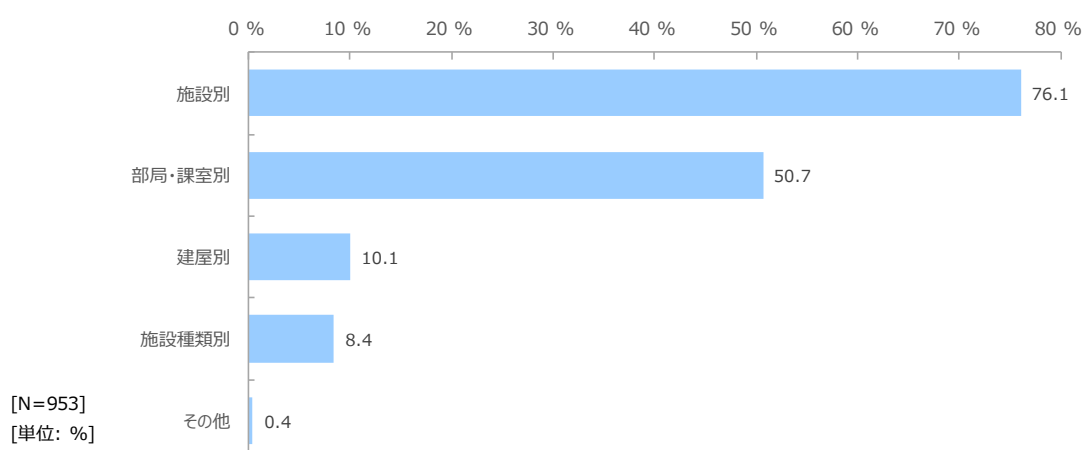
実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「施設」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「施設別」（71.4%）が最も多く、「部局・課室別」（43.5%）と続く。

基礎自治体に限ってみても、「施設別」（76.1%）、「部局・課室別」（50.7%）と続く。

図表 158 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 【施設】



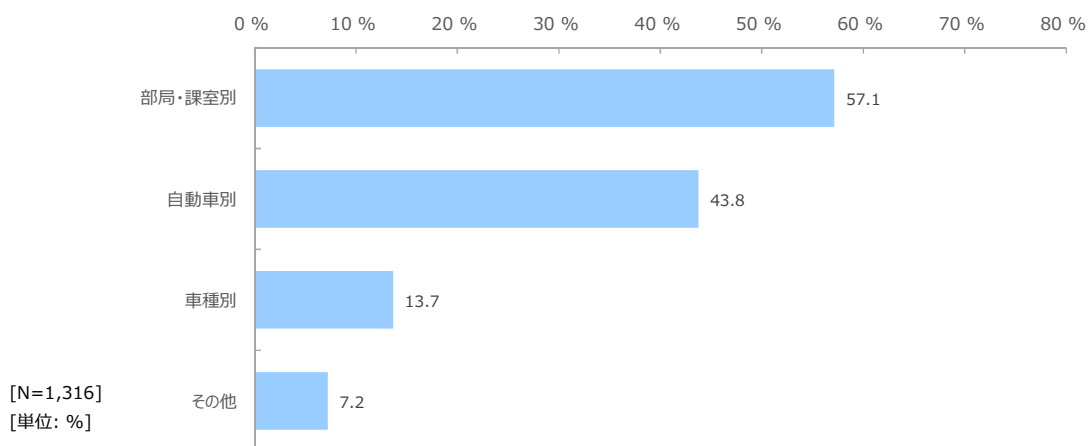
図表 159 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 【施設/基礎自治体】



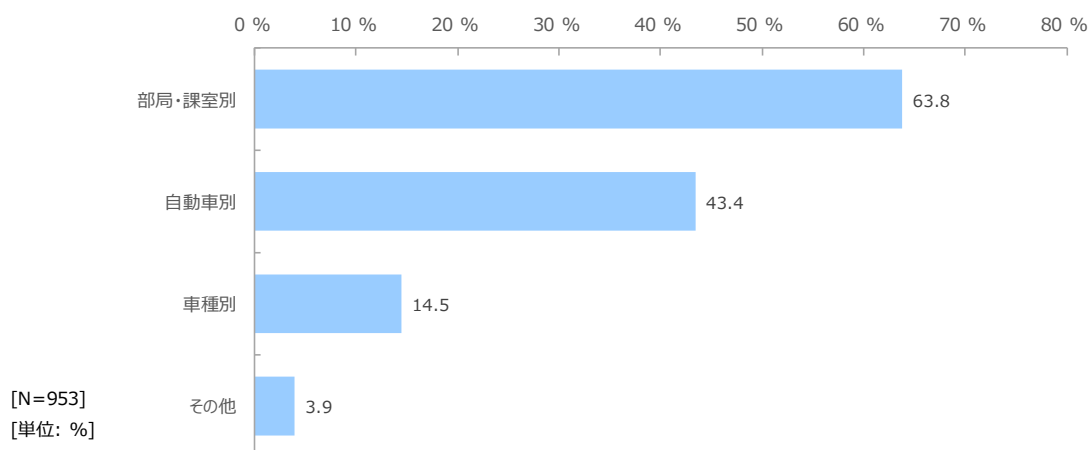
また、「自動車」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「部局・課室別」(57.1%)が最も多く、「自動車別」(43.8%)と続く。

基礎自治体に限ってみても、「部局・課室別」(63.8%)、「自動車別」(43.4%)と続く。

図表 160 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
【自動車】



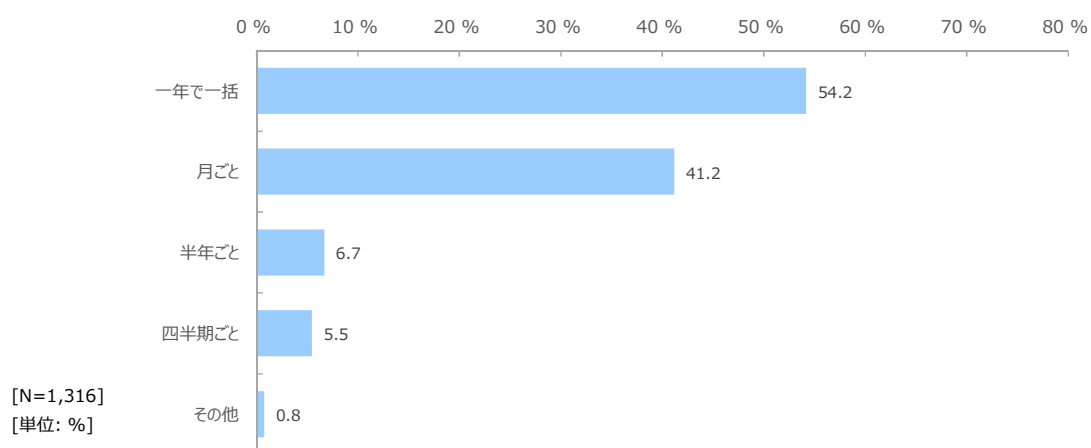
図表 161 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
【自動車/基礎自治体】



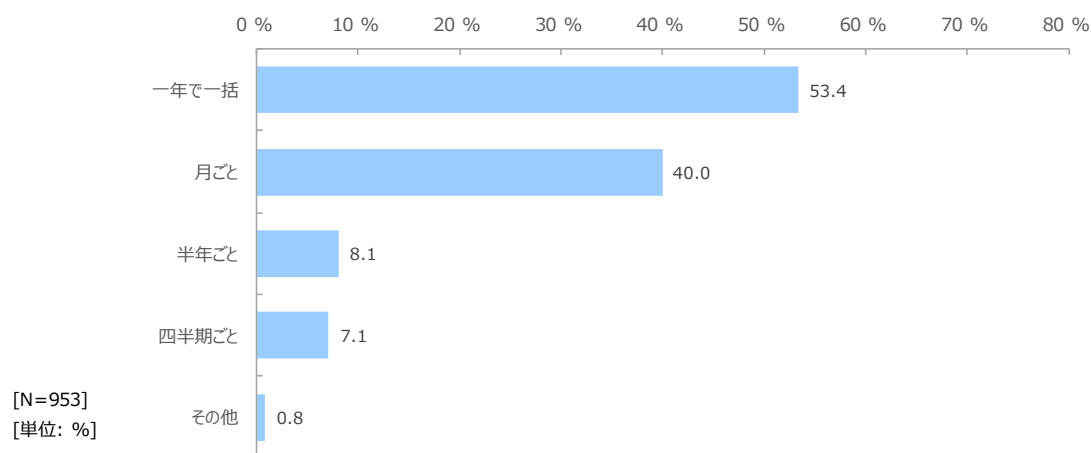
実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定の際のエネルギー消費量等の情報の収集時間単位は、「一年で一括」（54.2%）が最も多く、「月ごと」（41.2%）と続く。

基礎自治体に限ってみても、「一年で一括」（53.4%）、「月ごと」（40.0%）と続く。

図表 162 事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位



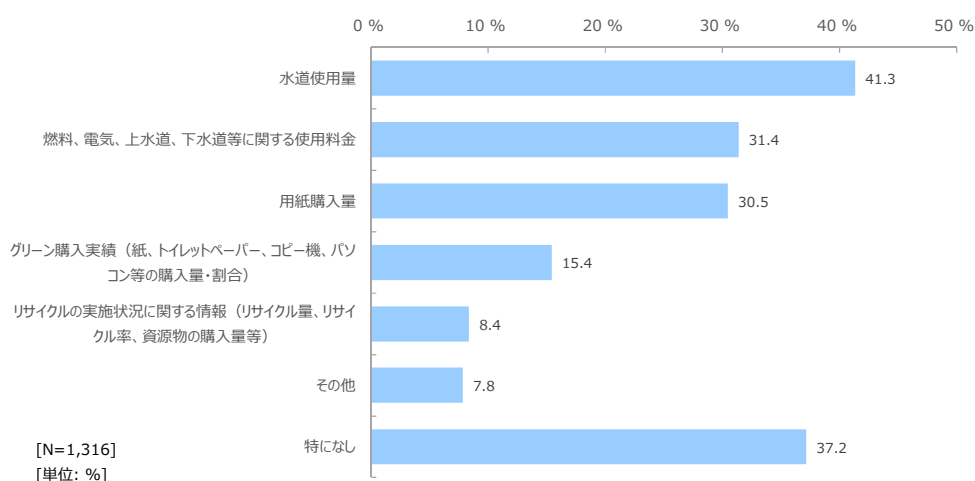
図表 163 事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位【基礎自治体】



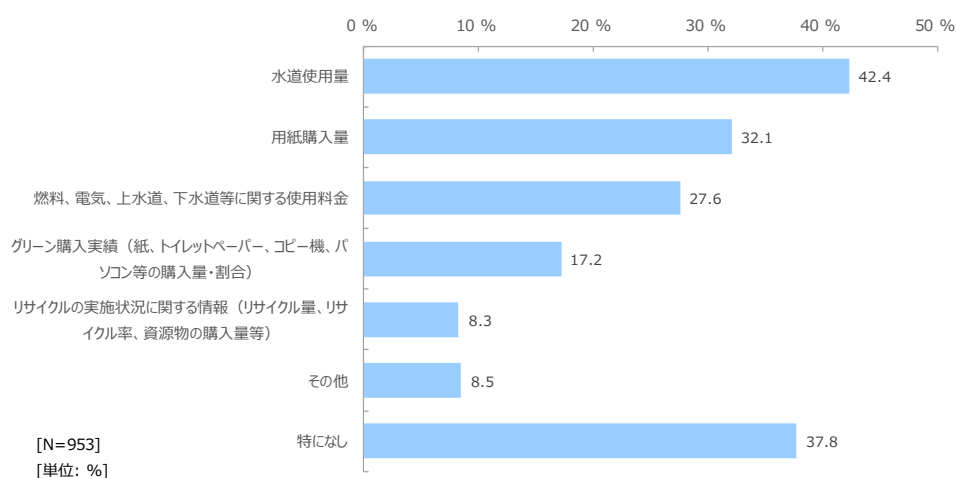
6) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に際し収集している情報
 <Q1-7(3)>

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報は、「水道使用量」（41.3%）が最も多く、「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（31.4%）、「用紙購入量」（30.5%）、「グリーン購入実績（紙、トイレトペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）」（15.4%）と続く。基礎自治体に限ってみると、「水道使用量」（42.4%）、「用紙購入量」（32.1%）「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（27.6%）と続く。

図表 164 事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報



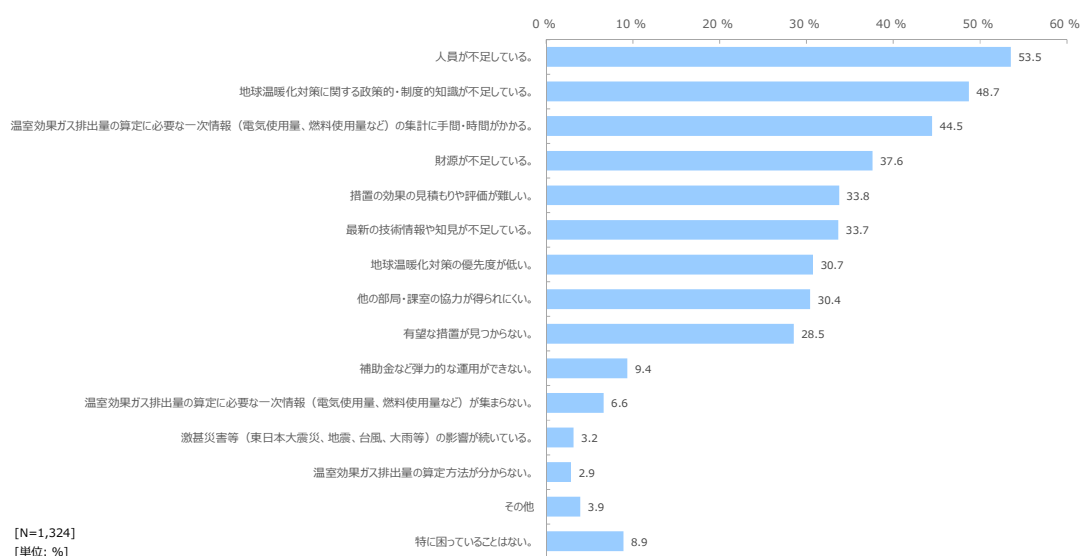
図表 165 事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報【基礎自治体】



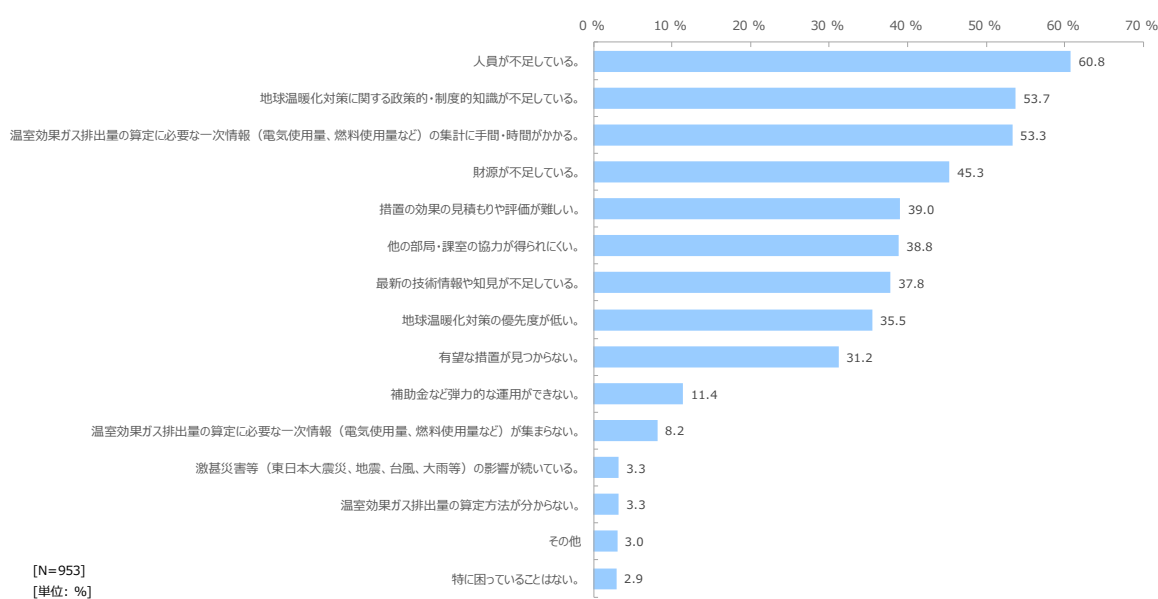
7) 事務事業編の推進過程で困っていること <Q1-7(4)>

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(53.5%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(48.7%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(44.5%)、「財源が不足している。」(37.6%)、「措置の効果の見積もりや評価が難しい。」(33.8%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 166 事務事業編の推進過程で困っていること

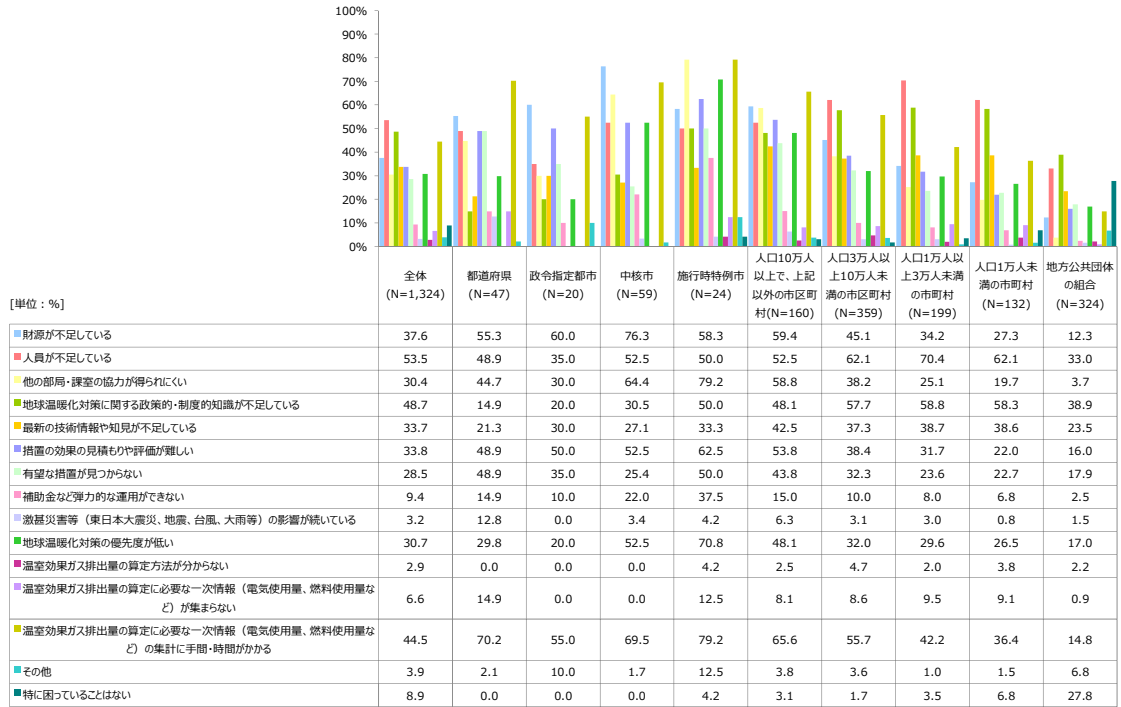


図表 167 事務事業編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

図表 168 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】



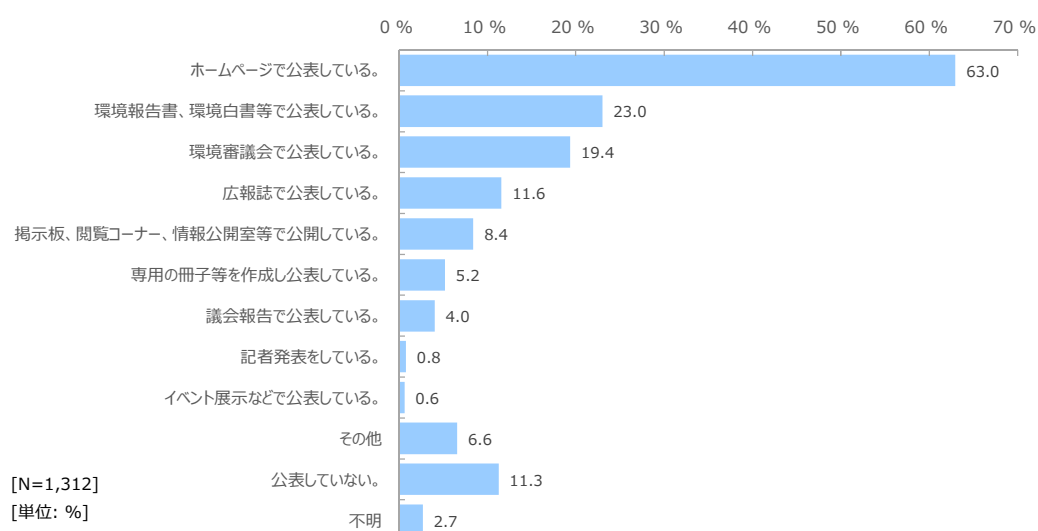
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特別市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	地方公共団体の組合	合計					
財源が不足している	498	709	403	645	446	447	378	124	42	407	38	88	589	52	118	1,324
人員が不足している	26	23	21	7	10	23	23	7	6	14	0	7	33	1	0	47
他の部局・課室の協力が得られにくい	12	7	6	4	6	10	7	2	0	4	0	0	11	2	0	20
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	45	31	38	18	16	31	15	13	2	31	0	0	41	1	0	59
最新の技術情報や知見が不足している	14	12	19	12	8	15	12	9	1	17	1	3	19	3	1	24
措置の効果の見積もりや評価が難しい	95	84	94	77	68	86	70	24	10	77	4	13	105	6	5	160
有望な措置が見つからない	162	223	137	207	134	138	116	36	11	115	17	31	200	13	6	359
補助金など弾力的な運用ができない	68	140	50	117	77	63	47	16	6	59	4	19	84	2	7	199
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	36	82	26	77	51	29	30	9	1	35	5	12	48	2	9	132
地球温暖化対策の優先度が低い	40	107	12	126	76	52	58	8	5	55	7	3	48	22	90	324
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	37.6	53.5	30.4	48.7	33.7	33.8	28.5	9.4	3.2	30.7	2.9	6.6	44.5	3.9	8.9	
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない	55.3	48.9	44.7	14.9	21.3	48.9	48.9	14.9	12.8	29.8	0.0	14.9	70.2	2.1	0.0	
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる	60.0	35.0	30.0	20.0	30.0	50.0	35.0	10.0	0.0	20.0	0.0	0.0	55.0	10.0	0.0	
その他	76.3	52.5	64.4	30.5	27.1	52.5	25.4	22.0	3.4	52.5	0.0	0.0	69.5	1.7	0.0	
特に困っていることはない	58.3	50.0	79.2	50.0	33.3	62.5	50.0	37.5	4.2	70.8	4.2	12.5	79.2	12.5	4.2	
合計	59.4	52.5	58.8	48.1	42.5	53.8	43.8	15.0	6.3	48.1	2.5	4.7	65.6	3.8	3.1	
合計	45.1	62.1	38.2	57.7	37.3	38.4	32.3	10.0	3.1	32.0	4.7	8.6	55.7	3.6	1.7	
合計	34.2	70.4	25.1	58.8	38.7	31.7	23.6	8.0	3.0	29.6	2.0	9.5	42.2	1.0	3.5	
合計	27.3	62.1	19.7	58.3	38.6	22.0	22.7	6.8	0.8	26.5	3.8	9.1	36.4	1.5	6.8	
合計	12.3	33.0	3.7	38.9	23.5	16.0	17.9	2.5	1.5	17.0	2.2	0.9	14.8	6.8	27.8	

8) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法 <Q1-7(5)>

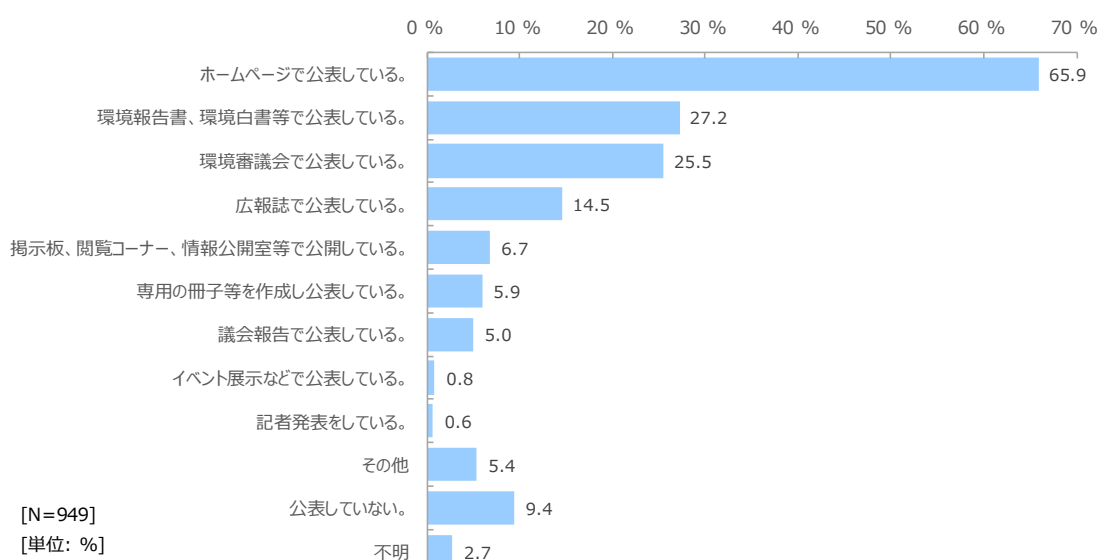
事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(63.0%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(23.0%)、「環境審議会で公表している。」(19.4%)と続く。「公表していない。」団体も11.3%存在する。

基礎自治体に限ってみても、「ホームページで公表している。」(65.9%)が最も多く、「公表していない。」団体は9.4%存在する。

図表 169 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

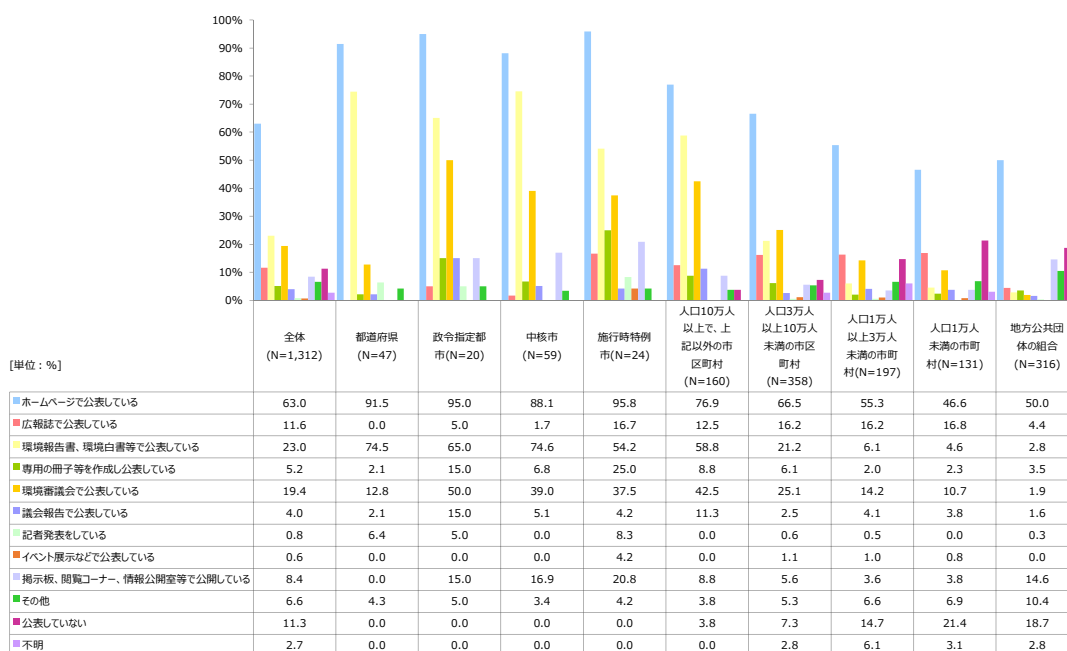


図表 170 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、「広報誌で公表している」団体割合も大きい。一方で「公表していない」の割合も高い。

図表 171 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

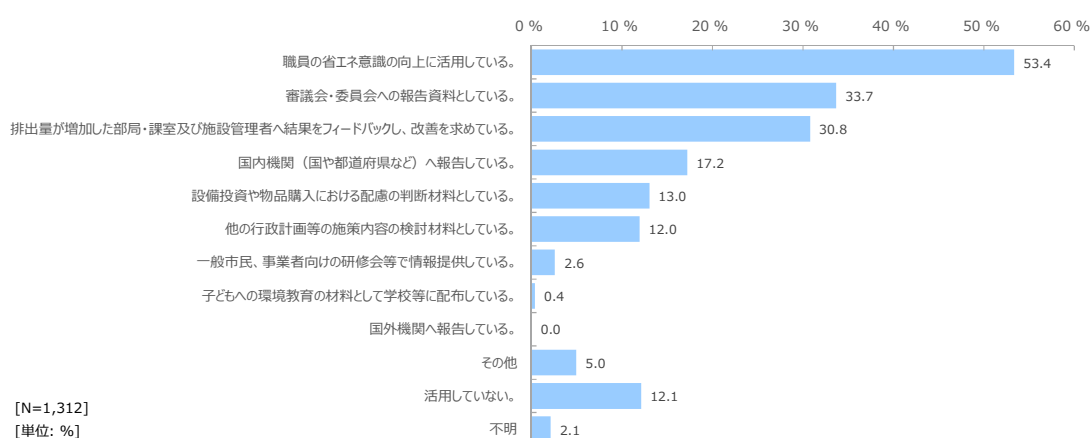


	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	826	152	302	68	254	53	10	8	110	86	148	35	1,312
全体 (N=1,312)	63.0	11.6	23.0	5.2	19.4	4.0	0.8	0.6	8.4	6.6	11.3	2.7	
都道府県 (N=47)	91.5	0.0	74.5	2.1	12.8	2.1	6.4	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	47
政令指定都市 (N=20)	95.0	5.0	65.0	15.0	50.0	15.0	5.0	0.0	15.0	5.0	0.0	0.0	20
中核市 (N=59)	88.1	1.7	74.6	6.8	39.0	5.1	0.0	0.0	16.9	3.4	0.0	0.0	59
施行時特例市 (N=24)	95.8	16.7	54.2	25.0	37.5	4.2	8.3	4.2	20.8	4.2	0.0	0.0	24
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=160)	76.9	12.5	58.8	8.8	42.5	11.3	0.0	0.0	8.8	3.8	3.8	0.0	160
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=358)	66.5	16.2	21.2	6.1	25.1	2.5	0.6	1.1	5.6	5.3	7.3	2.8	358
人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=197)	55.3	16.2	6.1	2.0	14.2	4.1	0.5	1.0	3.6	6.6	14.7	6.1	197
人口1万人未満の市区町村 (N=131)	46.6	16.8	4.6	2.3	10.7	3.8	0.0	0.8	3.8	6.9	21.4	3.1	131
地方公共団体の組合 (N=316)	50.0	4.4	2.8	3.5	1.9	1.6	0.3	0.0	14.6	10.4	18.7	2.8	316

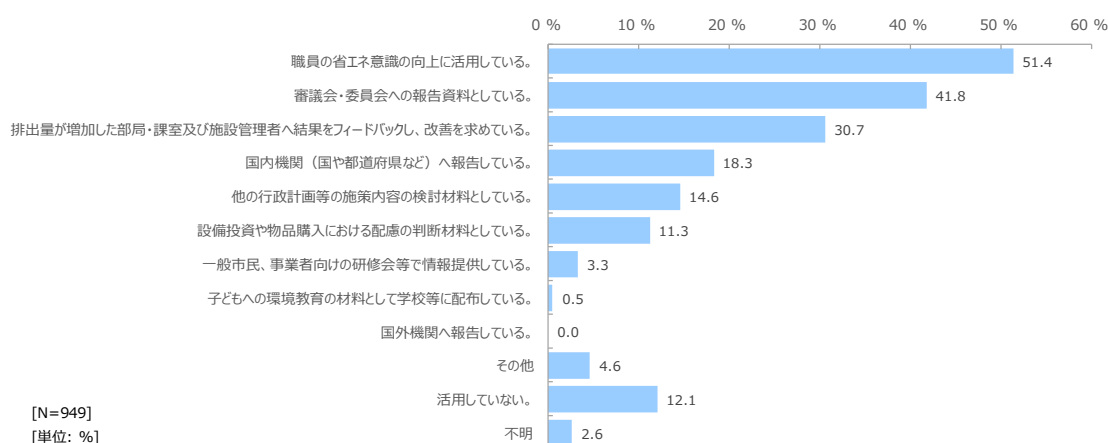
9) 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い <Q1-7(6)>

事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(53.4%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(33.7%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(30.8%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.2%)と続く。「活用していない。」団体も12.1%存在している。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 172 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

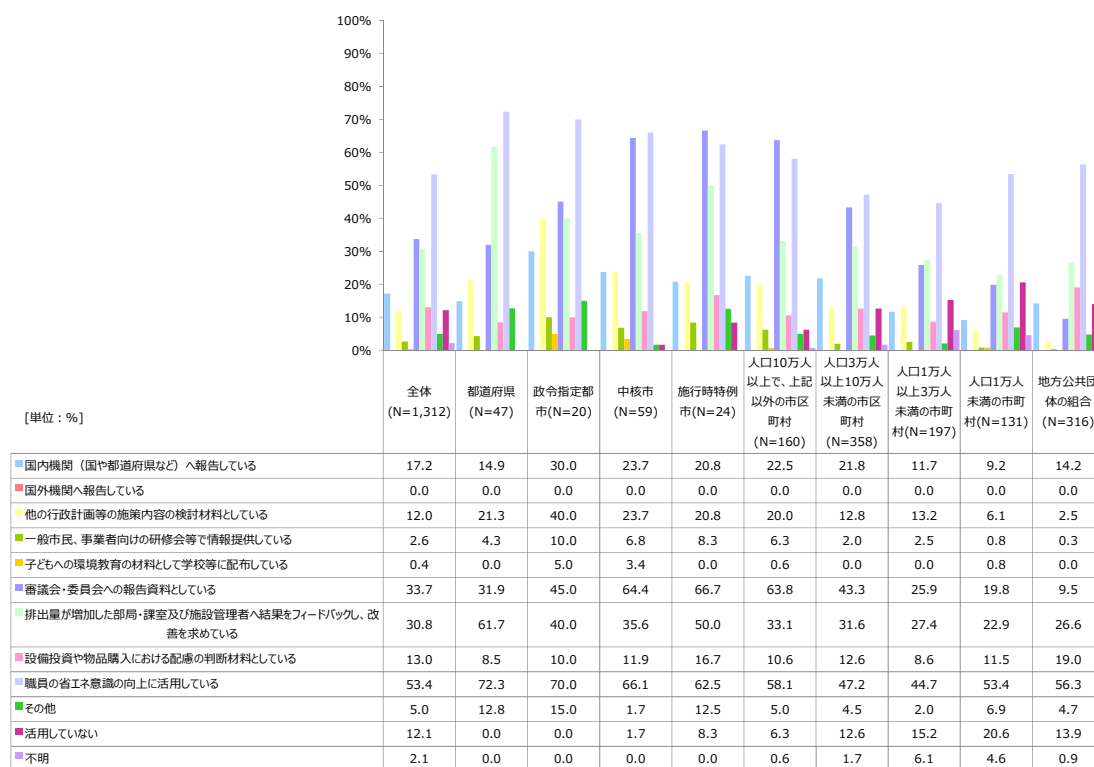


図表 173 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 174 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

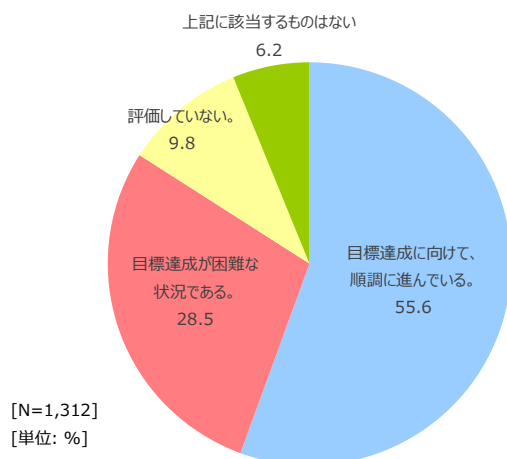


	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	国外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている	職員の省エネ意識の向上に活用している	その他	活用していない	不明	合計
回答数	全体 226	0	157	34	5	442	404	171	700	65	159	28	1,312
	都道府県 7	0	10	2	0	15	29	4	34	6	0	0	47
	政令指定都市 6	0	8	2	1	9	8	2	14	3	0	0	20
	中核市 14	0	14	4	2	38	21	7	39	1	1	0	59
	施行時特例市 5	0	5	2	0	16	12	4	15	3	2	0	24
	人口10万人以上、上記以外の市区町村 36	0	32	10	1	102	53	17	93	8	10	1	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 78	0	46	7	0	155	113	45	169	16	45	6	358
	人口1万人以上3万人未満の市町村 23	0	26	5	0	51	54	17	88	4	30	12	197
	人口1万人未満の市町村 12	0	8	1	1	26	30	15	70	9	27	6	131
	地方公共団体の組合 45	0	8	1	0	30	84	60	178	15	44	3	316
比率（％）	全体 (N=1,312) 17.2	0.0	12.0	2.6	0.4	33.7	30.8	13.0	53.4	5.0	12.1	2.1	
	都道府県 (N=47) 14.9	0.0	21.3	4.3	0.0	31.9	61.7	8.5	72.3	12.8	0.0	0.0	
	政令指定都市 (N=20) 30.0	0.0	40.0	10.0	5.0	45.0	40.0	10.0	70.0	15.0	0.0	0.0	
	中核市 (N=59) 23.7	0.0	23.7	6.8	3.4	64.4	35.6	11.9	66.1	1.7	1.7	0.0	
	施行時特例市 (N=24) 20.8	0.0	20.8	8.3	0.0	66.7	50.0	16.7	62.5	12.5	8.3	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=160) 22.5	0.0	20.0	6.3	0.6	63.8	33.1	10.6	58.1	5.0	6.3	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=358) 21.8	0.0	12.8	2.0	0.0	43.3	31.6	12.6	47.2	4.5	12.6	1.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=197) 11.7	0.0	13.2	2.5	0.0	25.9	27.4	8.6	44.7	2.0	15.2	6.1	
	人口1万人未満の市町村 (N=131) 9.2	0.0	6.1	0.8	0.8	19.8	22.9	11.5	53.4	6.9	20.6	4.6	
	地方公共団体の組合 (N=316) 14.2	0.0	2.5	0.3	0.0	9.5	26.6	19.0	56.3	4.7	13.9	0.9	

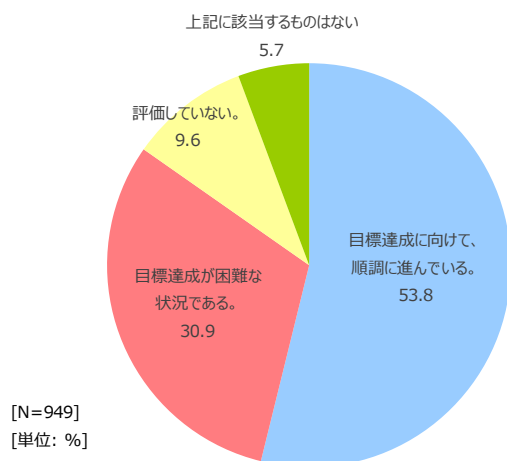
10) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価 <Q1-7(7)>

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は55.6%である（基礎自治体においては53.8%）。

図表 175 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

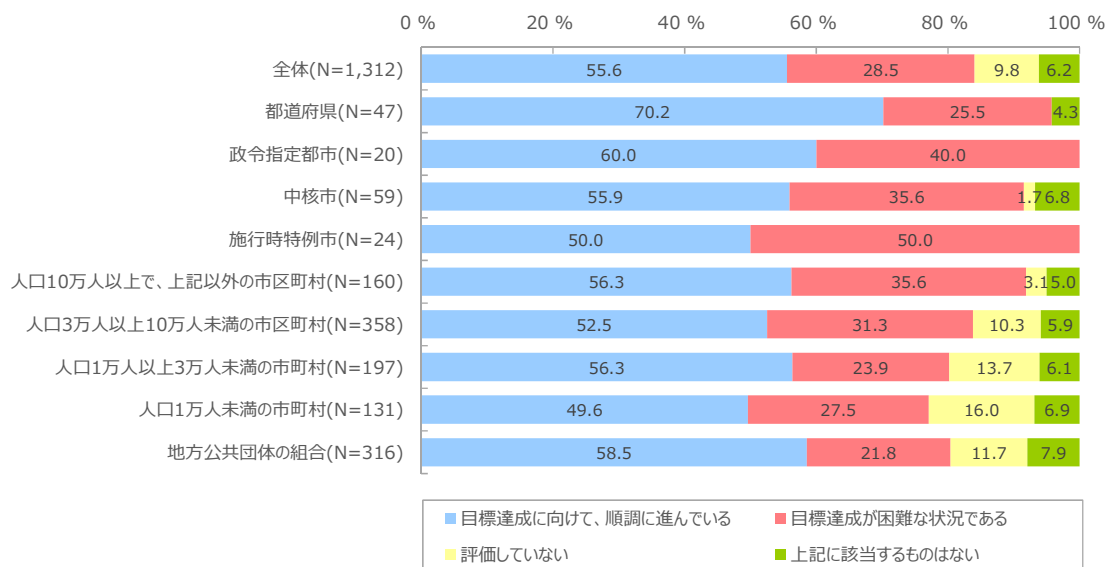


図表 176 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【基礎自治体】



	順目標に達成に向けて、	目標達成が困難な状	評価していない。	上記に該当するもの	合計
全体	511	293	91	54	949
比率	53.8	30.9	9.6	5.7	

図表 177 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【団体区分別】

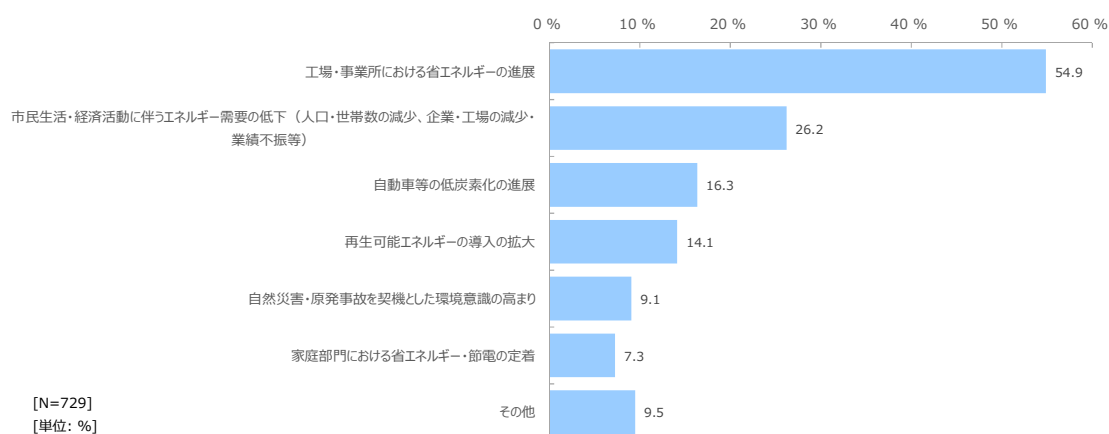


		順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	上記に該当するものはない	合計
全体	全体	729	374	128	81	1,312
	都道府県	33	12	0	2	47
	政令指定都市	12	8	0	0	20
	中核市	33	21	1	4	59
	施行時特例市	12	12	0	0	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	90	57	5	8	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	188	112	37	21	358
	人口1万人以上3万人未満の市町村	111	47	27	12	197
	人口1万人未満の市町村	65	36	21	9	131
地方公共団体の組合	185	69	37	25	316	
比率	全体(N=1,312)	55.6	28.5	9.8	6.2	
	都道府県(N=47)	70.2	25.5	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	60.0	40.0	0.0	0.0	
	中核市(N=59)	55.9	35.6	1.7	6.8	
	施行時特例市(N=24)	50.0	50.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=160)	56.3	35.6	3.1	5.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=358)	52.5	31.3	10.3	5.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=197)	56.3	23.9	13.7	6.1	
	人口1万人未満の市町村(N=131)	49.6	27.5	16.0	6.9	
地方公共団体の組合(N=316)	58.5	21.8	11.7	7.9		

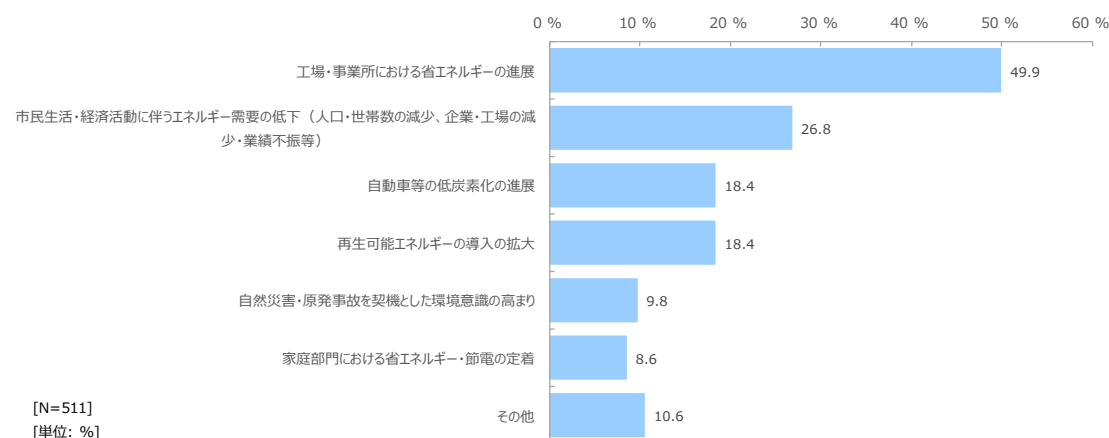
「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答している団体における要因としては「工場・事業所における省エネルギーの進展」が 54.9%、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下」(26.2%)、「自動車等の低炭素化の進展」(16.3%) 等が挙げられている。

基礎自治体に限ってみても「工場・事業所における省エネルギーの進展」が 49.9%、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下」(26.8%)、「自動車等の低炭素化の進展」、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(ともに 18.4%) 等が挙げられている。

図表 178 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）

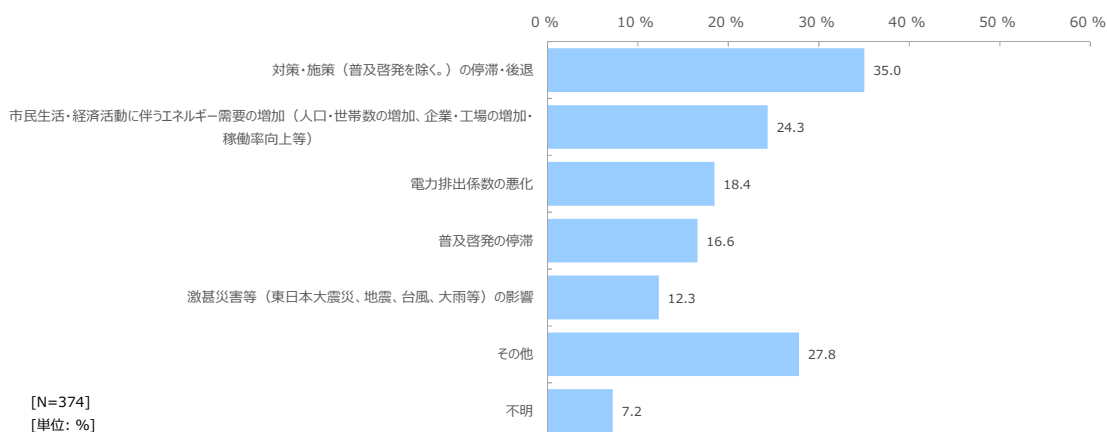


図表 179 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）【基礎自治体】

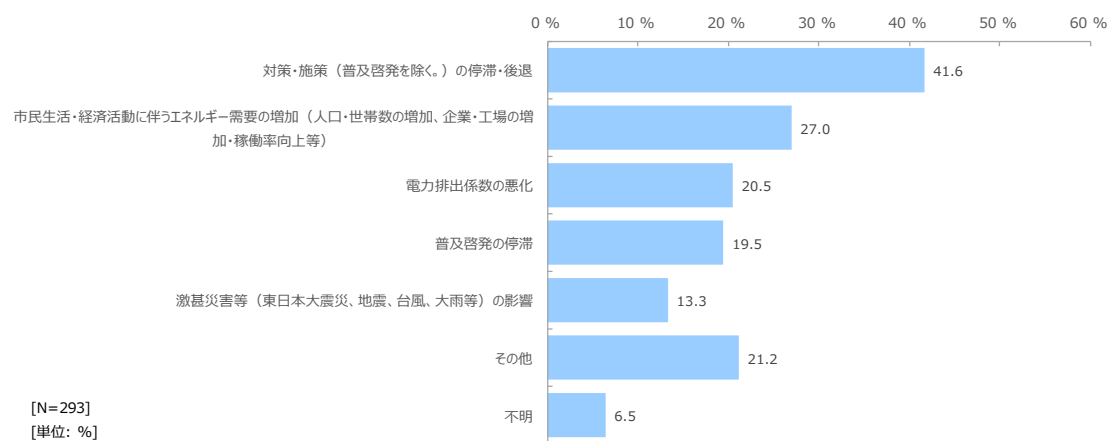


「目標達成が困難な状況である」と回答している団体における要因としては「対策・施策の停滞・後退」(35.0%)、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加」(24.3%)、「電力排出係数の悪化」(18.4%)等が挙げられている。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 180 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）



図表 181 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）【基礎自治体】



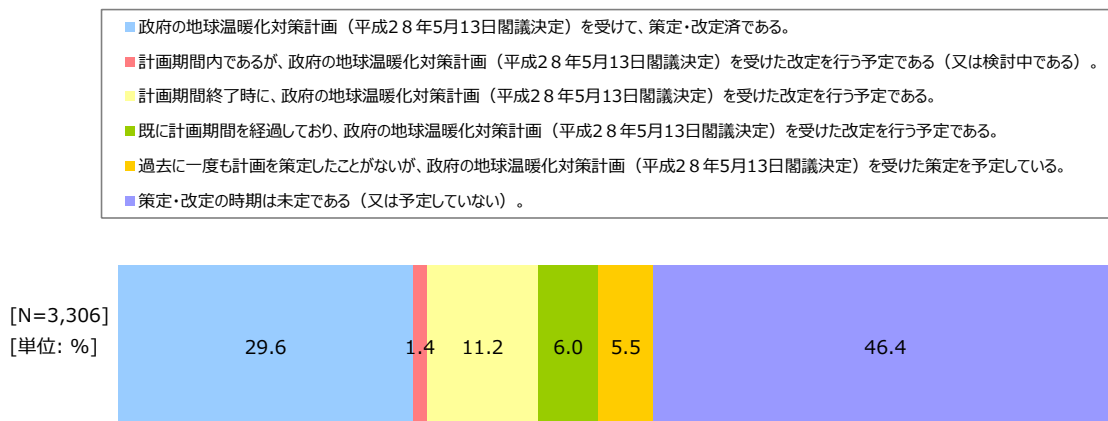
(8) 実行計画（事務事業編）の見直し <Q1-8>

1) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況 <Q1-8(1)>

政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は29.6%である。しかし「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も46.4%存在している。全体の24.0%が策定・改定予定団体である。

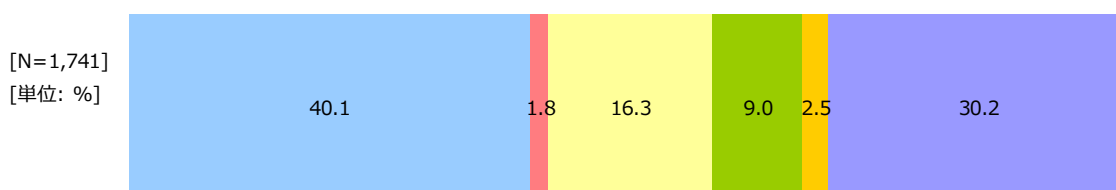
基礎自治体に限ってみると、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は40.1%、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体は30.2%となっている。

図表 182 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況



図表 183 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況
【基礎自治体】

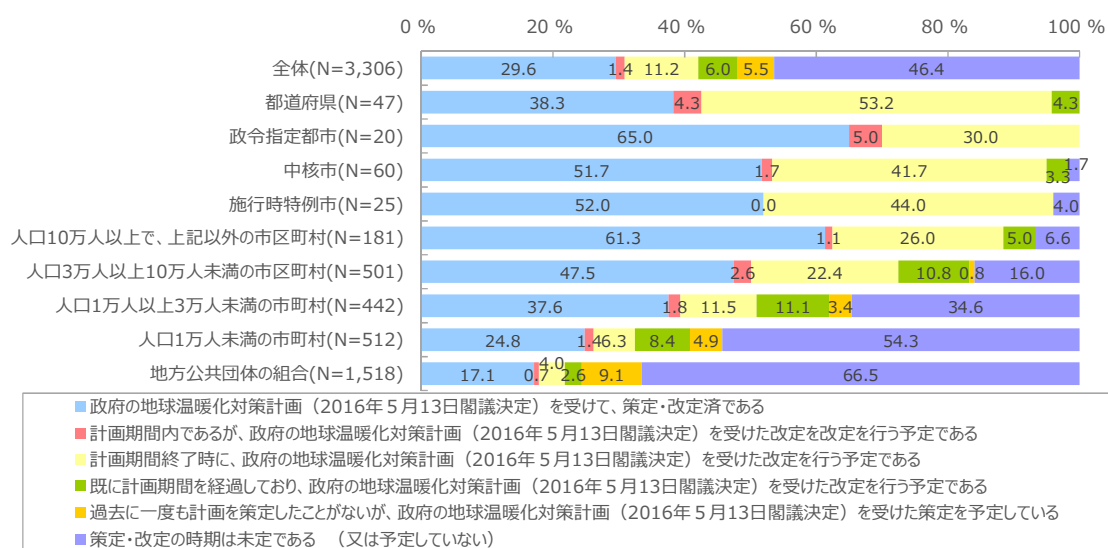
- 政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。
- 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。
- 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。
- 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。



	政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	699	32	284	157	44	525	1,741
比率	40.1	1.8	16.3	9.0	2.5	30.2	

地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）」の割合が高く、人口1万人未満の市町村及び組合では過半数を超えている。

図表 184 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】

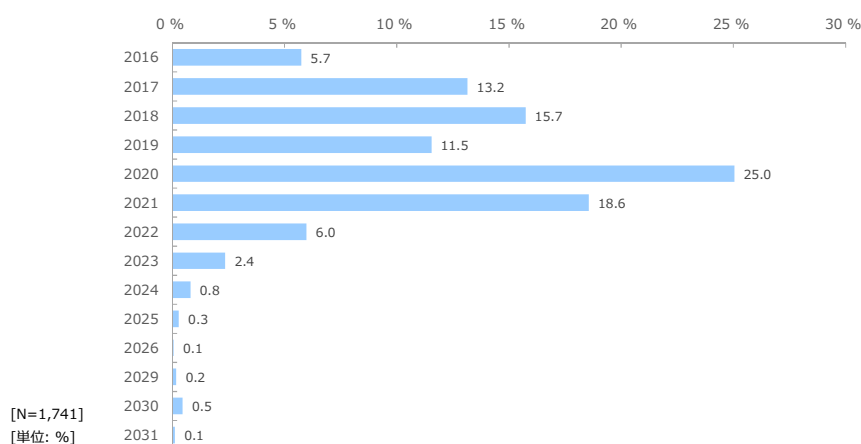


	決定（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	決定（2016年5月13日閣議決定）を受けて改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）	合計
全体	977	45	369	198	182	1,535	3,306	
都道府県	18	2	25	2	0	0	47	
政令指定都市	13	1	6	0	0	0	20	
中核市	31	1	25	2	0	1	60	
施行時特例市	13	0	11	0	0	1	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	111	2	47	9	0	12	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	238	13	112	54	4	80	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	166	8	51	49	15	153	442	
人口1万人未満の市町村	127	7	32	43	25	278	512	
地方公共団体の組合	260	11	60	39	138	1,010	1,518	
比率	全体(N=3,306)	29.6	1.4	11.2	6.0	5.5	46.4	
	都道府県(N=47)	38.3	4.3	53.2	4.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	65.0	5.0	30.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	51.7	1.7	41.7	3.3	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=25)	52.0	0.0	44.0	0.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	61.3	1.1	26.0	5.0	0.0	6.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	47.5	2.6	22.4	10.8	0.8	16.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	37.6	1.8	11.5	11.1	3.4	34.6	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	24.8	1.4	6.3	8.4	4.9	54.3	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	17.1	0.7	4.0	2.6	9.1	66.5	

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。） <Q1-8(1)>

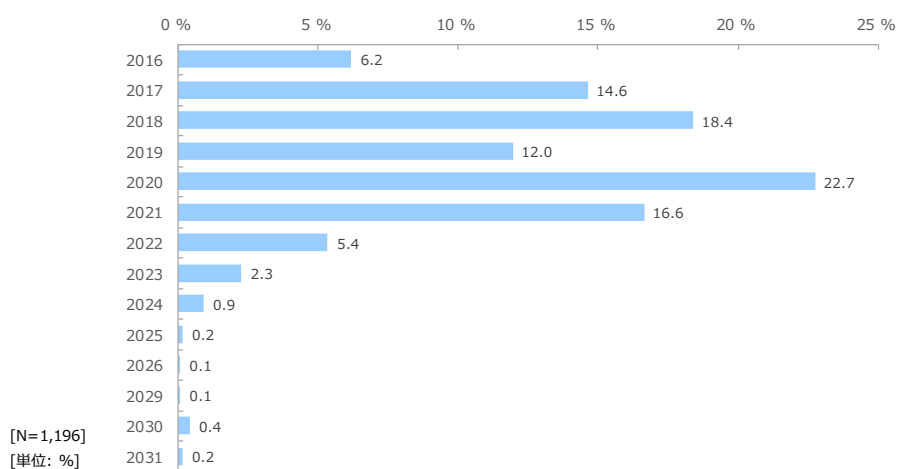
政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「2020年度」（25.0%）が最も多く、「2021年度」（18.6%）が続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 185 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2029	2030	2031	合計
全体	100	229	274	201	436	323	104	41	14	5	1	3	8	2	1,741
比率 (%)	5.7	13.2	15.7	11.5	25.0	18.6	6.0	2.4	0.8	0.3	0.1	0.2	0.5	0.1	

図表 186 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）【基礎自治体】

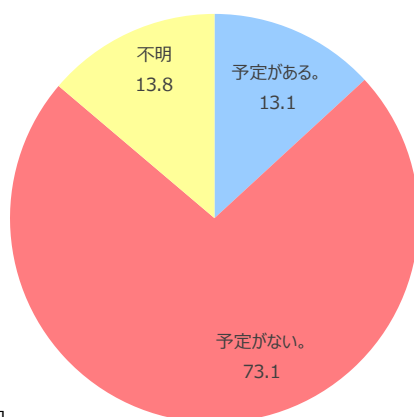


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2029	2030	2031	合計
全体	74	175	220	143	272	199	64	27	11	2	1	1	5	2	1,196
比率 (%)	6.2	14.6	18.4	12.0	22.7	16.6	5.4	2.3	0.9	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	

3) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無 <Q1-8(2)>

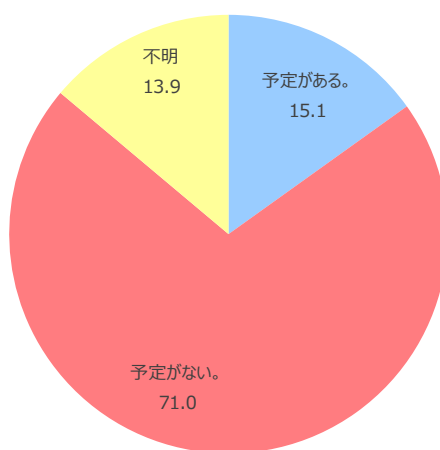
事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 13.1% である（基礎自治体においては 15.1%）。

図表 187 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



[N=2,145]
[単位: %]

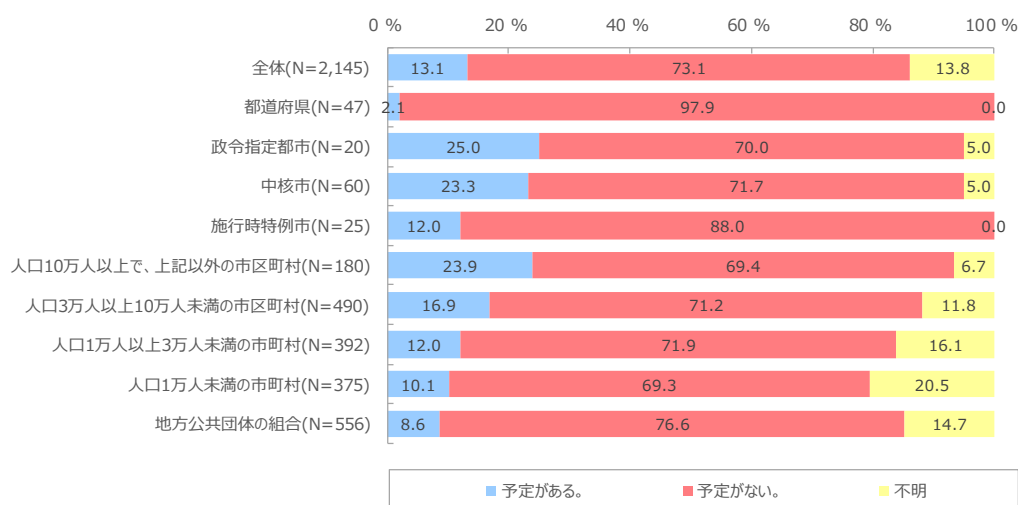
図表 188 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無【基礎自治体】



[N=1,542]
[単位: %]

	予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	233	1,095	214	1,542
比率	15.1	71.0	13.9	

図表 189 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

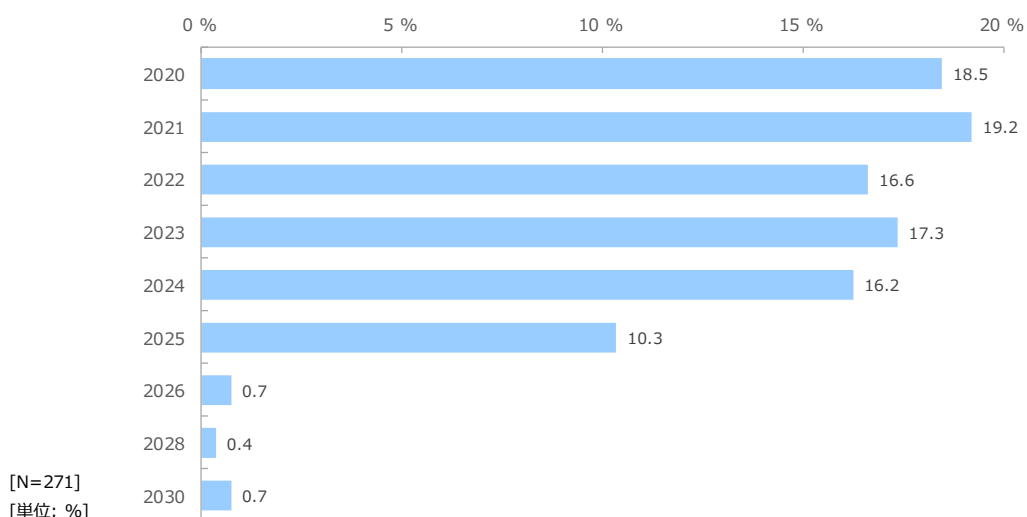


		予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	全体	282	1,567	296	2,145
	都道府県	1	46	0	47
	政令指定都市	5	14	1	20
	中核市	14	43	3	60
	施行時特例市	3	22	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	125	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	349	58	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	47	282	63	392
	人口1万人未満の市町村	38	260	77	375
	地方公共団体の組合	48	426	82	556
比率	全体(N=2,145)	13.1	73.1	13.8	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	70.0	5.0	
	中核市(N=60)	23.3	71.7	5.0	
	施行時特例市(N=25)	12.0	88.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	23.9	69.4	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	16.9	71.2	11.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	12.0	71.9	16.1	
	人口1万人未満の市町村(N=375)	10.1	69.3	20.5	
	地方公共団体の組合(N=556)	8.6	76.6	14.7	

4) 事務事業編の中間見直しの予定年度 <Q1-8(2)>

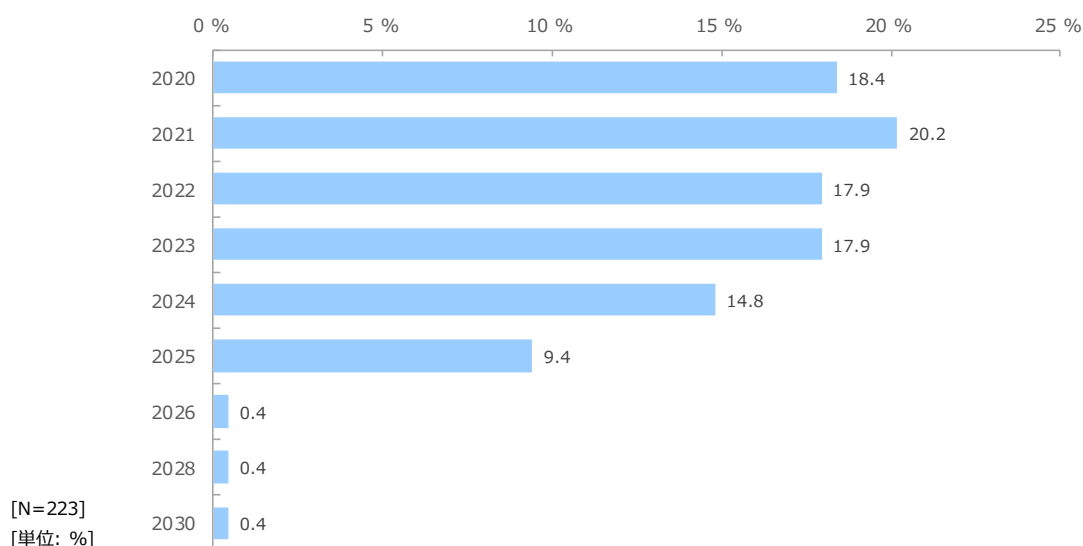
事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「2021年度」(19.2%)、「2020年度」(18.5%)、「2023年度」(17.3%)の順が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 190 事務事業編の中間見直しの予定年



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	50	52	45	47	44	28	2	1	2	271
比率 (%)	18.5	19.2	16.6	17.3	16.2	10.3	0.7	0.4	0.7	

図表 191 事務事業編の中間見直しの予定年【基礎自治体】

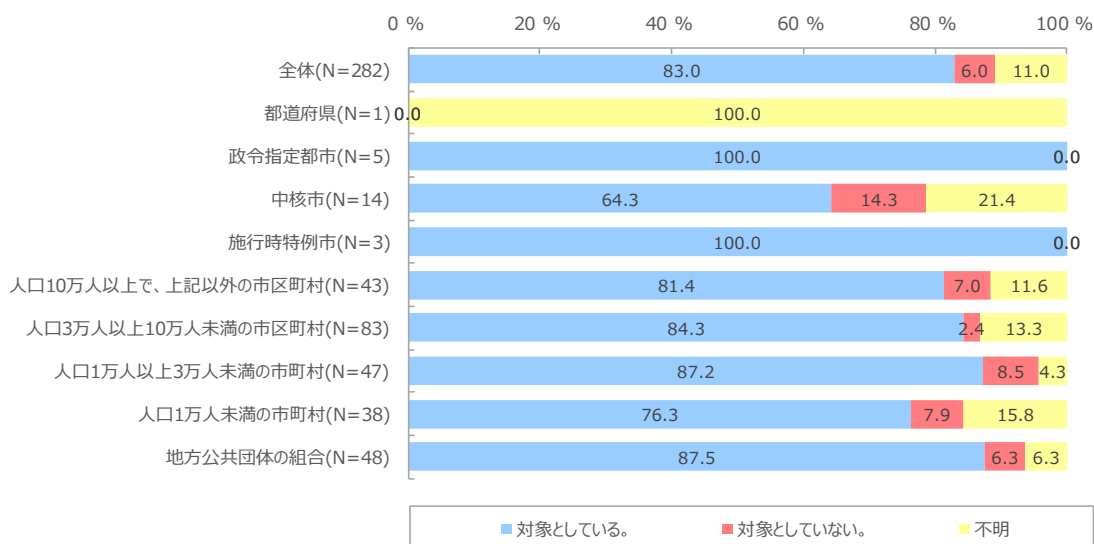


	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	41	45	40	40	33	21	1	1	1	223
比率 (%)	18.4	20.2	17.9	17.9	14.8	9.4	0.4	0.4	0.4	

5) 事務事業編における中間見直しの対象 <Q1-8(3)>

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は83.0%である。

図表 192 事務事業編における中間見直しの対象
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

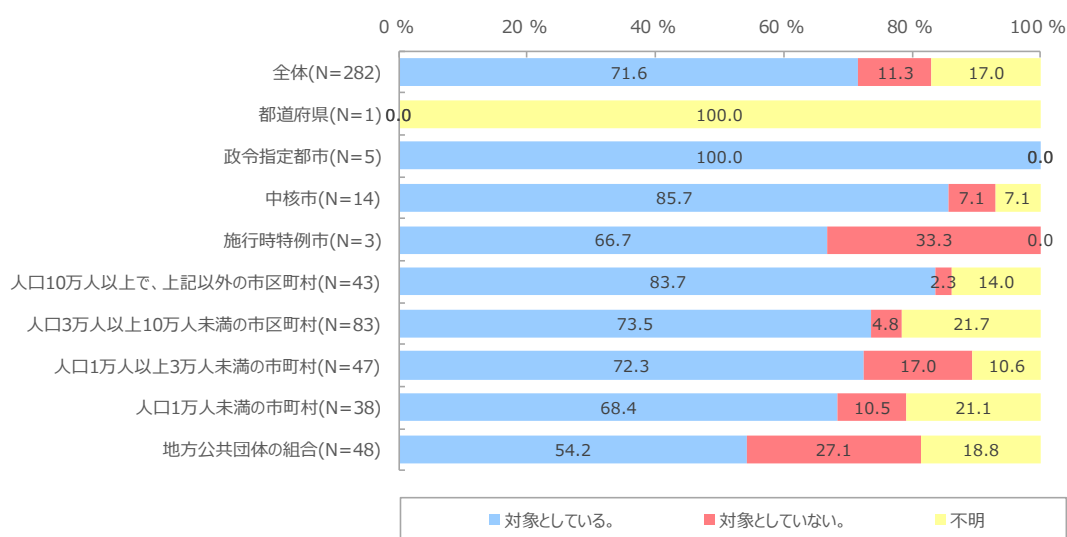


		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	234	17	31	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	9	2	3	14
	施行時特例市	3	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	3	5	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	2	11	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	4	2	47
	人口1万人未満の市町村	29	3	6	38
地方公共団体の組合	42	3	3	48	
比率	全体(N=282)	83.0	6.0	11.0	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	64.3	14.3	21.4	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	81.4	7.0	11.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	84.3	2.4	13.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	87.2	8.5	4.3	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	76.3	7.9	15.8	
地方公共団体の組合(N=48)	87.5	6.3	6.3		

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は71.6%である。

市区町村では、最低でも60%以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

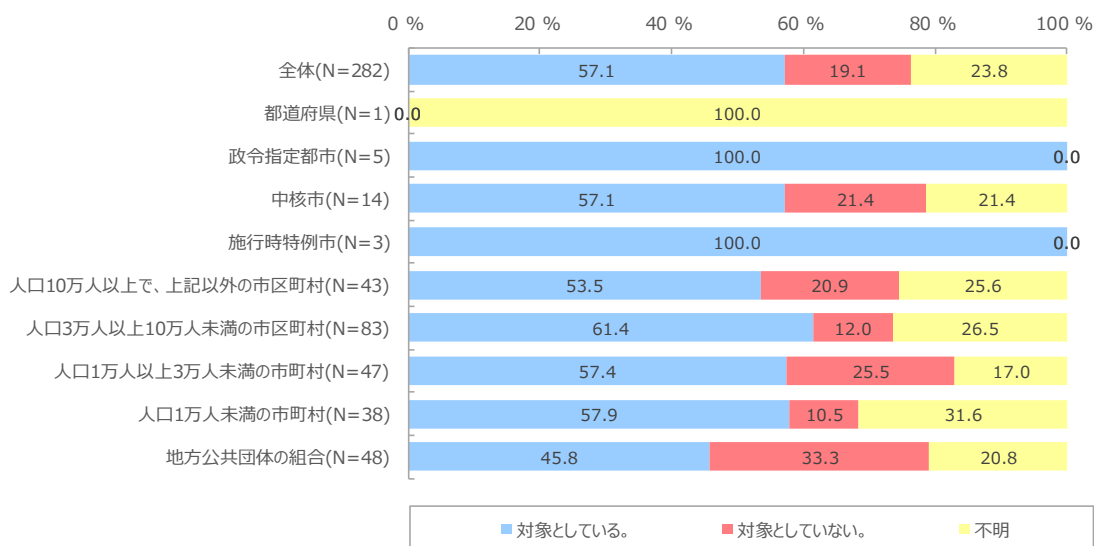
図表 193 事務事業編における中間見直しの対象
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	202	32	48	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	12	1	1	14
	施行時特例市	2	1	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	1	6	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	61	4	18	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	8	5	47
	人口1万人未満の市町村	26	4	8	38
地方公共団体の組合	26	13	9	48	
比率	全体(N=282)	71.6	11.3	17.0	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	85.7	7.1	7.1	
	施行時特例市(N=3)	66.7	33.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	83.7	2.3	14.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	73.5	4.8	21.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	72.3	17.0	10.6	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	68.4	10.5	21.1	
地方公共団体の組合(N=48)	54.2	27.1	18.8		

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は57.1%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

図表 194 事務事業編における中間見直しの対象
(3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



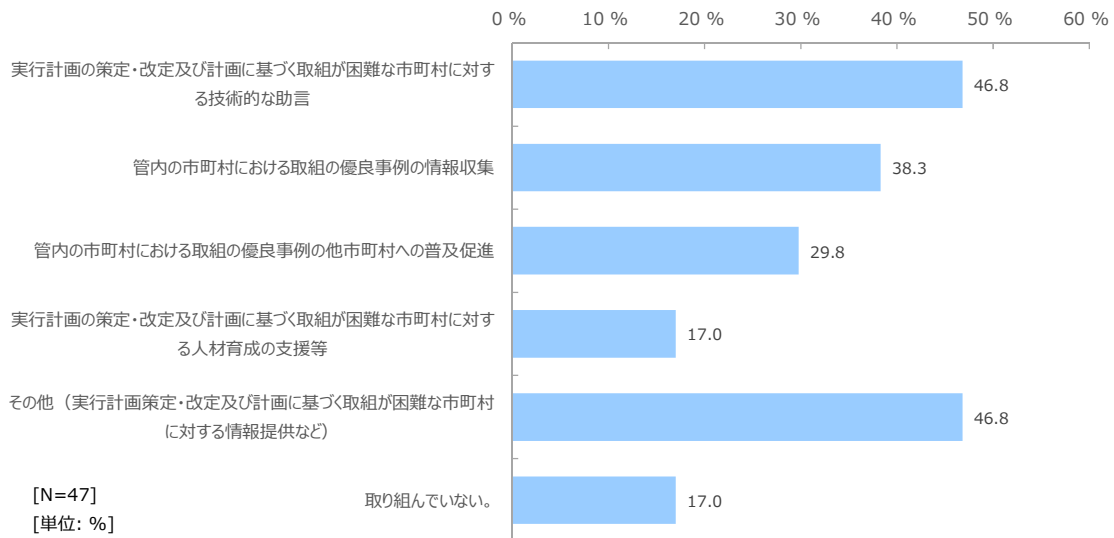
		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	161	54	67	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	8	3	3	14
	施行時特例市	3	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	9	11	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	10	22	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	27	12	8	47
	人口1万人未満の市町村	22	4	12	38
地方公共団体の組合	22	16	10	48	
比率	全体(N=282)	57.1	19.1	23.8	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	57.1	21.4	21.4	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	53.5	20.9	25.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	61.4	12.0	26.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	57.4	25.5	17.0	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	57.9	10.5	31.6	
地方公共団体の組合(N=48)	45.8	33.3	20.8		

(9) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q1-9>

1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q1-9(1)>

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(46.8%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(38.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(29.8%)と続く。

図表 195 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

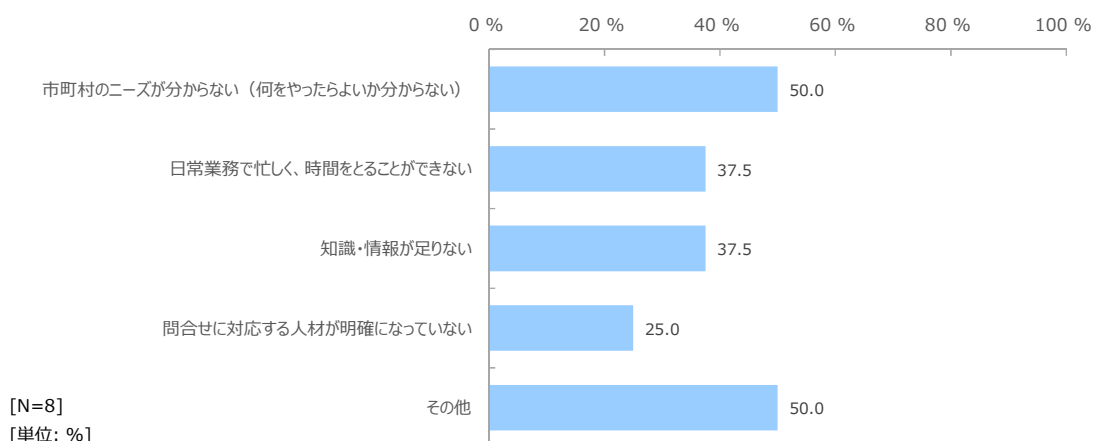


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の普及促進	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する技術的な助言	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する情報提供など	取り組んでいない。	合計
都道府県	18	14	22	8	22	8	47
比率 (%)	38.3	29.8	46.8	17.0	46.8	17.0	

2) 市町村に対する支援を行っていない理由 <Q1-9(2)>

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が 8 団体あり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」が 4 団体、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」、「知識・情報が足りない」が 3 団体あった。

図表 196 市町村に対する支援を行っていない理由



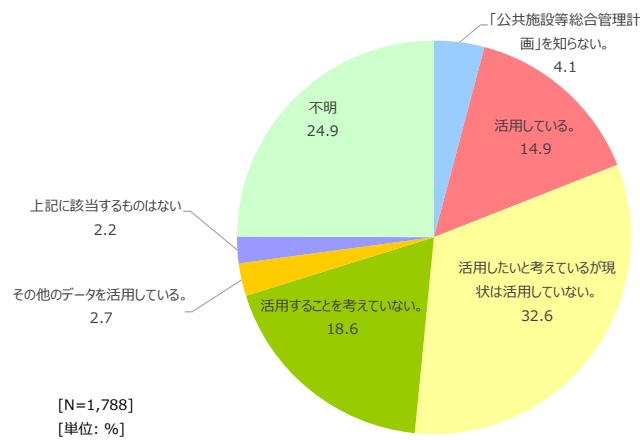
	間日 をと る業 務で 忙し く、 でき ない 時	知 識・ 情報 が足 りな い	が問 合せ に 対 応 す る 人 材	よ い か 分 か ら な い （ 何 を や つ た ら か ら な い ）	市 町 村 の ニ ー ズ が 分 か ら な い	そ の 他	合 計
都道府県	3	3	2	4	4	4	8
比率 (%)	37.5	37.5	25.0	50.0	50.0	50.0	

(10) 算定対象となる施設の把握 <Q1-10>

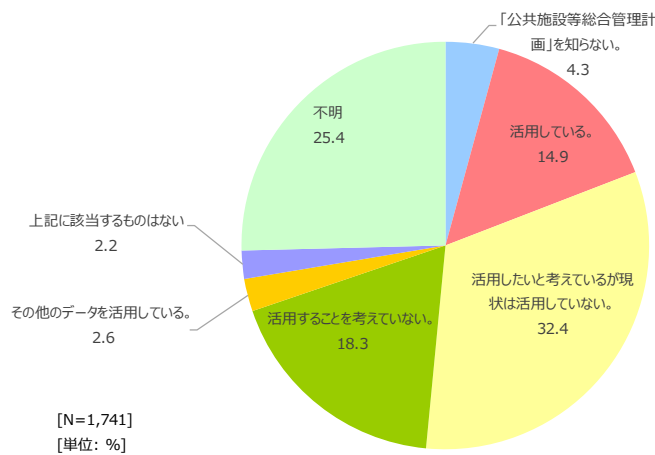
1) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法 <Q1-10(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」（32.6%）、「活用することを考えていない。」（18.6%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 197 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

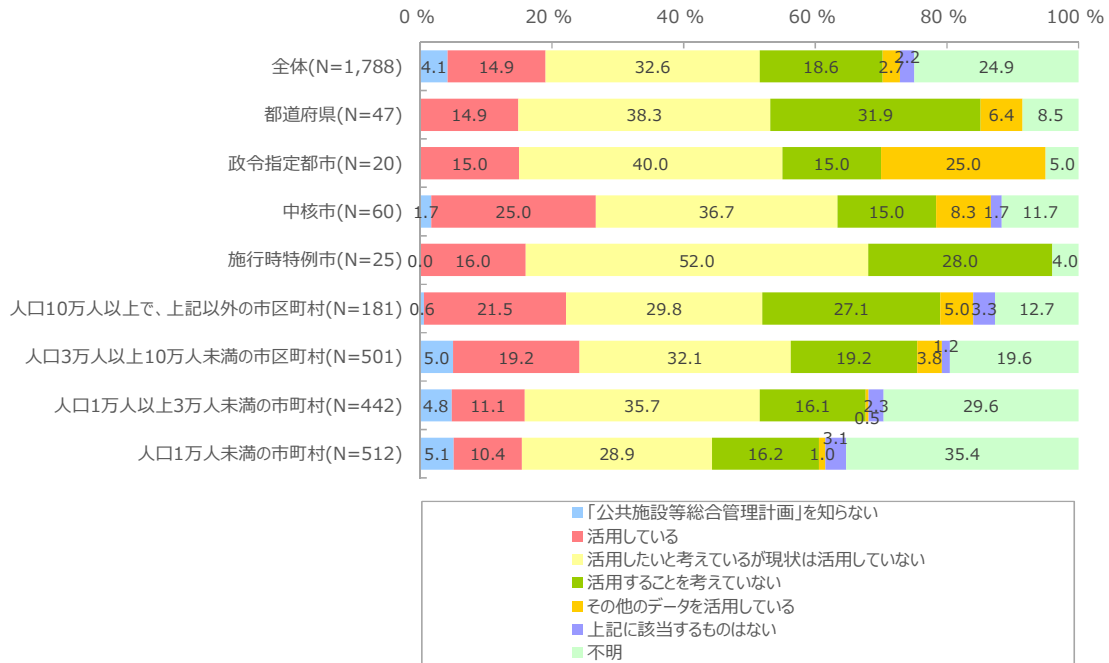


図表 198 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【基礎自治体】



	「公共施設等総合管理計画」を知らない。	活用している。	活用したいと考えているが現状は活用していない。	活用することを考えていない。	その他のデータを活用している。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	74	259	564	318	45	39	442	1,741
比率	4.3	14.9	32.4	18.3	2.6	2.2	25.4	

図表 199 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【団体区分別】

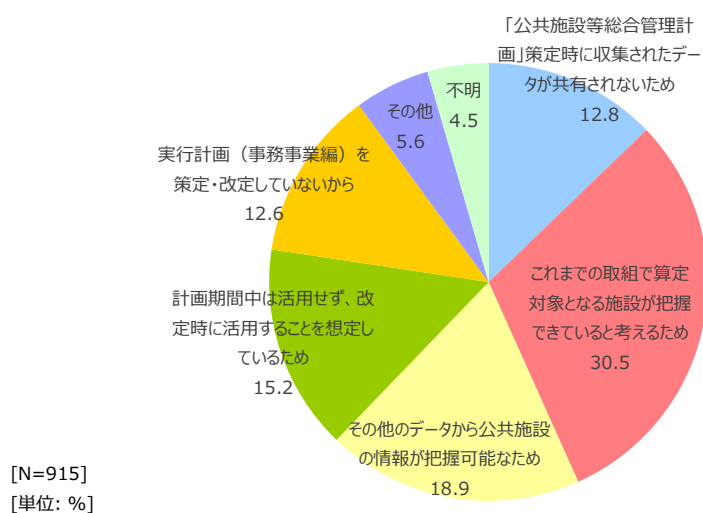


活用している	活用したいと考えている	活用することを考えていない	その他のデータを活用している	上記に該当するものはない	不明	合計
74	266	582	333	48	39	1,788
0	7	18	15	3	0	47
0	3	8	3	5	0	20
1	15	22	9	5	1	60
0	4	13	7	0	0	25
1	39	54	49	9	6	181
25	96	161	96	19	6	501
21	49	158	71	2	10	442
26	53	148	83	5	16	512
0	0	0	0	0	0	0
4.1	14.9	32.6	18.6	2.7	2.2	24.9
0.0	14.9	38.3	31.9	6.4	0.0	8.5
0.0	15.0	40.0	15.0	25.0	0.0	5.0
1.7	25.0	36.7	15.0	8.3	1.7	11.7
0.0	16.0	52.0	28.0	0.0	0.0	4.0
0.6	21.5	29.8	27.1	5.0	3.3	12.7
5.0	19.2	32.1	19.2	3.8	1.2	19.6
4.8	11.1	35.7	16.1	0.5	2.3	29.6
5.1	10.4	28.9	16.2	1.0	3.1	35.4
-	-	-	-	-	-	-

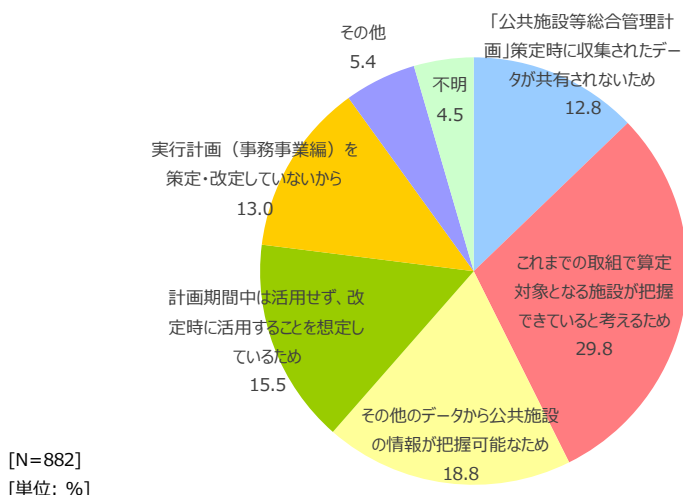
2) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由 <Q1-10(2)>

公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」(30.5%)が最も多く、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」(18.9%)、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため」(15.2%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 200 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由



図表 201 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを
活用していない理由【基礎自治体】

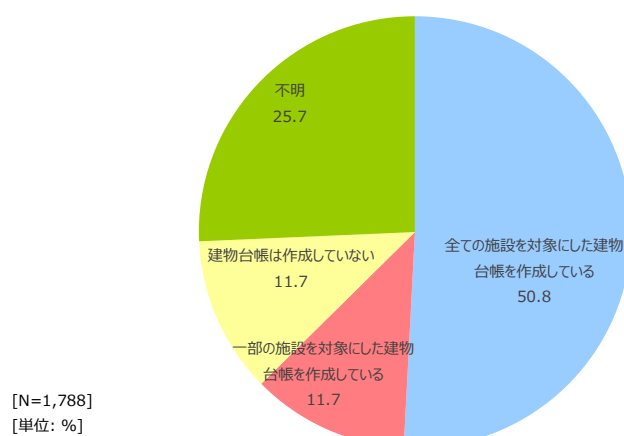


	「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	その他のデータから公共施設の情報把握可能なため	計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	不明	その他	合計
全体	113	263	166	137	115	48	40	882
比率	12.8	29.8	18.8	15.5	13.0	5.4	4.5	

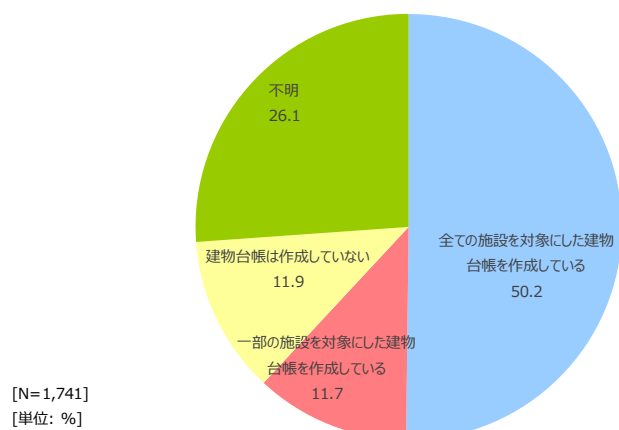
3) 建物台帳の作成状況 <Q1-10(3)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している」団体は50.8%、「建物台帳は作成していない」と「一部の施設を対象にした建物台帳を作成している」団体はそれぞれ11.7%ある。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 203 建物台帳の作成状況



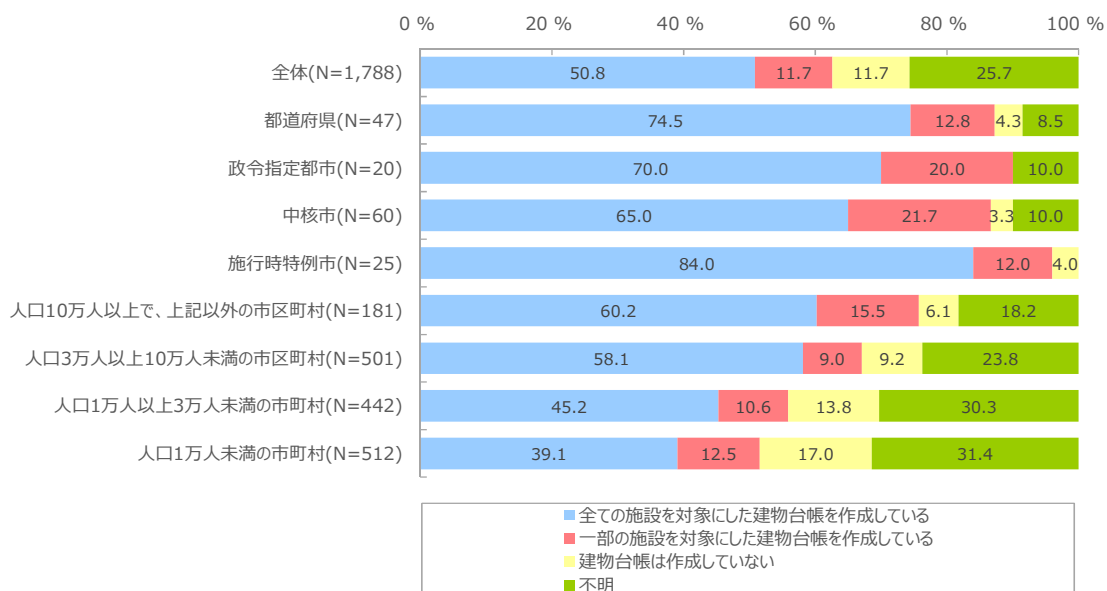
図表 204 建物台帳の作成状況【基礎自治体】



	に全 作して 成たの し建施 て物設 て台を い台を る帳対 を象	に一 作し部 成たの し建施 て物設 て台を い台を る帳対 を象	建 物 て台 帳 な い作 成 し	不 明	合 計
全体	874	204	208	455	1,741
比率	50.2	11.7	11.9	26.1	

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人以上の市区町村では 60%以上の団体が建物台帳を作成しているが、人口 3 万人未満の市町村では 50%以下に留まる。

図表 205 建物台帳の作成状況【団体区分別】

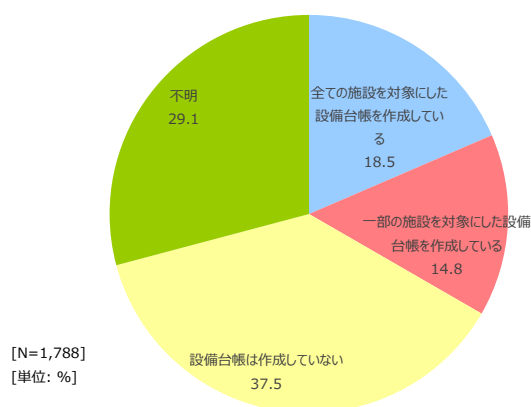


		物対全 し台象 て帳に の いをし る作 た設 成建	物対一 し台象 て帳に の いをし る作 た設 成建	成建 し物 て台 い帳 な は い作	不明	合計
全体	全体	909	210	210	459	1,788
	都道府県	35	6	2	4	47
	政令指定都市	14	4	0	2	20
	中核市	39	13	2	6	60
	施行時特例市	21	3	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	109	28	11	33	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	291	45	46	119	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	200	47	61	134	442
	人口1万人未満の市町村	200	64	87	161	512
比率	全体(N=1,788)	50.8	11.7	11.7	25.7	
	都道府県(N=47)	74.5	12.8	4.3	8.5	
	政令指定都市(N=20)	70.0	20.0	0.0	10.0	
	中核市(N=60)	65.0	21.7	3.3	10.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	12.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	60.2	15.5	6.1	18.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	58.1	9.0	9.2	23.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	45.2	10.6	13.8	30.3	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	39.1	12.5	17.0	31.4	

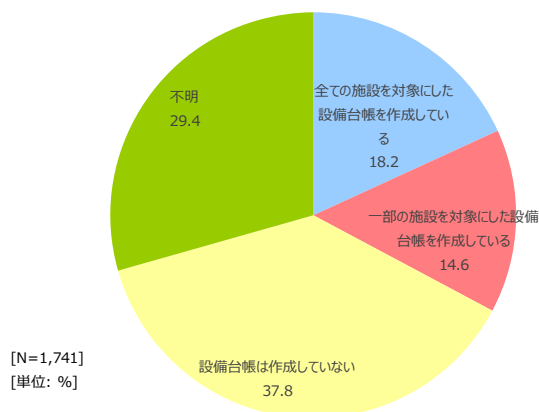
4) 設備台帳の作成状況 <Q1-10(4)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」団体は18.5%に留まる。「設備台帳は作成していない。」団体は37.5%である。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 206 設備台帳の作成状況



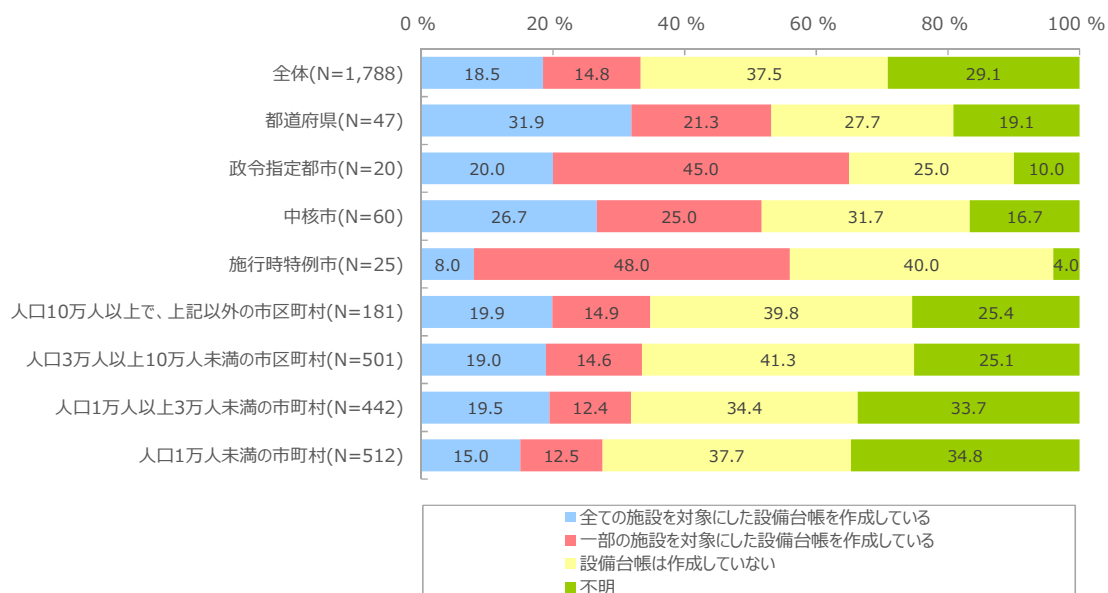
図表 207 設備台帳の作成状況【基礎自治体】



	全ての施設を対象にした設備台帳を作成している	一部の施設を対象にした設備台帳を作成している	設備台帳は作成していない	不明	合計
全体	316	255	658	512	1,741
比率	18.2	14.6	37.8	29.4	

地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高い傾向にある。施行時特例市以下の市区町村では、全ての施設を対象にした設備台帳を作成している団体は20%以下である。

図表 208 設備台帳の作成状況【団体区分別】



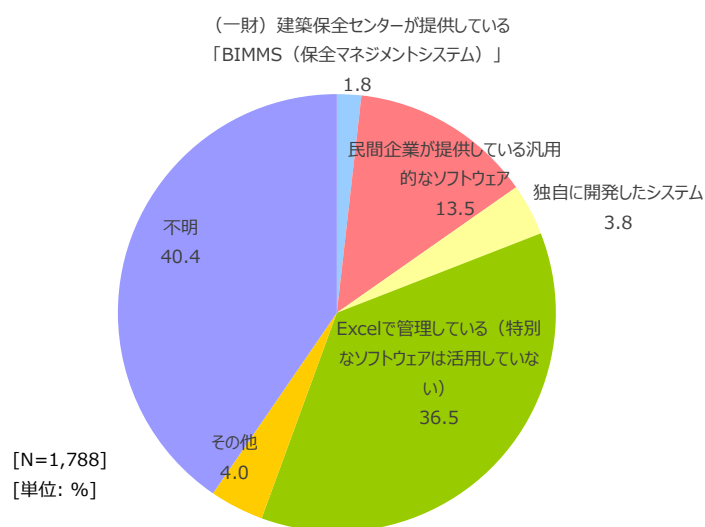
		に全 作して 成たの し設 て備 い台を る帳対 を象	に一 作し部 成たの し設 て備 い台を る帳対 を象	設 備 て台 い帳 なは い作 成し	不 明	合 計
全体	全体	331	265	671	521	1,788
	都道府県	15	10	13	9	47
	政令指定都市	4	9	5	2	20
	中核市	16	15	19	10	60
	施行時特例市	2	12	10	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	27	72	46	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	95	73	207	126	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	86	55	152	149	442
人口1万人未満の市町村	77	64	193	178	512	
比率	全体(N=1,788)	18.5	14.8	37.5	29.1	
	都道府県(N=47)	31.9	21.3	27.7	19.1	
	政令指定都市(N=20)	20.0	45.0	25.0	10.0	
	中核市(N=60)	26.7	25.0	31.7	16.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	48.0	40.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	19.9	14.9	39.8	25.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	19.0	14.6	41.3	25.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	19.5	12.4	34.4	33.7	
人口1万人未満の市町村(N=512)	15.0	12.5	37.7	34.8		

5) 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

<Q1-10(5)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.5%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（13.5%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

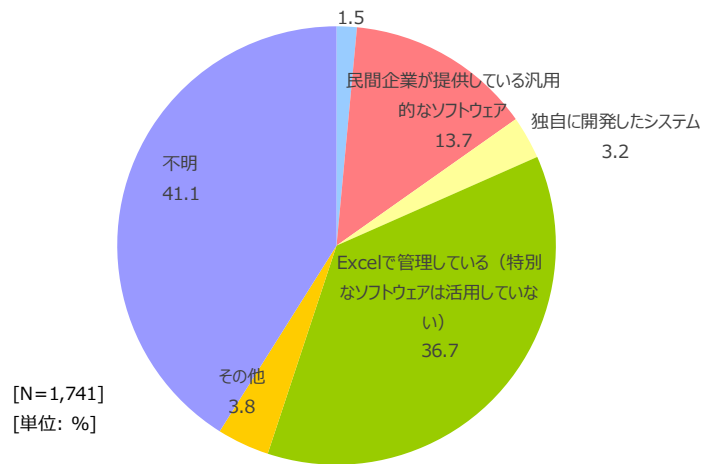
図表 209 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム



図表 210 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

【基礎自治体】

(一財) 建築保全センターが提供している
「BIMMS (保全マネジメントシステム)」

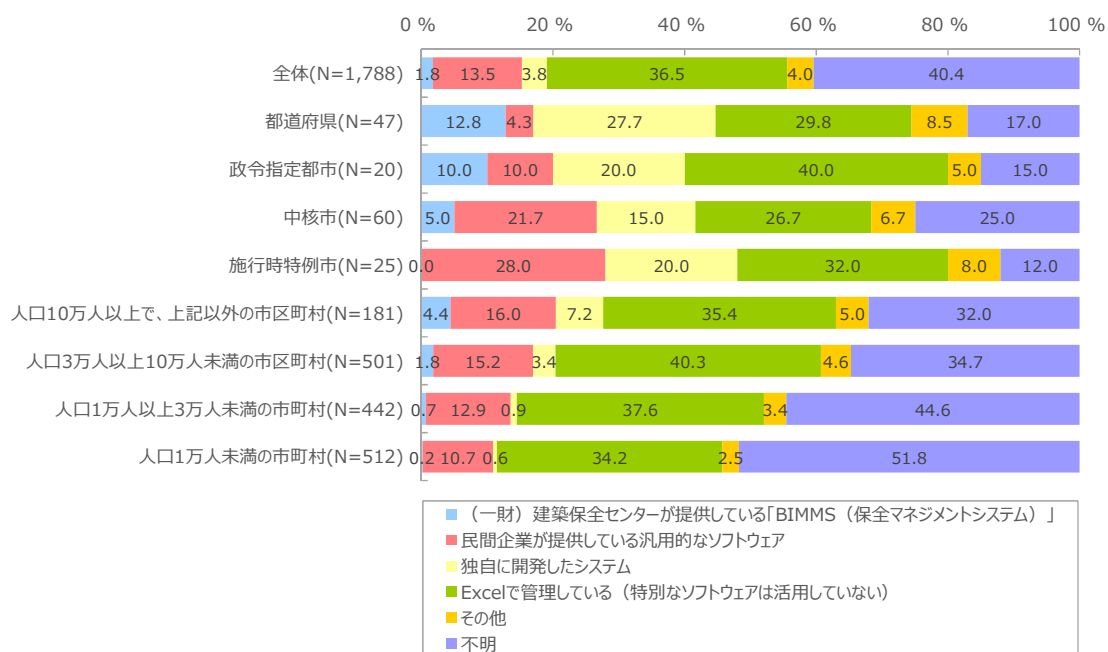


	(一財) 建築保全センターが提供している「BIMMS (保全マネジメントシステム)」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	Excelで管理している (特別なソフトウェアは活用していない)	その他	不明	合計
全体	26	239	55	639	67	715	1,741
比率	1.5	13.7	3.2	36.7	3.8	41.1	

地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 211 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム【団体区分別】



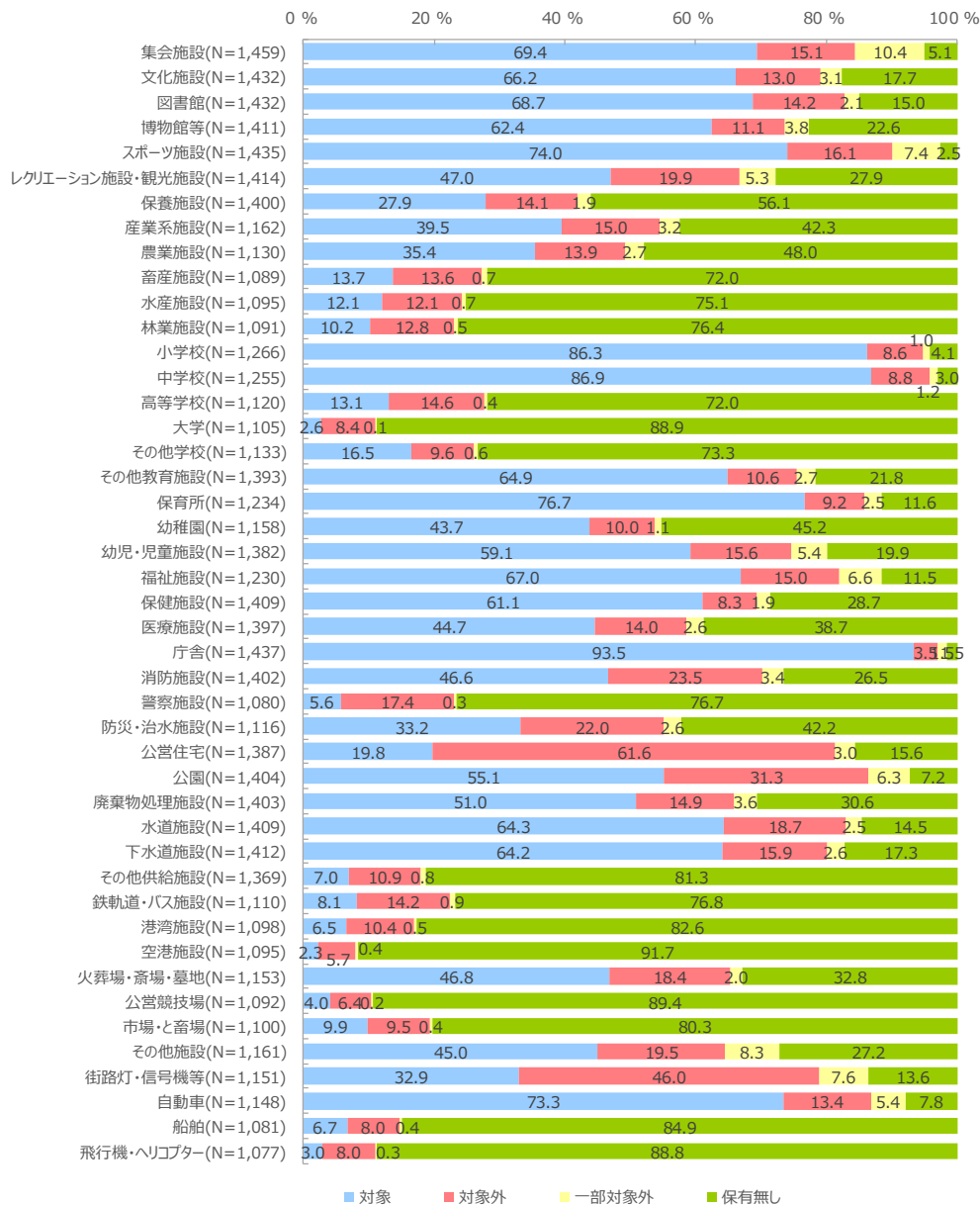
		「(一財)建築保全センターが提供している「BIMMS(保全マネジメントシステム)」」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）	その他	不明	合計
全体	全体	32	241	68	653	71	723	1,788
	都道府県	6	2	13	14	4	8	47
	政令指定都市	2	2	4	8	1	3	20
	中核市	3	13	9	16	4	15	60
	施行時特例市	0	7	5	8	2	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	29	13	64	9	58	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	76	17	202	23	174	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	57	4	166	15	197	442
人口1万人未満の市町村	1	55	3	175	13	265	512	
比率	全体(N=1,788)	1.8	13.5	3.8	36.5	4.0	40.4	
	都道府県(N=47)	12.8	4.3	27.7	29.8	8.5	17.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	20.0	40.0	5.0	15.0	
	中核市(N=60)	5.0	21.7	15.0	26.7	6.7	25.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	28.0	20.0	32.0	8.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	4.4	16.0	7.2	35.4	5.0	32.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.8	15.2	3.4	40.3	4.6	34.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.7	12.9	0.9	37.6	3.4	44.6	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	10.7	0.6	34.2	2.5	51.8		

(11) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-11>

1) 事務事業編の対象施設の有無 <Q1-11(1)>

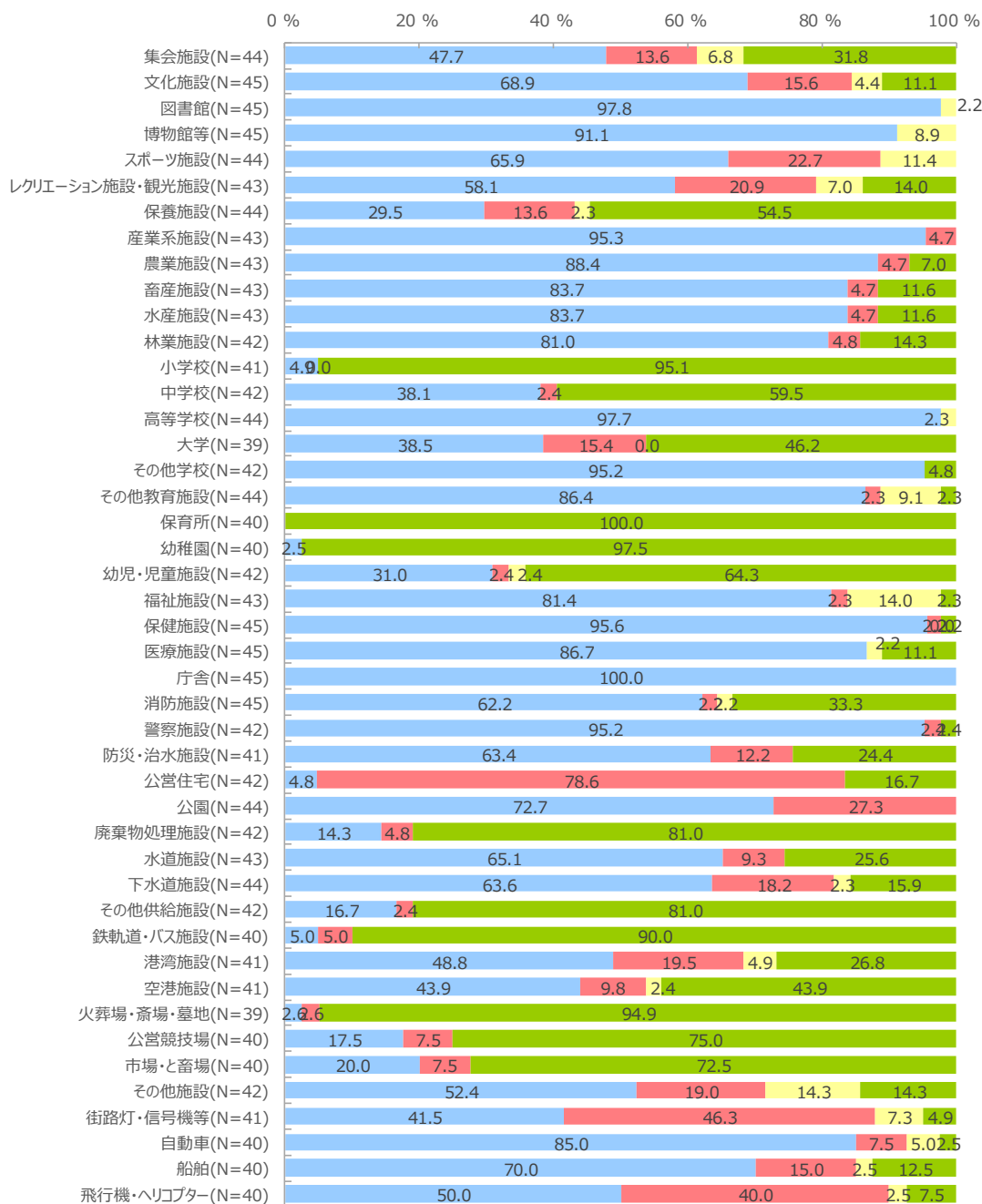
都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が
多い施設・設備種別は、「庁舎等」（93.5%）、「中学校」（86.9%）、「小学校」（86.3%）
（86.3%）である。対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅
（居住部除く。）」（61.6%）、「街路灯・信号機等」（46.0%）、「公園」（31.3%）で
ある。

図表 212 事務事業編の対象施設の有無



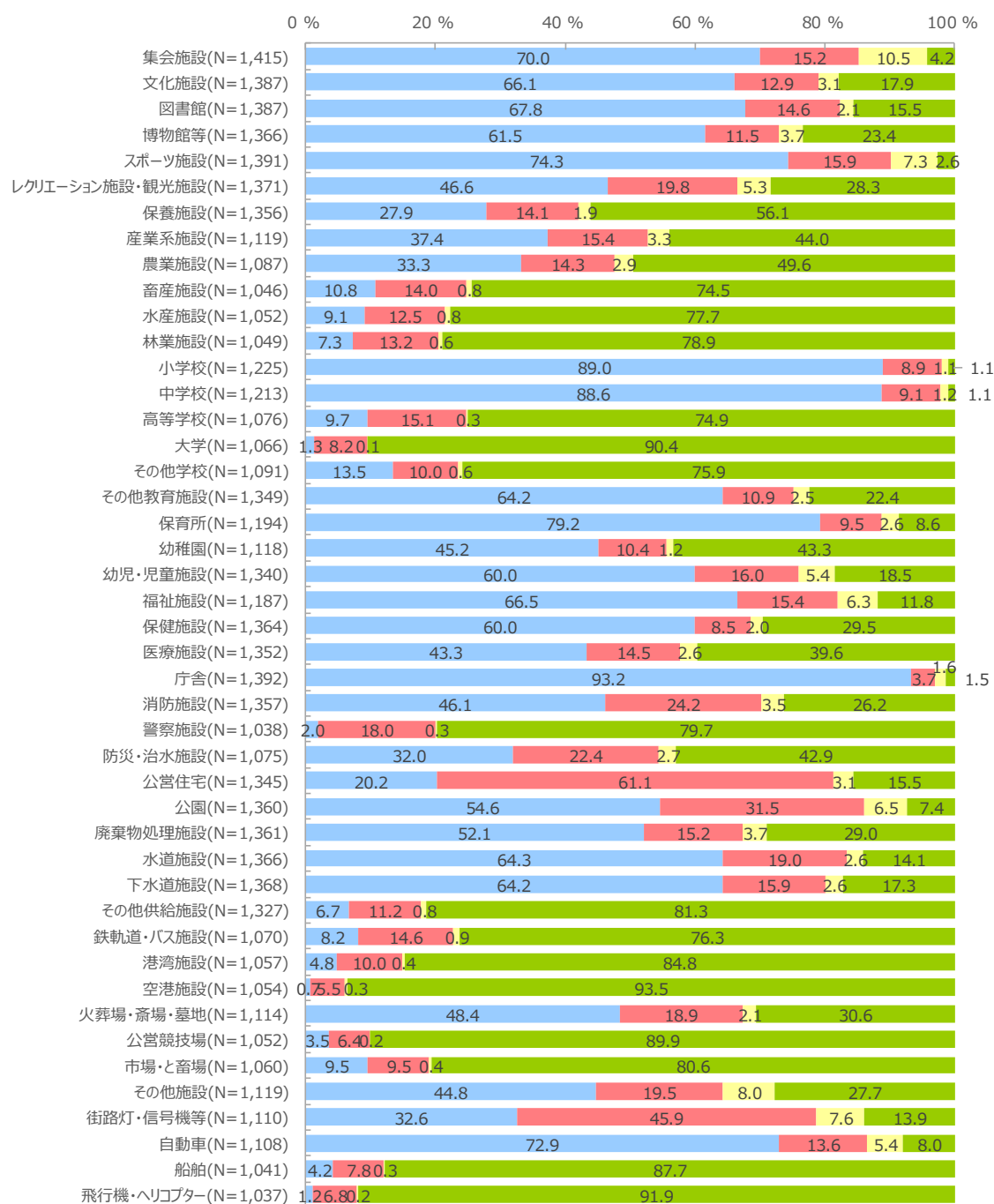
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	1,012	221	152	74	1,459	69.4	15.1	10.4	5.1
	文化施設	948	186	45	253	1,432	66.2	13.0	3.1	17.7
	図書館	984	203	30	215	1,432	68.7	14.2	2.1	15.0
	博物館等	881	157	54	319	1,411	62.4	11.1	3.8	22.6
	スポーツ施設	1,062	231	106	36	1,435	74.0	16.1	7.4	2.5
	レクリエーション施設・観光施設	664	281	75	394	1,414	47.0	19.9	5.3	27.9
	保養施設	391	197	27	785	1,400	27.9	14.1	1.9	56.1
	産業系施設	459	174	37	492	1,162	39.5	15.0	3.2	42.3
	農業施設	400	157	31	542	1,130	35.4	13.9	2.7	48.0
	畜産施設	149	148	8	784	1,089	13.7	13.6	0.7	72.0
	水産施設	132	133	8	822	1,095	12.1	12.1	0.7	75.1
	林業施設	111	140	6	834	1,091	10.2	12.8	0.5	76.4
	小学校	1,092	109	13	52	1,266	86.3	8.6	1.0	4.1
	中学校	1,091	111	15	38	1,255	86.9	8.8	1.2	3.0
	高等学校	147	163	4	806	1,120	13.1	14.6	0.4	72.0
	大学	29	93	1	982	1,105	2.6	8.4	0.1	88.9
	その他学校	187	109	7	830	1,133	16.5	9.6	0.6	73.3
	その他教育施設	904	148	38	303	1,393	64.9	10.6	2.7	21.8
	保育所	946	114	31	143	1,234	76.7	9.2	2.5	11.6
	幼稚園	506	116	13	523	1,158	43.7	10.0	1.1	45.2
	幼児・児童施設	817	216	74	275	1,382	59.1	15.6	5.4	19.9
	福祉施設	824	184	81	141	1,230	67.0	15.0	6.6	11.5
	保健施設	861	117	27	404	1,409	61.1	8.3	1.9	28.7
	医療施設	624	196	36	541	1,397	44.7	14.0	2.6	38.7
	庁舎	1,343	51	22	21	1,437	93.5	3.5	1.5	1.5
	消防施設	654	329	48	371	1,402	46.6	23.5	3.4	26.5
	警察施設	61	188	3	828	1,080	5.6	17.4	0.3	76.7
	防災・治水施設	370	246	29	471	1,116	33.2	22.0	2.6	42.2
	公営住宅	274	855	42	216	1,387	19.8	61.6	3.0	15.6
	公園	774	440	89	101	1,404	55.1	31.3	6.3	7.2
	廃棄物処理施設	715	209	50	429	1,403	51.0	14.9	3.6	30.6
	水道施設	906	264	35	204	1,409	64.3	18.7	2.5	14.5
	下水道施設	906	225	37	244	1,412	64.2	15.9	2.6	17.3
	その他供給施設	96	149	11	1,113	1,369	7.0	10.9	0.8	81.3
	鉄軌道・バス施設	90	158	10	852	1,110	8.1	14.2	0.9	76.8
	港湾施設	71	114	6	907	1,098	6.5	10.4	0.5	82.6
	空港施設	25	62	4	1,004	1,095	2.3	5.7	0.4	91.7
	火葬場・斎場・墓地	540	212	23	378	1,153	46.8	18.4	2.0	32.8
	公営競技場	44	70	2	976	1,092	4.0	6.4	0.2	89.4
	市場・と畜場	109	104	4	883	1,100	9.9	9.5	0.4	80.3
	その他施設	523	226	96	316	1,161	45.0	19.5	8.3	27.2
	街路灯・信号機等	379	529	87	156	1,151	32.9	46.0	7.6	13.6
	自動車	842	154	62	90	1,148	73.3	13.4	5.4	7.8
	船舶	72	87	4	918	1,081	6.7	8.0	0.4	84.9
	飛行機・ヘリコプター	32	86	3	956	1,077	3.0	8.0	0.3	88.8

図表 213 事務事業編の対象施設の有無【都道府県】



		全体					比率 (%)			
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	21	6	3	14	44	47.7	13.6	6.8	31.8
	文化施設	31	7	2	5	45	68.9	15.6	4.4	11.1
	図書館	44	0	1	0	45	97.8	0.0	2.2	0.0
	博物館等	41	0	4	0	45	91.1	0.0	8.9	0.0
	スポーツ施設	29	10	5	0	44	65.9	22.7	11.4	0.0
	レクリエーション施設・観光施設	25	9	3	6	43	58.1	20.9	7.0	14.0
	保養施設	13	6	1	24	44	29.5	13.6	2.3	54.5
	産業系施設	41	2	0	0	43	95.3	4.7	0.0	0.0
	農業施設	38	2	0	3	43	88.4	4.7	0.0	7.0
	畜産施設	36	2	0	5	43	83.7	4.7	0.0	11.6
	水産施設	36	2	0	5	43	83.7	4.7	0.0	11.6
	林業施設	34	2	0	6	42	81.0	4.8	0.0	14.3
	小学校	2	0	0	39	41	4.9	0.0	0.0	95.1
	中学校	16	1	0	25	42	38.1	2.4	0.0	59.5
	高等学校	43	0	1	0	44	97.7	0.0	2.3	0.0
	大学	15	6	0	18	39	38.5	15.4	0.0	46.2
	その他学校	40	0	0	2	42	95.2	0.0	0.0	4.8
	その他教育施設	38	1	4	1	44	86.4	2.3	9.1	2.3
	保育所	0	0	0	40	40	0.0	0.0	0.0	100.0
	幼稚園	1	0	0	39	40	2.5	0.0	0.0	97.5
	幼児・児童施設	13	1	1	27	42	31.0	2.4	2.4	64.3
	福祉施設	35	1	6	1	43	81.4	2.3	14.0	2.3
	保健施設	43	1	0	1	45	95.6	2.2	0.0	2.2
	医療施設	39	0	1	5	45	86.7	0.0	2.2	11.1
	庁舎	45	0	0	0	45	100.0	0.0	0.0	0.0
	消防施設	28	1	1	15	45	62.2	2.2	2.2	33.3
	警察施設	40	1	0	1	42	95.2	2.4	0.0	2.4
	防災・治水施設	26	5	0	10	41	63.4	12.2	0.0	24.4
	公営住宅	2	33	0	7	42	4.8	78.6	0.0	16.7
	公園	32	12	0	0	44	72.7	27.3	0.0	0.0
	廃棄物処理施設	6	2	0	34	42	14.3	4.8	0.0	81.0
	水道施設	28	4	0	11	43	65.1	9.3	0.0	25.6
	下水道施設	28	8	1	7	44	63.6	18.2	2.3	15.9
	その他供給施設	7	1	0	34	42	16.7	2.4	0.0	81.0
	鉄軌道・バス施設	2	2	0	36	40	5.0	5.0	0.0	90.0
	港湾施設	20	8	2	11	41	48.8	19.5	4.9	26.8
	空港施設	18	4	1	18	41	43.9	9.8	2.4	43.9
	火葬場・斎場・墓地	1	1	0	37	39	2.6	2.6	0.0	94.9
	公営競技場	7	3	0	30	40	17.5	7.5	0.0	75.0
	市場・と畜場	8	3	0	29	40	20.0	7.5	0.0	72.5
	その他施設	22	8	6	6	42	52.4	19.0	14.3	14.3
	街路灯・信号機等	17	19	3	2	41	41.5	46.3	7.3	4.9
	自動車	34	3	2	1	40	85.0	7.5	5.0	2.5
	船舶	28	6	1	5	40	70.0	15.0	2.5	12.5
	飛行機・ヘリコプター	20	16	1	3	40	50.0	40.0	2.5	7.5

図表 214 事務事業編の対象施設の有無【基礎自治体】

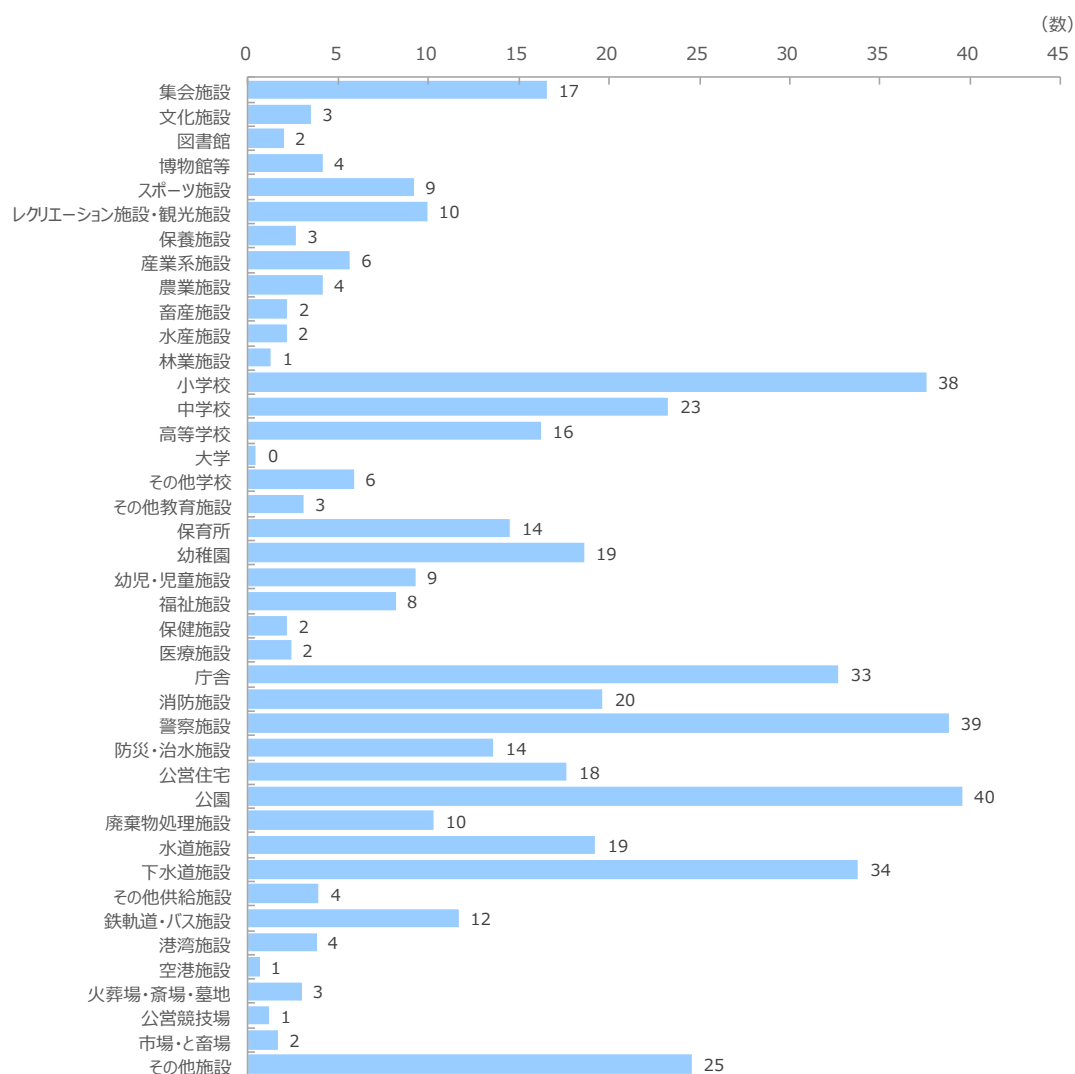


		全体				比率 (%)				
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	991	215	149	60	1,415	70.0	15.2	10.5	4.2
	文化施設	917	179	43	248	1,387	66.1	12.9	3.1	17.9
	図書館	940	203	29	215	1,387	67.8	14.6	2.1	15.5
	博物館等	840	157	50	319	1,366	61.5	11.5	3.7	23.4
	スポーツ施	1,033	221	101	36	1,391	74.3	15.9	7.3	2.6
	レクリエーシ	639	272	72	388	1,371	46.6	19.8	5.3	28.3
	保養施設	378	191	26	761	1,356	27.9	14.1	1.9	56.1
	産業系施設	418	172	37	492	1,119	37.4	15.4	3.3	44.0
	農業施設	362	155	31	539	1,087	33.3	14.3	2.9	49.6
	畜産施設	113	146	8	779	1,046	10.8	14.0	0.8	74.5
	水産施設	96	131	8	817	1,052	9.1	12.5	0.8	77.7
	林業施設	77	138	6	828	1,049	7.3	13.2	0.6	78.9
	小学校	1,090	109	13	13	1,225	89.0	8.9	1.1	1.1
	中学校	1,075	110	15	13	1,213	88.6	9.1	1.2	1.1
	高等学校	104	163	3	806	1,076	9.7	15.1	0.3	74.9
	大学	14	87	1	964	1,066	1.3	8.2	0.1	90.4
	その他学	147	109	7	828	1,091	13.5	10.0	0.6	75.9
	その他教育	866	147	34	302	1,349	64.2	10.9	2.5	22.4
	保育所	946	114	31	103	1,194	79.2	9.5	2.6	8.6
	幼稚園	505	116	13	484	1,118	45.2	10.4	1.2	43.3
	幼児・児童	804	215	73	248	1,340	60.0	16.0	5.4	18.5
	福祉施設	789	183	75	140	1,187	66.5	15.4	6.3	11.8
	保健施設	818	116	27	403	1,364	60.0	8.5	2.0	29.5
	医療施設	585	196	35	536	1,352	43.3	14.5	2.6	39.6
	庁舎	1,298	51	22	21	1,392	93.2	3.7	1.6	1.5
	消防施設	626	328	47	356	1,357	46.1	24.2	3.5	26.2
	警察施設	21	187	3	827	1,038	2.0	18.0	0.3	79.7
	防災・治水	344	241	29	461	1,075	32.0	22.4	2.7	42.9
	公営住宅	272	822	42	209	1,345	20.2	61.1	3.1	15.5
	公園	742	428	89	101	1,360	54.6	31.5	6.5	7.4
	廃棄物処	709	207	50	395	1,361	52.1	15.2	3.7	29.0
	水道施設	878	260	35	193	1,366	64.3	19.0	2.6	14.1
	下水道施	878	217	36	237	1,368	64.2	15.9	2.6	17.3
	その他供給	89	148	11	1,079	1,327	6.7	11.2	0.8	81.3
	鉄動道・ハ	88	156	10	816	1,070	8.2	14.6	0.9	76.3
	港湾施設	51	106	4	896	1,057	4.8	10.0	0.4	84.8
	空港施設	7	58	3	986	1,054	0.7	5.5	0.3	93.5
	火葬場・斎	539	211	23	341	1,114	48.4	18.9	2.1	30.6
	公営競技	37	67	2	946	1,052	3.5	6.4	0.2	89.9
	市場・と畜	101	101	4	854	1,060	9.5	9.5	0.4	80.6
	その他施設	501	218	90	310	1,119	44.8	19.5	8.0	27.7
	街路灯・信	362	510	84	154	1,110	32.6	45.9	7.6	13.9
	自動車	808	151	60	89	1,108	72.9	13.6	5.4	8.0
	船舶	44	81	3	913	1,041	4.2	7.8	0.3	87.7
	飛行機・ヘ	12	70	2	953	1,037	1.2	6.8	0.2	91.9

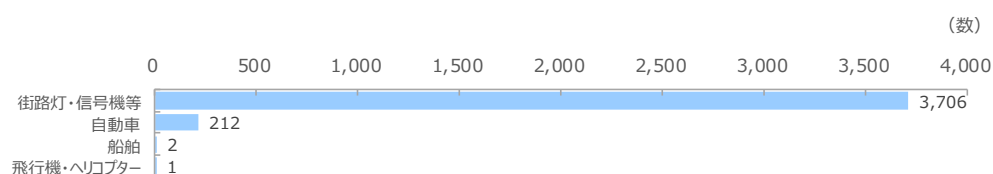
2) 事務事業編の対象施設・設備数 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「公園」（40 施設）が最も多く、「警察施設」（39 施設）、「小学校」（38 施設）と続く。

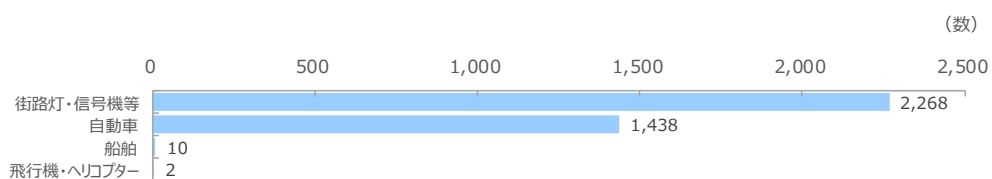
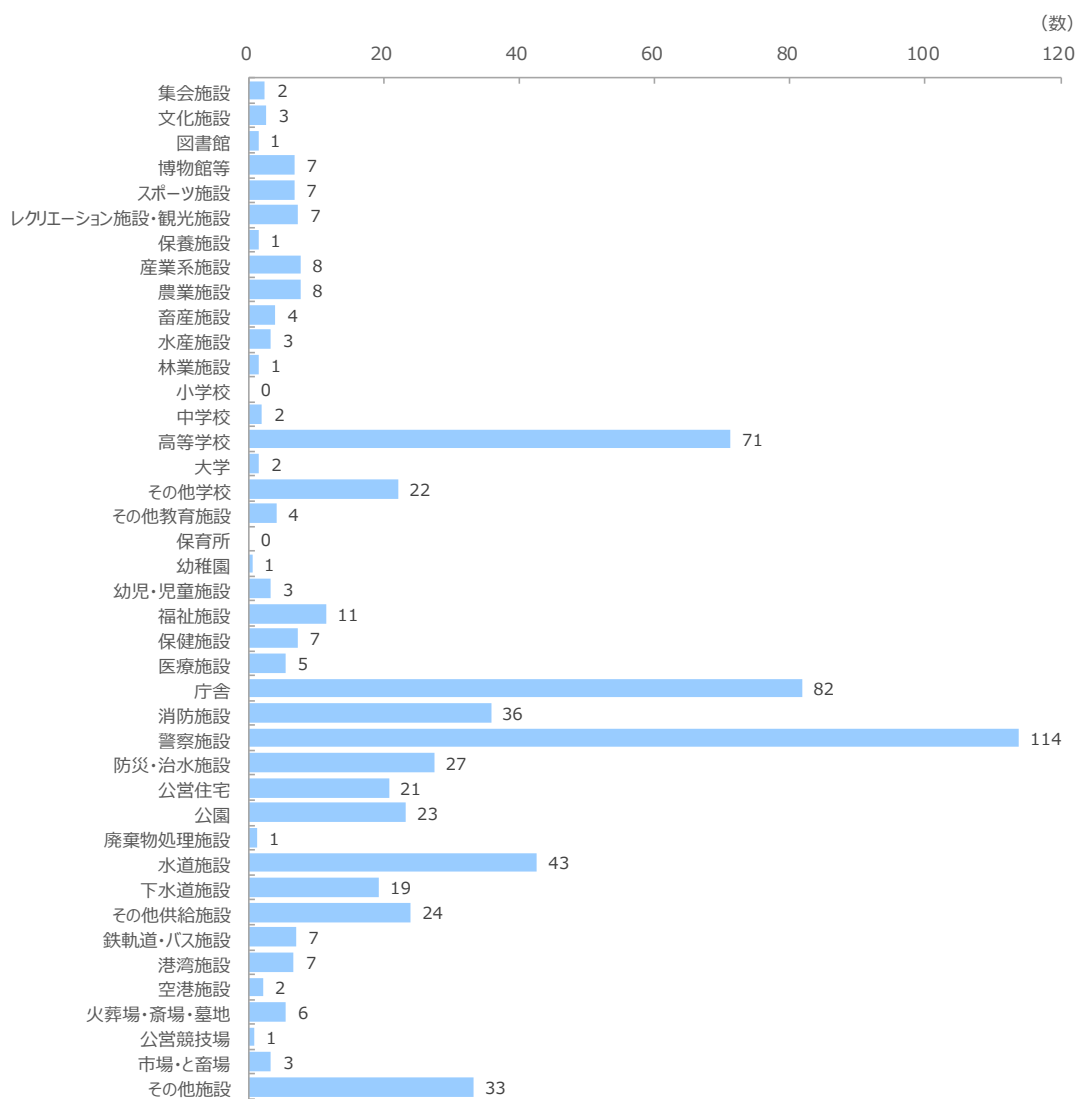
図表 215 事務事業編の対象施設数の平均値



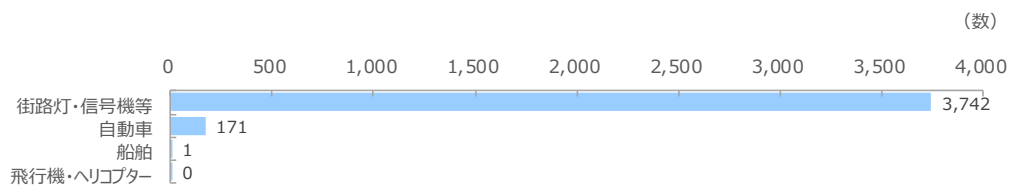
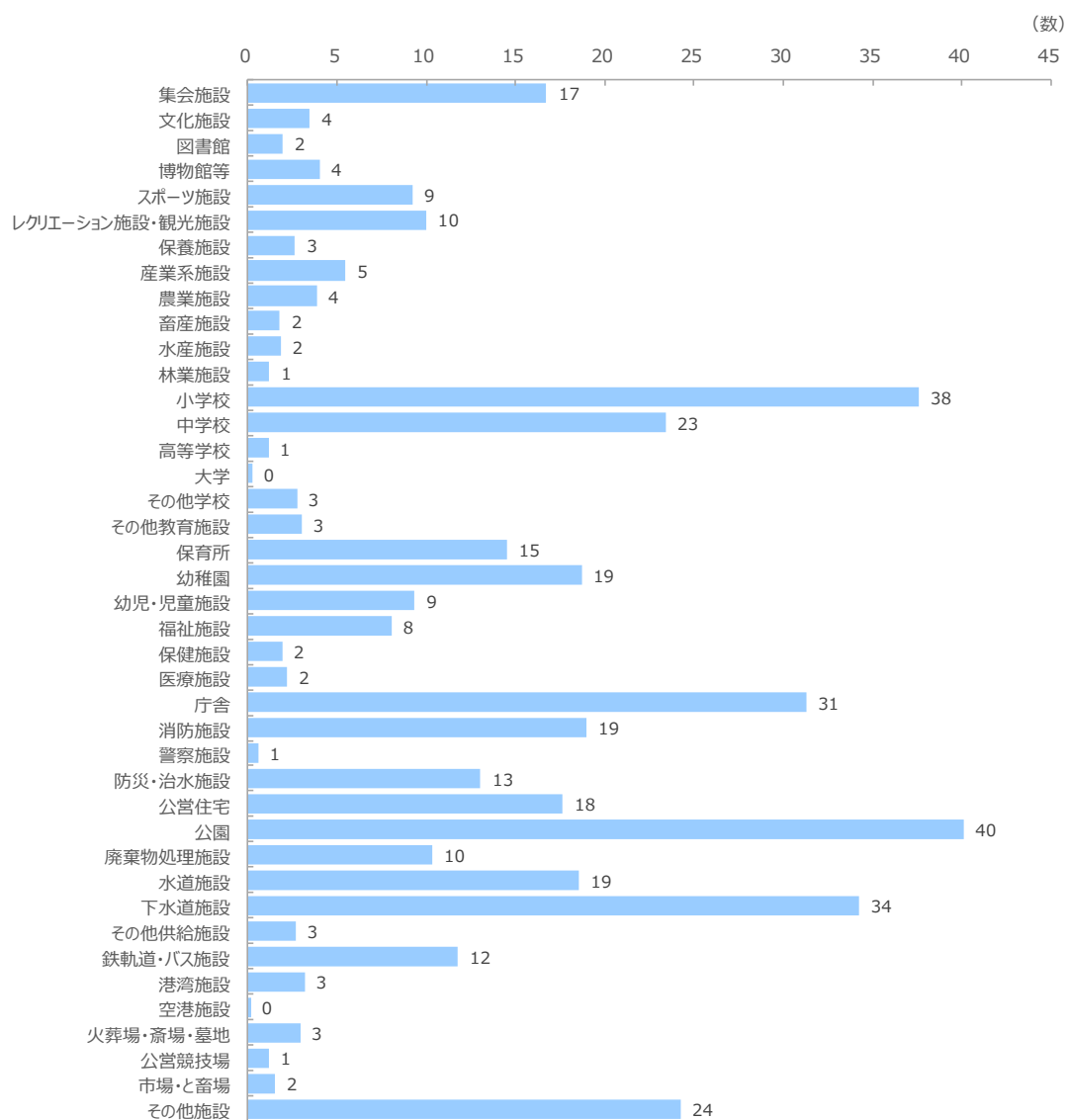
図表 216 事務事業編の対象設備数の平均値



図表 217 事務事業編の対象施設数の平均値【都道府県】



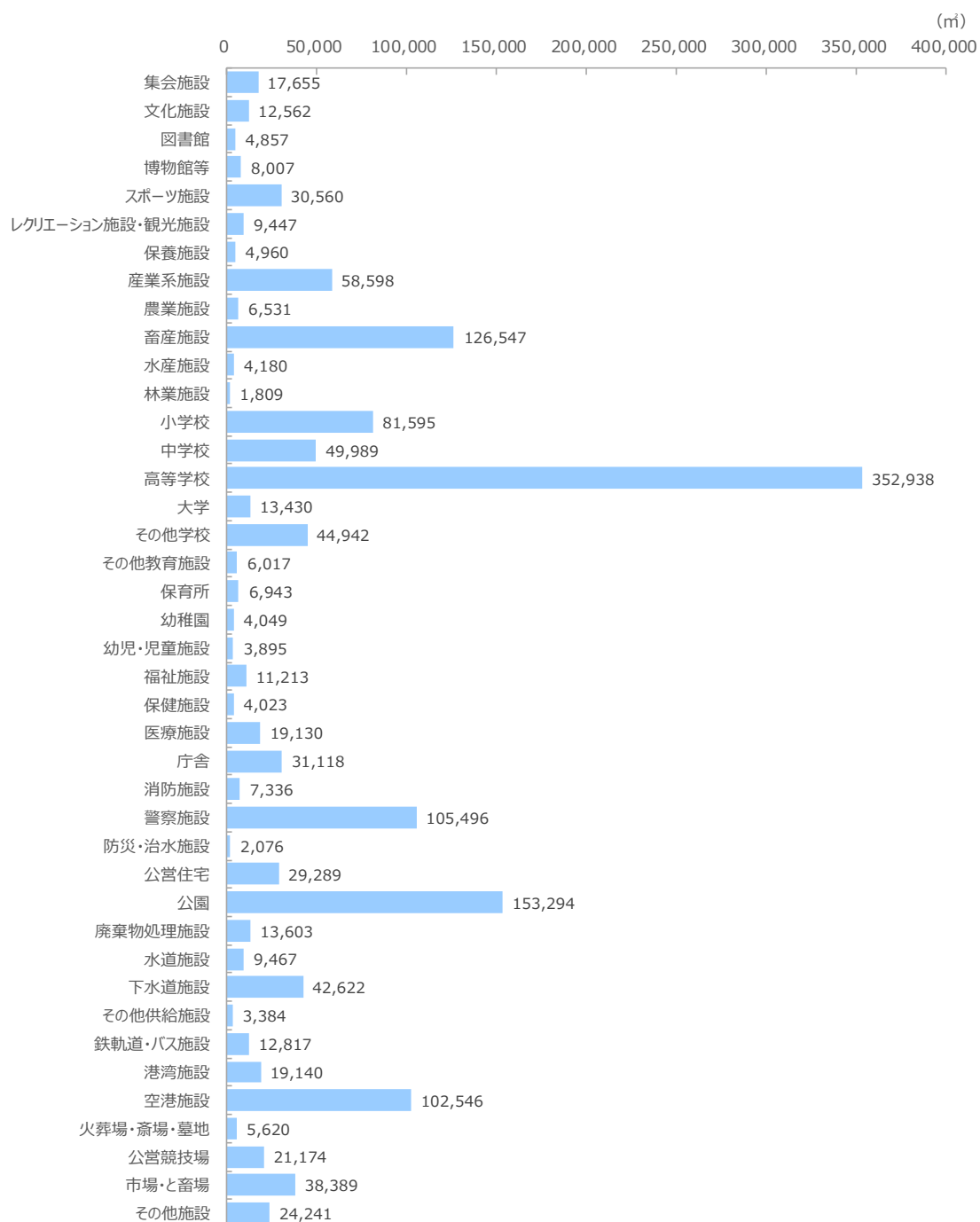
図表 218 事務事業編の対象施設数の平均値【基礎自治体】



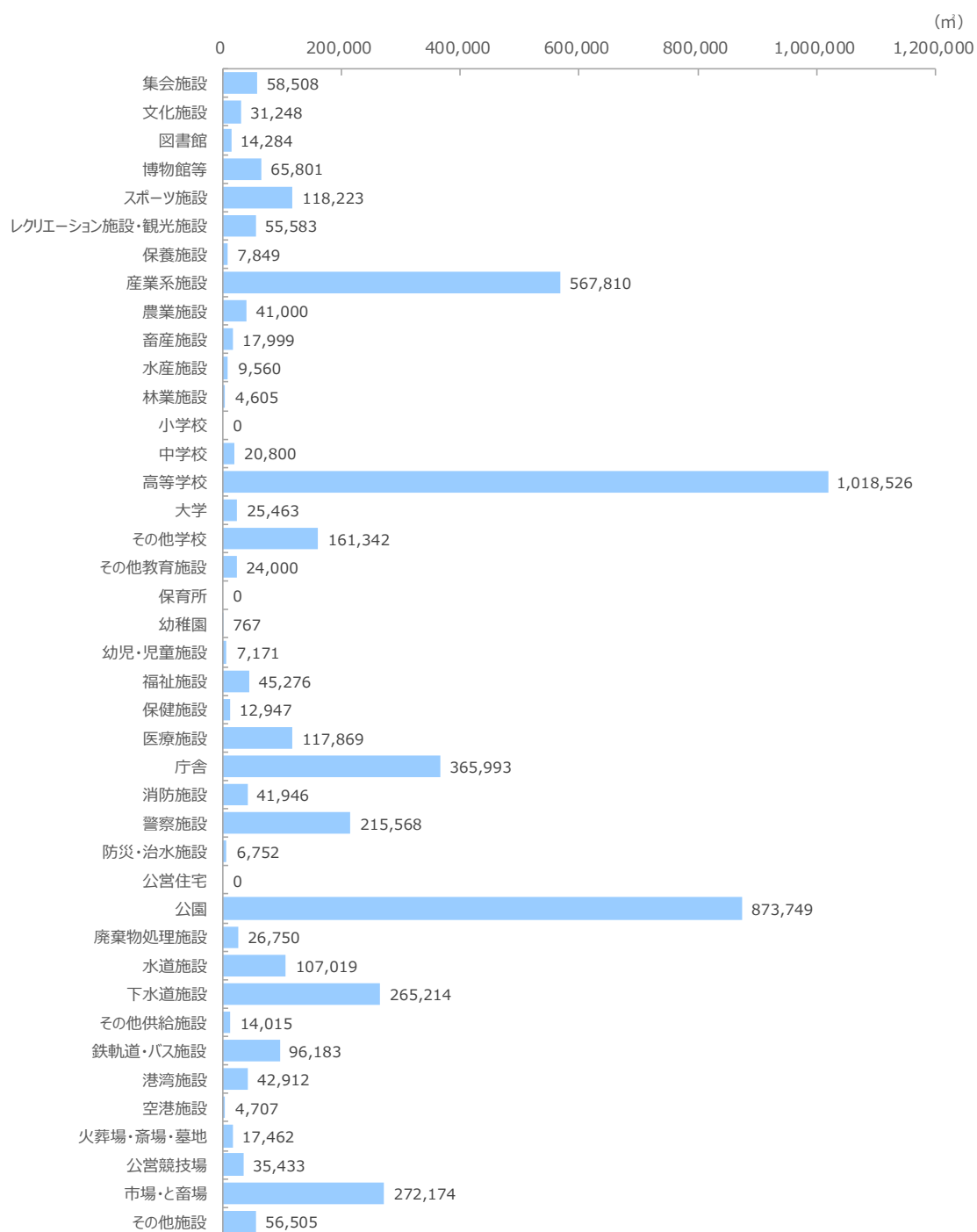
3) 施設種別毎の「延床面積」 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「高等学校」（352,938 m²）が最も大きく、「公園」（153,294 m²）、「畜産施設」（126,547 m²）と続く。

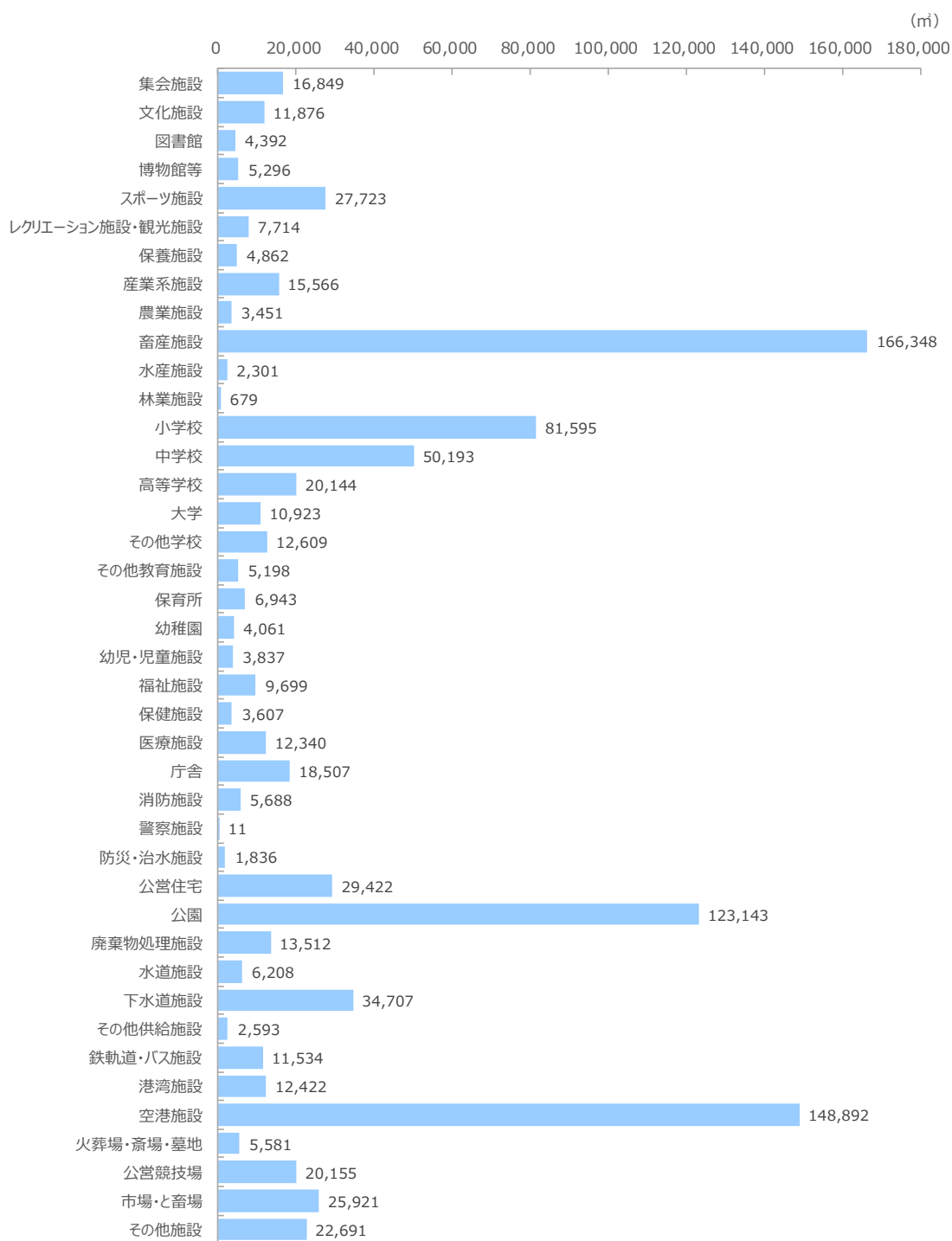
図表 219 施設類型毎の「延床面積」の平均値



図表 220 施設類型毎の「延床面積」の平均値【都道府県】



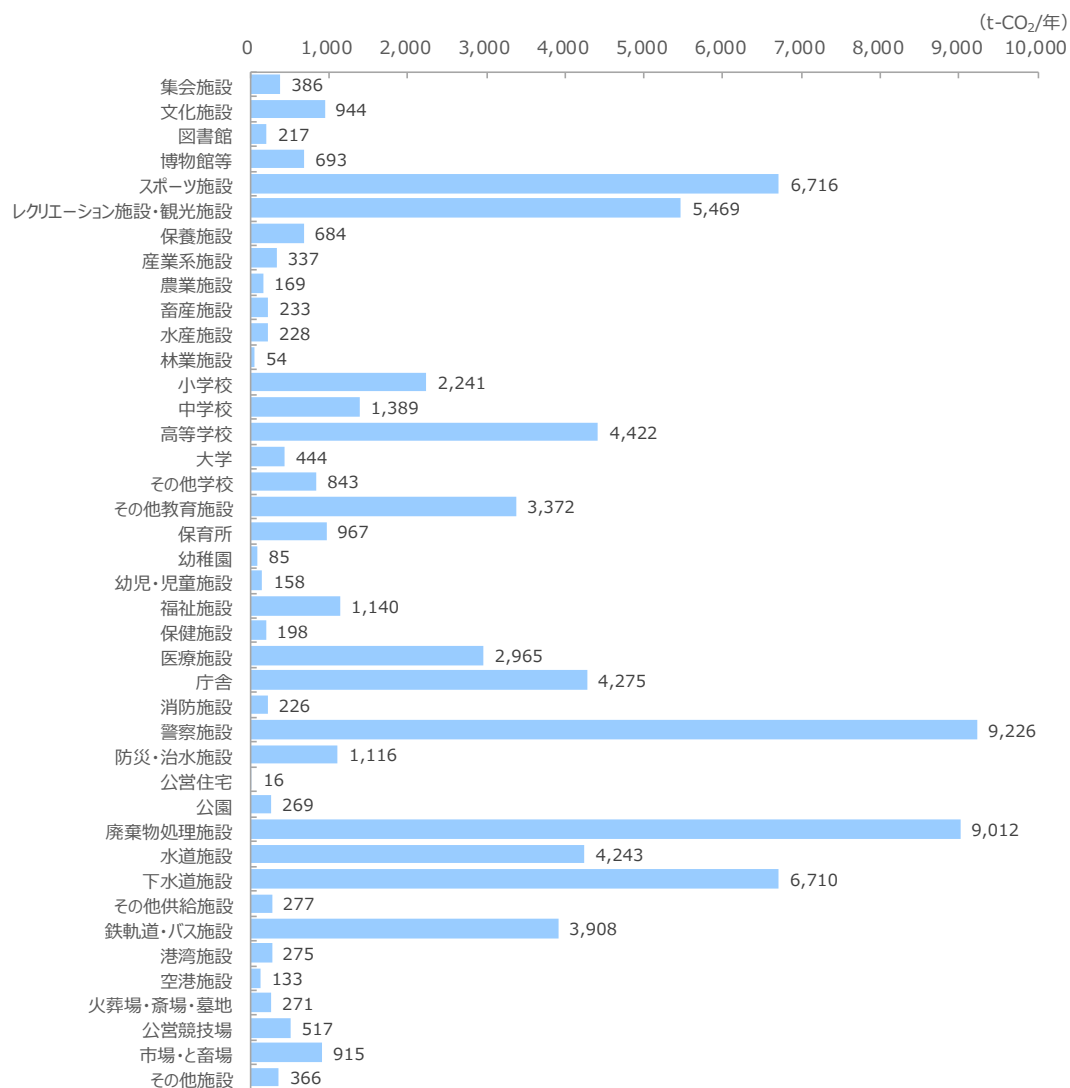
図表 221 施設類型毎の「延床面積」の平均値【基礎自治体】



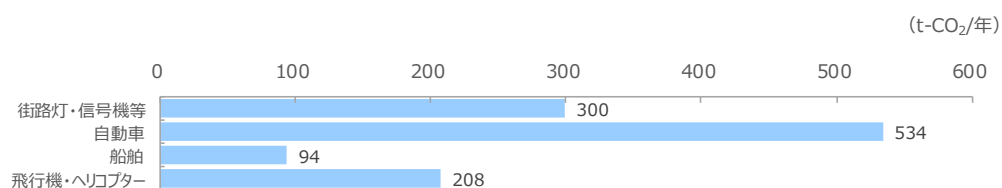
4) 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「警察施設」(9,226t)が最も多く、「廃棄物処理施設」(9,012t)、「スポーツ施設」(6,716t)と続く。

図表 222 施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



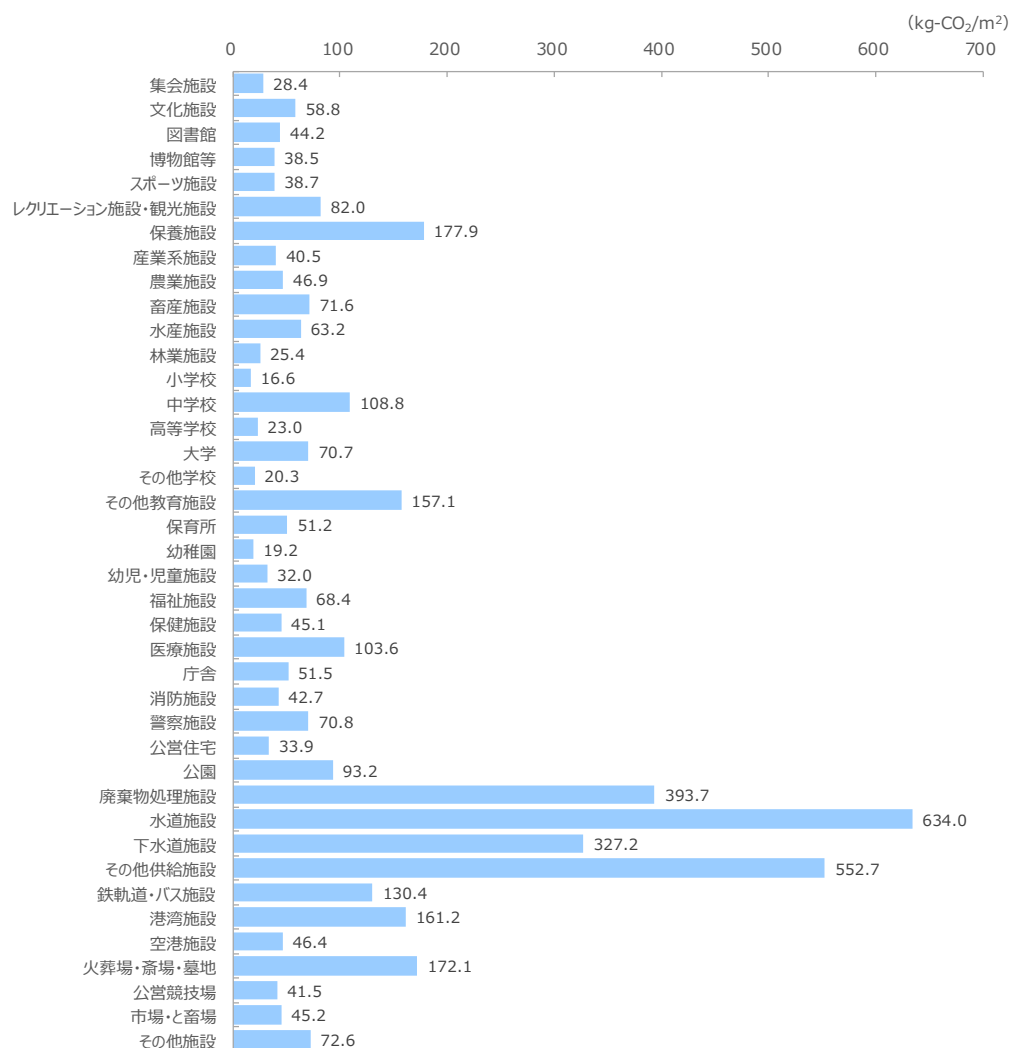
図表 223 設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



5) 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」 <Q1-11(1)>

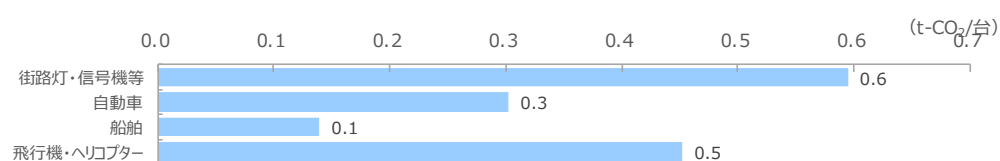
都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「水道施設」（634kg/m²）が最も多く、「その他供給施設」（552.7kg/m²）、「廃棄物処理施設」（393.7 kg/m²）と続く。

図表 224 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



※防災・治水施設は、延床面積の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

図表 225 設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

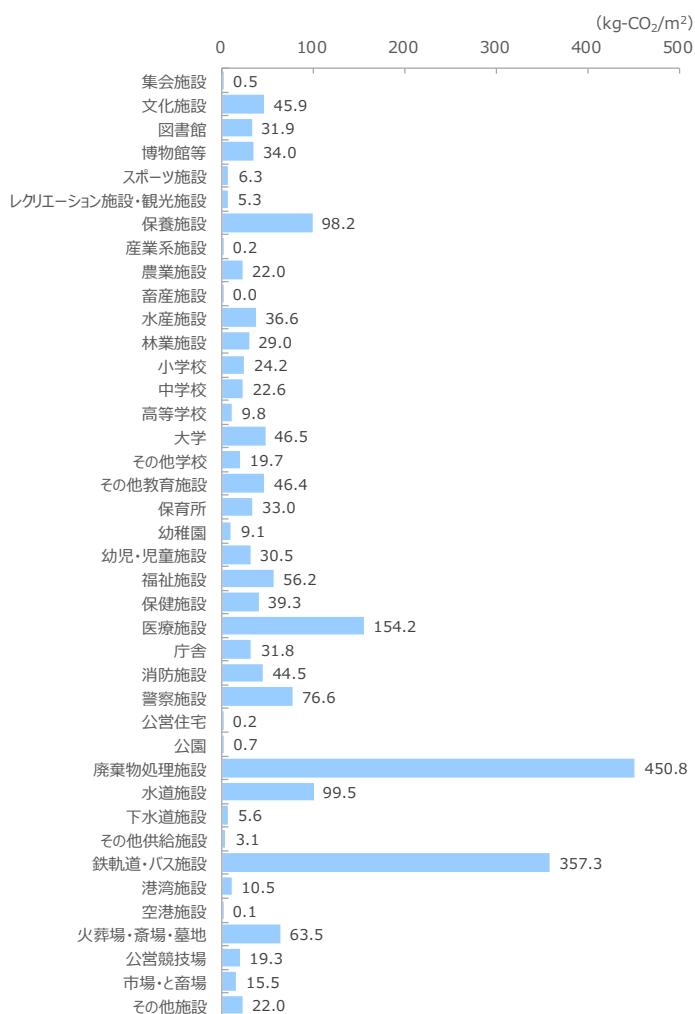
そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、延床面積を説明変数、排出量を被説明変数として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[kg-CO₂/m²])は、「一般廃棄物処理施設」(450.8)が最も大きく、「鉄軌道・バス施設」(357.3)、「医療施設」(154.2)が続く結果となった。ただし、決定係数が低い施設類型が含まれる点に注意が必要である。決定係数が低くなった要因としては、さまざまなタイプの施設が含まれていたり、機械・設備の占めるウェイトが大きいなど、必ずしも延床面積のみでは説明しづらいためと考えられる。

図表 226 回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
集会施設	0.5435	0.009
文化施設	45.8879	0.708
図書館	31.8724	0.619
博物館等	33.9848	0.523
スポーツ施設	6.3098	0.112
レクリエーション施設・観光施設	5.3404	0.111
保養施設	98.2184	0.388
産業系施設	0.2406	0.095
農業施設	22.0421	0.690
畜産施設	0.0186	0.003
水産施設	36.5923	0.690
林業施設	29.0099	0.816
小学校	24.2350	0.778
中学校	22.6319	0.666
高等学校	9.7696	0.696
大学	46.5306	0.744
その他学校	19.6810	0.953
その他教育施設	46.3690	0.395
保育所	32.9829	0.541
幼稚園	9.0661	0.267
幼児・児童施設	30.5381	0.772
福祉施設	56.1757	0.598
保健施設	39.3360	0.620
医療施設	154.1995	0.928
庁舎	31.7555	0.939
消防施設	44.4665	0.619
警察施設	76.5919	0.780
公営住宅	0.1519	0.008
公園	0.6975	0.584
廃棄物処理施設	450.8269	0.308
水道施設	99.5320	0.201
下水道施設	5.6127	0.023
その他供給施設	3.0898	0.036
鉄軌道・バス施設	357.3433	0.976
港湾施設	10.5284	0.875
空港施設	0.0992	0.080
火葬場・斎場・墓地	63.5203	0.385
公営競技場	19.3192	0.385
市場・と畜場	15.4547	0.488
その他施設	21.9519	0.602

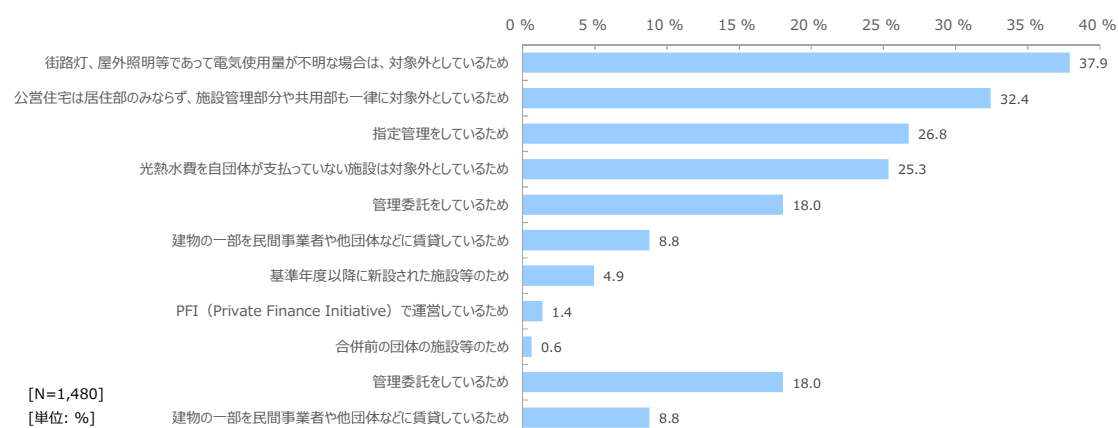
図表 227 回帰係数推定結果
(延床面積あたり排出量)【施設のみ】



6) 対象としていない主な理由 <Q1-11(2)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」（37.9%）が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」（32.4%）、「指定管理をしているため。」（26.8%）、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」（25.3%）と続く。

図表 228 対象としていない主な理由



	管理委託をしているため	指定管理をしているため	PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	基準年度以降に新設された施設等のため	合併前の団体の施設等のため	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	その他	不明	合計
全体	267	396	20	561	375	480	73	9	130	225	344	1,480
比率 (%)	18.0	26.8	1.4	37.9	25.3	32.4	4.9	0.6	8.8	15.2	23.2	

(12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況 <Q1-12>

1) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況 <Q1-12(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・人口3万人以上の市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね90%以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、バイオマス熱利用、太陽熱利用、廃棄物熱利用、風力発電を導入している割合が高い。

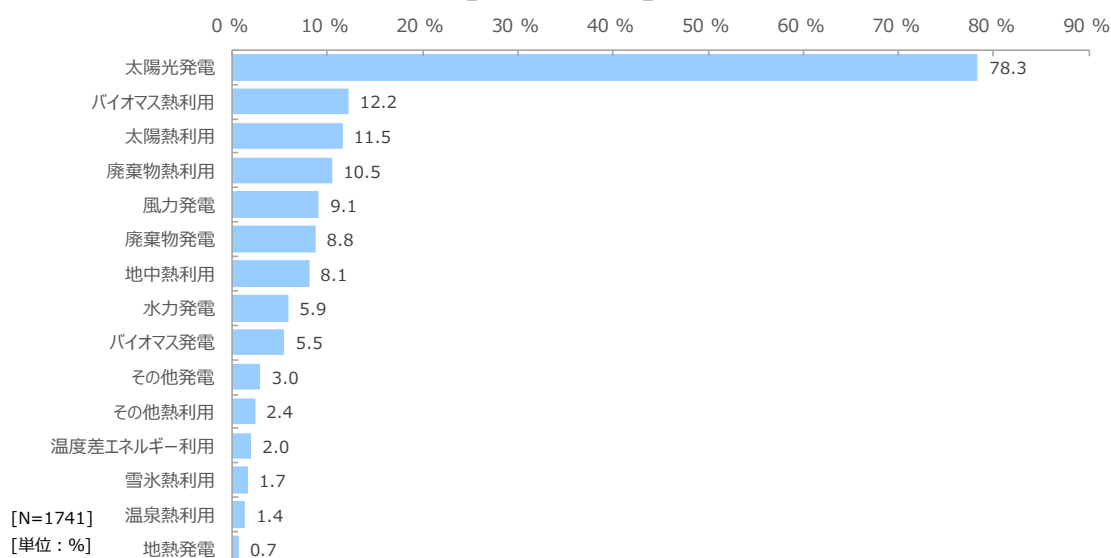
図表 229 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	
全体(N=1,788)	78.7	10.0	7.0	0.7	6.0	8.7	3.0	11.9	8.4	1.8	12.8	10.3	1.3	2.4	2.7	
都道府県(N=47)	95.7	42.6	48.9	2.1	25.5	6.4	4.3	25.5	21.3	6.4	34.0	4.3	0.0	17.0	14.9	
政令指定都市(N=20)	100.0	65.0	60.0	0.0	45.0	95.0	10.0	80.0	45.0	5.0	50.0	55.0	0.0	10.0	20.0	
中核市(N=60)	100.0	36.7	31.7	1.7	28.3	73.3	16.7	48.3	21.7	8.3	25.0	53.3	0.0	13.3	8.3	
施行時特例市(N=25)	100.0	28.0	28.0	0.0	20.0	56.0	12.0	28.0	8.0	4.0	12.0	52.0	4.0	4.0	12.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	100.0	23.2	8.8	0.0	10.5	27.1	6.6	29.3	12.7	1.1	12.7	30.9	1.7	4.4	3.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	90.4	10.2	5.4	0.4	5.4	4.8	3.2	9.6	9.6	0.6	13.4	9.8	1.4	1.4	2.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	76.9	2.7	2.9	1.1	2.0	0.5	0.7	5.7	5.7	1.8	8.8	3.4	0.7	0.7	0.5	
人口1万人未満の市町村(N=512)	55.5	2.3	1.8	0.8	2.0	0.2	1.2	4.5	4.1	1.8	10.7	1.2	2.0	1.2	1.6	

回答数	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	全体	
全体	1,408	179	126	13	108	156	54	213	151	32	228	184	24	43	49	1,788	
都道府県	45	20	23	1	12	3	2	12	10	3	16	2	0	8	7	47	
政令指定都市	20	13	12	0	9	19	2	16	9	1	10	11	0	2	4	20	
中核市	60	22	19	1	17	44	10	29	13	5	15	32	0	8	5	60	
施行時特例市	25	7	7	0	5	14	3	7	2	1	3	13	1	1	3	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	42	16	0	19	49	12	53	23	2	23	56	3	8	7	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	453	51	27	2	27	24	16	48	48	3	67	49	7	7	13	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	340	12	13	5	9	2	3	25	25	8	39	15	3	3	2	442	
人口1万人未満の市町村	284	12	9	4	10	1	6	23	21	9	55	6	10	6	8	512	
比率 (%)	全体(N=1,788)	78.7	10.0	7.0	0.7	6.0	8.7	3.0	11.9	8.4	1.8	12.8	10.3	1.3	2.4	2.7	100.0
	都道府県(N=47)	95.7	42.6	48.9	2.1	25.5	6.4	4.3	25.5	21.3	6.4	34.0	4.3	0.0	17.0	14.9	100.0
	政令指定都市(N=20)	100.0	65.0	60.0	0.0	45.0	95.0	10.0	80.0	45.0	5.0	50.0	55.0	0.0	10.0	20.0	100.0
	中核市(N=60)	100.0	36.7	31.7	1.7	28.3	73.3	16.7	48.3	21.7	8.3	25.0	53.3	0.0	13.3	8.3	100.0
	施行時特例市(N=25)	100.0	28.0	28.0	0.0	20.0	56.0	12.0	28.0	8.0	4.0	12.0	52.0	4.0	4.0	12.0	100.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	100.0	23.2	8.8	0.0	10.5	27.1	6.6	29.3	12.7	1.1	12.7	30.9	1.7	4.4	3.9	100.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	90.4	10.2	5.4	0.4	5.4	4.8	3.2	9.6	9.6	0.6	13.4	9.8	1.4	1.4	2.6	100.0
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	76.9	2.7	2.9	1.1	2.0	0.5	0.7	5.7	5.7	1.8	8.8	3.4	0.7	0.7	0.5	100.0
	人口1万人未満の市町村(N=512)	55.5	2.3	1.8	0.8	2.0	0.2	1.2	4.5	4.1	1.8	10.7	1.2	2.0	1.2	1.6	100.0

基礎自治体における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、「太陽光発電」を導入している団体割合は78.3%と一番多く、「バイオマス熱利用」(12.2%)、「太陽熱利用」(11.5%)、「廃棄物熱利用」(10.5%)と続く。

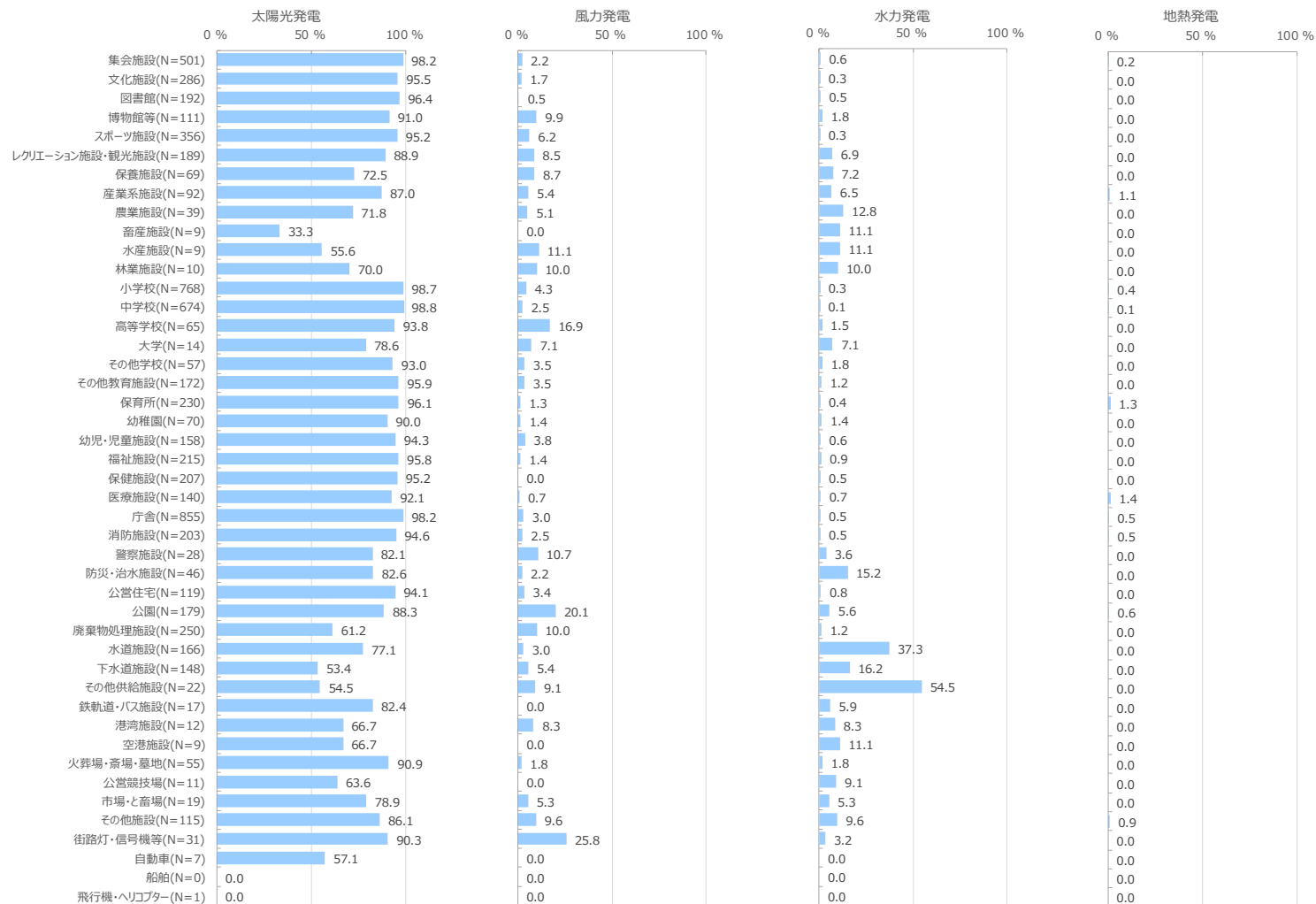
図表 230 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【基礎自治体】



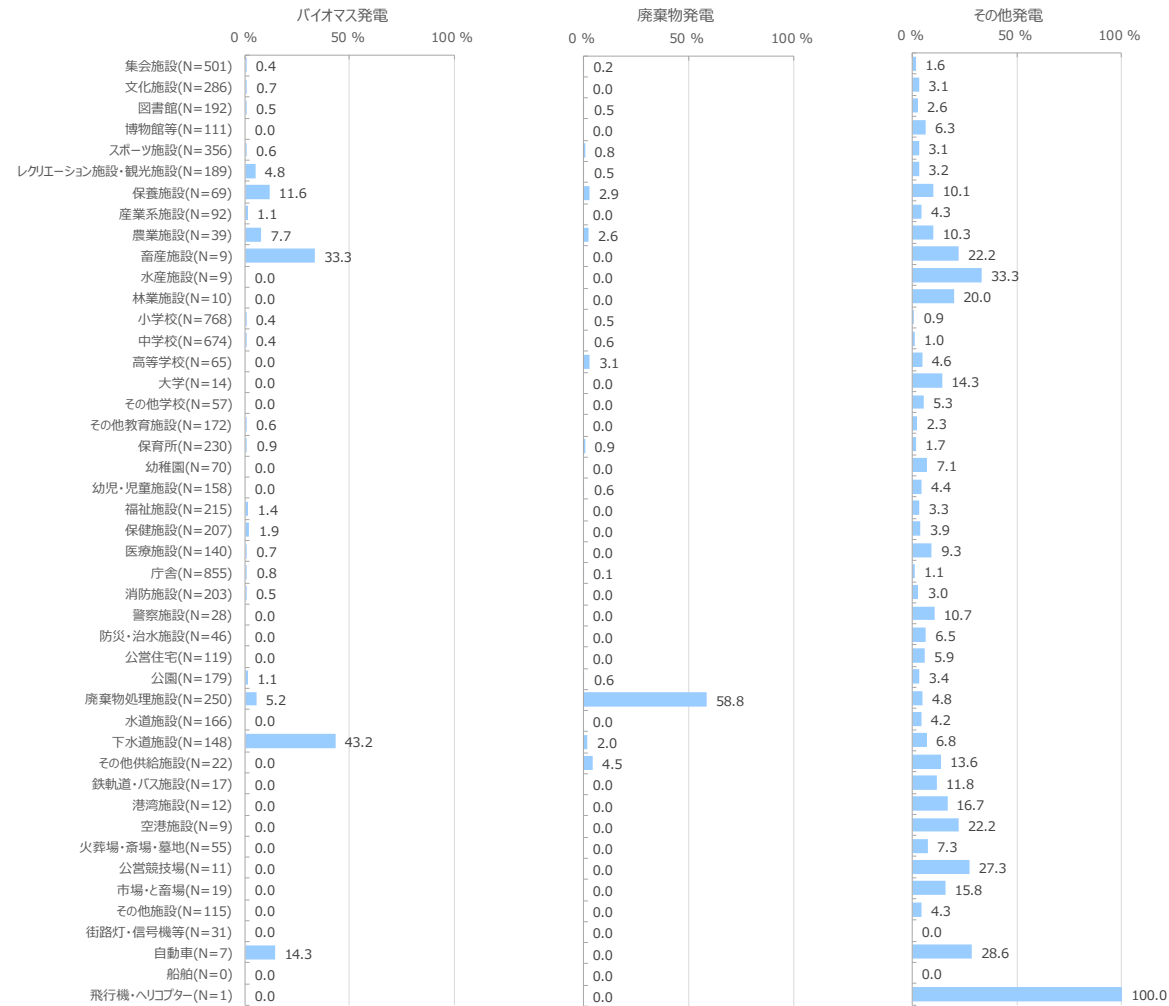
	太陽光発電	バイオマス熱利用	太陽熱利用	廃棄物熱利用	風力発電	廃棄物発電	地中熱利用	水力発電	バイオマス発電	その他発電	その他熱利用	温度差エネルギー利用	雪氷熱利用	温泉熱利用	地熱発電	全体
回答数	1,363	212	201	182	159	153	141	103	96	52	42	35	29	24	12	1,741
比率 (%)	78.3	12.2	11.5	10.5	9.1	8.8	8.1	5.9	5.5	3.0	2.4	2.0	1.7	1.4	0.7	100.00

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

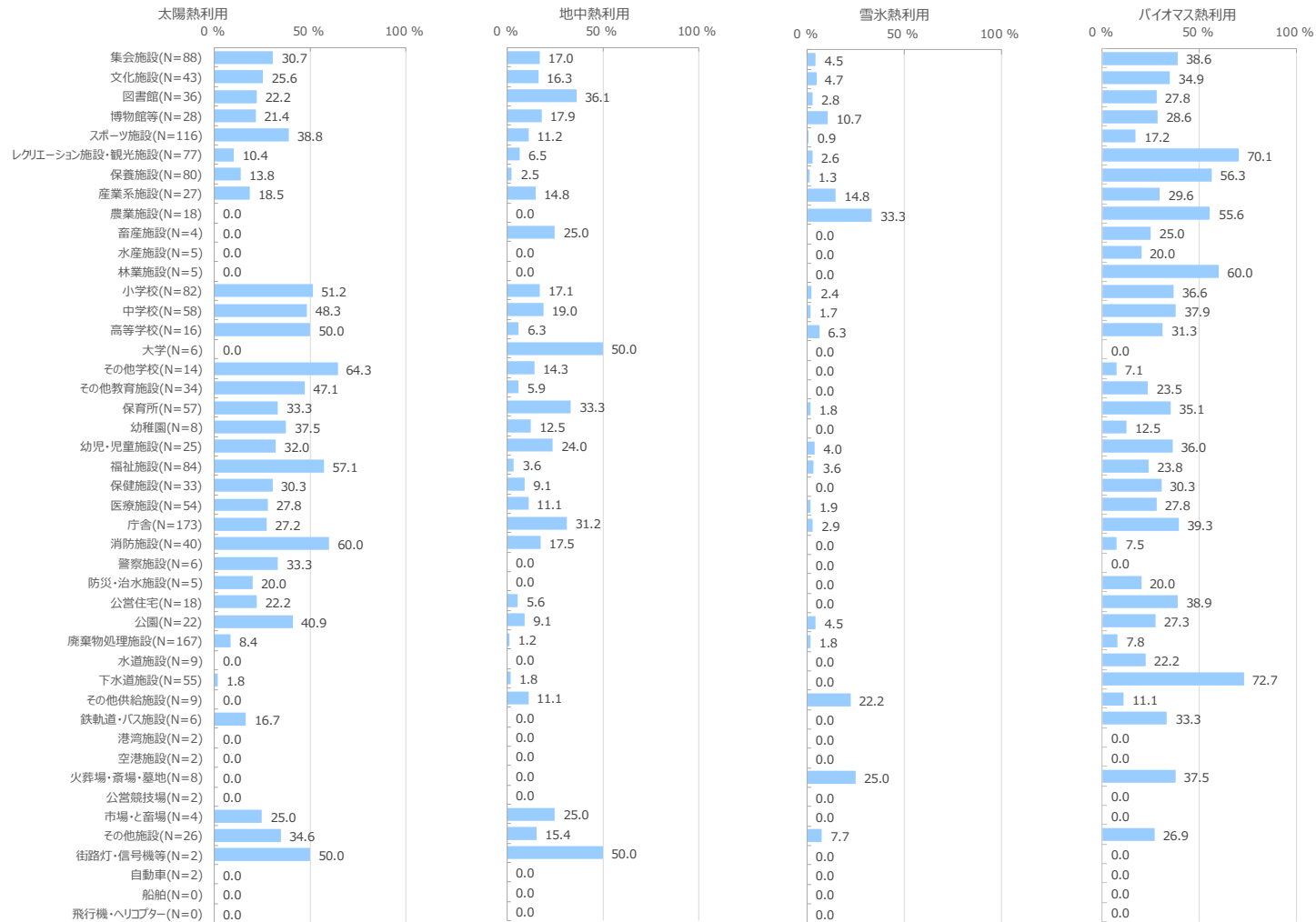
図表 231 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)



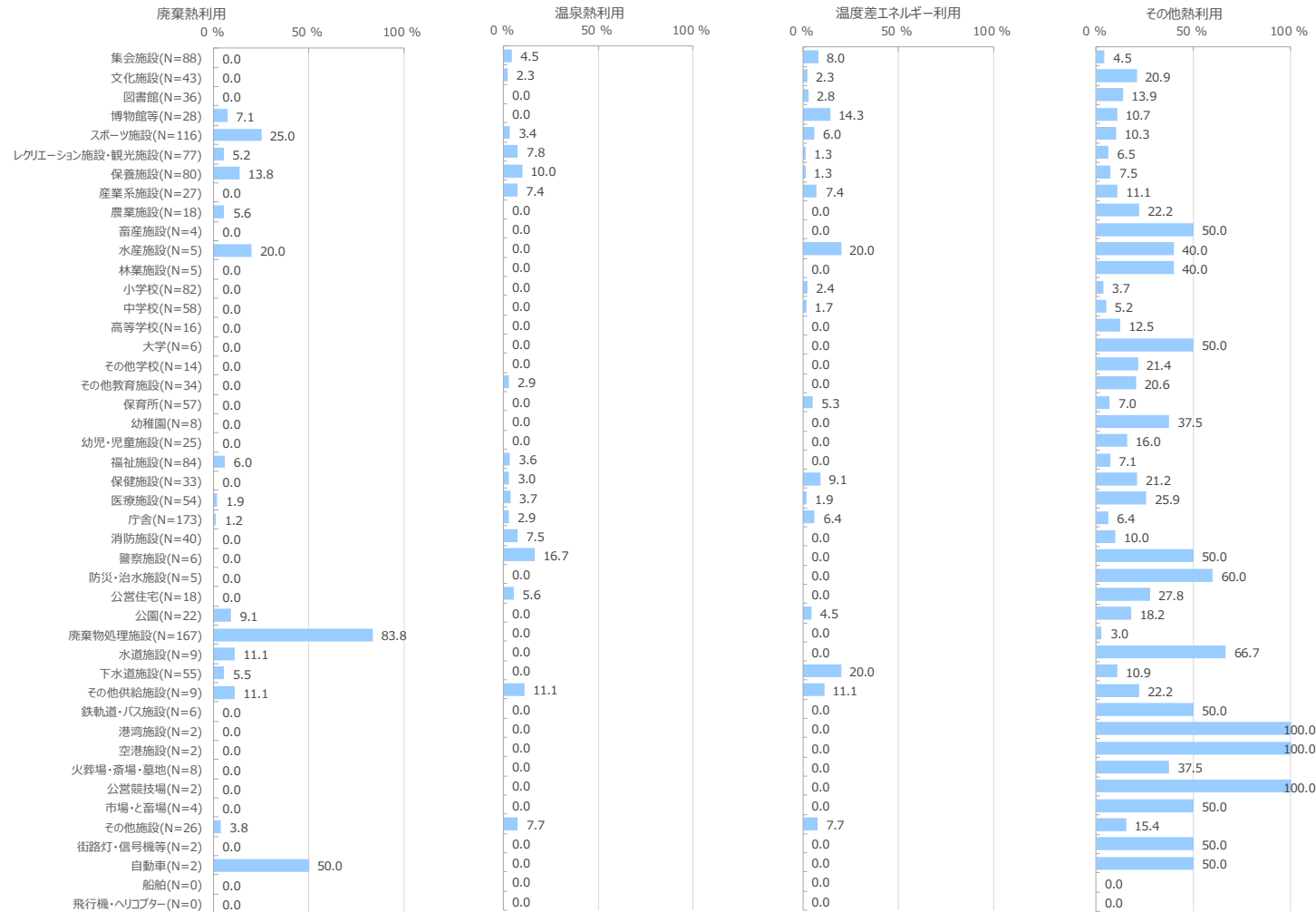
図表 232 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)



図表 233 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)



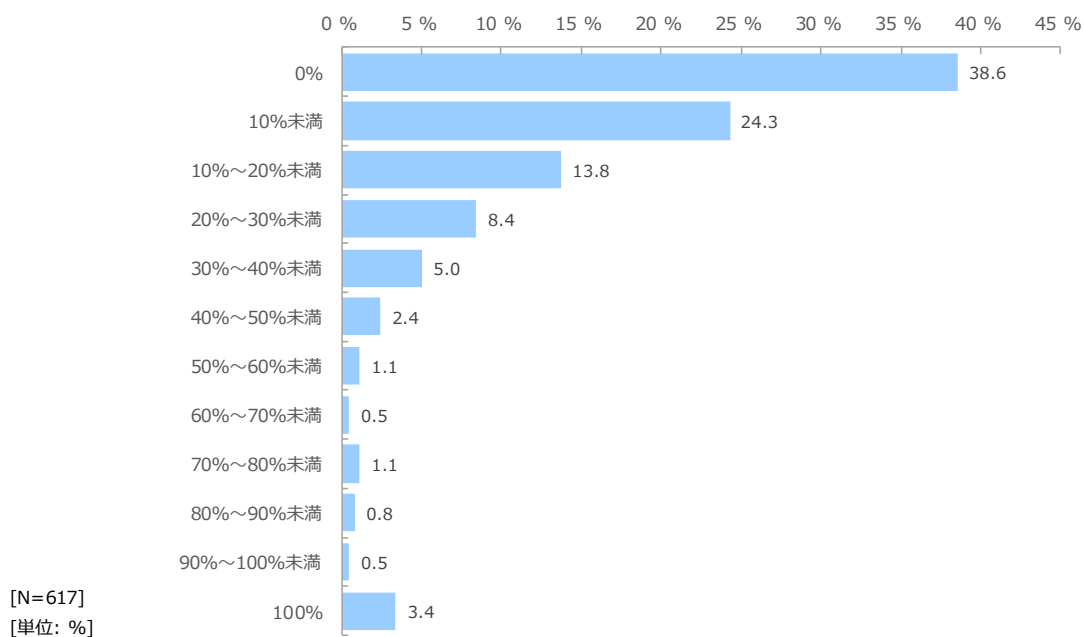
図表 234 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(4/4)



2) 自律分散型エネルギー設備導入状況 <Q1-12(2)>

事務事業編の対象としている防災拠点施設（避難所・緊急避難場所として指定されている施設）における自律分散型エネルギー設備導入割合について、回答のあった団体のうち 38.6%の団体が「0%（導入していない）」と回答している。

図表 235 防災拠点施設における自律分散型エネルギー導入割合

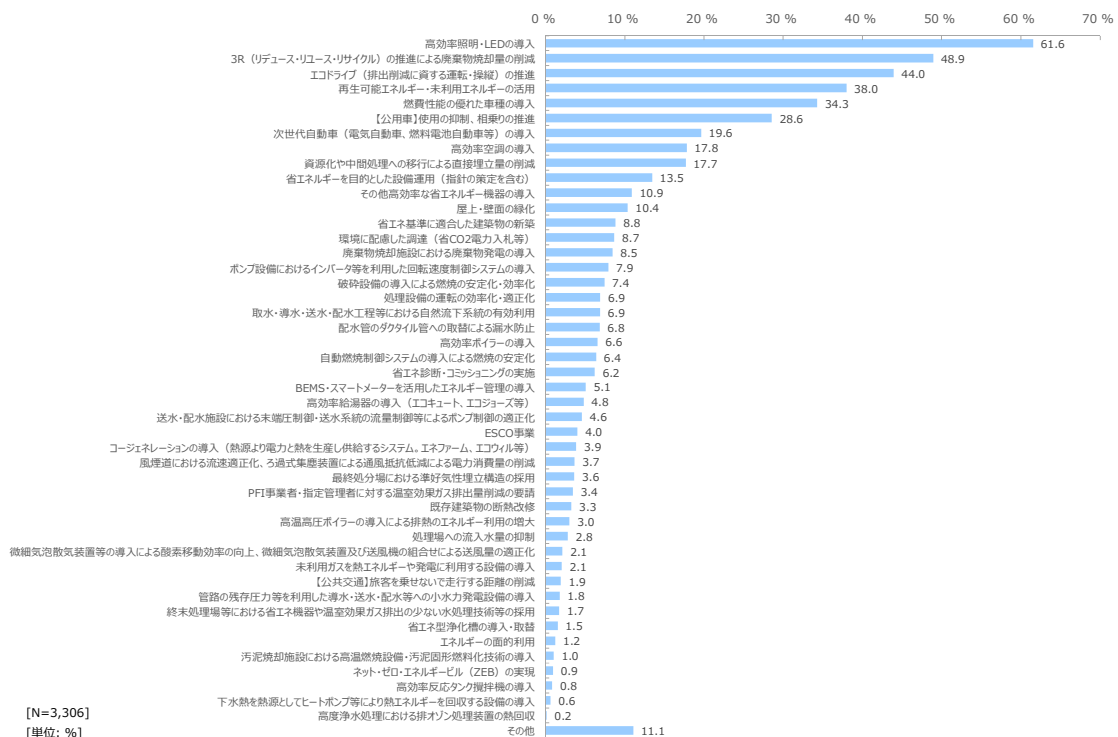


(13) 温室効果ガス削減に向けて実施している取組 <Q1-13>

温室効果ガス削減に向けて実施している取組としては、「高効率照明・LEDの導入」(61.6%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(48.9%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(44.0%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(38.0%)、「燃費性能の優れた車種の導入」(34.3%)が多い。

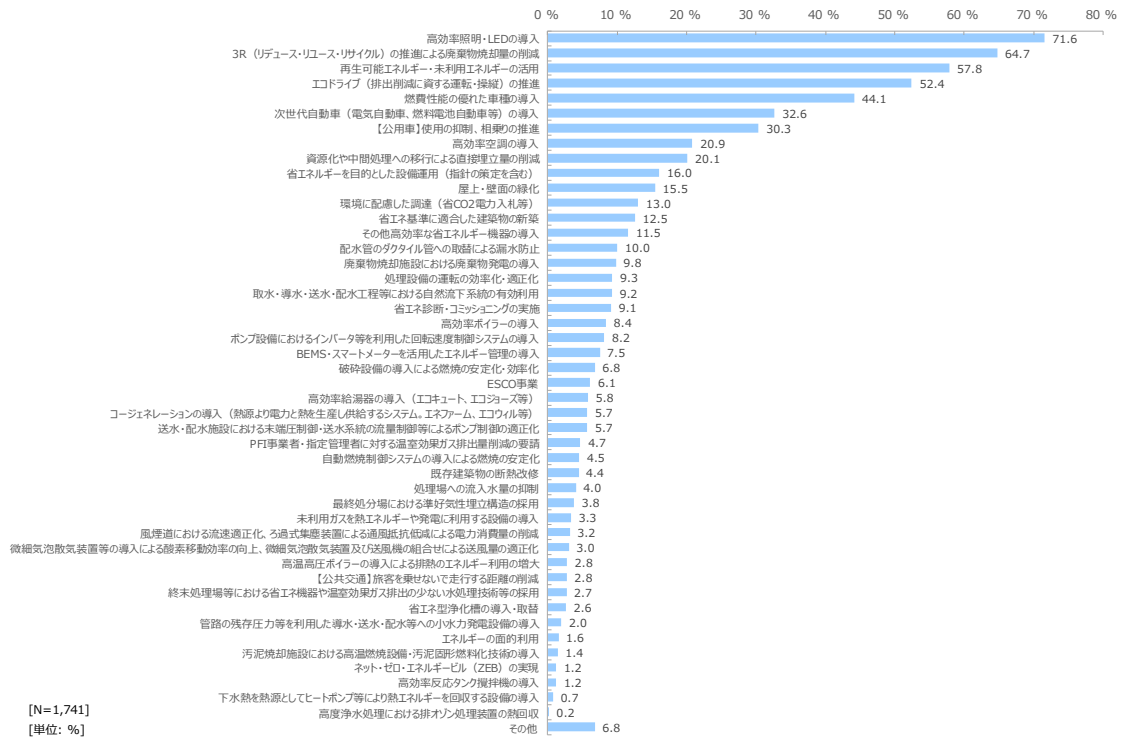
基礎自治体に限ってみると、「高効率照明・LEDの導入」(71.6%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(64.7%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(57.8%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(52.4%)、「燃費性能の優れた車種の導入」(44.1%)と続く。

図表 236 温室効果ガス削減に向けて実施している取組



[N=3,306]
[単位: %]

図表 237 温室効果ガス削減に向けて実施している取組
【基礎自治体】



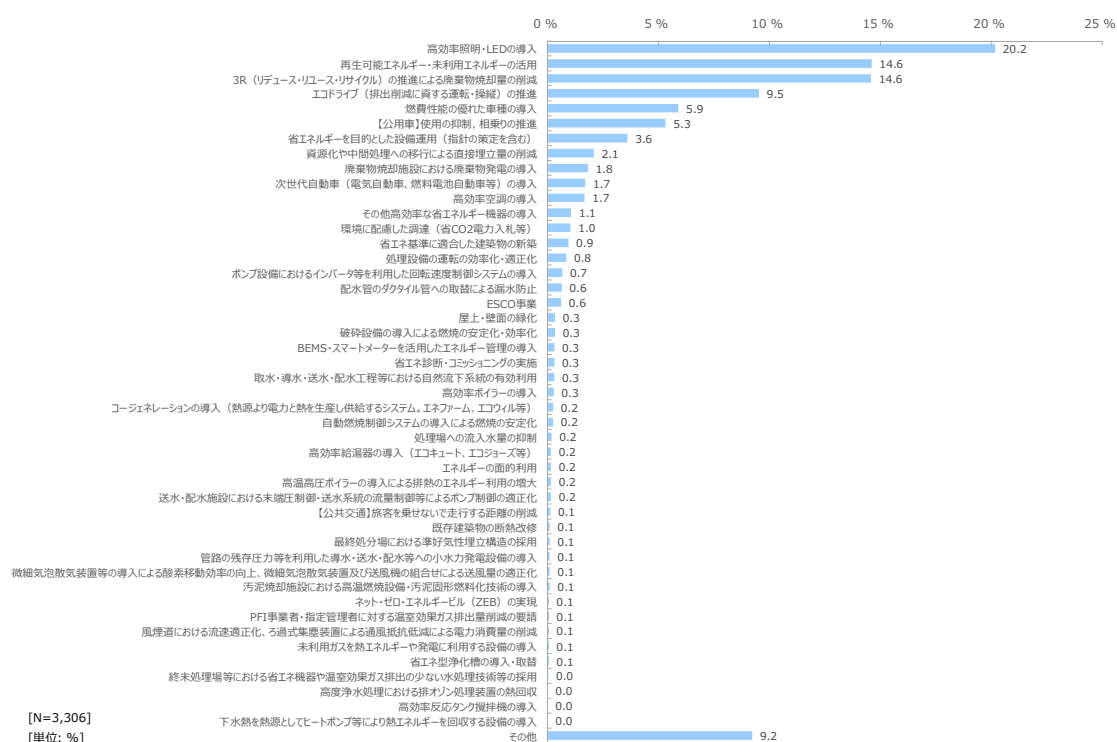
[N=1,741]

[単位: %]

また、温室効果ガス削減に向けて“特に力を入れて実施した取組”としては、「高効率照明・LEDの導入」(20.2%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(14.6%)「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(14.6%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(9.5%)が多い。

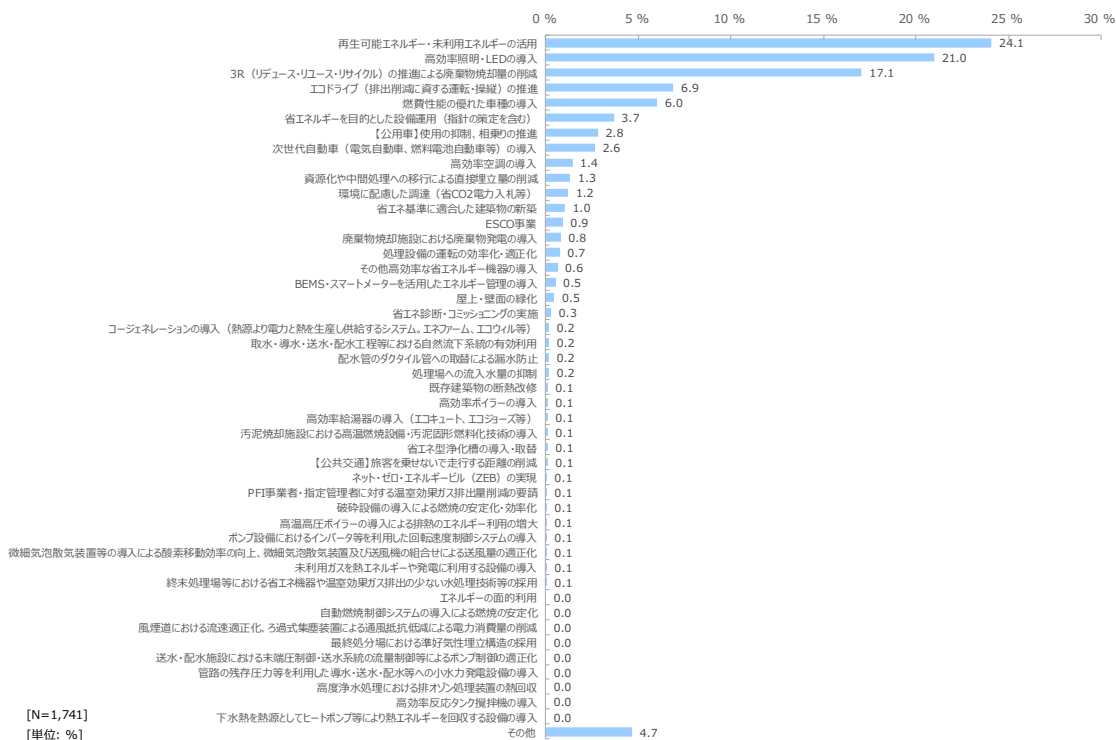
基礎自治体に限ってみると、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(24.1%)が最も多く、「高効率照明・LEDの導入」(21.0%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(17.1%)と続く。

図表 238 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組



[N=3,306]
[単位: %]

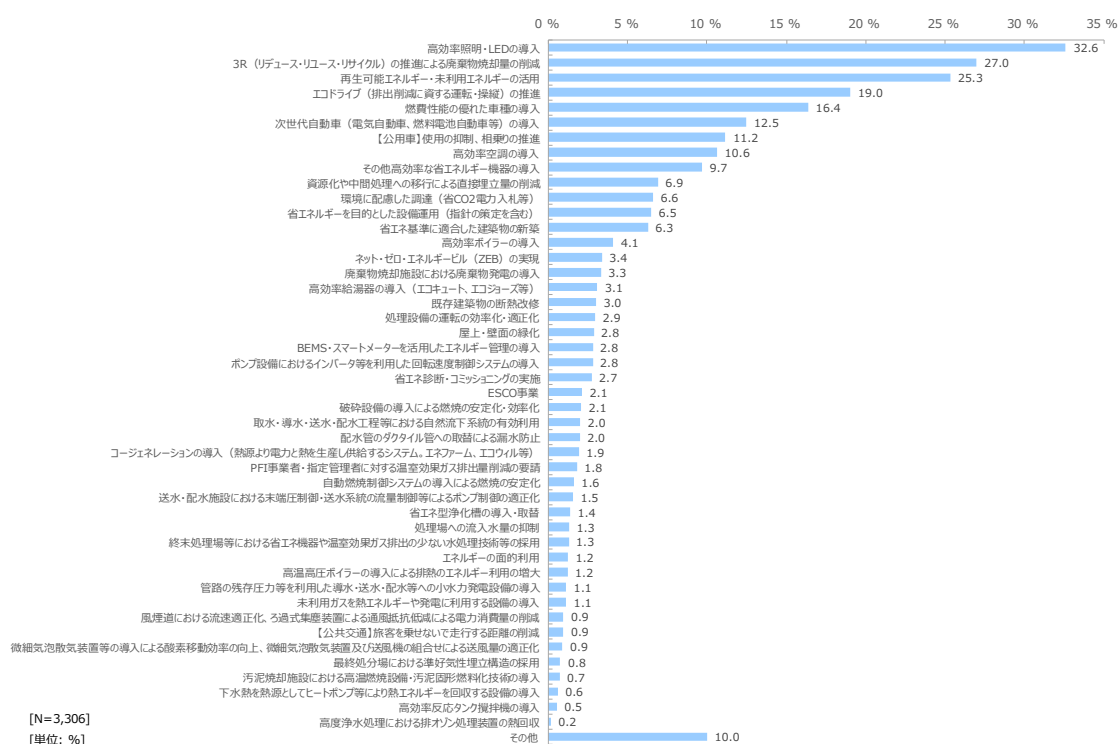
図表 239 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組
【基礎自治体】



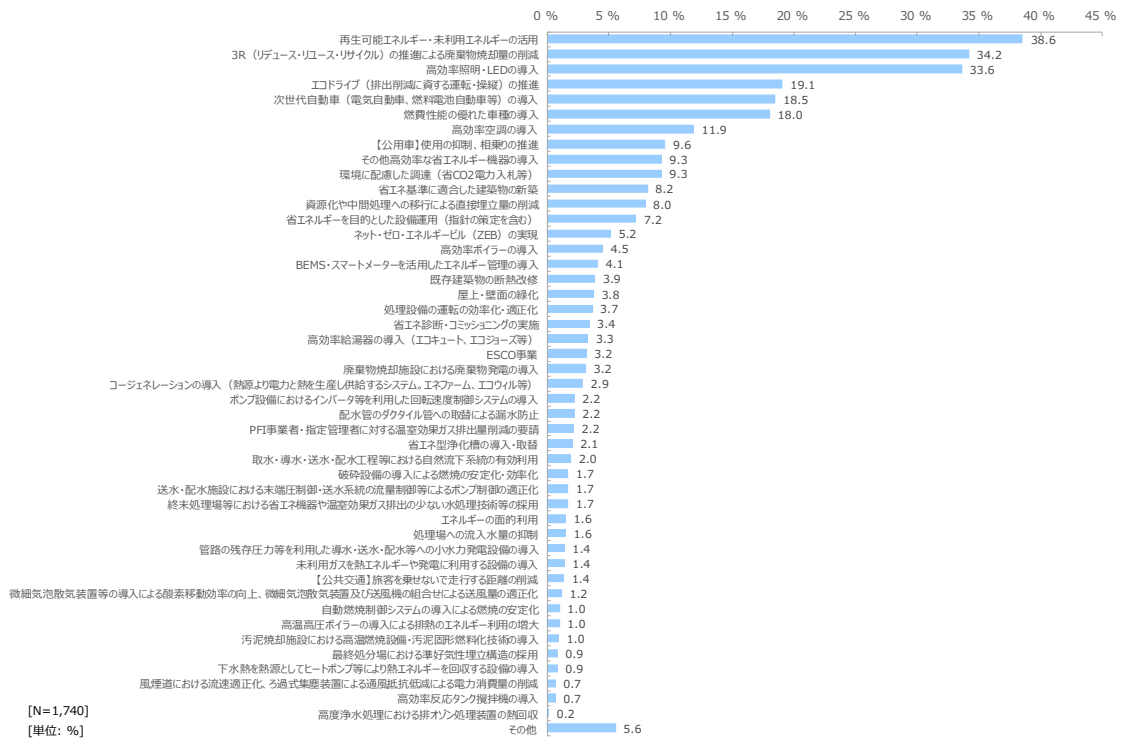
“今後実施したい取組”については「高効率照明・LEDの導入」(32.6%)が最も高く、次いで「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(27.0%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(25.3%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(19.0%)と続く。

基礎自治体に限ってみると、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(38.6%)が最も多く、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(34.2%)「高効率照明・LEDの導入」(33.6%)、と続く。

図表 240 温室効果ガス削減に向けて今後実施したい取組



図表 241 温室効果ガス削減に向けて今後実施したい取組【基礎自治体】



[N=1,740]

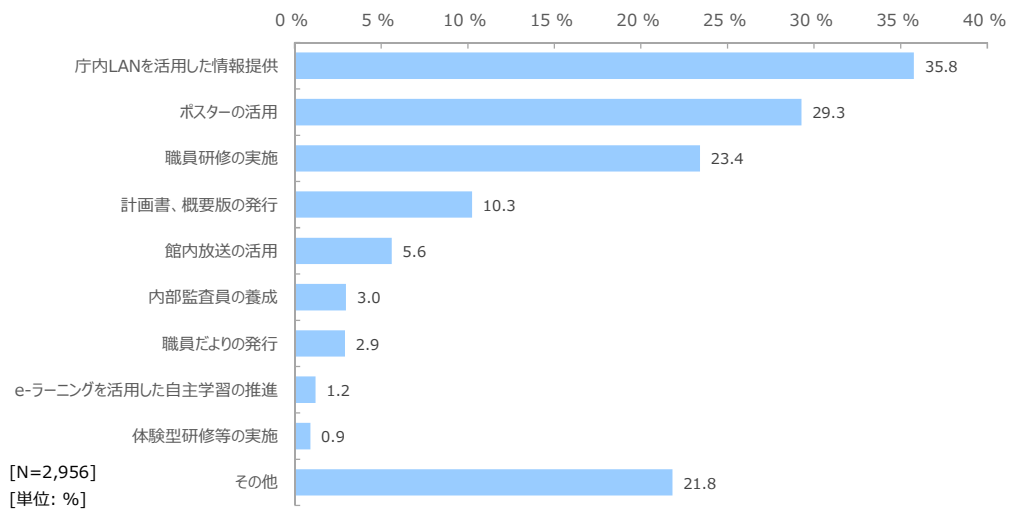
[単位: %]

(14) 職員に対する取組 <Q1-14>

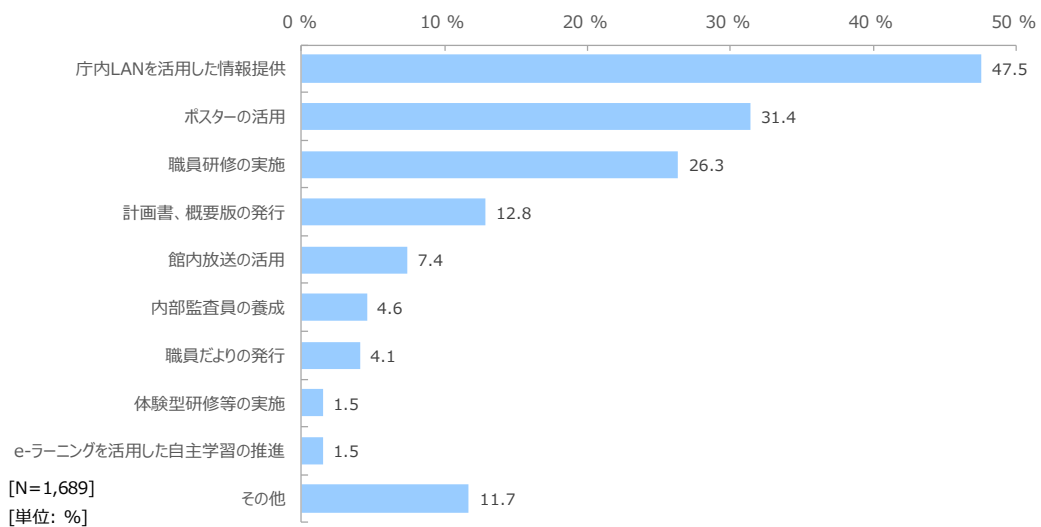
1) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況 <Q1-14(1)>

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(35.8%)が最も多く、「ポスターの活用」(29.3%)、「職員研修の実施」(23.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 242 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

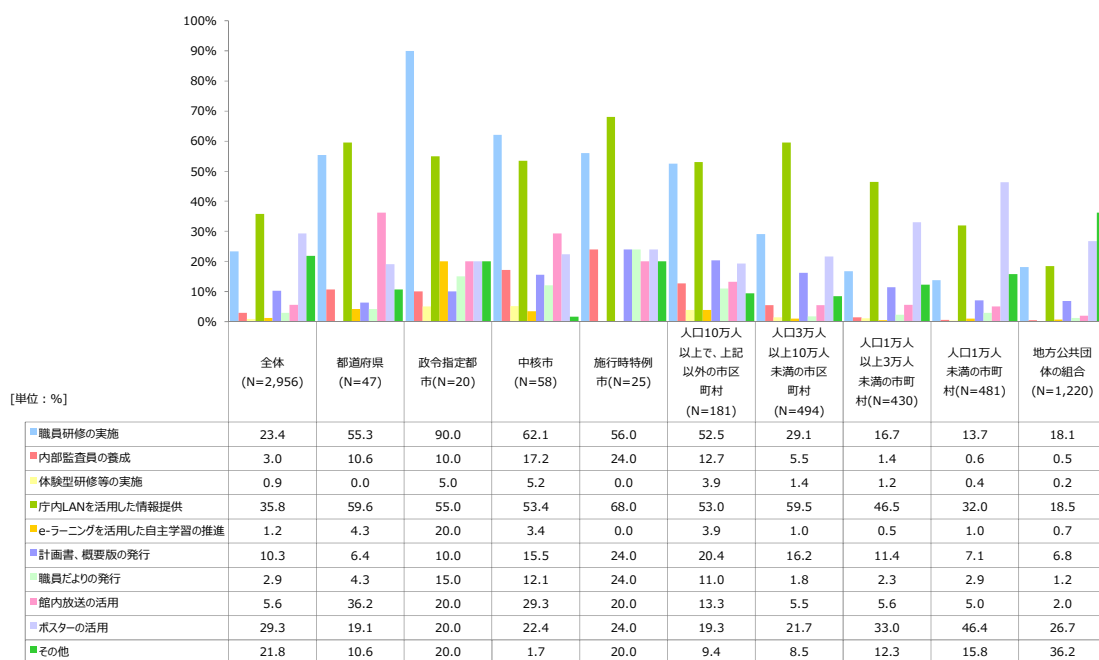


図表 243 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内LANを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 244 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

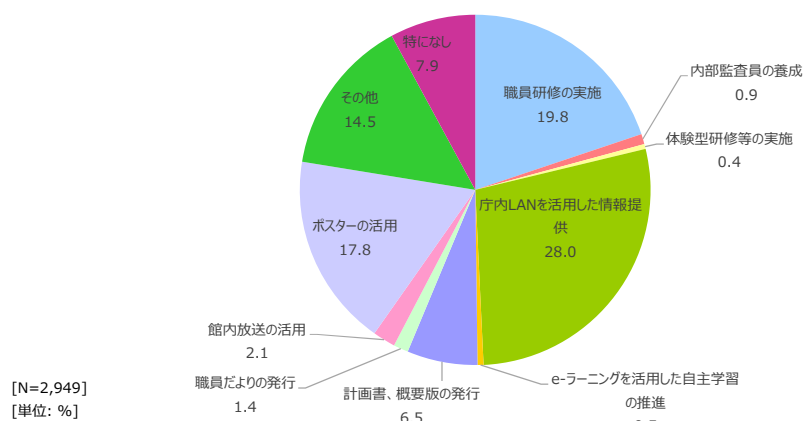


	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だけの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	合計
回答数	692	88	27	1,057	36	303	86	166	865	645	2,956
全体	23.4	3.0	0.9	35.8	1.2	10.3	2.9	5.6	29.3	21.8	
都道府県	55.3	10.6	0.0	59.6	4.3	6.4	4.3	36.2	19.1	10.6	
政令指定都市	90.0	10.0	5.0	55.0	20.0	10.0	15.0	20.0	20.0	20.0	
中核市	62.1	17.2	5.2	53.4	3.4	15.5	12.1	29.3	22.4	1.7	
施行時特例市	56.0	24.0	0.0	68.0	0.0	24.0	24.0	20.0	24.0	20.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52.5	12.7	3.9	53.0	3.9	20.4	11.0	13.3	19.3	9.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	29.1	5.5	1.4	59.5	1.0	16.2	1.8	5.5	21.7	8.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村	16.7	1.4	1.2	46.5	0.5	11.4	2.3	5.6	33.0	12.3	
人口1万人未満の市町村	13.7	0.6	0.4	32.0	1.0	7.1	2.9	5.0	46.4	15.8	
地方公共団体の組合	18.1	0.5	0.2	18.5	0.7	6.8	1.2	2.0	26.7	36.2	

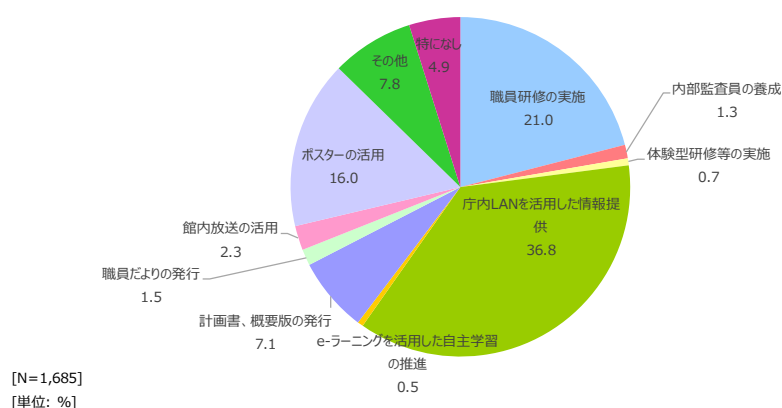
2) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組 <Q1-14(1)>

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(28.0%)が最も多く、「職員研修の実施」(19.8%)、「ポスターの活用」(17.8%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 245 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組



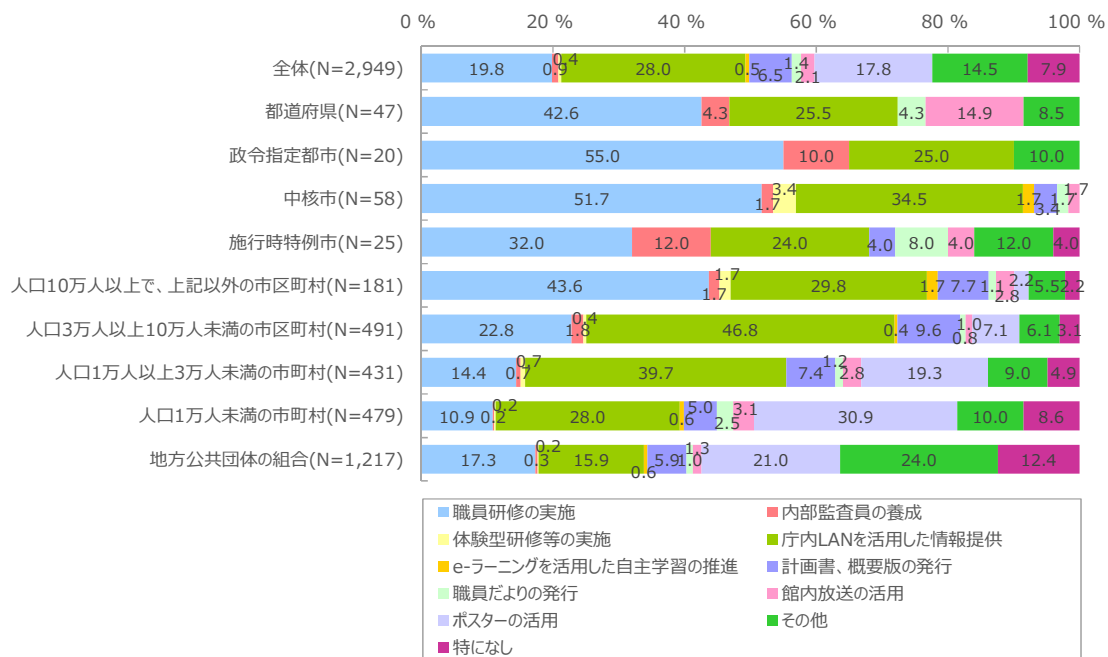
図表 246 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【基礎自治体】



	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だよりの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	特になし	合計
全体	354	22	11	620	9	120	26	39	270	132	82	1,685
比率	21.0	1.3	0.7	36.8	0.5	7.1	1.5	2.3	16.0	7.8	4.9	

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内LANを活用した情報提供」の割合が高い。

図表 247 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【団体区分別】



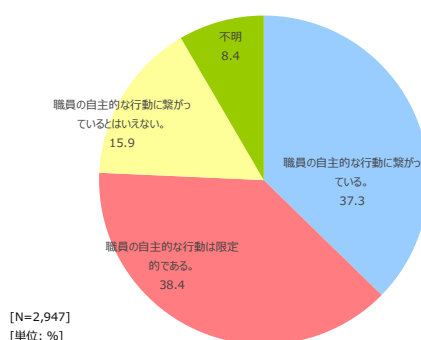
職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だけの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	特になし	合計		
全体	全体	585	28	13	826	16	192	40	62	526	428	233	2,949
	都道府県	20	2	0	12	0	0	2	7	0	4	0	47
	政令指定都市	11	2	0	5	0	0	0	0	0	2	0	20
	中核市	30	1	2	20	1	2	1	1	0	0	0	58
	施行時特例市	8	3	0	6	0	1	2	1	0	3	1	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	79	3	3	54	3	14	2	5	4	10	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	112	9	2	230	2	47	4	5	35	30	15	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	62	3	3	171	0	32	5	12	83	39	21	431
	人口1万人未満の市町村	52	1	1	134	3	24	12	15	148	48	41	479
	地方公共団体の組合	211	4	2	194	7	72	12	16	256	292	151	1,217
比率	全体(N=2,949)	19.8	0.9	0.4	28.0	0.5	6.5	1.4	2.1	17.8	14.5	7.9	
	都道府県(N=47)	42.6	4.3	0.0	25.5	0.0	0.0	4.3	14.9	0.0	8.5	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	10.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	
	中核市(N=58)	51.7	1.7	3.4	34.5	1.7	3.4	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	32.0	12.0	0.0	24.0	0.0	4.0	8.0	4.0	0.0	12.0	4.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=181)	43.6	1.7	1.7	29.8	1.7	7.7	1.1	2.8	2.2	5.5	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	22.8	1.8	0.4	46.8	0.4	9.6	0.8	1.0	7.1	6.1	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=431)	14.4	0.7	0.7	39.7	0.0	7.4	1.2	2.8	19.3	9.0	4.9	
	人口1万人未満の市町村(N=479)	10.9	0.2	0.2	28.0	0.6	5.0	2.5	3.1	30.9	10.0	8.6	
	地方公共団体の組合(N=1,217)	17.3	0.3	0.2	15.9	0.6	5.9	1.0	1.3	21.0	24.0	12.4	

3) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果 <Q1-14(3)>

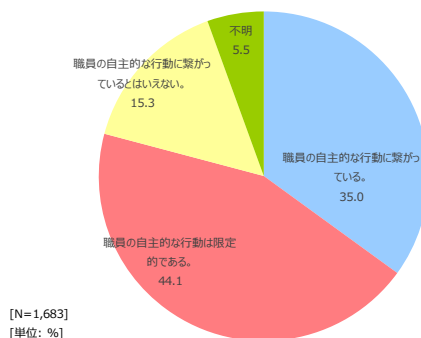
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」(38.4%)と「職員の自主的な行動に繋がっている。」(37.3%)が概ね同程度となっている。

基礎自治体に限ってみると「職員の自主的な行動は限定的である。」は44.1%となっている。

図表 248 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果



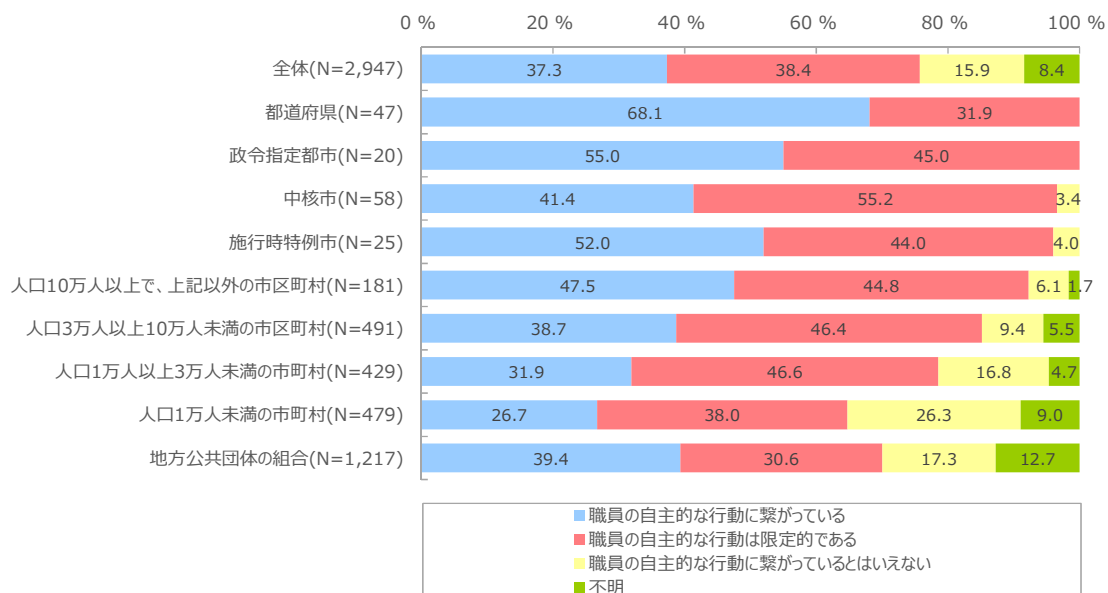
図表 249 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【基礎自治体】



	職員の自主的な行動に繋がっている。	職員の自主的な行動は限定的である。	職員の自主的な行動に繋がっていないといえない。	不明	合計
全体	589	743	258	93	1,683
比率	35.0	44.1	15.3	5.5	

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高い傾向にある。

図表 250 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】



		職員の自主的な行動に繋がっている	職員の自主的な行動は限定的である	職員の自主的な行動に繋がっていないといえない	不明	合計
全体	全体	1,100	1,131	468	248	2,947
	都道府県	32	15	0	0	47
	政令指定都市	11	9	0	0	20
	中核市	24	32	2	0	58
	施行時特例市	13	11	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	86	81	11	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	190	228	46	27	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	137	200	72	20	429
	人口1万人未満の市町村	128	182	126	43	479
	地方公共団体の組合	479	373	210	155	1,217
比率	全体(N=2,947)	37.3	38.4	15.9	8.4	
	都道府県(N=47)	68.1	31.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	41.4	55.2	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=25)	52.0	44.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	47.5	44.8	6.1	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	38.7	46.4	9.4	5.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=429)	31.9	46.6	16.8	4.7	
	人口1万人未満の市町村(N=479)	26.7	38.0	26.3	9.0	
	地方公共団体の組合(N=1,217)	39.4	30.6	17.3	12.7	